

避難者に係る対策の参考資料

目 次

参考資料1 避難者対策の検討経緯	1
1. 避難者に係る被害想定（東京湾北部地震M7.3）	1
2. 首都直下地震対策大綱（平成17年9月中央防災会議決定）における避難者対策（抜粋）	4
3. 首都直下地震の地震防災戦略（平成18年4月中央防災会議決定）における避難者対策	6
参考資料2 近年の災害における避難に関する対応と課題の整理	7
1. 阪神・淡路大震災	7
2. 新潟県中越地震	22
3. ハリケーン・カトリーナ	35
参考資料3 既往災害における避難者の避難先等の選択事例	38
参考資料4 応急危険度判定の所要日数の推定（概算）	39
参考資料5 避難者に関する主な既存施策例	40
1. 避難所生活者数の早期低減	40
1. 1 帰省・疎開の奨励・あっせん	40
1. 2 応急危険度判定による従前住宅の利用促進	43
2. 避難所不足地域から他地域への避難者の移動	48
2. 1 近隣地域の避難所の利用	48
3. 屋外避難への支援	49
3. 1 屋外でのテント等の活用	49
4. 避難所以外の既存施設の活用	50
4. 1 公的・民間施設の活用	50
4. 2 ホテル・旅館、公的宿泊施設の活用	51
5. 震災時に有効に機能する避難所の確保	57
5. 1 既存避難所の耐震化	57
5. 2 既存避難所の機能確保・向上	58
6. 応急住宅の早期供給	60
6. 1 公的な空き室の活用（公営住宅等）	60
6. 2 民間の空き家・空き室の活用（民間賃貸住宅等）	62
6. 3 応急仮設住宅の早期提供	71
7. 応急住宅需要の低減	76
7. 1 応急修理等による従前住宅への復帰	76

8.	避難所生活者数の最大値の低減	78
8. 1	住宅の耐震化	78
8. 2	家具等の固定の推進	80
8. 3	ライフラインの耐震化	88
9.	避難所生活者数の早期低減	89
9. 1	ライフラインの早期復旧	89
参考資料6 災害時における情報ニーズ		90
参考資料7 既往地震災害における被災者の情報ニーズの充足状況		91
参考資料8 避難所生活者460万人の発生で想定される被害シナリオ		92
参考資料9 避難者に係る市区町村等の対策現況（アンケート結果）と課題【量的な課題に関する事項】		95
1.	市区町村・都県への照会の対象等	95
1. 1	本照会の対象等	95
1. 2	本照会における用語の定義	95
2.	市区町村への照会結果（避難所における避難者収容力の不足の現状について）	96
3.	市区町村への照会結果（避難所及び応急住宅の供給について）	104
3. 1	避難所生活者数の早期低減	104
(1)	応急危険度判定による従前住宅の利用促進	104
(2)	帰省・疎開の奨励・あっせん	110
3. 2	避難所以外の既存施設の活用による供給拡大	112
(1)	公的施設・民間施設の活用	112
(2)	ホテル・旅館、公的宿泊施設の活用	112
3. 3	屋外避難への支援	122
(1)	屋外でのテント等の活用	122
3. 4	避難所不足地域から他地域への避難者の移動	128
(1)	近隣地域の避難所の利用	128
4.	応急住宅需要の低減	132
4. 1	応急修理等による従前住宅への復帰	132
4. 2	応急住宅の早期供給	138
(1)	公的な空き家・空き室の活用（公営住宅等）	138
(2)	民間の空き家・空き室の活用（民間賃貸住宅等）	144
(3)	応急仮設住宅の早期提供	148
5.	まとめ	157
5. 1	避難所生活期	157
5. 2	応急住宅生活期	158

参考資料10 避難者に係る市区町村等の対策現況（アンケート結果）と課題【質的な課題に関する事項】 160

1. 避難所環境等について（市区町村への照会結果）	160
（1） 1都4県の避難者収容可能人数	161
（2） 二次避難所における避難者1人当たりの避難所収容面積	163
（3） 二次避難所の耐震化の状況	165
（4） 二次避難所の耐震化状況を考慮した場合の1都4県の避難者収容可能人数	166
（5） 自家発電装置の整備状況	169
（6） 自家発電装置を整備している避難所における平均発電可能時間	170
（7） 食料の備蓄状況	173
（8） 耐震性貯水槽による飲料水備蓄量	177
（9） ペットボトル等避難所用飲料水の備蓄量	179
（10） 浄水器、濾水器などの準備状況	180
（11） プール水の活用など、発災時の既設トイレ活用の検討状況 .	183
（12） 仮設トイレ・組立てトイレ等の備蓄・調達数	185
（13） 簡易トイレの備蓄・調達数	187
（14） マンホール対応型トイレ等の備蓄・調達数	188
（15） 携帯トイレの備蓄・調達数	189
（16） その他トイレの備蓄・調達数	190
（17） 大規模地震時に想定される避難所開設期間	193
（18） 避難者収容の可能性.....	195
（19） プライバシーの確保.....	199
（20） 避難所の運営方法.....	203
（21） 避難者名簿の作成.....	207
（22） 避難者の照会への対応	211
（23） 一次避難所における視覚障害者への配慮	215
（24） 一次避難所における聴覚障害者への配慮	219
（25） 一次避難所における身体障害者への配慮	223
（26） 一次避難所における高齢者への配慮	227
（27） 一次避難所における妊婦・乳幼児への配慮	231
（28） 一次避難所における外国人への配慮	235
2. 避難所及び応急住宅の供給について（市区町村への照会結果）	237
2. 1 避難所生活者数の早期低減	237
（1） 応急危険度判定による従前住宅の利用促進	237
（2） 帰省・疎開の奨励・あっせん	237
2. 2 避難所以外の既存施設の活用による供給拡大	238

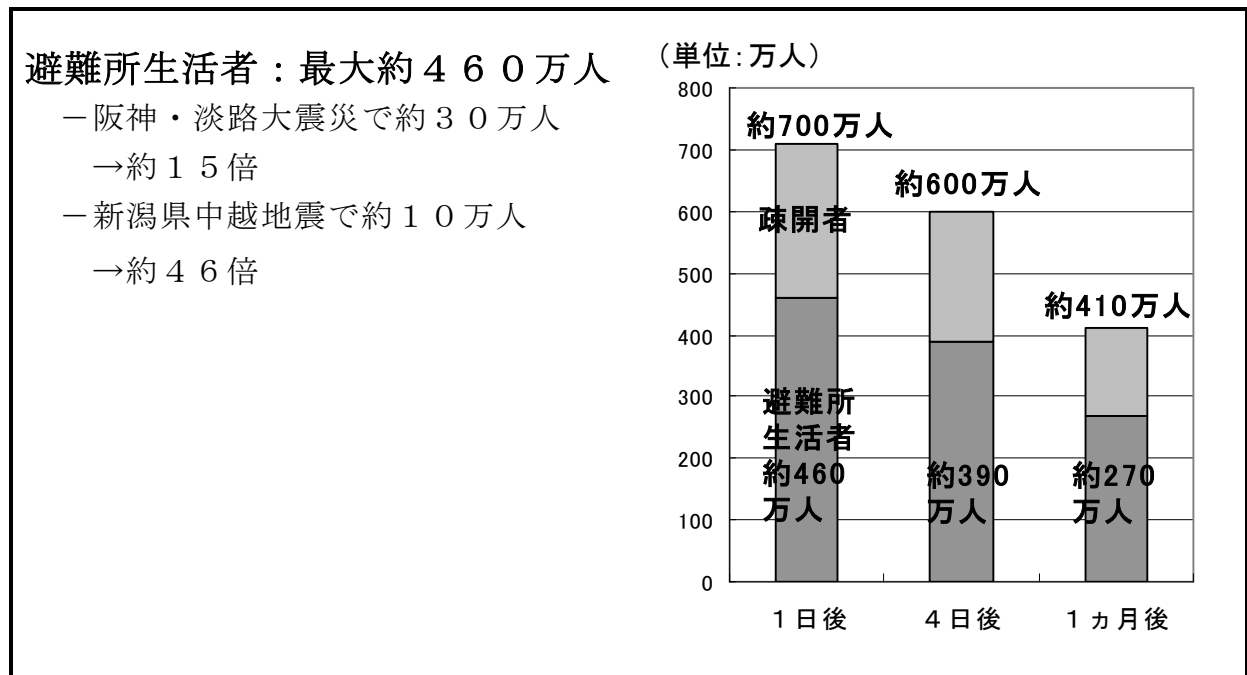
(1) 公的施設・民間施設の活用	238
(2) ホテル・旅館、公的宿泊施設の活用	238
2. 3 屋外避難への支援	254
(1) 屋外でのテント等の活用	254
2. 4 避難所不足地域から他地域への避難者の移動	258
(1) 近隣地域の避難所の利用	258
2. 5 応急住宅需要の低減	262
(1) 応急修理等による従前住宅への復帰	262
2. 6 応急住宅の早期供給	264
(1) 公的な空き家・空き室の活用（公営住宅等）	264
(2) 民間の空き家・空き室の活用（民間賃貸住宅等）	266
(3) 応急仮設住宅の早期提供	270
2. 7 避難者対策への意見・要望等について（市区町村への照会結果）	272
参考資料 1 1 公立小中学校施設の耐震化等の状況	275
参考資料 1 2 避難所及び応急住宅に関する需給バランスの試算結果	276

参考資料 1 避難者対策の検討経緯

避難者対策についてのこれまでの検討経緯は以下のとおりである。

1. 避難者に係る被害想定（東京湾北部地震M7.3）

（平成 17 年 7 月首都直下地震対策専門調査会報告等）



（設定条件）

- ・ 4 つのシーンを設定（冬朝 5 時、秋朝 8 時、夏昼 12 時、冬夕方 18 時）
- ・ 風速は 3m/s(阪神・淡路大震災)と 15m/s(関東大震災)の場合を想定

（想定の方針）

- ・ 建物被害やライフライン被害に伴い避難所生活または疎開を強いられ、従前住宅での居住に制約を受ける人数（避難者数）について、発災 1 日後、4 日後、1 ヶ月後の時系列で算出
- ・ 避難者としては、自宅建物被害により避難する人と、自宅の建物自体には被害がないが断水等ライフライン被害により継続居住が困難となり避難する人の 2 種類を想定。
- ・ 室崎ら（1996）による神戸市内震度 7 地域の住民へのアンケート調査より、翌日に避難する人の割合を、全壊・焼失世帯で 100%、半壊世帯で 50.3%、自宅建物自体は軽微または被害なしであるが断水している世帯で 36.2%と設定
- ・ また、阪神・淡路大震災以降の都市住民の意識調査（1995）より、断水が続いた場合、発災 4 日後で約 91%の都民が継続居住が「限界である」と回答しており、断水が長期化することにより避難者の割合が増加することを考慮
- ・ なお、避難所へ避難する人（＝避難所生活者）と、避難所以外へ避難・疎開する人（＝疎開者）の割合はおよそ 65:35

[1日後の場合]

- ・避難人口 = 全壊・焼失人口 + 0.503 × 半壊人口 + 0.362 × 断水率 (発災 1 日後) × 被害なし人口

[4日後、1ヶ月後の場合]

- ・避難人口 = 全壊・焼失人口 + 0.503 × 半壊人口 + 0.362 × 断水率 (発災 4 日後ないし 1 ヶ月後) × 被害なし人口 + 0.91 × (1 - 0.362) × 断水率 (発災 4 日後ないし 1 ヶ月後) × 被害なし人口

(避難所生活者数、疎開者数)

- ・避難所生活者数 = 避難人口 × 0.65
- ・疎開者数 = 避難人口 × 0.35

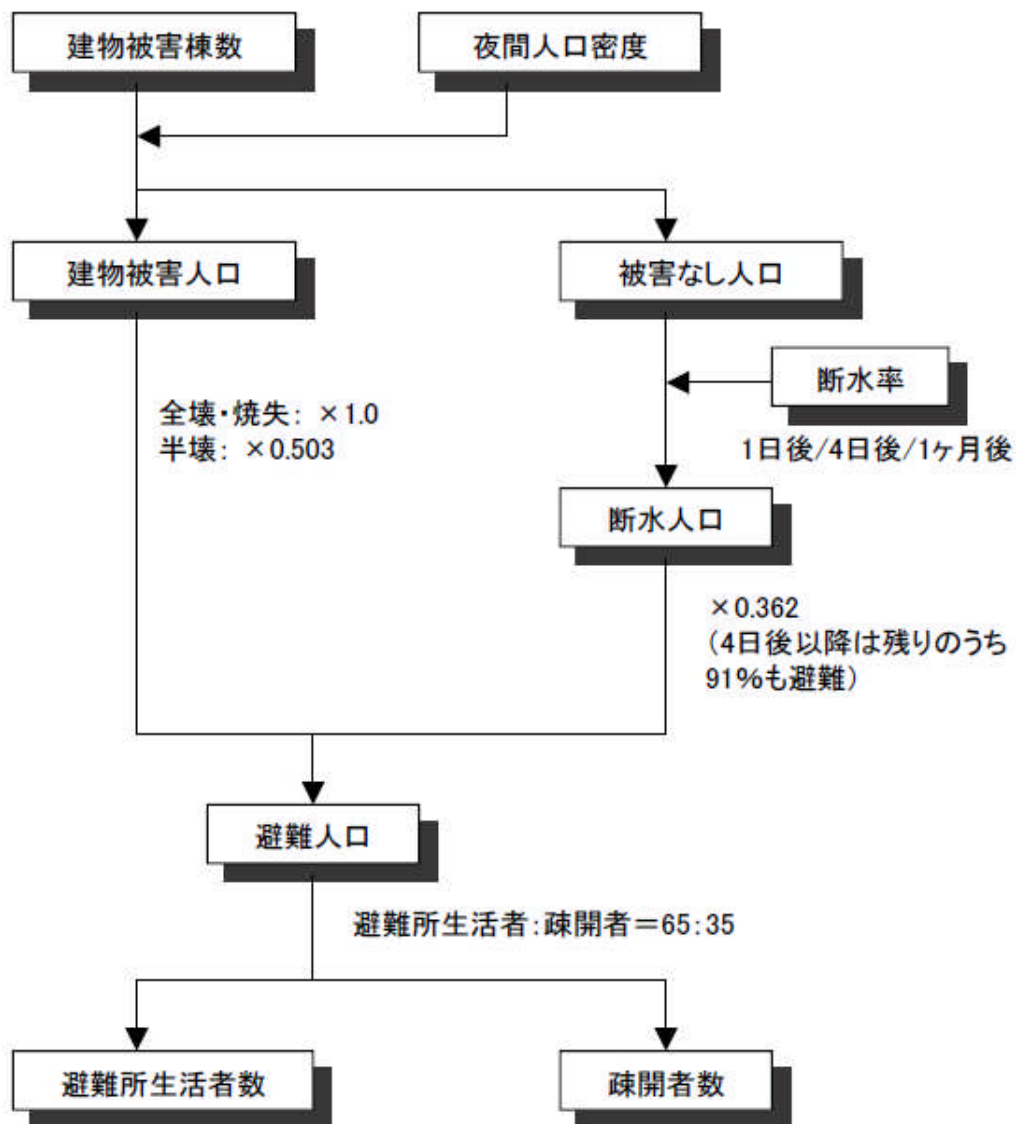


図 1-1 手法フロー

<被害想定結果（東京湾北部地震M7.3）>

(a) 冬夕方 18 時、風速 15m/s（家屋被害が最大となるケース）（単位：人）

	避難者数【1日後】		
		避難所生活者数	疎開者数
合計	約 7,000,000	約 4,600,000	約 2,500,000
茨城県	約 57,000	約 37,000	約 20,000
埼玉県	約 1,000,000	約 660,000	約 350,000
千葉県	約 1,300,000	約 870,000	約 470,000
東京都	約 3,100,000	約 2,000,000	約 1,100,000
神奈川県	約 1,500,000	約 990,000	約 530,000

(b) 冬夕方 18 時、風速 3m/s（家屋被害が最小となるケース）（単位：人）

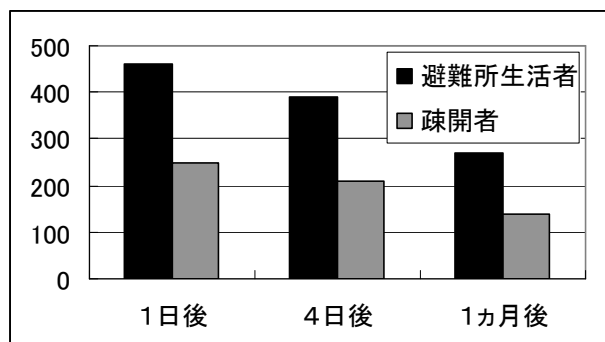
	避難者数【1日後】		
		避難所生活者数	疎開者数
合計	約 5,400,000	約 3,500,000	約 1,900,000
茨城県	約 57,000	約 37,000	約 20,000
埼玉県	約 810,000	約 530,000	約 280,000
千葉県	約 1,100,000	約 710,000	約 380,000
東京都	約 2,200,000	約 1,400,000	約 750,000
神奈川県	約 1,300,000	約 870,000	約 470,000

(注) 数値は四捨五入により表示しているため、各数値の合計値は、合計の欄の値と一致しない場合がある。

(注) 「-」は値がゼロまたはわずかを示す。

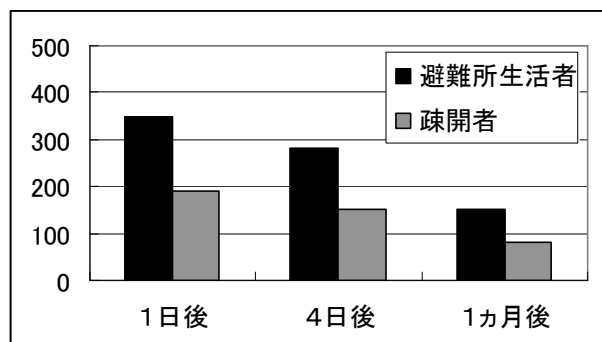
(a)のケース

(単位：万人)



(b)のケース

(単位：万人)



2. 首都直下地震対策大綱(平成17年9月中央防災会議決定)

における避難者対策(抜粋)

第2章 膨大な被害への対応 ～地震に強いまちの形成～

第2節 膨大な避難者、帰宅困難者への対応

1. 避難者対策

(1) 避難所への避難者を減らす対策

避難所に依拠する避難者の数は、過去に発生した阪神・淡路大震災や新潟県中越地震に比べて膨大となると予測されるため、地方公共団体において指定避難所を確保するほか、多様な対策メニューが必要となる。

避難所に収容する人数を大幅に減少させるために、国、地方公共団体は、一時的に被災地外に居住することにより避難所に依拠する者そのものを減らす疎開・帰省の奨励・あっせんや、避難所全体としての収容力を増強するためのホテル、空き家・空き室等、既存ストックの活用など多様な対策メニューをあらかじめ用意しておく。この際、疎開にあたっては、児童・生徒を学校単位で移動させるなど、既存の地域コミュニティに留意する。

(2) 避難収容体制の整備

地方公共団体等は、避難所となる施設の耐震化や避難所における応急給水装置・非常用電源の整備等、避難所となる施設における地域防災拠点機能の強化を図るとともに、プライバシー確保等、避難所の環境整備を進める。避難所となる施設の耐震化にあたっては、施設の管理者が地方公共団体以外の者である場合には、耐震化の実施主体は当該施設の管理者となることもあるため、両者で十分調整の上、耐震化を推進する。

また、地方公共団体は、避難所に収容された者の名簿作成、他からの照会対応の体制を整備する。この際、個人情報保護の観点から、照会に対する対応の応否の確認に留意する。

(3) 食料・飲料水及び生活必需品の確保

国、地方公共団体は、各家庭において最低限3日分の食料・飲料水及び生活必需品の備蓄を促進するとともに、被災地外の地方公共団体・関係業界団体等と連携した物資の調達体制や基幹的広域防災拠点を活用した陸・海・空のモードによる輸送体制など広域応援による物資供給体制を強化する。

(4) 多様な応急住宅提供メニューの提示

地方公共団体は、国の協力の下、被災者による本格的な住宅再建までの居住環境確保のため、従来から行われている応急仮設住宅の建設・提供体制を強化するとともに、被災地及び被災地周辺において被災を免れた空き家・空き室等の既存ストックを活用した借り上げ方式、家賃補助等の多様な応急住宅メニューを提示する。また、地方公共団体は、あらかじめ応急仮設住宅の建設地としても利用可能な空地のリスト化を行い、随時、情報を更新しておく。

(5) 被災者支援策等の情報提供

地方公共団体は、防災行政無線のほか、コミュニティFMなど多様な放送媒体等を活用して、避難者に対する支援策等、被災者支援策全般にわたるきめ細かな情報を提供する。

3. 首都直下地震の地震防災戦略（平成 18 年 4 月中央防災会議決定）における避難者対策

IV 今後の課題

1. 生活支障の軽減

首都直下地震では、膨大な避難所生活者及び帰宅困難者が発生する。これら生活支障については、今後、軽減方策を具体的に検討する予定であり、その検討結果を踏まえて、減災目標、具体目標等の提示を行うこととする。

参考までに、今後 10 年間で被害を半減するとした場合に、検討すべき具体目標の目安を示す。

今後 10 年間で指定避難所での延べ生活者数^{※1}を半減

風速 3m/s 延べ指定避難所生活者数^{※1}を約 8 千万人日から約 4 千万人日に
風速 15m/s 延べ指定避難所生活者数^{※1}を約 1 億人日から約 5 千万人日に

※1 指定避難所での発災 1 日後から 30 日後までの間の延べ人数

夕方 18 時で、風速 3m/s 及び風速 15m/s の地震発生ケースで、指定避難所での延べ生活者数を半減するためには、

①住宅・建築物の耐震化対策（耐震化率 90%）等による建物被害の軽減のほか、

②疎開者の割合の増加

③旅館・ホテル等の利用の促進

④空き家等の利用の検討

が必要である。具体的には、疎開者の割合を現在の被害想定より 1～2 割増加させるとともに、1 都 3 県の空き家・ホテル等のうち 20～30 万戸・部屋を利用すれば達成可能である。今後、これらの指定避難所生活者数を軽減させる方策について検討する。

参考資料 2 近年の災害における避難に関する対応と課題の整理

避難者の発生状況やその対応に関する既往災害の事例として、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震及びハリケーン・カトリーナについて、以下のとおり整理した。

1. 阪神・淡路大震災

〔被害全体の概要〕

- ・平成7年1月17日5時46分、兵庫県南部地震が発生。マグニチュード7.3
- ・神戸市・芦屋市・西宮市・宝塚市及び淡路島北部で震度7の揺れを記録
- ・死者6,434人、負傷者43,792人、住家全壊104,906棟、半壊144,274棟などの被害が発生した未曾有の大災害
- ・古い木造住宅を中心に建物が倒壊し、また、ライフライン機能が麻痺する中で、多くの住民が避難所等での生活を余儀なくされた（ピーク時の避難所生活者約32万人）。

表 2-1 阪神・淡路大震災の被害概要

人的被害	死者	6,434人	非住家	公共建物	1,579棟		
	行方不明者	3人		その他	40,917棟		
	負傷者	重傷	10,683人	文教施設		1,875箇所	
		軽傷	33,109人	道路		7,245箇所	
計		43,792人	橋りょう		330箇所		
住家被害	全壊	104,906棟	河川		774箇所		
		186,175世帯	崖くずれ		347箇所		
	半壊	144,274棟	ブロック塀等		2,468箇所		
		274,182世帯	水道断水		約130万戸	※厚生省調べ	
	一部損壊	390,506棟	ガス供給停止		約86万戸	※資源エネルギー庁調べ	
合計	639,686棟	停電		約260万戸	※資源エネルギー庁調べ		
			電話不通		30万回線超	※郵政省調べ	

出典)「阪神・淡路大震災について(確定報)」(総務省消防庁、2006年5月19日発表)

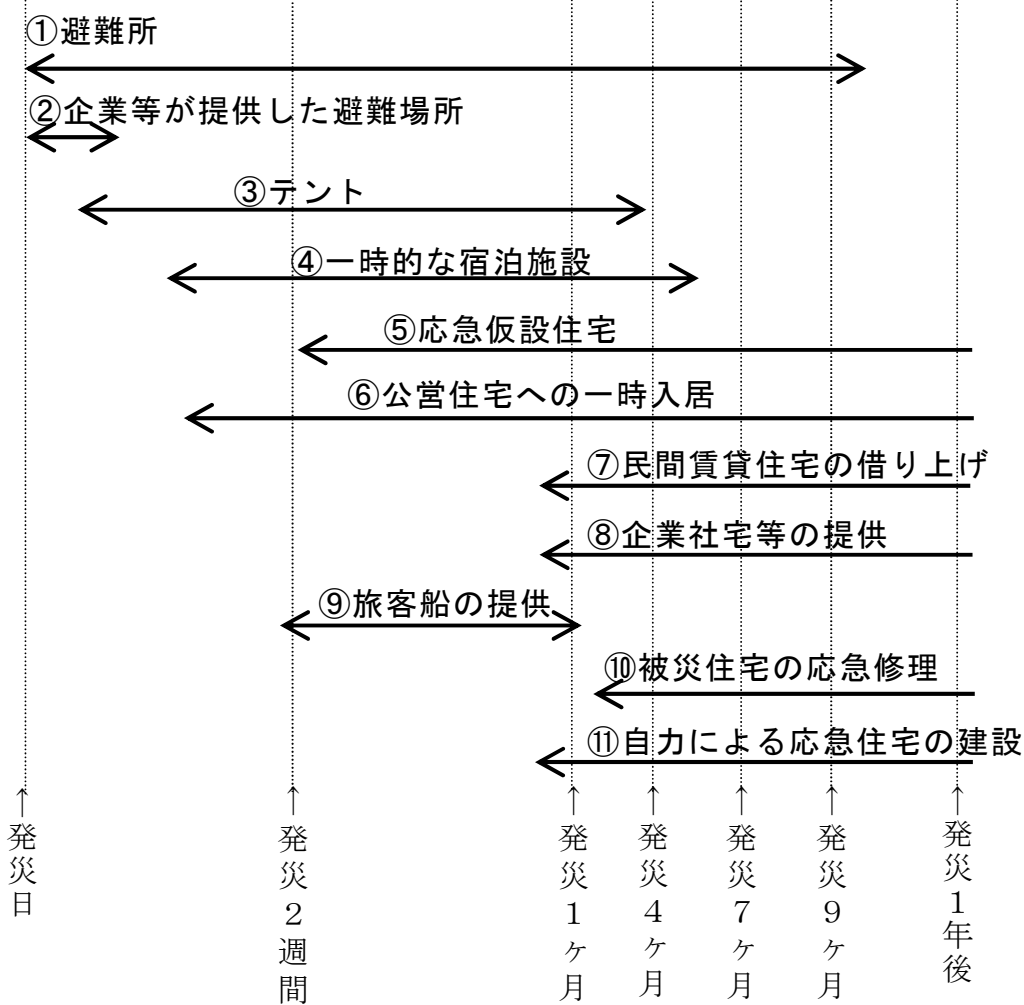
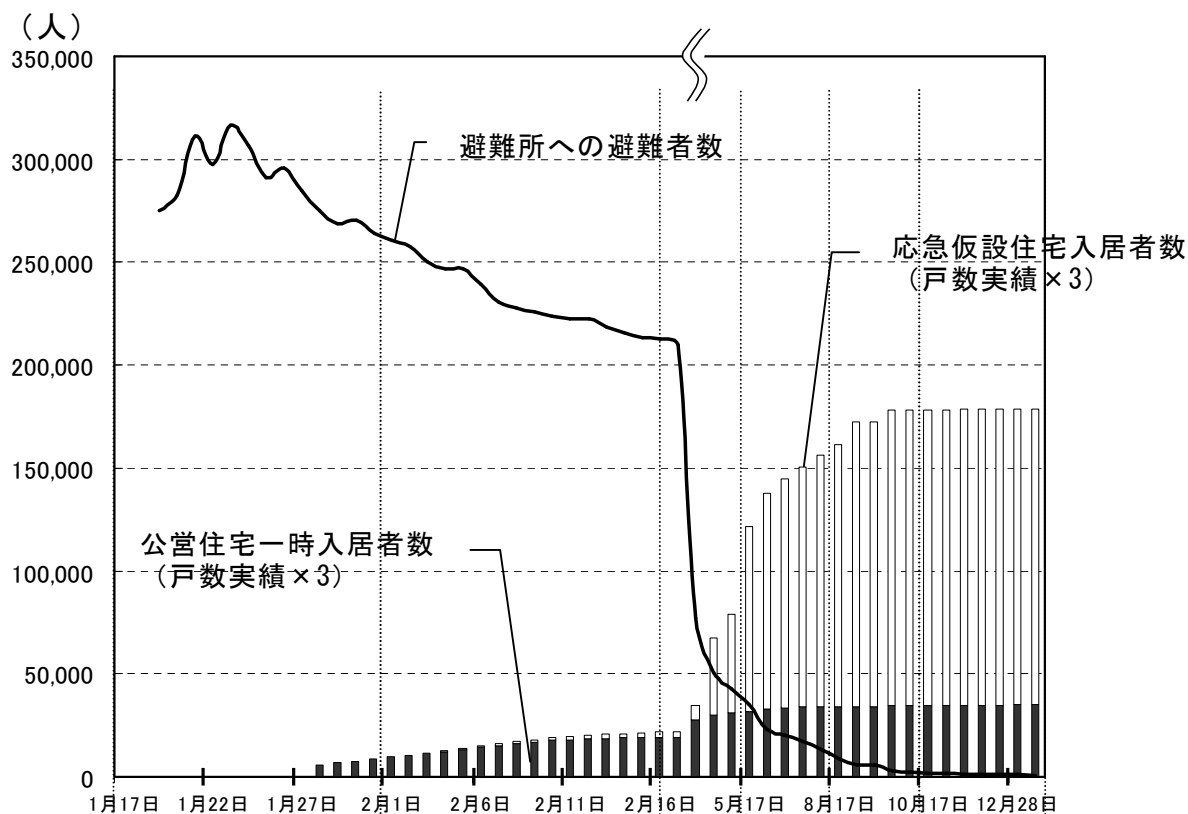


図 2-1 阪神・淡路大震災における時系列の避難者対策

① 避難所（発災直後～約1年後）

- ・避難所への避難者数は、ピーク時（1月23日）に30万人を超えたが、余震回数減少、避難勧告の解除、ライフラインの復旧、2次避難所（公的宿泊施設、旅館等）のあっせん、応急仮設住宅の建設、各種生活支援対策の実施、自力による住居確保等により、徐々に減少。
- ・しかし、応急仮設住宅ができて、遠い場所では通勤・通学ができず入居できないなどの理由から、避難所生活の解消に困難を極めた。

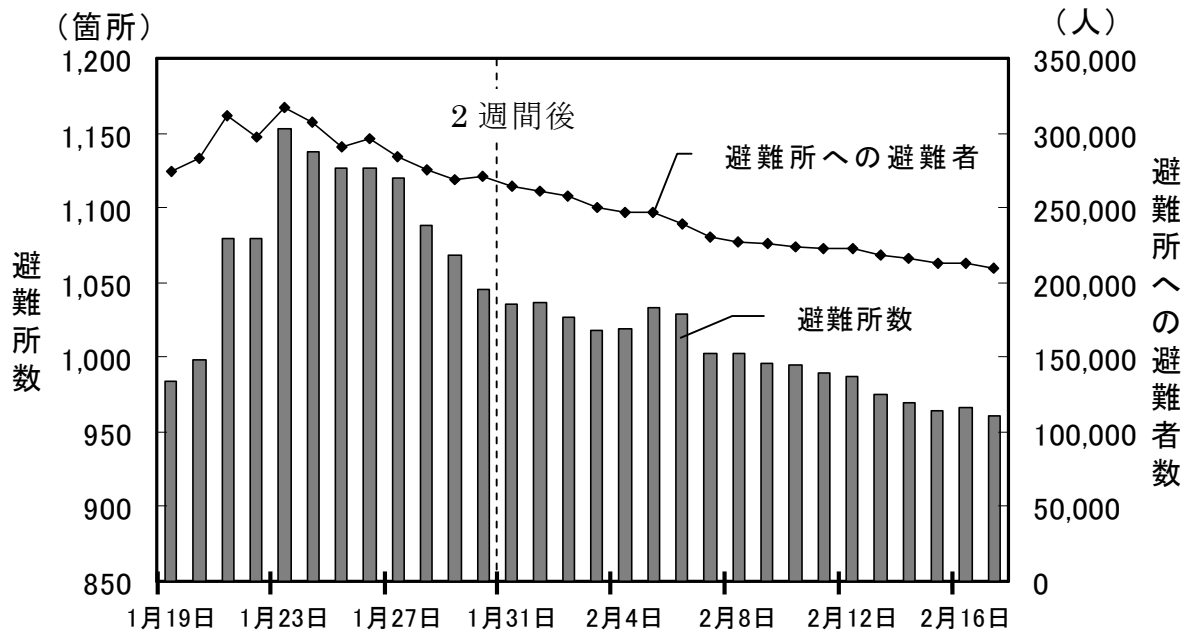


図 2-2 避難所数と避難所への避難者数の推移（兵庫県）

出典)「阪神・淡路大震災－兵庫県1年の記録」(兵庫県、1996)より作成



図 2-3 阪神・淡路大震災における神戸市の避難所の状況

出典) 神戸市 HP

(http://www.city.kobe.jp/cityoffice/09/010/shiryokan/earthquake/earthquake03_22_06.html)

- ・被災地域の多くの住民は、住宅が全半壊した他、余震等による二次災害の危険等もあったため、近隣の小中学校、高校等の学校施設など、公共施設へ避難。
- ・指定避難所は避難者であふれていたため、急遽、教職員などの判断により、指定避難所以外の施設（教室等）を開放して対応。また、企業等の申し出により、民間施設も避難所として活用された。

以上、出典)「阪神・淡路大震災の総括・検証に係る調査」(内閣府)

- ・避難者数は、ピーク時(1月23日)に30万人を超えたが、余震回数の減少、避難勧告解除、ライフラインの復旧、2次的避難所の斡旋、応急仮設住宅の建設、各種生活支援対策の実施、自力による住居確保等により、徐々に減少。

避難者数：ピーク時 316,678人、1ヶ月後 209,828人(兵庫県)

避難所数：ピーク時 1,153箇所、1ヶ月後 961箇所(兵庫県)

- ・6月1日からは各市において避難所生活解消への取り組み方策を作成し、実行していったが、避難者が常時避難所にいないために避難所の実態把握が難しく、また、現在の住所地から離れたくないとの理由から仮設住宅の入居の申し込み・あっせんに応じられない、さらには仮設住宅に当選しても現在地から遠く、通勤・通学ができないため入居できないなどの理由から、各市とも避難所生活の解消に困難を極めた。
- ・神戸市においては、平成7年8月10日には応急仮設住宅がすべて完成したことに伴い、8月20日をもって災害救助法の規定に基づく避難所を廃止。ただし、廃止時には通勤及び通院等の問題から、仮設住宅に入居できない多数の避難者(6,672人)がいたため、避難所に代わる施設として、10箇所(その後12箇所)の待機所^{*}を設置。

以上、出典)「阪神・淡路大震災—兵庫県1年の記録」(兵庫県、1996)

※待機所：「被災者が自立または空き応急仮設住宅に入居するまで、暫定的に生活する場」として、神戸市は、現役の教育施設を除く12の旧避難所を待機所として開設。

出典)「阪神・淡路大震災における避難所の研究」(柏原士郎・上野淳・森田孝夫・編、大阪大学出版会、1998)。

② 企業等が提供した避難場所(発災直後数日間)

・施設の一部を一時的な避難場所として提供した企業があった。

- ・被災者230人が救援を求めてきたため、コンピュータ室2階、3階を避難場所として提供した。翌々日には照明、暖房を提供した。また、市役所等からの救援物資が届くまで、おにぎり、パン、牛乳、薬品等の提供を行った。(須磨区

大池町・JR西日本神戸支社鷹取工場)

- ・救出・救護活動の後、避難者約 130 人を受入れ、炊き出しを開始した。(灘区
浜田町・菊川(株)、丸福水産(株))

以上、出典)「自主防災組織の活動体制等の整備に関する調査研究報告書」(自治省消防庁・消防科学総合センター、1996)

③ テント(発災数日後～約3ヶ月後)

- ・屋外に避難する人が発生し、それらの人に対してテントを提供した
(1月31日までに神戸市内27箇所、522張設置)。

- ・屋外の避難者への対応として、1月20日に野外テントの設置について検討を始めるとともに、各市に照会して、18箇所、4,450人の屋外避難者を確認、1月21日、自衛隊にテントの設営を要請する一方、業者に発注して避難者が野宿していた11箇所にテントを設営した(1月31日までに神戸市内27箇所、522張設置)。
- ・自衛隊の屋外避難所テントについては、4月28日(自衛隊撤収時)の設置数は29箇所494張であった。

以上、出典)「阪神・淡路大震災一兵庫県1年の記録」(兵庫県、1996)

④ 一時的な宿泊施設

- ・応急仮設住宅等への入居までの措置として、公的宿泊施設及び公的施設、ホームステイ、ホテル・旅館など、民間宿泊施設のあっせんが行われた。
- ・家の近くを離れたくない等の理由により、遠くの施設の利用の希望は少なかった。

- ・勤労者福祉施設、青少年活動施設等の公的宿泊施設や、低料金で協力してもらえる旅館・民宿等、及び例えば住民集会施設など本来は宿泊を目的とするものではなくても、それが可能な公的施設を活用することとし、応急仮設住宅等への入居までの「2次的避難所」として希望者にあっせんを行った。(施設使用料等は、応急仮設住宅等への入居までの間の措置であることから、本人負担は原則なし。)
- ・頼るべき親類縁者がいない避難家族を、あるいはそのうちの老人や乳幼児を抱えた母親・子供、受験生などを一時的な「家族」として受け入れてもらえる家庭

を募り、ホームステイしてもらった。

(応急仮設住宅等への入居までの「2 次的避難」に対する被災者アンケート調査)

期間： 1 月 28 日～29 日

対象世帯： 約 11,000 世帯

場所： 西宮市及び芦屋市の避難所

回収率： 約 50%

調査結果：2 次的避難希望は約 1,800 世帯 (避難世帯の約 3 割)。「家族全員」で「県内」の「住宅」へ移ることを希望する世帯がほとんどであり、公的宿泊施設及びホームステイ希望は約 200 世帯。

a) 公的宿泊施設、公的施設 (発災 1 週間後～)

- ・ 1 月 19 日、県内の受入れ可能な宿泊施設の調査開始、20 日からは近隣府県に対してリストアップ依頼。
- ・ 1 月 23 日、西宮市及び芦屋市において施設リストや申し込み用紙を配布したが、応募数はわずか 11 家族、18 人。
- ・ 約 4,500 人が屋外テントなどで避難生活を送っていることから、大阪府より提供の申し出のあった高校体育館等を各市に紹介したが、避難者の多くが、家の近くを離れたくない等の理由により、希望はなかった。
- ・ 施設の使用料等は、この措置が応急仮設住宅等への入居までの間の「2 次的避難所」であることから、本人の負担は原則としてないものとし、1 日あたりの食費が 1,500 円を超えるものについては超える部分のみを自己負担とした。

b) ホームステイ (発災直後～約半年後)

- ・ 1 月 20 日、ボランティアによるホームステイの受入れ家庭の募集。1 月 31 日、受入れの受付を終了し、全国から約 11,750 件の申し出あり。6 月末まであっせんを行った結果、成立したのは 85 家族 160 人にとどまった。
- ・ 受入れ側には、「子供のみ預かる」「受験生を」「母子家庭を」といった条件があったこと、またその受入れ先は被災地周辺にとどまらず、全国にわたっていたことから、条件が整わなかった場合が多かったことなどによるものと思われる。

c) ホテル、旅館等民間宿泊施設 (発災直後～約半年後)

- ・ ホテル、旅館等民間宿泊施設 (6 施設) を特別あっせん施設として、高齢者や障害者等、特に健康面での不安の大きい者を対象に受入れ。当初 3 月末までの利用であったが、利用者意向を踏まえて 6 月末まで延長。
- ・ 利用数は 1,822 家族 4,637 人

以上、出典)「阪神・淡路大震災－兵庫県 1 年の記録」(兵庫県、1996)

⑤ 応急仮設住宅（発災 2 週間後～約 5 年後）

- ・ 自宅建物の被災状況や避難者のニーズ等をもとに、兵庫県の応急仮設住宅の建設戸数を 48,300 戸と決定した（なお、大阪府は 1,381 戸）。
- ・ 建設用地の確保困難等から、立地場所としては郊外が多かった。また、高齢者等を優先した入居者選定等を行った。
- ・ 入居者の孤独死の問題や従前の地域コミュニティが維持できないこと等の問題が提起された。
- ・ 応急仮設住宅の入居期間は原則で最長 2 年 3 ヶ月であるが、復興状況から退去に時間を要し、解消には最終的に丸 5 年を要した*。

※応急仮設住宅の存続期限については、建築基準法による存続期限が建築後最長 2 年 3 ヶ月（第 85 条）であるが、阪神・淡路大震災を契機に制定された「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成 8 年 6 月施行）により、1 年を超えない範囲内で延長（さらに再延長可）できることになった。

兵庫県においては、受け皿となる復興住宅の状況などから、3 回にわたり延長が行われた。まず、平成 9 年度末まで延長された後、さらに半年の延長が 2 回行われた。平成 11 年 3 月末の使用期限においても、なおすべての入居者が退去できないことから、その後は入居者の退去後撤去が完了する時期まで棟ごとや戸別に延長期間を設けることとなった。

出典)「阪神・淡路大震災復興誌」（総理府阪神・淡路復興対策本部事務局編、2000）等



図 2-4 阪神・淡路大震災における神戸市の応急仮設住宅

出典) 神戸市 HP

(http://www.city.kobe.jp/cityoffice/09/010/shiryokan/earthquake/earthquake03_04_02.html)

- ・兵庫県は、避難所 726 箇所での被災者ヒアリング調査の結果から、避難者総数は約 30 万人を 1 世帯当たり 3 人として約 10 万世帯を母数に、1 月 23 日の避難所緊急パトロール隊によるアンケート調査から得られた全壊・半壊世帯及び自力住宅確保が可能な世帯をもとに、応急住宅が必要とされる世帯を次のとおり求めた。

全壊・半壊被害の世帯 7 割 $= 0.7 \times 10 \text{ 万世帯} = 7 \text{ 万世帯(A)}$

自力住宅確保が可能な世帯 1 割 $= 0.1 \times 10 \text{ 万世帯} = 1 \text{ 万世帯(B)}$

応急住宅が必要とされる世帯 $= (A) - (B) = 6 \text{ 万世帯}$

この応急住宅が必要とされる世帯 6 万世帯のうち、半分の 3 万世帯を一時提供住宅で対応することとして、応急仮設住宅の必要戸数を当初 3 万戸と算定した。

- ・しかし、遠隔地等における公営住宅への入居希望は少なく、3 万世帯と見込んでいた入居者が 1 万 2 千世帯程度にとどまったことや、再度避難所での聞き取り調査を行った結果、最終的に応急仮設住宅の建設戸数を 48,300 戸〔 $\approx 3 \text{ 万世帯} + (3 \text{ 万} - 1 \text{ 万} 2 \text{ 千世帯})$ 〕とした。(なお、大阪府は 1,381 戸)

以上、出典)「阪神・淡路大震災の総括・検証に係る調査」(内閣府)

- ・また、建設用地は、最終的には住宅・都市整備公団 19 箇所 381 千 m^2 を含む国有地等 44 箇所 658 千 m^2 、民有地 85 箇所 365 千 m^2 等で、計 48,300 戸分、669 箇所 3,945 千 m^2 。

出典)「甦るまち・住まい 阪神・淡路大震災からの震災復旧・復興のあゆみ」(兵庫県都市住宅部、1997)

表 2-2 応急仮設住宅の市町別設置戸数（単位：戸）

[兵庫県民向け]

市町名	合計		買取・リース別		タイプ別			
	団地数	建設戸数	買取戸数	リース戸数	2Kタイプ	1Kタイプ	寮タイプ	地域型
神戸市	288	29,178	16,538	12,640	20,255	6,919	504	1,500
尼崎市	50	2,218	1,536	682	2,170	0	0	48
西宮市	114	4,901	1,781	3,120	4,655	70	0	176
芦屋市	40	2,900	1,246	1,654	2,760	0	0	140
伊丹市	5	660	280	380	660	0	0	0
宝塚市	34	1,564	453	1,111	1,543	0	0	21
川西市	3	620	0	620	620	0	0	0
明石市	13	856	0	856	856	0	0	0
三木市	2	94	0	94	94	0	0	0
洲本市	1	14	0	14	14	0	0	0
津名町	2	260	30	230	260	0	0	0
淡路町	2	123	13	110	123	0	0	0
北淡町	12	600	0	600	600	0	0	0
一宮町	17	376	0	376	376	0	0	0
五色町	14	70	0	70	70	0	0	0
東浦町	14	222	6	216	222	0	0	0
西淡町	1	4	0	4	4	0	0	0
三原町	1	4	0	4	4	0	0	0
県内被災地計	613	44,664	21,883	22,781	35,286	6,989	504	1,885
三田市	2	244	0	244	244	0	0	0
猪名川町	2	48	0	48	48	0	0	0
姫路市	4	569	0	569	569	0	0	0
加古川市	3	1,194	0	1,194	1,194	0	0	0
高砂市	2	412	0	412	412	0	0	0
稲美町	1	38	0	38	38	0	0	0
播磨町	1	61	0	61	61	0	0	0
県内被災地外計	15	2,566	0	2,566	2,566	0	0	0
大阪市	3	500	0	500	500	0	0	0
豊中市	1	80	0	80	80	0	0	0
八尾市	1	290	0	290	290	0	0	0
泉佐野市	1	200	0	200	200	0	0	0
大阪府計	6	1,070	0	1,070	1,070	0	0	0
被災地外計	21	3,636	0	3,636	3,636	0	0	0
合計	634	48,300	21,883	26,417	38,922	6,989	504	1,885

- ・神戸市を中心に兵庫県内で 48,300 戸の応急仮設住宅が建設された。
- ・買取とリースが半々
- ・2Kタイプが大部分

注：地域型応急仮設住宅とは
 コレクティブ型住宅、つまり
 風呂・トイレ・炊事場・
 洗濯機等が共同の仮設住
 宅のこと。

出典)「阪神・淡路大震災復興
 誌」(総理府阪神・淡路復興
 対策本部事務局編、2000)

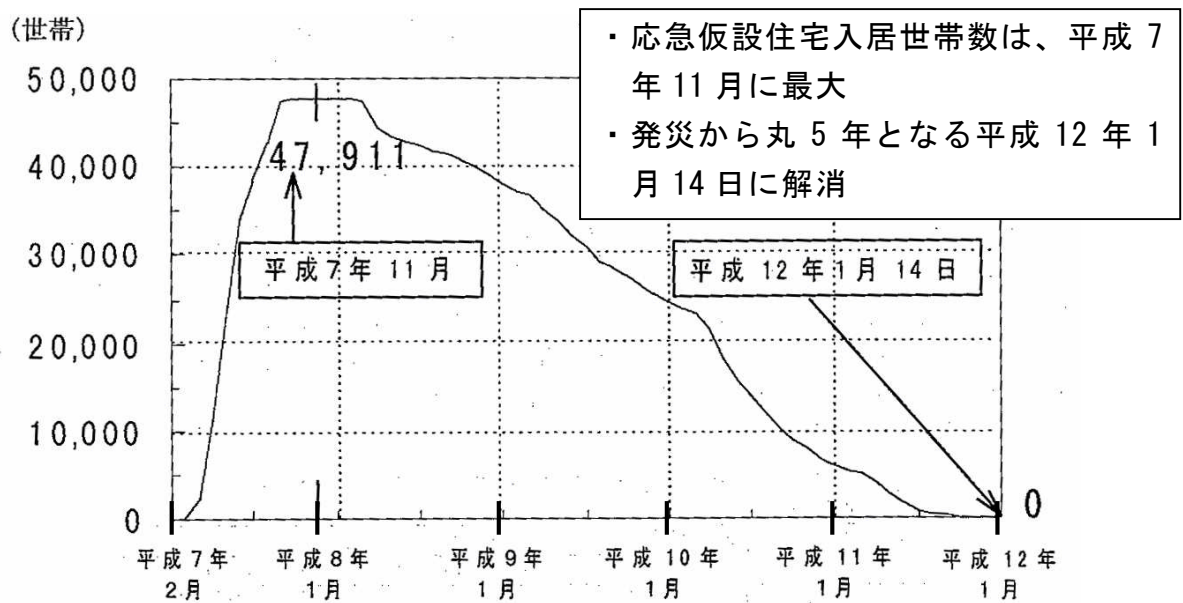


図 2-5 応急仮設住宅入居世帯数の推移（兵庫県・大阪府の合計）

出典)「阪神・淡路大震災復興誌」(総理府阪神・淡路復興対策本部事務局編、2000)

表 2-3 用地所有者別の応急仮設住宅一覧（兵庫県分）

区分	所有者	箇所数	面積㎡	戸数
国有地等	大蔵省	12	37,744	493
	郵政省	1	1,600	19
	厚生省	3	37,100	816
	建設省	1	8,320	104
	住宅・都市整備公団	19	381,660	4,147
	国鉄精算事業団	8	192,023	1,668
	(小計)	(44)	(658,447)	(7,247)
公有地	県	16	92,005	1,402
	市町	492	2,623,879	32,366
	県住宅供給公社	5	43,140	742
	市公社等	20	55,345	643
	(小計)	(533)	(2,814,369)	(35,153)
民有地	民間	85	365,275	4,830
(県内合計)		(662)	(3,838,091)	(47,230)
大阪府要請	大阪府	3	60,120	570
	大阪市	1	25,350	230
大阪市要請	大阪市	3	21,600	270
(県外合計)		(7)	(107,070)	(1,070)
総合計		669	3,945,161	48,300

- ・ 主として公有地、特に市町が所有する用地に応急仮設住宅を建設
- ・ 1戸当たり約 80 ㎡の用地が必要であった。

出典)「甦るまち・住まい 阪神・淡路大震災からの震災復旧・復興のあゆみ」(兵庫県都市住宅部、1997)

⑥ 公営住宅等への一時入居（発災1週間後～）

- ・応急仮設住宅の供給と併せて、公営住宅等の空き室を一時的に利用する措置が講じられ、全国で最大時約1万2,000世帯が入居した。
- ・全国から申し出があったが、入居決定率が高いのは兵庫県及び近畿圏など近い地域であった。

- ・公営住宅等への一時入居世帯数は、全国で最大時約1万2,000世帯となった。このような既存ストックの活用は評価できる反面、一時提供住宅の使用期間が短期（公営住宅等への一時入居は応急仮設住宅等が確保されるまでの短期的措置）であったことや提供された住宅の中には質の悪いものもあったことなどが問題点として指摘されている。

出典)「阪神・淡路大震災の総括・検証に係る調査」(内閣府)

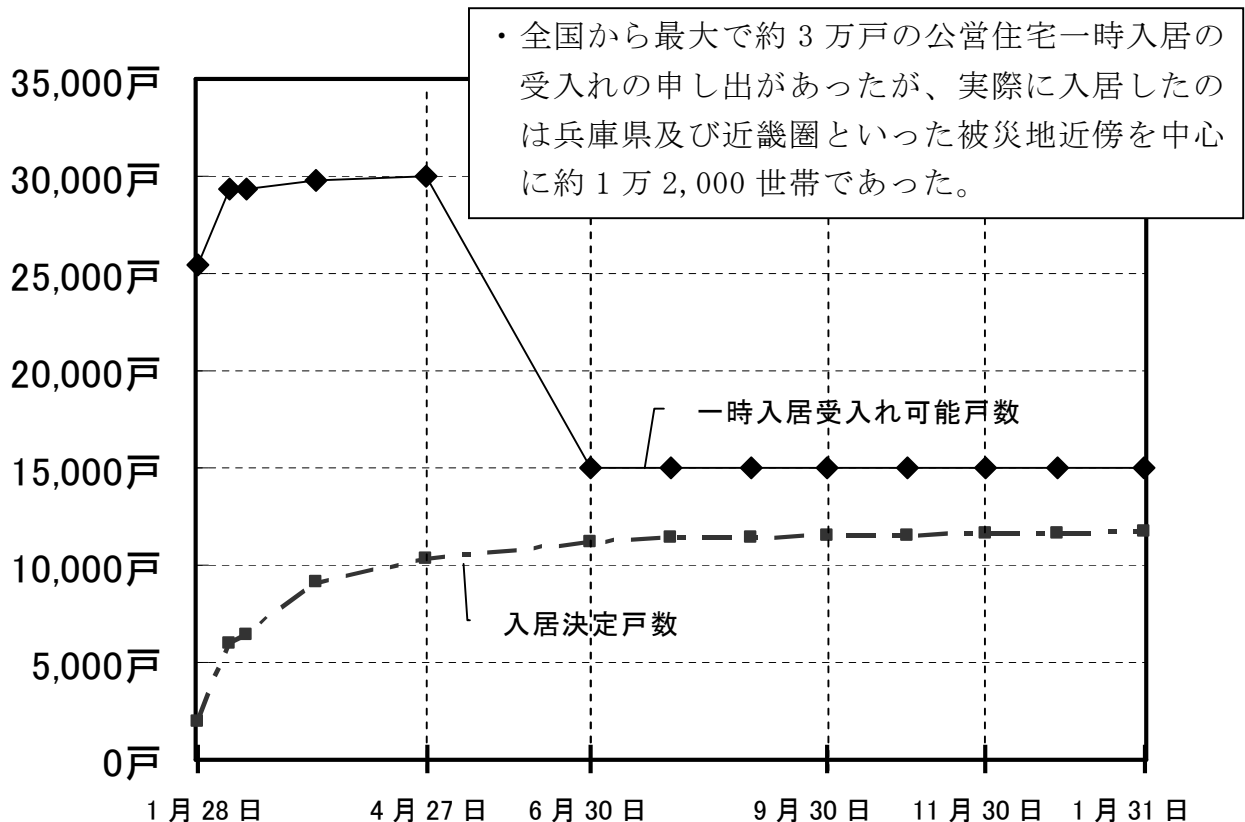


図 2-6 公営住宅等への一時入居受入れ可能戸数と入居決定戸数の推移

(注：入居希望者の漸減傾向、一般空き家募集対象への変更を求める各事業主体の要望等を考慮し、6月1日以降の一時入居受入れ可能戸数を14,592戸とした。)

出典)「阪神・淡路大震災—兵庫県1年の記録」(兵庫県、1996)より作成

地方ブロック	申し出戸数	入居決定戸数	入居決定率
北海道・東北	3,370	64	1.9 %
関東	4,426	780	17.6
北陸	1,033	102	9.9
東海・甲信	1,337	89	6.7
中京	1,043	320	30.7
近畿（含岡山）	2,648	2,204	83.2
兵庫県	1,850	1,384	74.8
中国（除岡山）	1,603	455	28.4
四国	770	377	49.0
九州・沖縄	4,825	595	12.3
小 計	22,905	6,370	27.8
住宅都市整備公団	5,100	2,037	39.9
雇用促進事業団	1,733	1,067	61.6
合 計	29,738	9,474	31.9

- ・被災地である兵庫県や近畿圏を中心に公営住宅へ入居した。
- ・被災地近傍の府県では入居決定率が高いが、他の遠方の地域では低かった。

(注1) 住宅都市整備公団の5,100戸の内、2,172戸は兵庫、大阪、京都、奈良に所在する。

(注2) 申し込み数が申し出戸数を上回った（抽選が必要となった）府県は、兵庫県をはじめ、大阪府、京都府、奈良県、滋賀県、和歌山県。そして淡路島と鳴門大橋でつながっている香川県の近府県のみである。

(注3) その後、遠隔地への申し込みに限りがあることが明白になったため、それらの地域での公団住宅への募集を切り上げ、申し出を辞退している。

（「地域防災データ総覧 阪神・淡路大震災基礎データ編」（財団法人消防科学総合センター、1997）より）

図 2-7 阪神・淡路大震災での公営住宅への一時入居状況（平成7年3月22日現在）

⑦ 民間賃貸住宅の借り上げ（発災1ヶ月後～約1年後）

- ・民間アパート等賃貸住宅の応急仮設住宅としての借り上げが行われ、計 139 世帯 325 人が入居した。
- ・原則 6 ヶ月間の提供としていたが、住宅確保の目途が立たない被災者のために、さらに 6 ヶ月間延長した。

- ・民間アパート等賃貸住宅を災害救助法の仮設住宅として借り上げ、高齢者、障害者等健康面で不安の大きい者を中心に生活の場を確保した。
- ・2月8日～10日の申し込み受付に対して、730世帯の応募があり、111世帯 262人が2月中旬～下旬にかけて入居した。また、3月8日～10日の2次募集に対して、268世帯の応募があり、28世帯 63人が3月下旬～4月上旬にかけて入居した（計 139世帯 325人が入居）。
- ・原則 6 ヶ月間の提供としていたが、住宅確保の目途が立たない被災者のために、平成8年3月まで 6 ヶ月間に限り延長した。

以上、出典)「阪神・淡路大震災－兵庫県1年の記録」(兵庫県、1996)

- ・公営住宅入居、自宅再建、当該民間アパートとの自己契約、応急仮設住宅への入居斡旋等により期限内に全員退去した。

出典)「阪神・淡路大震災の総括・検証に係る調査」(内閣府)

⑧ 企業社宅等の提供（発災1ヶ月後～）

- ・企業の社宅等の提供も行われ、217世帯が入居した。
- ・遠隔地の社宅では入居は低調であった。

- ・1月24日、受入れ可能な企業社宅、保養所等の情報収集を行い、県内外 28 企業から 433 戸の提供申し出があり、2月末までに 194 戸、最終的には 217 戸の入居が行われた。
- ・企業社宅等の入居状況は、遠隔地の社宅では低調であったが、被災地に近い社宅から入居が進んだ。

出典)「阪神・淡路大震災－兵庫県1年の記録」(兵庫県、1996)

⑨ 旅客船の提供（発災 2 週間後～約 1 ヶ月後）

・旅客船がホテルシップとして使われたが、交通が不便であった等により、約 1 ヶ月間の利用者が延べ 1,460 人とあまり多くは利用されなかった。

- ・民間船舶会社により、宿泊施設として旅客船が提供された。

神戸港	救援、復旧要員用延べ 8 隻
津名港	被災者用 1 隻
尼崎西宮芦屋港	被災者用 1 隻
大阪港	被災者用 1 隻

出典)「平成 7 年版防災白書」(国土庁)

- ・芦屋市は、新日本海フェリーと船舶のチャーター契約を締結し、1 万トン級の大型船（フェリーすずらん）を洋上避難所とした。申し込み者が少なかったため順次募集幅を拡げ、最終的には全市民を対象とし、1 月 31 日から 2 月末までの 29 日間を船舶避難所にした。利用者は延べ 1,460 人 余り。

出典)「阪神・淡路大震災芦屋市の記録'95~'96」(芦屋市)

- ・個室、またはベニヤ板で 6 畳間ぐらいの広さに仕切られ、共用ぶろ、暖房付き、医師・ボランティアが常時滞在するという、同じ時期の他の避難所と比べると破格ともいえる好条件であったが、2 月 4 日現在、募集枠の 300 人を大幅に下回る 21 人の応募しかなかった。不人気の理由は、指定避難所と違って食費（1 日 1,000 円）が必要であったことよりも、阪神尼崎駅まで約 3km、通勤時間帯にバス 3 本のみという交通の便の悪さにあったと思われる。(毎日新聞 1995 年 2 月 4 日夕刊より)

出典)「阪神・淡路大震災における避難所の研究」(柏原士郎・上野淳・森田孝夫・編、大阪大学出版会、1998)

⑩ 被災住宅の応急修理（発災 2 ヶ月後）

・被災した自宅を応急修理して住んだ世帯はわずかであった。

- ・災害救助法に基づく応急修理制度の適用を受けたのは 10,154 世帯 と、半壊世帯全体の 4% 弱であった。制度周知が不十分であったことや公費による家屋解体などによるものと見られている。

出典)「阪神・淡路大震災の総括・検証に係る調査」(内閣府)

(参考：神戸市における災害救助法に基づく応急修理)

(1)対象世帯：住家が半壊し自ら修理する資力のない世帯

(2)実施方法：市が派遣する業者が施工

(3)修理箇所：台所、トイレ、居室、屋根の応急的修理に限定

(4)限度額：29万5千円以内

出典)「阪神・淡路大震災－神戸市の記録 1995年－」(神戸市、1996)

⑪ 自力による応急住宅の建設(発災1ヶ月後～)

・個人の資金により自力で仮設住宅が建設された事例もあった。

・個人の資金により仮設的な住宅も建設された。神戸大学原田賢使等の調査によると、調査区域内における自力仮設住宅は2,532棟確認でき、区域別では、長田区が多かった等の結果が出されている。また、自力仮設住宅を建設した理由は「住み慣れた土地で早急に生活を再開したかった」が最も高く、次いで「店舗・工場等を再開しないと生活できないから」「応急仮設住宅に当選しなかったから」となっている。

調査地域：神戸市東灘区、灘区、長田区、須磨区

調査期間：平成7年12月1日～29日

	調査地域内建設棟数
東灘区	644
灘区	533
長田区	1,033
須磨区	322
計	2,532

出典)「阪神・淡路大震災の総括・検証に係る調査」(内閣府)

2. 新潟県中越地震

〔被害全体の概要〕

- ・平成 16 年 10 月 23 日 17 時 56 分に発生。マグニチュード 6.8
- ・川口町で震度 7、小千谷市や山古志村で震度 6 強を記録
- ・死者 68 人、負傷者 4,805 人、住家全壊 3,175 棟、半壊 13,808 棟などの被害が発生
- ・避難者数は、ピーク時に約 10 万人を超えた。
- ・余震が非常に多く、18 時 11 分や 18 時 34 分にも最大震度 6 強を記録
- ・山間地を震源とする地震であり、孤立地域が数多く発生

表 2-4 新潟県中越地震の被害概要

	人的被害				住家被害			建物 火災 件
	死者	行方 不明	重傷者		全壊	半壊	一部 損壊	
			重傷	軽傷				
人	人	人	人	棟	棟	棟		
新潟県	68		632	4,163	3,175	13,808	103,854	9
長野県			1	2			7	
埼玉県				1				
福島県							1	
群馬県				6			1,055	
合計	68		633	4,172	3,175	13,808	104,917	9

出典)「平成 16 年 (2004 年) 新潟県中越地震 (第 74 報)」

(総務省消防庁、2007 年 8 月 28 日)

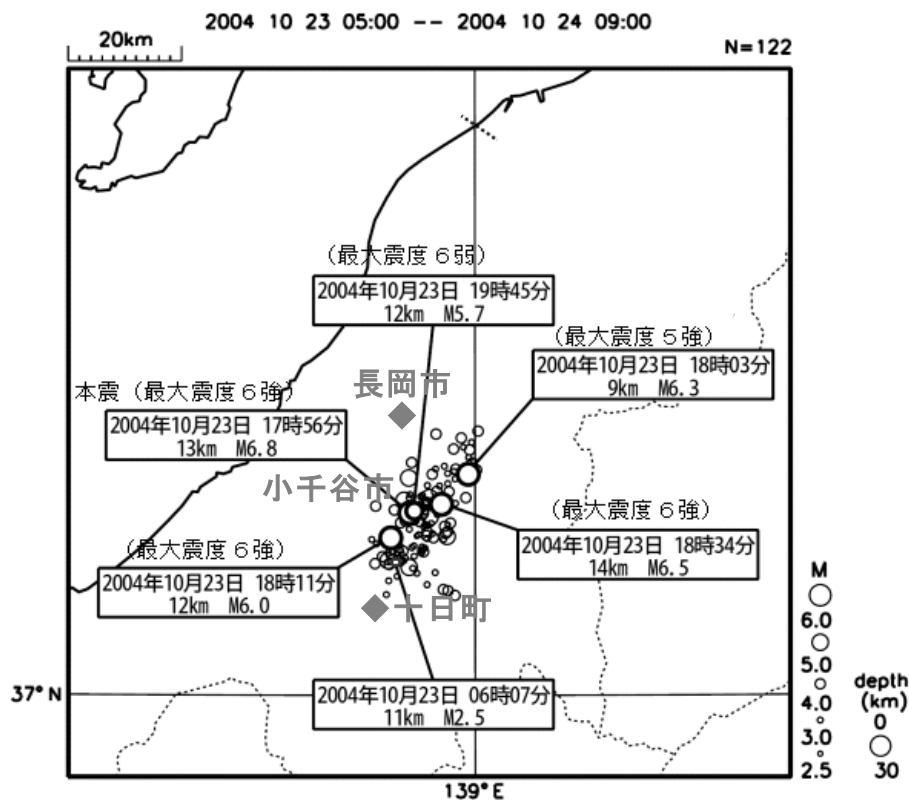


図 2-8 震央分布 (2004 年 10 月 23 日 5 時~24 日 9 時、マグニチュード 2.5 以上の地震)

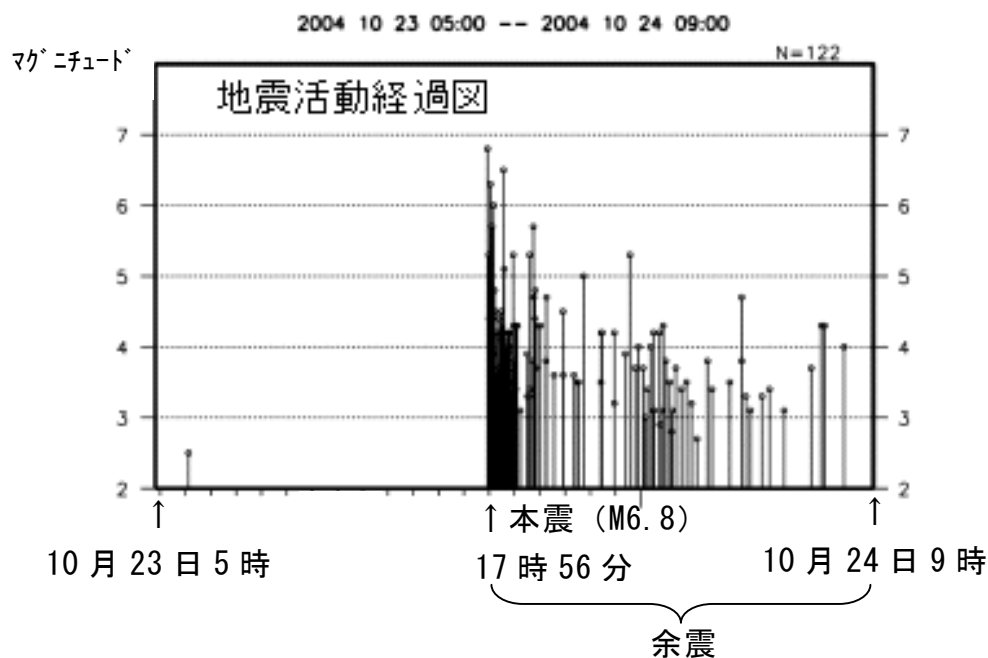


図 2-9 新潟県中越地震における余震の発生状況 (2004 年 10 月 23 日 5 時~24 日 9 時)

出典)「2004 年 10 月 23 日新潟県中越地震の評価」
(地震調査研究推進本部、平成 16 年 10 月 24 日)

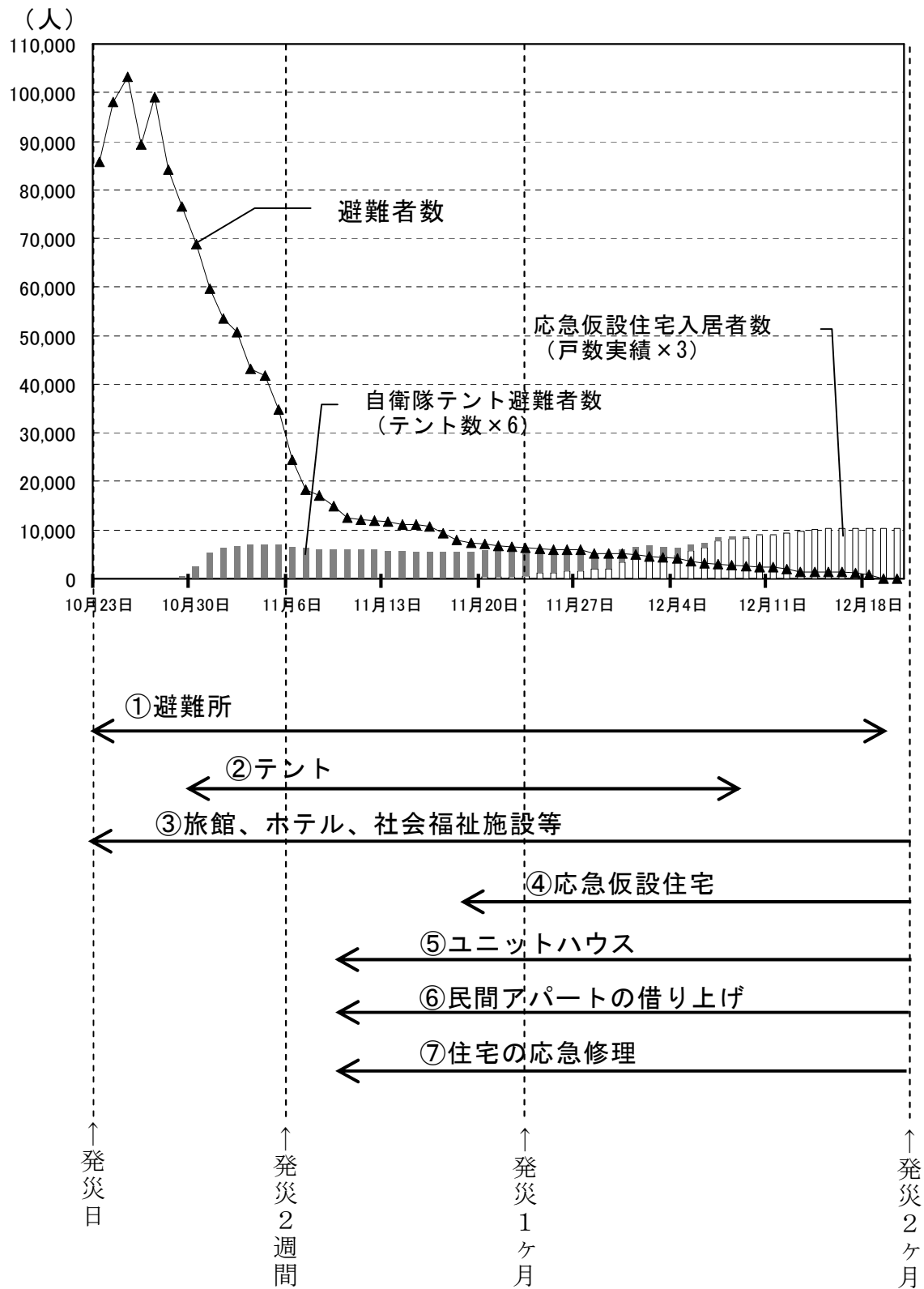


図 2-10 新潟県中越地震における時系列の避難者対策

① 避難所（発災直後～約2ヶ月後）

- ・避難者数は、ピーク時に約10万人を超えた。
- ・山間地で発生した地震であったため、山古志村等の孤立地域が多く発生した。また、余震等の影響により、住家被害から推測されるよりもはるかに多い避難者が発生した。

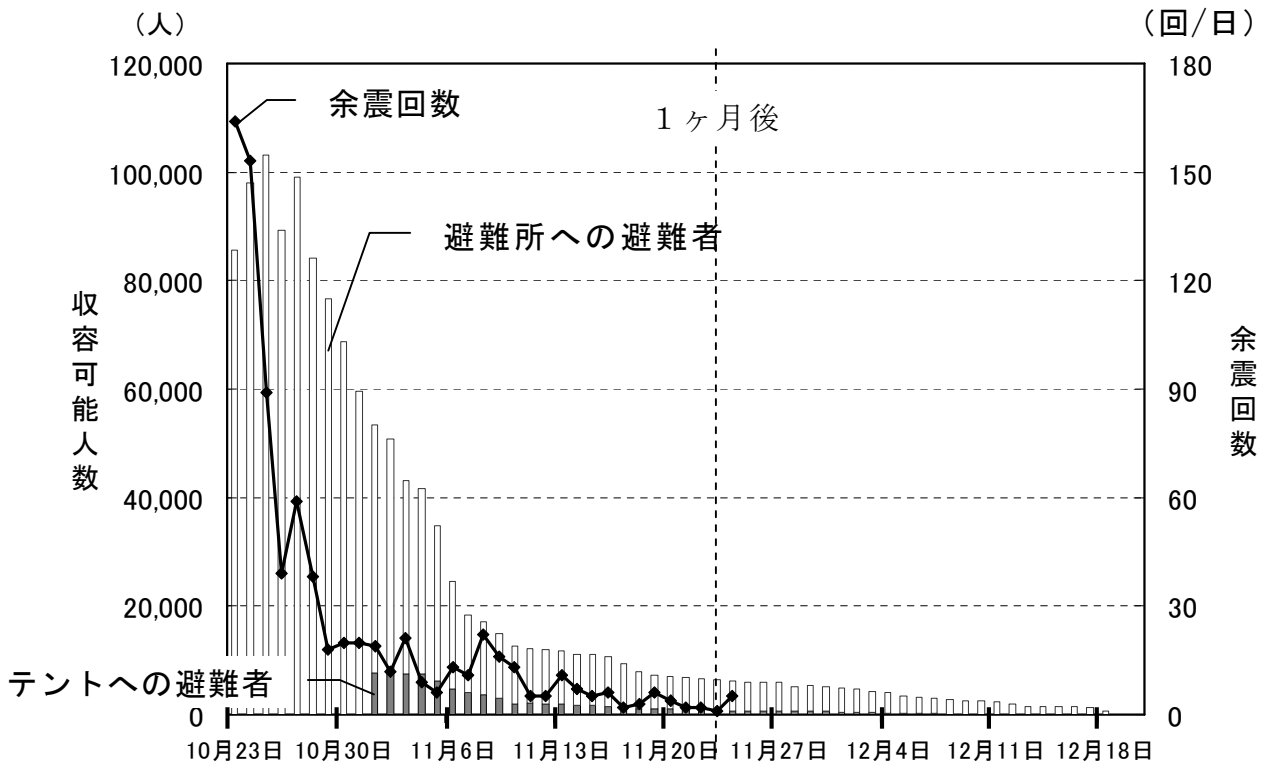


図 2-1 1 避難者数の推移

出典) 避難者数は「平成 16 年度新潟県中越地震における防災関係機関の活動実態調査報告書」(内閣府、平成 17 年 3 月)、有感地震回数は気象庁のデータを基に作成



図 2-1 2 避難所の風景 (株式会社三菱総合研究所提供)

② テント（発災1週間後～1.5ヶ月後）

- ・自衛隊は、約10日目で1,200張（ピーク時）のテントを設置した。
〔1天幕あたり6人を収容可能〕
- ・市町村が指定する避難所以外にも、公園や空き地等のテント・車や、ビニールハウス等に避難した。
- ・NGOが、大型スーパーの駐車場に緊急支援用大型テントを4セット（8基）設置し、数百人の避難者が収容された。
〔1セットあたり約100人を収容可能〕

出典)「平成16年度新潟県中越地震における防災関係機関の活動実態調査報告書」
(内閣府、平成17年3月)

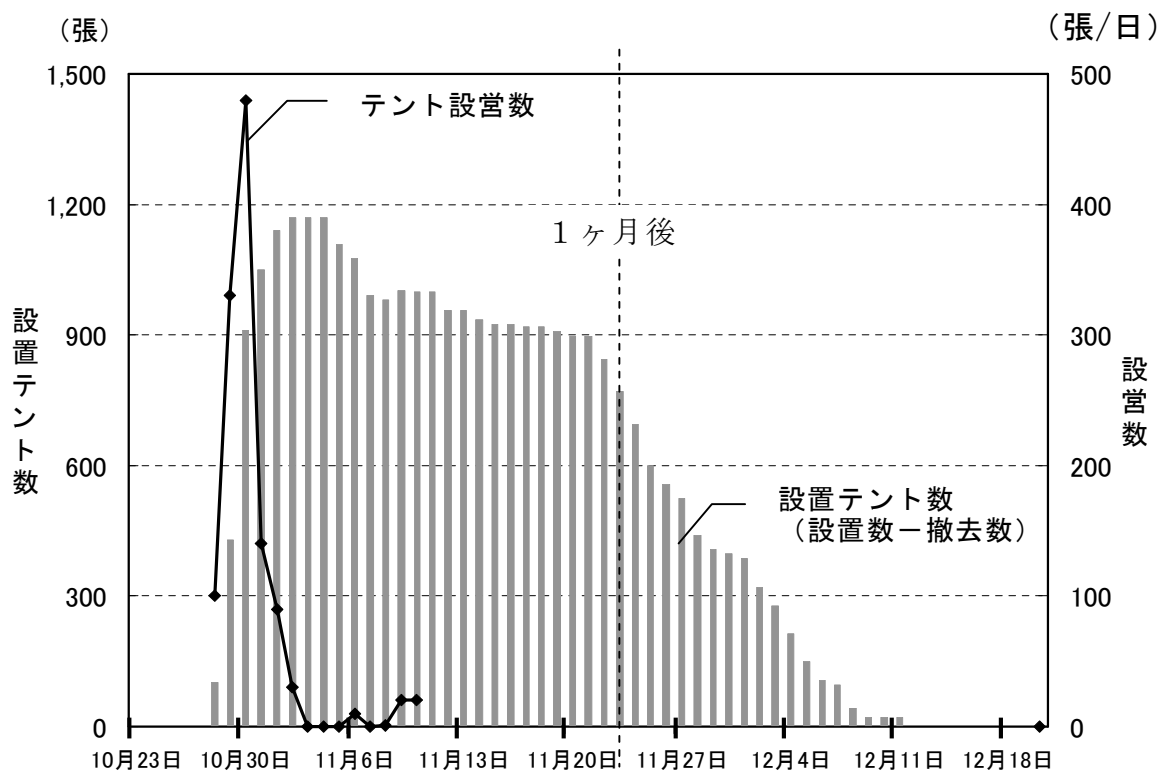


図 2-13 自衛隊の天幕の設置の推移

出典)「平成16年度新潟県中越地震における防災関係機関の活動実態調査報告書」
(内閣府、平成17年3月)



図 2-14 自衛隊の天幕（テント）の設置風景
 (株式会社三菱総合研究所提供)



図 2-15 NGOが設置した緊急支援用大型テント（バルーンシェルター）の設置風景
 (株式会社三菱総合研究所提供)

③ 旅館、ホテル、社会福祉施設等の利用（発災直後～数ヶ月後）

- ・厚生労働省は、地震発生翌日（10/24）、避難生活が必要となった高齢者、障害者等の要援護者については、旅館、ホテル等の避難所としての活用や緊急的措置として社会福祉施設への受入れを行って差し支えない旨を、新潟県に通知。
- ・旅館・ホテルの利用は、11月の1ヶ月が最大となり、延べ8,176人（平均270人/日）が利用した。
- ・社会福祉施設等の利用は、11月5日が最大となり、963人/日が利用した。
- ・高齢者の施設・病院では、緊急避難的な入院・入所者数が避難所避難者の増加とともに増加し、発災後12日目にピーク（約300人/日）を迎えた。

出典)「平成16年度新潟県中越地震における防災関係機関の活動実態調査報告書」
 (内閣府、平成17年3月)

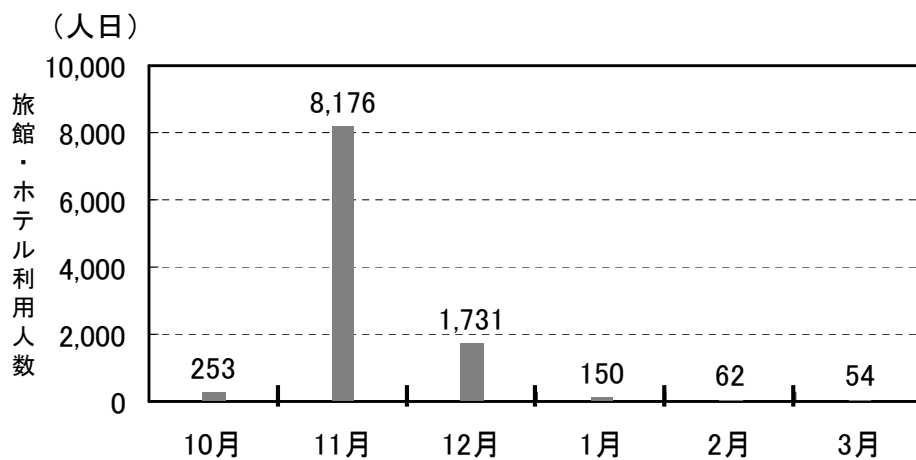


図 2-16 避難所としての旅館・ホテル利用状況〔延べ人数〕(平成17年3月31日現在)

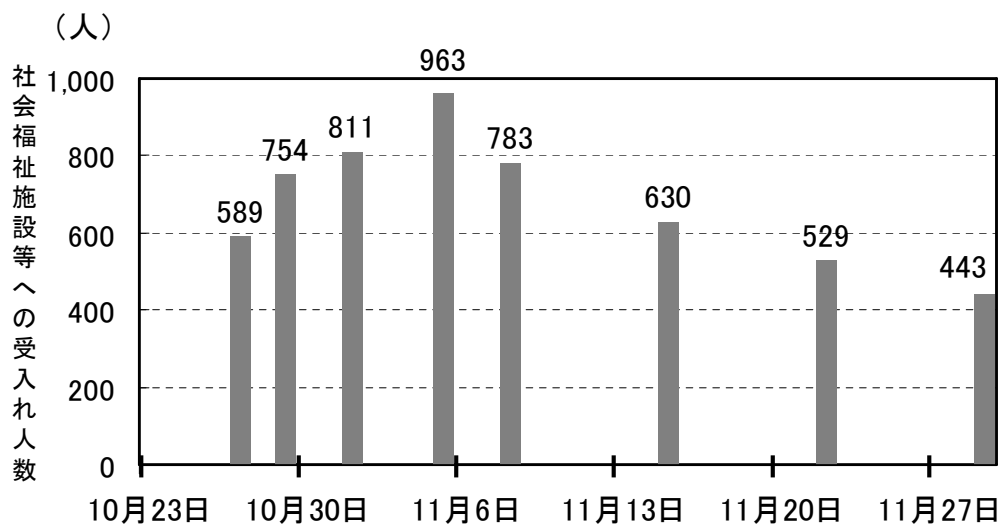


図 2-17 社会福祉施設等への受け入れ状況 (平成16年11月29日現在)
 出典)「平成16年度新潟県中越地震における防災関係機関の活動実態調査報告書」
 (内閣府、平成17年3月)

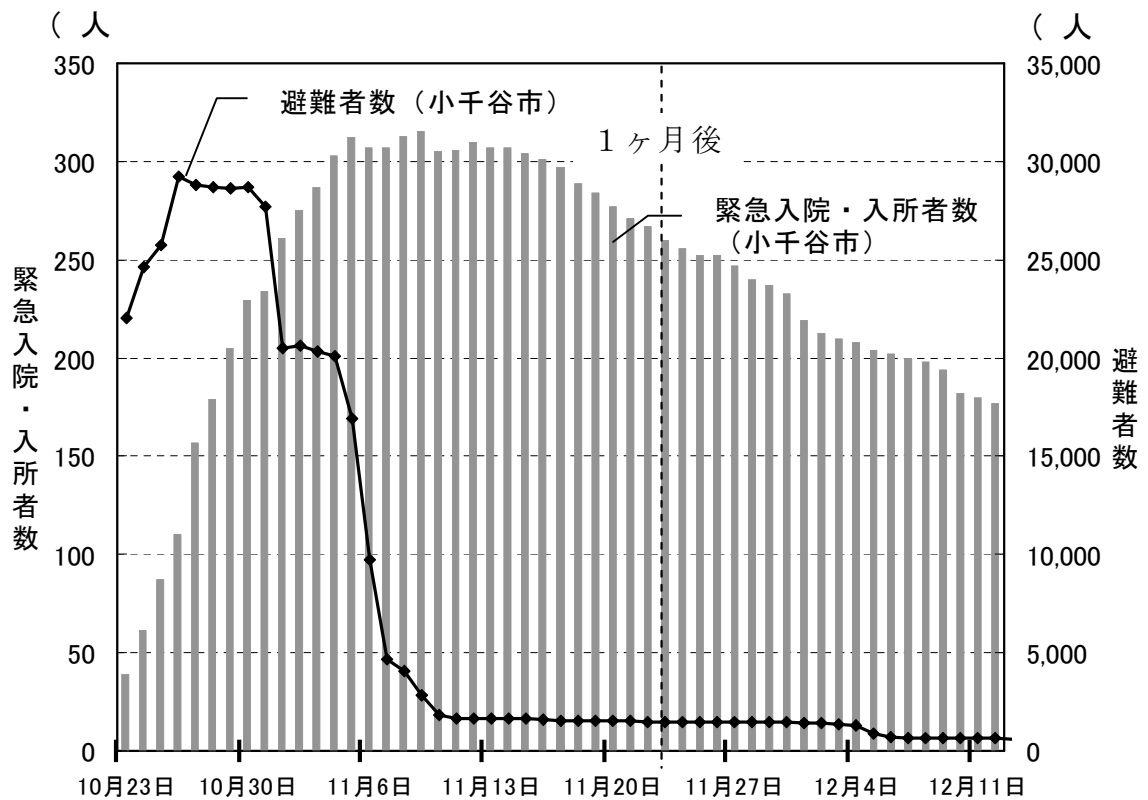


図 2-18 高齢者の病院への入院者、社会福祉施設への入所者発生状況（小千谷市）

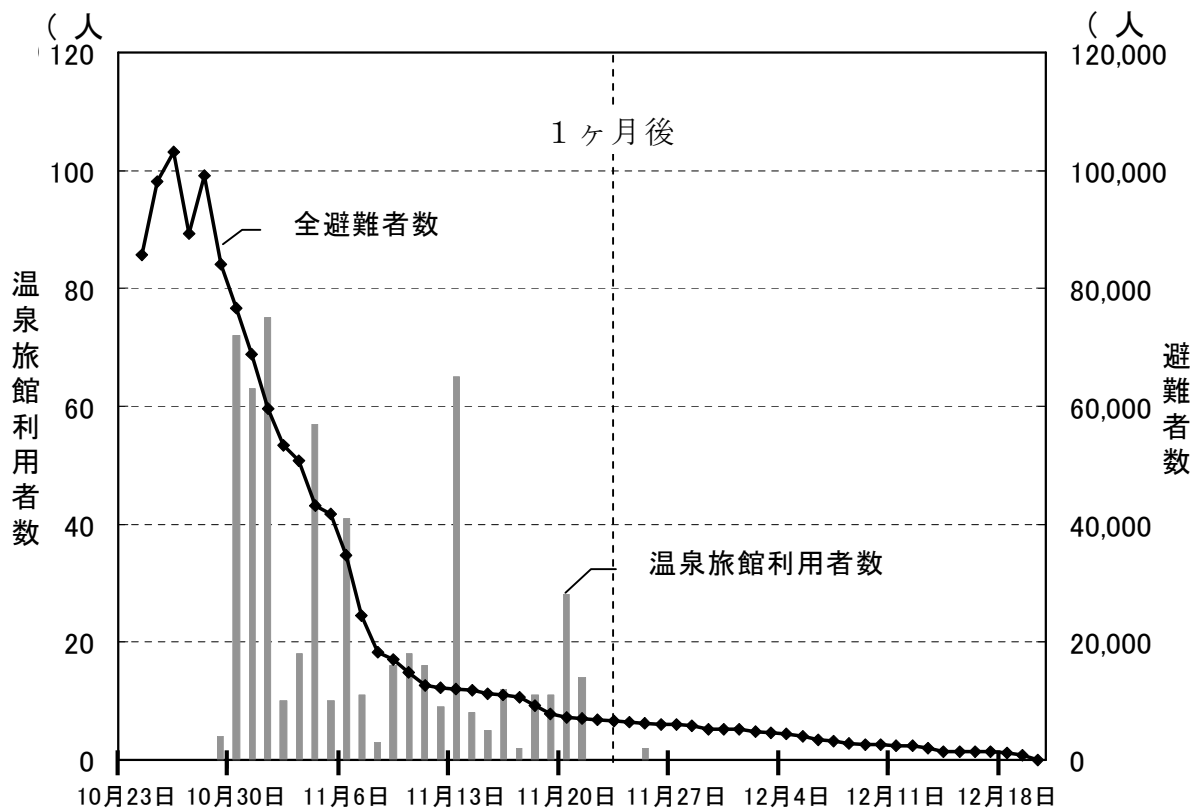


図 2-19 温泉旅館利用者数の推移

出典)「平成16年度新潟県中越地震における防災関係機関の活動実態調査報告書」
 (内閣府、平成17年3月)

④ 応急仮設住宅（発災 1 ヶ月後～）

- ・最終的な建設戸数は 3,460 戸（64 箇所）で、入居者数は 9,649 人、入居世帯数は 2,935 世帯となった。着工は発災 1 週間後程度から始まったが、完成は発災後約 1.5 ヶ月以上を要した。
- ・建設にあたっては、用地の確保が容易でなく、公共用地の他にも民有地の工場跡地（1 箇所）も使用した。
- ・仮設住宅は寒冷地対策仕様で建設された。

出典)「平成 16 年度新潟県中越地震における防災関係機関の活動実態調査報告書」（内閣府、平成 17 年 3 月）

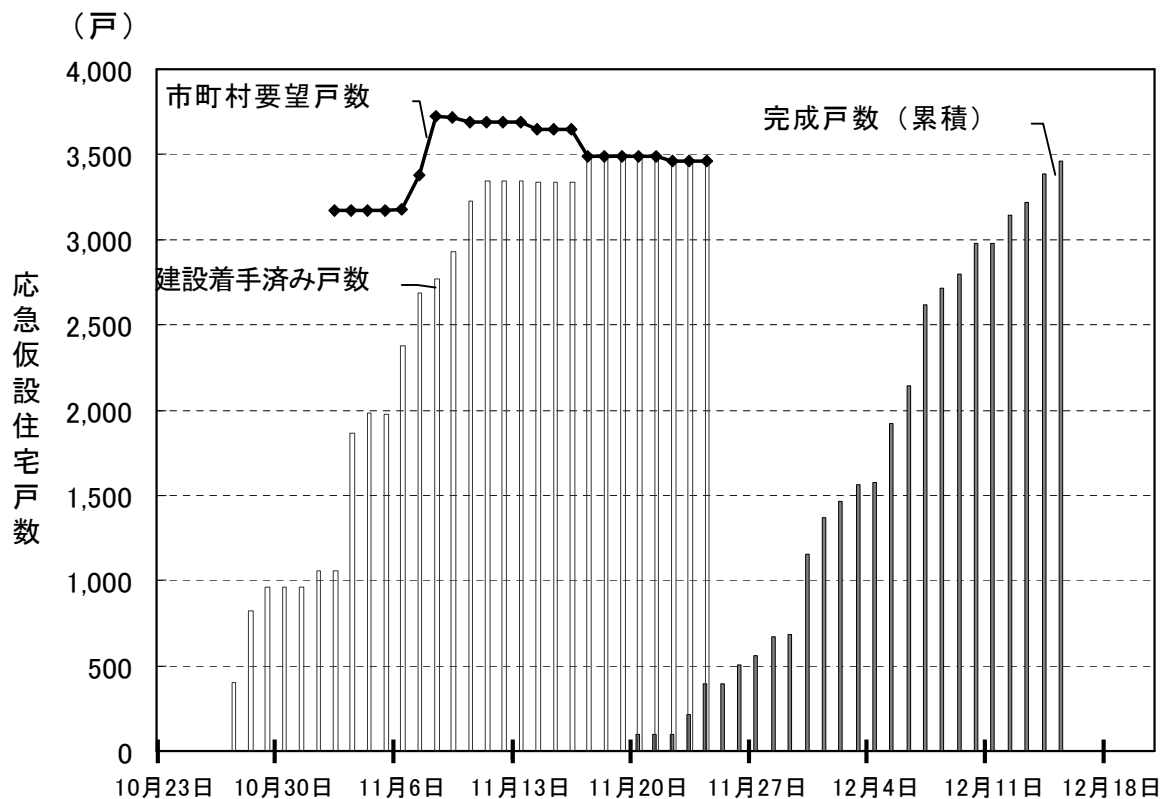


図 2-20 仮設住宅建設の推移

出典)「平成 16 年度新潟県中越地震における防災関係機関の活動実態調査報告書」（内閣府、平成 17 年 3 月）を基に一部修正

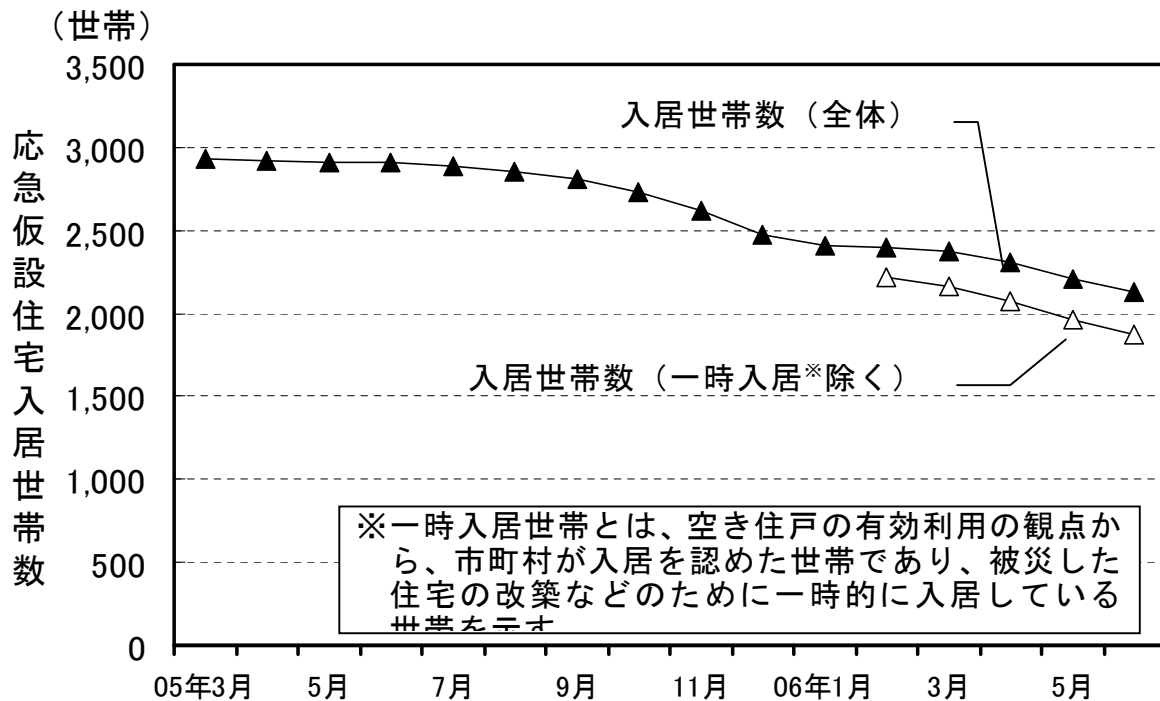


図 2-21 応急仮設住宅入居世帯数の推移

出典) 新潟県県民生活・環境部震災復興支援課のデータ

([http://www2.pref.niigata.jp/niigata/webkeiji.nsf/f200508651bcbf3149256fc60006bbcb/49256fd5005b6a2a4925718500010f95/\\$FILE/_r224ro44grk897v0ghe7h13mi227v644bmkk30dhg6spj244cnc88rn99_.pdf](http://www2.pref.niigata.jp/niigata/webkeiji.nsf/f200508651bcbf3149256fc60006bbcb/49256fd5005b6a2a4925718500010f95/$FILE/_r224ro44grk897v0ghe7h13mi227v644bmkk30dhg6spj244cnc88rn99_.pdf)) を基に作成

表 2-5 仮設住宅建設の提供範囲

	応急仮設住宅の提供範囲
新潟県地域防災計画	<p>応急仮設住宅は、住宅が全焼、全壊又は流失し、居住する住家がない者であり、自らの資力では住宅を得ることができないものを收容する。設置戸数は、住家が全焼、全壊又は流失した世帯の3割の範囲内とする。</p> <p>→ 約1,000戸に相当</p>
実際の新潟県の対応	<p>全壊家屋及び補修不能な大規模半壊家屋の居住者及び道路が通行止め、崖崩れなどの危険により住宅に住めない者が対象。</p> <p>→ 最終的に3,460戸（64箇所）を建設</p>

出典) 新潟県地域防災計画

(<http://www.pref.niigata.jp/seikatsukankyo/bosai/sinnsai/3-38.pdf>)

「新潟県中越地震における住宅被害」(国土技術政策総合研究所、国総研アニュアルレポート2006)

「新潟県中越地震 被災者生活再建の手引き（住宅の確保に向けて）」(新潟県、2004) より作成

⑤ ユニットハウス（発災 2 週間後～約 1 ヶ月後）

- ・新潟県は、11 月 7 日に、被災者の自宅敷地内に設置するユニットハウス等を利用した分散型避難所を設置することとし、約 180 戸を準備した。11 月末で設置戸数は約 50 戸であった。
- ・設置期間は、自宅の修理が完了または仮設住宅への入居が可能となるまでとされた。50cm 以上の積雪には耐えられないことから、本格的な積雪期前には撤去する予定とされた。
- ・なお、トイレ、水回り、冷暖房等は付いていない。

出典)「平成 16 年度新潟県中越地震における防災関係機関の活動実態調査報告書」
(内閣府、平成 17 年 3 月)



図 2-2 2 新潟県中越地震におけるユニットハウスの設置例

出典) 神戸大学 HP

(<http://www.kobe-u.ac.jp/usm/research/tyuetsu/1/hinanjo.pdf>)

⑥ 民間アパートの借り上げ（発災 2, 3 週間後～）

- ・借り上げ提供戸数は 177 戸であり、新潟県宅地建物取引協会の協力により集められた物件情報を市町村を通じて被災者に提供し、居住者が選択して申し込む仕組みであった。

出典)「新潟県中越地震における住宅被害」(国土技術政策総合研究所、国総研アニュアルレポート 2006)

⑦ 住宅の応急修理（発災数週間後～）

- ・災害救助法による住宅の応急修理制度について、対象者要件、応急修理の範囲、事務処理方法について弾力的運用が図られた（本修理と併せた応急修理が可能、被災者が依頼した業者を指定業者と認定等）。
- ・新潟県による支給金額の上乗せの支援もあった。
- ・住宅応急修理業者リストを11月14日に新潟県が公表した。

表 2-6 応急修理に関する申請件数

	総数	うち国制度分	うち県制度分	時点
申請件数	9,057 件	6,124 件	8,817 件	2005 年 3 月末

出典)「新潟県中越地震における住宅被害」(国土技術政策総合研究所、国総研アニュアルレポート 2006)

表 2-7 新潟県中越地震における応急修理制度の特例

	特例の内容
要件	・ 所得等の要件を被災者生活再建支援法と同等にした。県は世帯年収にかかわらず大規模半壊、半壊世帯を対象にした。
応急修理の範囲	・ 積雪が近いこと、被災者が二度手間とならないように、本修理と併せて応急修理が実施できるようにした。(修理部位によっては、国の制度では不可であるが県の制度では可というような詳細な基準があり、事務手続きが煩雑となった)
事務処理方法	・ 本来は市町村が施工業者を指定して実施するところを、被災者が依頼した業者全てを指定業者として取扱った。 ・ 被災者が業者から直接見積をとって市町村に提出し、市町村が業者に発注し支払うという仕組みで実施された。
期間	・ 平成 16 年 12 月 22 日までに修理を完了することとされていたが、1ヶ月ごとに延長され、最終的に平成 17 年 3 月 31 日まで延長された。(申込み期限は平成 16 年 12 月 31 日のままであり、間に合わない判断して申込みをあきらめた住民から苦情が殺到した)
内容・金額	・ 新潟県による上乗せの支援もあった。

出典)「平成 16 年度新潟県中越地震における防災関係機関の活動実態調査報告書」(内閣府、平成 17 年 3 月)を基に一部修正

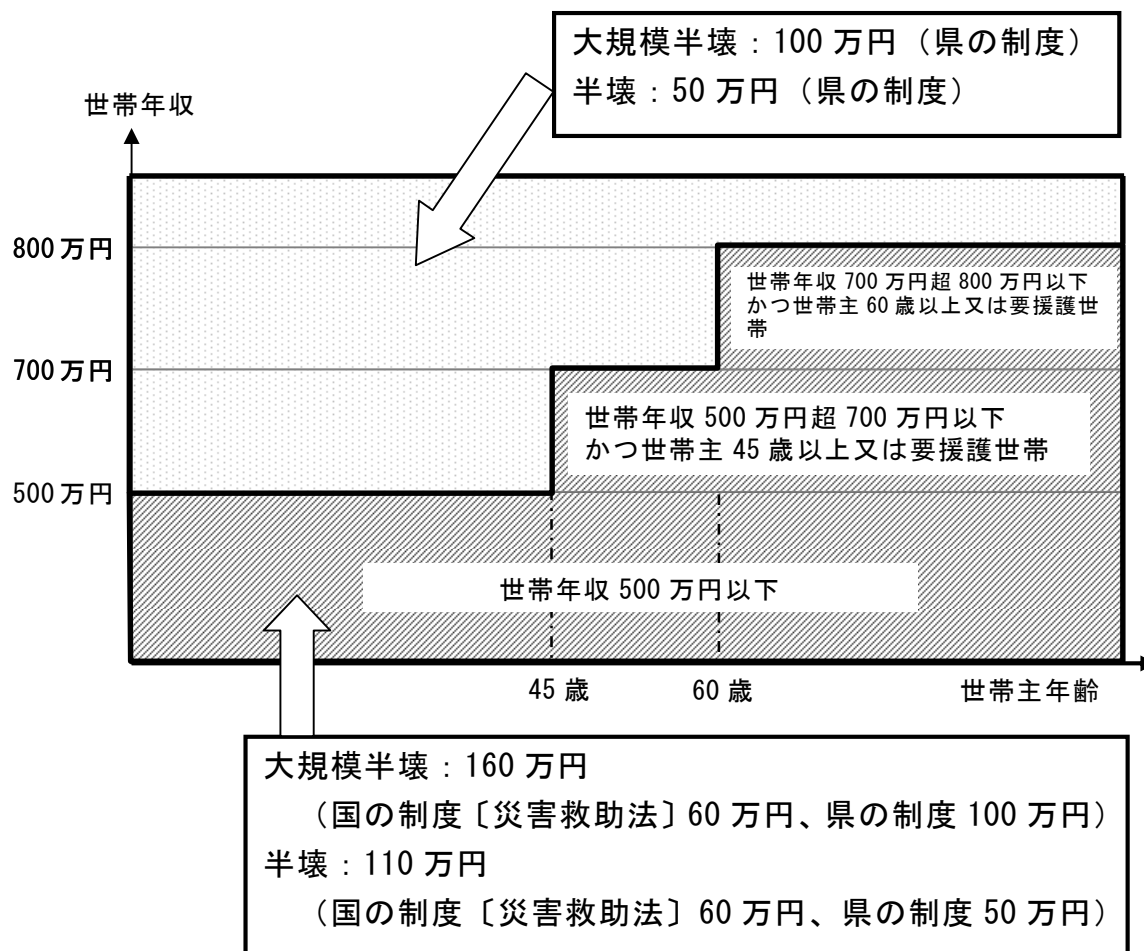


図 2-23 住宅応急修理制度における区分

出典)「新潟県中越地震 被災者生活再建の手引き (住宅の確保に向けて)」(新潟県、2004)をもとに作成

(参考：新潟県中越地震における災害救助法に基づく応急修理制度)

- (1)対象世帯：住家が半壊した世帯で、応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む）に入居しないことが前提
- (2)限度額：60万円以内

出典)「新潟県中越地震 被災者生活再建の手引き (住宅の確保に向けて)」(新潟県、2004)

(参考：神戸市における災害救助法に基づく応急修理)

- (1)対象世帯：住家が半壊し自ら修理する資力のない世帯
- (2)実施方法：市が派遣する業者が施工
- (3)修理箇所：台所、トイレ、居室、屋根の応急的修理に限定
- (4)限度額：29万5千円以内

出典)「阪神・淡路大震災－神戸市の記録 1995年－」(神戸市、1996)

3. ハリケーン・カトリーナ

[被害全体の概要]

- ・ 平成 17 年 8 月末から 9 月上旬にかけて、米国のルイジアナ州を中心とする南部地方をハリケーン・カトリーナが襲い、少なくとも 1,464 人以上の死者^{*}、約 30 万戸の全壊家屋、約 960 億ドル（約 11 兆円）の被害額といった膨大な被害が発生²⁾。
- ・ 最大の被害を受けたニューオーリンズでは市民の 8 割程度^{**}が避難。
- ・ 全米で 130 万人が、50 州（米国の全部の州）に避難。
- ・ 一斉の避難により交通渋滞が生じるとともに、移動手段を持たない災害時要援護者や貧困層が取り残された。
- ・ 避難者の中には、病気になったり、悲惨な体験をした人も多かった。

※ 死者数について、文献 2 では、1,330 人という数字を挙げているが、その根拠としている文献 1 の数字が更新されたことからその数字を用いた。その他、1,800 人以上の死者数であるとの情報を掲載しているウェブサイトもあるが、詳細が確認できないため、ここでは採用しなかった。なお、行方不明者も依然多く、死者数データは今後も上方訂正される可能性が高い。

※※ 避難率については、文献 3 の被害者推計モデルにおいて採用している数値

(避難のきっかけ)

- ・ ハリケーン・カトリーナ（以下、「カトリーナ」）の上陸 3 日前に、ナショナルハリケーンセンターが、強烈な勢力で再上陸すると予報した。
- ・ この予報後、ルイジアナ州、ミシシッピ州の両州において非常事態宣言が発令される。

(避難計画)

- ・ ルイジアナ州は、過去にもハリケーンによる被害が度々起きており、緊急時避難計画はあらかじめ定められていた。住民への周知についても、避難計画のパンフレットを住民に広く配布したりホームページに掲載する等の対応を行っていた。
- ・ 避難計画では、第一の避難手段は、個人の自家用車であることから、緊急時には、高速道路の全車線を「脱出方向」の一方通行にすること等が定められていた。

(避難状況)

- ・ 避難する車両により渋滞が発生。ガソリンスタンドからはガソリンが払底⁴⁾。
- ・ 高速道路を「脱出方向」向けの一方通行にする避難プログラムも発動。
- ・ 自家用車を持たない住民用にスクールバス、州・市の公用車等を使用することとしていたが、車での避難で大渋滞が発生。避難用に使用されることにな

っていたスクールバスの多くは稼動せずに水没。このようなこともあり、車を持たない貧困層の多くの人々が避難困難となった⁴⁾。

- ・ 避難命令が出された後も、「暮らす金もない」「家が略奪にあう」等の理由で1万人が避難拒否。また、情報不足で避難しない人もいた²⁾⁴⁾。
- ・ 病人の看護者は、危険を侵して避難するか、そのまま留まるか困難な選択に直面。
- ・ 避難場所に誘導するため、道路沿いにインフォメーションセンターを設置¹⁾。
- ・ 逃げ遅れた人の中には、避難所にも入れなくて、辛酸をなめた人がいる。

～我々は見捨てられた。市職員は、我々を保護するために何もしてくれなかった。我々は、安全のために、スーパードーム、コンベンションセンター、国道の橋に避難するよう言われた。1週間以上の間、毎日、これらの全てを試した。バスやヘリコプター、連邦危機管理庁のトラックも通ったが、誰も助けてくれなかった。……（中略）……我々は死体の隣で寝たし、糞尿が散乱する路上で少なくとも4日は寝た～

パトリス・トンプソンさんの証言⁵⁾

（避難所の状況）

- ・ スーパードームを、高齢者などの災害時要援護者の避難施設として開放。しかし、天候の悪化に伴い、一般市民も続々とスーパードームに押し寄せてきた。
- ・ スーパードームに備蓄している食糧等は、元々1,000人分しかなく⁵⁾、州の要請を受けた連邦危機管理庁(FEMA)は、避難した住民向けに水や食料を供給したが、全ての要請には応えられなかった（例えば、州は28日に18万リットルの水と11万食の非常食を要請するが、9万リットルの水と4万食しか供給できず）²⁾。
- ・ スーパードームでは、一部の非常灯等をのぞき電気はなく、水道も通っておらず、米国健康福祉省に「居住不能」と評価され、ルイジアナ州知事からも、「可能な限り早い再避難が必要」と判断された。45～50人の入院必要者が生じ、5人が病死し、1人が自殺した²⁾。
- ・ 以上のような状況が、避難者をアストロドーム等へ再移転される判断へとつながった。
- ・ 高台にあるコンベンションセンターに18,000～25,000人の市民が押し寄せるが、避難所として計画されていなかったため、水や食料の備蓄が無かった⁵⁾。8月30日には電気、水道もダウンし、トイレは溢れ、廊下(Hallway)が事実上のトイレとなった⁵⁾。

（避難民の移送）

- ・ スーパードーム等の避難所から避難者を州外に移送するため、約1千台のバスからなる移送隊を編成²⁾。

- ・ スーパードーム、コンベンションセンターの避難民約 2 万 5 千人をヒューストンなどへ移送⁶⁾。
- ・ この二次避難先（ヒューストン・アストロドーム）で、感染性胃腸炎が集団発生するといった被害も発生した⁷⁾。
- ・ 米国史上最大の民間空輸団を編成し、2 万 4 千人の避難者を空輸²⁾。
- ・ 130 万人の避難民は、全米 50 州に分散。

（災害時要援護者）

- ・ 病院等の施設にいた多くの災害時要援護者が避難できず、その後も救護できず、多数の死者が発生。⁴⁾
- ・ 長期にわたる避難生活のため、老人、子供、病人等に被害が集中して発生。死者数のうち、約 71%が 60 歳以上。²⁾



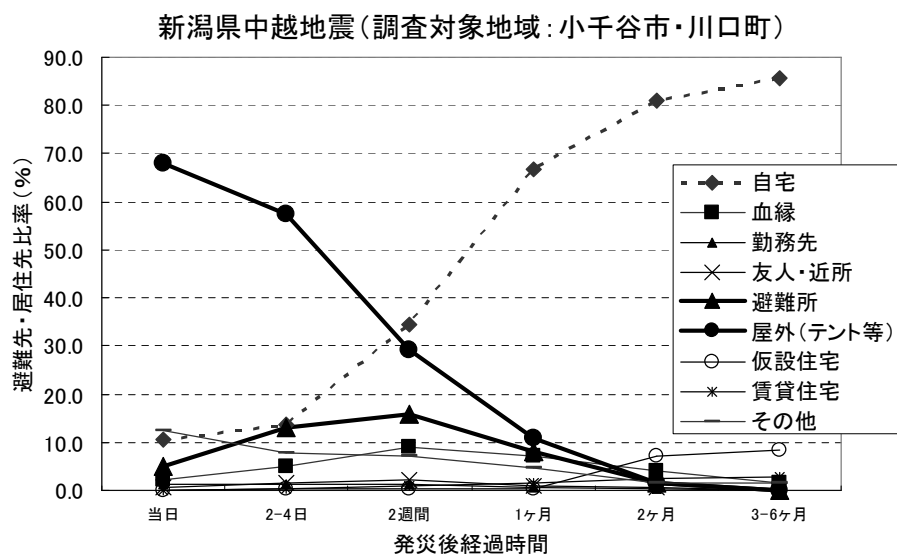
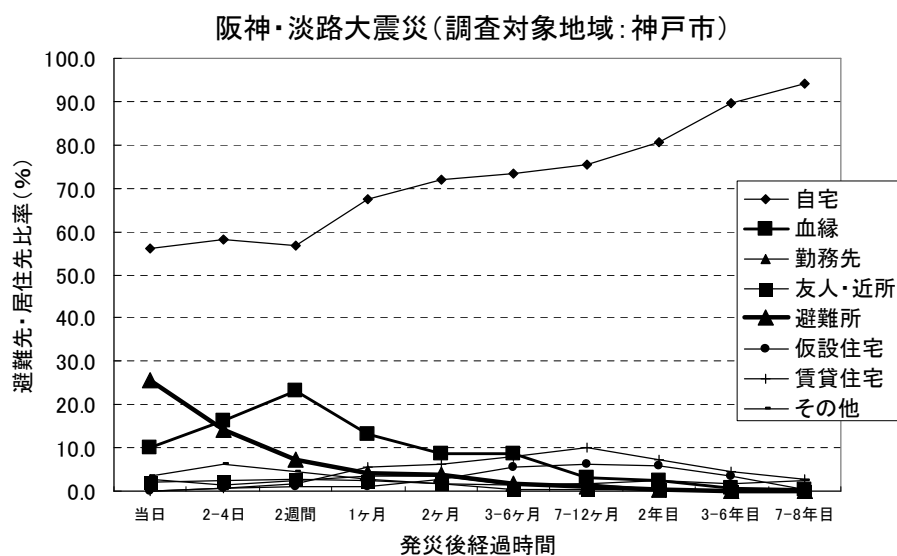
ニューオーリンズ市内の状況（平成 17 年 12 月）

主要参考文献

- 1) Louisiana Department of Health and Hospitals(2006): Reports of Missing and Deceased (as of Aug.2, 2006)
- 2) The White House(2006): The Federal Response to Hurricane Katrina – Lessons Learned, February
- 3) US Army Corps of Engineers(2006): Performance Evaluation of the New Orleans and Southeast Louisiana Hurricane Protection System – Draft Final Report of the Interagency Performance Evaluation Task Force, Volume VII – The Consequences, 1 June 2006
- 4) 国土交通省中部地方整備局(2006): 「中部地方の天変地異を考える検討会」第 1 回資料 6
- 5) U.S. House of Representatives(2006) A Failure of Initiative – Final Report of the Select Bipartisan Committee to Investigate the Preparation for and Response to Hurricane Katrina
- 6) 防災科学技術研究所ハリケーンカトリーナ調査チーム(2006):ハリケーンカトリーナ調査速報, 防災科学技術研究所ホームページ
- 7) 茂木寿(2005):ハリケーン「カトリーナ」に対する米国政府・州政府等による対応の問題点について（第 1 部）, 東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 TRC EYE Vol.69

参考資料3 既往災害における避難者の避難先等の選択事例

- ・ 阪神・淡路大震災における自宅以外の避難先を見ると、当日は避難所が最も多いが、数日後以降は血縁宅に避難した人が最も多かった（発災当日における自宅外避難の比率は避難所 58%、避難所以外 41%、2～4 日後では避難所 34%、避難所以外 66%）。
- ・ 新潟県中越地震では、発災後数日間は屋外避難者が最も多かった。また、阪神・淡路大震災とは異なり、血縁・知人宅避難者よりも避難所避難者が多かった（新潟県では血縁宅が被災地内のごく近隣にあるため避難先にならなかったことや、コミュニティの結びつきが強く避難所生活が不快・不便ではなかったことが理由としてあげられる）。



出典)「新潟県中越地震における被災者の避難行動と再建過程－総務省消防庁及び京都大学防災研究所共同実施調査－」(木村・林・立木・田村・堀江・黒宮、地域安全学会論文集、No.7、2005)より作成

参考資料 4 応急危険度判定の所要日数の推定（概算）

	パラメータ	試算	備考
I	対象棟数	1,170,000	=①×②
	① 全壊棟数 (全被災地)	195,000	東京湾北部M7.3(出典:中央防災会議)
	② 補正係数 (全壊棟数→判定対象棟数)	6	阪神・淡路大震災の住家被害棟数は全壊棟数の約6倍であり、ここでは全壊、半壊、一部損壊を判定対象として6倍と仮定
II	判定士の人数	4,898	=①×② ※阪神・淡路大震災で平均約280人/日
	① 判定士人数 (全国)	97,958	平成19年3月末現在 (出典:応急危険度判定協議会HP)
	② 参集可能な割合	0.05	1日当たり活動する判定士数を全判定士数の5%程度と仮定
III	判定速度 [棟/人・日]	7.5	=①÷②
	① 1チームの日平均判定棟数	15	被災建築物応急危険度判定業務マニュアル (全国被災建築物応急危険度判定協議会)による
	② 1チームの人数	2	
IV	所要日数	31.9	= I ÷ II ÷ III

参考資料5 避難者に関する主な既存施策例

1. 避難所生活者数の早期低減

1. 1 帰省・疎開の奨励・あっせん

(現状)

被災地外の親類・知人・友人等を頼って帰省・疎開することにより、避難所への避難者数が低減する可能性がある。地方自治体の取り組みとして、姉妹都市応援協定や相互応援協定等により被災者の疎開の円滑化を図っている事例がある。

(施策例)

施策例1：相互応援協定による「一時収容のための施設提供」(豊島区)

・豊島区では、山形県遊佐町、岩手県一関市、福島県猪苗代町、埼玉県秩父市・三芳町、群馬県神流町、新潟県堀之内町、茨城県美和町、栃木県那須町及び岐阜県関市と、被災者の一時収容のための施設の提供をはじめ、食料等の物資提供、資器材提供、職員派遣等の相互応援協定を締結している。

豊島区と遊佐町との非常災害時等における相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 豊島区並びに遊佐町は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

(連絡の窓口)

第2条 豊島区並びに遊佐町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(応援の手続)

第3条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話または電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 次条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 次条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路

- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療・防疫資器材、発電機、車両等の応援対策用資器材の提供又は貸与
- (3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) その他、特に要請のあった事項

(物資の輸送等)

第5条 救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体を実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

- 2. 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

(資料・情報の交換)

第7条 豊島区並びに遊佐町は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

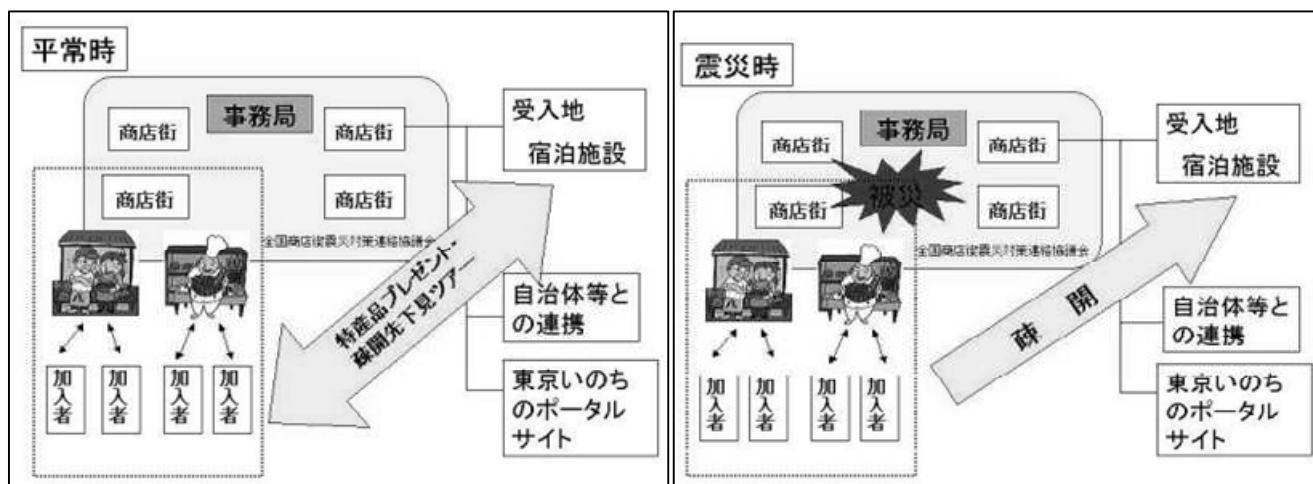
平成7年5月19日

東京都豊島区 豊島区長 加藤 一敏
山形県遊佐町 遊佐町長 小野寺 喜一郎

(豊島区地域防災計画 (平成17年修正) より)

施策例 2：震災疎開パッケージ（全国商店街震災対策連絡協議会）

- ・ 平時にパッケージを購入しておくことにより、震災で被災した場合に、全国の受入れ施設に疎開することができる「震災疎開パッケージ」の取り組みがある。
- ・ この仕組みでは、震災が起らなかった場合には、各地の特産品が提供されるほか、平時から疎開先下見ツアーが行われている。



（全国商店街震災対策連絡協議会ホームページより）

<http://www.shoutengai-sinsai.com/>

図表 5-1 震災疎開パッケージの制度内容

年会費	1人年間 5,000 円（小学生以下は年間 3,000 円）
疎開対象期間	1月1日より1年間（毎年更新）
疎開開始条件	地震、噴火、津波を原因とする災害救助法が適用された地域の加入者
疎開費用	中学生以上1人 30 万円（上限）、小学生以下1人 15 万円（上限）
販売先	全国商店街震災対策連絡協議会（全国各地にある商店街の中で、震災対策活動や震災を切り口にした地域間交流活動の取り組みに賛同した商店街メンバーの集まり）の正会員となっている商店街等（31 箇所：2006 年 11 月末現在）で販売しているほか、オンラインでの購入もできる。
疎開先	北海道・東北エリア 77 箇所以上、関東エリア 10 箇所、甲信越エリア 32 箇所以上、東海エリア 1 箇所、関西エリア 2 箇所以上、四国エリア 3 箇所、九州エリア 1 箇所（2006 年 11 月末現在）

（全国商店街震災対策連絡協議会ホームページより）

<http://www.shoutengai-sinsai.com/>

1. 2 応急危険度判定による従前住宅の利用促進

(現状)

応急危険度判定は、地震発生後、余震等による被災住宅の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、早期に住宅の被害状況を調査し、使用できるかどうかを応急的に判定するものである。避難者の中には余震等への不安から、自宅建物に大きな被害が発生していなくても避難したという人も多いと予想されるため、こうした応急危険度判定が迅速に実施されれば、避難所等への避難者数を低減することができると考えられる。

(施策例)

施策例 1：被災住宅の応急危険度判定（東京都）

- ・ 二次災害の防止のため、民間住宅、都営住宅等、都市機構等が管理する住宅について被災住宅の応急危険度判定を迅速に実施し、当該建築物の利用者・居住者・歩行者等に周知を図ることとされている。

※他縣市でも地域防災計画上の同様の位置付けあり。

図表 5-2 東京都地域防災計画による被災住宅の応急危険度判定

判定対象住宅	判定の実施
民間住宅	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区市町村長は、その区域内において地震により多くの建築物が被災した場合、応急危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。 ○ 知事は、区市町村長が判定の実施を決定した場合には、東京都防災ボランティア要綱に基づいて登録した建築物の応急危険度判定員の出動要請等、必要な支援を行う。 ○ 区市町村に対する支援を効果的に行うため、都本部の下に被災建築物応急危険度判定支援本部を設置する。 ○ 知事は、地震被害が大規模であること等により必要であると判断する場合は、国土交通省、10 都県被災建築物応急危険度判定協議会を構成する各県、その他道府県の知事及び独立行政法人都市再生機構理事長に対し必要な応援を要請する。
都営住宅及び都住宅供給公社が管理する住宅	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都営住宅及び都住宅供給公社が管理する住宅の応急危険度判定は都都市整備局及び都住宅供給公社が実施する。 ○ 都都市整備局及び都住宅供給公社に所属する応急危険度判定員及び判定に関する知識を有する職員が判定業務に従事する。
独立行政法人都市再生機構等が管理する住宅	<ul style="list-style-type: none"> ○ 独立行政法人都市再生機構等が管理する住宅については、各管理者が応急危険度の判定を行う。

（東京都地域防災計画（平成 19 年修正）より）

【参考：応急危険度判定士に関する資格要件や過去の判定実績等】

1. 応急危険度判定士とは

応急危険度判定士は、被災地において、地元市区町村長または都道府県知事の要請により、応急危険度判定を行う建築技術者である。

応急危険度判定は、市町村が地震発生後の様々な応急対策の一つとして行うべきものであるが、阪神・淡路大震災のような大規模災害の場合には、判定を必要とする建築物の量的な問題や被災地域の広域性から行政職員だけでは対応が難しいと考えられる。

そこで、都道府県は、ボランティアとして協力する民間の建築士等（1級建築士、2級建築士、木造建築士及び都道府県が要綱等で定めた者）に、応急危険度判定に関する講習を受講してもらい、応急危険度判定士として養成、登録を行っている。

（※都道府県の他に、都市機構において、職員に係る判定士の養成、登録を行っている。）

2. 応急危険度判定士数

全国で97,958名、東京都で7,817名（平成19年3月31日現在、全国被災建築物応急危険度判定協議会）

3. 過去の判定実績

図表 5-3 既往災害における応急危険度判定の実績

地震名	判定期間	判定 延べ人数	判定棟数
兵庫県南部地震* (平成7年1月17日)	平成7年1月18日～2月9日	約6,468人	46,610棟
新潟県北部の地震 (平成7年4月1日)	平成7年4月2日	12人	342棟
宮城県北部地震 (平成8年8月11日)	平成8年8月14、16日	34人	169棟
鹿児島県薩摩地方を震源とする地震 (平成9年3月26日、5月13日)	平成9年4月11日、5月17日、 6月4～5日	220人	2,048棟
新島・神津島・三宅島近海を震源とする地震 (平成12年6月26日、7月1日、9日、15日他多数)	平成12年7月3日～10日、7月17日～19日、8月2日～5日	17人	240棟 (複数回実施)
鳥取県西部地震 (平成12年10月6日)	平成12年10月7日～20日	332人	4,080棟
平成13年芸予地震 (平成13年3月24日)	平成13年3月25日～4月12日	636人	1,763棟
三陸南地震 (平成15年5月26日)	平成15年5月30日(大船渡)、 6月2日(釜石)	5人	6棟
宮城県北部地震 (平成15年7月26日)	平成15年7月27日～8月3日	743人	7,245棟
新潟県中越地震 (平成16年10月23日)	平成16年10月24日～11月10日	3,821人	36,143棟
福岡県西方沖地震 (平成17年3月20日)	平成17年3月20日～3月31日 平成17年4月20日～4月26日	444人	3,148棟

地震名	判定期間	判定 延べ人数	判定棟数
能登半島地震 (平成 19 年 3 月 25 日)	平成 19 年 3 月 25 日～3 月 30 日	391 人	7,600 棟

(以上、全国被災建築物応急危険度判定協議会ホームページより)

<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/Jimukyoku/Oukyu/Oukyu.htm>

*) 阪神・淡路大震災では、共同住宅及び長屋にほぼ限定して実施された(判定作業に従事したのは全国都道府県から派遣された職員が中心であり、人員に限度があること、判定の目的の一つである避難者の早期帰宅の促進効果を考慮したことによる)。戸建住宅に関する判定はステッカーを貼ることはせず、住民からの要望に対する相談に近い内容であった。

(阪神・淡路大震災調査報告書(東京都、平成 7 年 7 月)より)

【参考：応急危険度判定の判定作業計画】

被災建築物応急危険度判定業務マニュアル（全国被災建築物応急危険度判定協議会）による応急危険度判定の作業計画は次のとおりである。

判定作業計画は、次の項目について、作成する。

- ①判定実施区域及び判定実施順位等の決定
- ②対象とする建築物の用途、規模
- ③判定実施期間、必要判定士等の必要数及び判定資機材の調達

ア 判定実施期間は、10日間

イ オペレーションタイプ2¹の必要判定士数は次による。

判定士2名でチームを編成し、判定棟数は15棟／チーム・日、判定士の稼働日数を3日間程度とする。

ウ 必要判定コーディネーター数は、判定士5班（判定士10チームを1班とするため、判定士100人）に1人配置するよう算定する。

（被災建築物応急危険度判定業務マニュアル（全国被災建築物応急危険度判定協議会）より）

<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/Jimukyoku/Oukyu/yoko/man1.pdf>

【参考：応急危険度判定活動に係る経費負担のガイドライン】

（次表の対象は民間判定士等の判定活動に要する経費であり、国、地方公共団体等の職員が公務として行う判定活動に要する経費は対象としない。）

項 目		負担区分	説 明	
民間判定士等の旅費	交通費	居住地と同一の都道府県内の集合場所までの移動に要するもの	民間判定士等	
		居住地と異なる都道府県への集合場所までの移動に要するもの	被災団体	応援団体の旅費規定を参考に交通費の実費相当額を支給する。ただし、被災団体が別途、交通手段を用意した場合は交通費を支給しない。
		宿泊費	被災団体	宿泊先は被災団体が用意又は指定するものとし、それら所定の宿泊施設を利用しなかった場合は、民間判定士等の負担とする。
民間判定士等の食糧費	集合場所に到着するまでの飲食費	民間判定士等		
	集合場所に到着してから集合場所を離れるまでの飲食費	被災団体	食事等は被災団体が用意するものとし、それら所定の食事を利用しなかった場合は、民間判定士等の負担とする。 被災団体が食事を用意できない場合は、実費相当を支給する。	

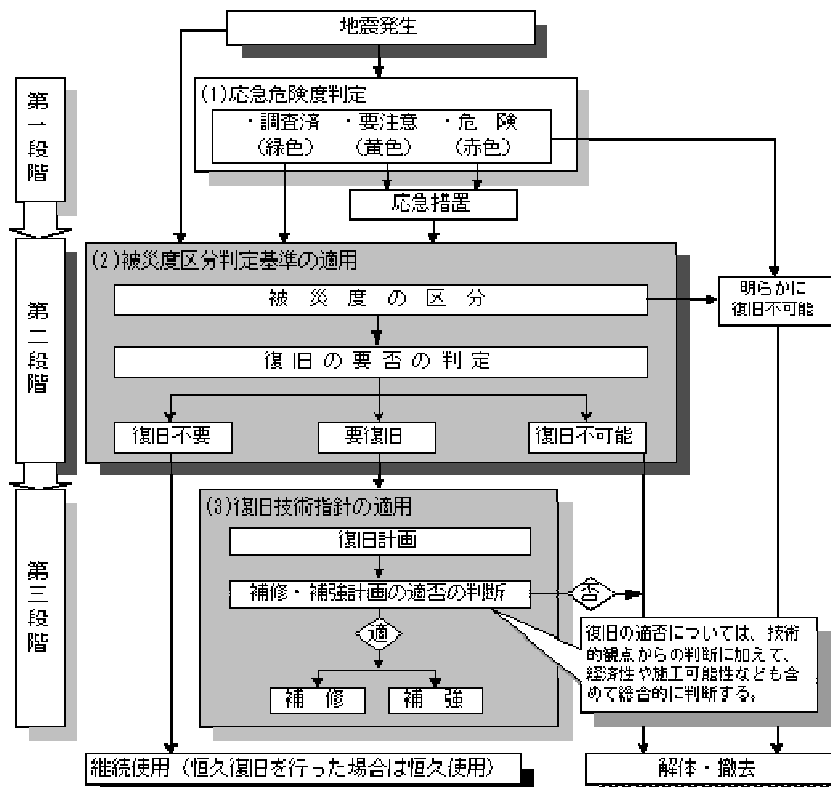
¹ 被災建築物の全てを判定する悉皆調査で、外観調査を基本としてエリアを決めて判定活動を行う基本的なオペレーションタイプ

【参考：応急危険度判定と被災度区分判定】

地震被害を受けた建築物等に対する被災状況の判定には、「応急危険度判定」と「被災度区分判定」があり、いずれも被災建築物及び被災地域の早期回復を目的としている。

応急危険度判定は、大地震により被災した建築物を調査し、その後発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的としている。内部被害の確認も望まれるが、まずは外観で調査を行い、危険と判断されれば判定士の二次被害を避けるため、屋内を判定する必要はない。建築物全体の傾斜、建築物1階部の傾斜・基礎の被害・隣接建築物や周辺地盤等の被害・壁の被害・腐食/蟻害、外壁の剥落、瓦の落下等の有無や程度を調査する。判定結果は、建築物の見やすい場所に表示され、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性について情報提供することとしている。また、これらの判定は建築の専門家が個々の建築物を直接見て回るため、被災建築物に対する不安を抱いている被災者の精神的安定にもつながるといわれている。

一方、被災度区分判定は、地震により被災した建築物を対象に、建築構造技術者（1級建築士、2級建築士又は木造建築士等）がその建築物の内部に立ち入り、沈下、傾斜及び構造躯体の損傷状況など、主として構造躯体に見られる損傷状況から被災建築物に残存する耐震性能を推定し、その被災度を区分するとともに、継続的に使用するための復旧の要否を判定するものである。



図表 5-4 応急危険度判定（余震に対する二次災害防止のための判定）と被災度区分判定（再建や修理の可能性を判断するための判定）

（以上、全国被災建築物応急危険度判定協議会ホームページより）

<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/Jimukyoku/Oukyu/Oukyu.htm>

2. 避難所不足地域から他地域への避難者の移動

2. 1 近隣地域の避難所の利用

(現状)

当該区市町村の避難所では収容力が不足する場合、近隣の被害の少ない区市町村への移送等が必要である。

(施策例)

施策例 1：被災者の他地区への移送（東京都）

- ・被災区市町村内の避難所で被災者を受入れることが困難な場合、被災者の他地区（近隣の非被災地区若しくは小被災地又は隣接県）への移送が計画されている。ただし、移送手段の確保等についてはまだ具体化されていない。
- ・災害時要援護者は、まず区市町村立の小中学校を中心とした一次避難所に避難した後に二次避難所（福祉避難所）に移動するが、特別な配慮が必要となるこれら要援護者に対する施設は十分とは限らず、他地区への移送が必要となる場合があるため、被災者の他地区への移送については災害時要援護者を優先することとしている。

（東京都地域防災計画（平成 19 年修正）及び東京都ヒアリング結果より）

※神奈川県でも同様の地域防災計画上の位置付けあり。

図表 5-5 東京都地域防災計画による被災者の他地区への移送・受け入れ

機関名	内容
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地の区市町村から被災者の移送の要請があった場合、警視庁と協議の上、被災者の移送先を決定する。 ○ 移送先決定後、移送先の区市町村長に対し被災者の受入態勢を整備させる。 ○ 被災者の移送方法については、当該区市町村と協議のうえ、被災地の状況を勘案して決定し、都財務局調達のバス等を中心に、区市町村、都交通局、警視庁、東京消防庁の協力を得て実施する。 ○ 災害時要援護者、透析患者の移送手段については、当該区市町村による調達が困難な場合に、都福祉保健局が都財務局、及び関係機関の協力を得て調達する。
区市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区市町村長は、当該区市町村の避難所に被災者を受け入れることが困難なときは、被災者の他地区（近隣の非被災地区もしくは小被災地または隣接県）への移送について、知事（都福祉保健局）に要請する。 ○ 被災者の他地区への移送を要請した区市町村長は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の区市町村に派遣するとともに、移送にあたっては引率者を添乗させる。 ○ 都から被災者の受け入れを指示された区市町村長は、受入態勢を整備する。 ○ 移送された被災者の避難所の運営は移送元の区市町村が行い、被災者を受入れた区市町村は運営に協力する。 ○ その他、必要事項については区市町村防災計画に定める。

（東京都地域防災計画（平成 19 年修正）より）

3. 屋外避難への支援

3. 1 屋外でのテント等の活用

(現状)

近隣避難所の収容能力が不足した場合や、被災者が避難所へ避難したくない場合等には、新潟県中越地震でも見られたような屋外避難が発生する可能性がある。

(施策例)

施策例 1 : 災害時における応急対策用天幕等の確保に関する協定の締結 (東京都)

・東京都では、災害時における応急収容施設として天幕等の調達に関する協定が結ばれている。東京都地域防災計画(平成15年修正)によれば、調達テント数は3,000張(12人用36,000人分)。

※千葉県、横浜市でも同様の地域防災計画上の位置付けあり。

災害時における応急対策用天幕等の確保に関する協定(都財務局)

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、東京都(以下「甲」という。)が行・エ・ビ・太陽株式会社(以下「乙」という。)に対し、災害時における応急収容施設としての天幕等の調達に関する協力を要請するときの手続等を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な応急措置を実施することが困難な場合には、状況により、乙に対し、災害応急収容施設としての天幕等の調達の協力を要請することができる。

(調達に関する指示)

第3条 前条に定める甲の乙に対する天幕等の調達の要請は、東京都財務局長(以下「財務局長」という。)が調達内容、日時及び場所等を指定して行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、財務局長が調達に係る指示を行うことが困難な場合には、東京都知事の事務を分掌する他の局長がこの指示を行うものとする。

(天幕等の提供)

第4条 乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し、天幕等を提供する。

(費用負担)

第5条 甲の使用した天幕等に要する費用は甲が負担する。

(代金の請求)

第6条 乙は、天幕等の提供が完了した後、甲の認定を受けて当該地域における通常費用を甲に請求するものとする。

(協定期間)

第7条 協定期間は、平成8年3月1日から平成9年2月28日までとする。

ただし、期間満了前甲、乙いずれからも何等の申出がない場合は、この契約の有効期間をさらに1年延長するものとし、今後この例によるものとする。

(疑義の決定等)

第8条 この協定の条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成8年3月1日

甲 (東京都知事)

乙 (行・エ・ビ・太陽株式会社代表取締役)

(東京都地域防災計画
平成19年修正)より)

4. 避難所以外の既存施設の活用

4. 1 公的・民間施設の活用

(現状)

当該区市町村内における区市町村立の小中学校を中心とした避難所で避難者を収容しきれなかった場合、都立学校、国立学校、私立学校などの学校施設、公共施設及び企業等の大規模施設等と協定を締結して避難所として活用しているところがある。

(施策例)

施策例1：公的施設・民間施設との避難所施設利用に関する協定の締結（世田谷区）

・世田谷区では、都立高校、筑波大学、武蔵工業大学、東京学芸大学、日本郵政公社、世田谷美術館等と避難所施設利用に関する協定を締結している。

避難所施設利用に関する協定

世田谷区を甲とし、筑波大学を乙として、甲乙の間において、避難所としての施設利用に関する協定を次のように締結する。

(目的)

第1条 この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所として利用できる施設の周知)

第2条 甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として利用できる施設の範囲を、地域の区民に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第3条 甲は、災害時において避難所を開設する必要が生じた場合は、乙の指定した場所に避難所を開設することができる。

(開設の通知)

第4条 甲は、前条に基づき避難所を開設するときは、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができる。ただし、できる限り速やかに、甲は、乙に対し開設した旨を通知するものとする。

(避難所の管理)

第5条 避難所の管理は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は、甲に協力するものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第7条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は、乙に対し使用許可延長の申請をするものとする。

(避難所解消への努力)

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(世田谷区地域防災計画（平成15年修正）より)

施策例 2：さいたまスーパーアリーナの避難所としての利用（さいたま市）

・さいたま市では、市で指定している避難所のみでは、避難者を受け入れることができない場合には、「災害時の『さいたまスーパーアリーナ』の運営（利用）に関する協定書」に基づき、埼玉県へ同施設の利用を依頼することとしている。

（さいたま市地域防災計画（平成 17 年修正）より）

4. 2 ホテル・旅館、公的宿泊施設の活用

（現状）

宴会場やホール等の災害時要援護者の二次避難所としての活用について、ホテルと覚書を取り交わしている区市町村がある。また、被災者等の一時収容先として客室を提供する内容の協定を締結している区市町村もある。なお、1都3県におけるホテル・旅館の空き室数は約 6 万 6,000 室と推定され、これらホテル・旅館の空き室や宴会場等の避難所等への活用が考えられる。

図表 5-6 ホテル・旅館の推定空き室数

	客室数		客室稼働率(平均)		推定空き室数(平均)	
	ホテル (平成16年度)	旅館 (H16年度)	ホテル[京浜] (平成17年)	旅館[関東甲信] (H16年度)	ホテル	旅館
埼玉県	13,917	7,045	77.5%	60.2%	3,131	2,804
千葉県	25,596	18,387			5,759	7,318
東京都	87,384	32,715			19,661	13,021
神奈川県	24,417	22,641			5,494	9,011
合計	151,314	80,788			34,046	32,154

出典) 客室数: 衛生行政報告例(平成16年度版、厚生労働省)

客室稼働率: (ホテル) 宿泊関係統計資料(日本ホテル協会、2000年~2005年12月)

(旅館) 国際観光旅館営業状況等統計調査(国際観光旅館連盟、平成17年度)

（施策例）

施策例 1：ホテル・旅館の客室等の災害時要援護者への提供に関する協定の締結（品川区）

・品川区は、災害時要援護者に対する宿泊施設等の提供について、ホテル業または旅館業を営む事業者団体と協定を締結している。この協定は事業所の地域貢献の一環として宿泊施設等を提供するものであり、費用は原則として宿泊施設利用者の実費負担となっている。災害救助法が適用され、あらかじめ指定した避難所が不足する場合には、避難所としてのホテル・旅館等の借り上げの措置を講じることが可能となっており、その場合は被災者側の実費負担はない。

災害時における宿泊施設等の提供に関する協定

災害時における高齢者・障害者等の災害要援護者（付き添いを含み、以下「災害要援護者」という。）への宿泊施設等の提供に関して、品川区（以下「甲」という。）と大崎ホテル旅館組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法第二条第一号に定める災害時において、甲が災害要援護者のための宿泊施設等を必要とする場合に、区内でホテル業または旅館業を営む事業者の団体である乙が、事業所の地域貢献の一環として、当該災害要援護者に対し宿泊施設等を提供することを目的とする。

（協力）

第2条 乙は、災害が発生し、災害要援護者に対し宿泊施設などを提供しよう甲から要請があった場合には、その業務の範囲内で可能な限り当該要請に協力するものとする。

（協力内容）

第3条 前条の規定により乙が協力する内容は、次のとおりとする。

- (1) 客室等、営業上使用する宿泊設備、その他の付随設備の提供
- (2) 食事の提供
- (3) 前各号の提供を行うに当たっての空室等の状況の把握および調整

（期間）

第4条 災害要援護者が、甲の要請に基づき乙が提供する宿泊施設等を利用できる期間は、7日以内とする。ただし、甲が必要と認める場合には、乙と協議してその期間を延長することができる。

（費用弁償）

第5条 第3条第1号および第2号に係る経費については、原則として当該宿泊施設等を利用した者による実費負担とする。

（補償の請求）

第6条 乙は、この協定に基づき、災害要援護者に提供した宿泊設備等に損害が生じた場合、原則として、損害を及ぼした者に対し補償の請求を行うものとする。
ただし、損害を及ぼした者に補償能力がない場合、もしくは、損害を及ぼした者が特定できない事故等で、宿泊設備等に損害が生じた場合には、乙および甲の間において、その補償について協議するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（「品川区地域防災計画」（品川区、平成15年修正）より）

施策例 2 : ホテル・旅館の客室等の応援職員等への提供に関する協定の締結 (大田区)

- ・大田区は、宿泊施設等の提供について、旅館組合と協定を締結している。
- ・協力内容は、応援職員等の宿泊施設としてホテル・旅館の客室の提供、被災者・応援職員等に対するホテル・旅館の入浴施設の提供である。

災害時における宿泊施設等の提供に関する協定

大田区 (以下「甲」という。) と大森旅館業組合、田園調布旅館組合、蒲田西旅館組合、蒲田東旅館組合及び蒲田簡易旅館組合 (以下「乙」という。) との間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において甲が宿泊施設等を必要とする場合に、区内で旅館業又はホテル業を営む事業者の団体である乙が、乙の有する社会的責任感に基づき、甲に対して協力して、宿泊施設等を提供することを目的とする。

(協力の内容)

第2条 この協定に基づく乙の協力の内容は、次のとおりとする。

- 1 応援職員等の宿泊施設として団体構成員の旅館、ホテルの客室の提供
- 2 前号の提供を行うに当たっての空き室状況の把握及び提供の調整
- 3 被災者、応援職員等に対する団体構成員の旅館、ホテルの入浴施設の提供

(要請)

第3条 甲は、災害が発生し、前条の協力が必要となった場合は、乙に対して協力を要請する。

(協力)

第4条 乙は、前条の要請があった場合は、可能な限り協力をする。

(費用弁償)

第5条 第2条第1号及び第3号の施設利用料については、実費弁償を原則として、別途協議する。

(協議)

第6条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(「大田区地域防災計画」(大田区、平成15年修正)より)

施策例 3：ホテル等の宴会場・ホール等の災害時要援護者への提供に関する覚書の取り交わし（港区）

- ・港区は、災害時要援護者のための二次避難所としての活用について、ホテル等と覚書を取り交わしている。
- ・提供施設は客室以外の宴会場・ホール等であり、使用期間は1週間程度、また、要した費用は区が負担し、避難生活に用いる食糧、生活必需品等は区が備蓄物資から支給することとされている。

図表 5-7 災害時における応急協力ホテル一覧表

	ホテル名
1	ホテルオークラ
2	高輪プリンスホテル
3	東京プリンスホテル
4	ホテル東京
5	ホテルパシフィック東京
6	高輪東武ホテル
7	都ホテル東京
8	第一ホテル東京
9	メルパルク TOKYO
10	虎ノ門パストラル
11	ホテルフロラシオン 青山
12	ホテル JAL シティ田町

（港区地域防災計画震災資料編（平成15年修正）より）

災害時における応急協力に関する覚書

港区を「甲」とし を「乙」として甲乙間において次のとおり覚書を取りかわします。

乙は、災害時における高齢者・障害者等災害弱者対策に対し、地域における事業所の一員として、その業務の範囲内で可能なかぎり甲に協力します。

ただし、この協力は、乙の施設の安全とインフラが確保されることを条件とします。
また、甲はこのことにより乙が要した費用を負担します。

この覚書の証として、本覚書2通を作成し、甲乙記名押印の上、その1通を保有します。

平成11年1月12日

災害時における応急協力ホテル一覧表

番号	ホテル名	所在地
1	ホテルオークラ	港区虎ノ門2-10-4
2	高輪プリンスホテル	港区高輪3-13-1
3	東京プリンスホテル	港区芝公園3-3-1
4	ホテル東京	港区高輪2-17-8
5	ホテルパシフィック東京	港区高輪3-13-3
6	高輪東武ホテル	港区高輪4-7-6
7	都ホテル東京	港区白金台1-1-50
8	第一ホテル東京	港区新橋1-2-6

甲 東京都港区芝公園1丁目5番25番
港区
代表者 港区長 菅谷 眞一

乙 協定締結ホテル
代表者

災害時における応急協力に関する覚書

港区を「甲」とし を「乙」とし、港区内に災害が発生した場合の応急協力に関し、次のとおり覚書を締結します。

(要請)

第1条 甲は、港区内に災害が発生し、高齢者・障害者等災害要援護者対策として二次避難所の確保について必要が生じ、かつ乙の施設の安全が確保されている場合は、乙に協力を要請することができます。

(協力)

第2条 乙は甲からの協力の要請を受けたときは、その業務の範囲内で可能な限り協力します。なお、二次避難のための施設は客室以外の宴会場・ホール等とし、使用する期間は1週間程度とします。

(費用負担)

第3条 甲は、乙が協力を要した費用を負担します。ただし、避難生活に用いる食糧、生活必需品等は甲が備蓄物資から支給します。

(協議)

第4条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めます。

この覚書の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえその1通を保有します。

平成11年7月26日

災害時における応急協力ホテル一覧表

番号	ホテル名	所在地
9	メルパルク TOKYO	港区芝公園2-5-20
10	虎ノ門バストラ	港区虎ノ門4-1-1
11	ホテルフロラシオン 青山	港区南青山4-17-58

甲 東京都港区芝公園1丁目5番25番
港区長 菅谷 眞一

乙 協定締結ホテル
代表者

※ホテル JAL シティ田町とも平成12年7月1日に上記と同様の内容の覚書を取り交わし

【参考：災害救助法による救助】

災害救助法に基づく救助では、

- ・ あらかじめ指定した避難所が不足する場合の、避難所としての旅館、ホテル等の借り上げ

の措置を講じることが可能となっている。

○大規模災害における応急救助の指針について(抄)

(平成9年6月30日)

(社援保第122号)

(各都道府県災害救助法主管部(局)長あて厚生省社会・援護局保護課長通知)

(改正 平成14年3月20日 社援保発第0320001号)

今般、別添のとおり大規模災害における応急救助の指針を定めたので、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく今後の応急救助については本指針に基づく実施するとともに、管下市町村、関係機関等への周知方取り図られたい。

(別添)

大規模災害における応急救助の指針

第2 応急救助の実施

1 避難所の設置

(5) 避難所の設置

ア 災害が発生した場合には、あらかじめ指定した避難所の被災状況、周辺火災の延焼の可能性、危険物の有無などの安全面を直ちに確認の上、避難所を設置すること。

イ あらかじめ指定した避難所では不足する場合には、厚生労働省と協議の上、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等により実施すること。

5. 震災時に有効に機能する避難所の確保

5. 1 既存避難所の耐震化

(現状)

震災時に多くが避難所となる公立小中学校施設の耐震化率は約 58.6%* であり、法律の改正や財政措置の充実等により学校施設の耐震化が促進されている。

*) [昭和 57 年以降建物+昭和 56 年以前で耐震性がある建物] の耐震化率 (全国平均、平成 19 年 4 月 1 日現在、文部科学省)

(施策例)

施策例 1 : 学校施設の耐震化の促進 (国)

- ・耐震改修促進法、地震防災対策特別措置法の改正や安全・安心学校づくり交付金の創設など、避難所にもなる学校施設の耐震化が促進されている。

建築物の耐震化促進策(公共建築物関係)

耐震改修促進法の改正

学校

- 指示対象に追加(従来は指導等まで)
- 指示に従わない場合は公表

- 安全・安心な学校づくり交付金創設
 - ・地方が自主裁量性を発揮できる仕組みを構築
 - ・補強、改築等を一本化し、耐震関連として相当規模(549億円)の予算を確保

- 耐震診断の18年内完了、結果公表
 - ・国交省と連携し同省補助制度を積極的に活用

- 推進地域の地方財政措置

病院

- 指示に従わない場合は公表

- 医療提供体制施設整備交付金創設
 - ・地方が自主裁量性を発揮できる仕組みを構築

- 事業用建築物として税制特例を適用

- 推進地域の地方財政措置

- 補助率嵩上げの延長
- 体育館の補助率嵩上げ対象追加
 - ・従来の 1/3 から 1/2 に嵩上げ

- 補助率嵩上げの延長

地震防災対策特別措置法の改正

5. 2 既存避難所の機能確保・向上

(現状)

避難所が震災時に機能するためには、施設の耐震性の確保に加え、避難所生活者等のための食料・飲料水・生活必需品の備蓄や、トイレの確保、自家発電装置の整備などが必要である。

(施策例)

施策例 1：避難所機能の強化（世田谷区）

・世田谷区では、区立小中学校には、水・食糧の備蓄や必要な資機材、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図ることとしている。

(世田谷区地域防災計画（平成 15 年修正）より)

図表 5-8 世田谷区の各避難所における備蓄等の状況（部分抜粋）

避難所名	収容可能人数	ビスケット (カンパン)	アルファ ア米	おかゆ	調整粉 乳	保存水	給水拠点		受水槽 (t)	備蓄トイレ の種別
							広域用倉庫			
三宿小学校	1,293	31箱	39箱	21箱	4箱	12箱	こどもの広場公園 下馬		35	簡易(排便 収納袋) マンホール トイレ
多聞小学校	1,436	31箱	39箱	21箱	4箱	12箱	こどもの広場公園 下馬		15	仮設 (地掘式)
池尻小学校	1,666	31箱	39箱	21箱	4箱	12箱	こどもの広場公園 下馬		42	仮設 (貯留式)
池尻中学校	1,417	31箱	39箱	21箱	4箱	12箱	こどもの広場公園 下馬		20	仮設 (地掘式)
太子堂小学 校	1,429	31箱	39箱	21箱	4箱	12箱	こどもの広場公園 下馬		44	仮設 (貯留式)
中里小学校	1,136	31箱	39箱	21箱	4箱	12箱	こどもの広場公園 下馬		15	簡易 (排便収納 袋)
太子堂中学 校	1,536	31箱	39箱	21箱	4箱	12箱	こどもの広場公園 下馬		0	簡易(排便 収納袋) マンホール トイレ
新星中学校	1,880	31箱	39箱	21箱	4箱	12箱	こどもの広場公園 下馬		45	仮設 (地掘式)

(世田谷区地域防災計画（平成 15 年修正）より)

【参考：過去の既往災害における避難者対策の施策メニュー】

・ 阪神・淡路大震災や新潟県中越地震時の避難者対策として、主に避難所の開設、テント、公的宿泊施設及び公的施設、ホテル・旅館の提供、ホームステイのあっせん、旅客船の提供等が実施された。

支給形態	支給者	内容	過去の事例
避難施設	自治体	避難所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 阪神・淡路大震災：1,153 箇所、31 万 6,678 人（ピーク時；兵庫県） ・ 新潟県中越地震：603 箇所、10 万 3,178 人（ピーク時；新潟県）
		テント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 阪神・淡路大震災：発災後 15 日目までに神戸市内 27 箇所、522 張（発災後 4 日目で 18 箇所、4,450 人の屋外避難者） ・ 新潟県中越地震：自衛隊が 1,200 張（ピーク時）のテント設置
		公的宿泊施設・公的施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 阪神・淡路大震災：公的宿泊施設・公的施設が提供されたが、入居者はわずか
	民間	企業施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 阪神・淡路大震災：施設の一部を一時的な避難場所として提供した企業あり
		ホームステイ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 阪神・淡路大震災：全国から約 11,750 件の申し出あり（成立は 85 家族 160 人）
		ホテル・旅館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 阪神・淡路大震災：要援護者に対して提供（利用数 1,822 家族 4,637 人） ・ 新潟県中越地震：県旅館組合が無料提供（発災翌月の 11 月の 1 ヶ月が最大で延べ 8,176 人（平均 270 人/日））
		旅客船	<ul style="list-style-type: none"> ・ 阪神・淡路大震災：民間船舶会社により宿泊施設として旅客船が提供された。（発災後 15 日目からの 29 日間で延べ 1,460 人）

（「阪神・淡路大震災－兵庫県 1 年の記録－」（兵庫県、1996）、「自主防災組織の活動体制等の整備に関する調査研究報告書」（自治省消防庁・消防科学総合センター、1996）、「平成 7 年版防災白書」（国土庁）、「平成 16 年度新潟県中越地震における防災関係機関の活動実態調査報告書」（内閣府、平成 17 年 3 月）より）

6. 応急住宅の早期供給

6. 1 公的な空き室の活用（公営住宅等）

（現状）

応急仮設住宅での収容力が不足すると予想される場合などにおいては、公的な空き室等の応急仮設住宅としての早期活用が必要である。
1都3県における空き家戸数の総数は約165万戸、うち賃貸用住宅（借家）の空き家は約105万戸あるが、公的な空き室は非常に限定的と考えられる。

図表 5-9 1都3県における空き家戸数

	空き家 総数	二次的住宅			賃貸用の住宅 (A)	売却用の住宅	その他の住宅
		総数	別荘	その他			
埼玉県	273,100	11,600	2,900	8,700	167,900	18,100	75,400
千葉県	321,900	39,400	24,800	14,700	175,500	17,900	89,100
東京都	665,400	22,700	1,700	21,000	459,600	42,300	140,800
神奈川県	391,600	31,300	15,000	16,300	249,400	24,300	86,600
合計	1,652,000	105,100	44,400	60,700	1,052,400	102,600	391,900

（平成15年住宅・土地統計調査（総務省）より）

（施策例）

施策例1：公的住宅の供給（東京都）

・東京都では、発災時において公営住宅の空き家に関する情報を収集し、一時提供住宅の入居者の募集計画を策定し、区市町村に住宅を割り当てることとしている。

※他縣市でも同様の地域防災計画上の位置付けあり。

図表 5-10 応急住宅対策（一時提供住宅の供給）としての
公的住宅の供給の考え方（東京都）

一時提供住宅の供給

ア 公的住宅の供給

都は、都営住宅の空き家の確保に努めるとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び他の地方公共団体に空き家の提供を求め、被災者に供給する。

イ 入居資格

○次の各号の全てに該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。

(ア) 住家が全焼、全壊または流失した者

(イ) 居住する住家がない者

(ウ) 自らの資力では住家を確保できない者

○使用申し込みは1世帯1か所限りとする。

ウ 入居者の募集・選定

○ 都は、一時提供住宅の入居者の募集計画を策定し、区市町村に住宅を割り当てるとともに、入居者の募集及び選定を依頼する。

○ 割り当てに際しては、原則として当該区市町村の行政区域内の住宅を割り当てるが、必要戸数の確保が困難な場合には、区市町村相互間で融通しあう。

○ 住宅の割り当てを受けた区市町村は、当該区市町村の被災者に対し募集を行う。

○ 入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき区市町村が入居者の選定を行う。

（東京都地域防災計画（平成19年修正）より作成）

6. 2 民間の空き家・空き室の活用（民間賃貸住宅等）

（現状）

応急仮設住宅での収容力が不足すると予想される場合などにおいては、公的な空き室と並び、民間の空き家・空き室の応急仮設住宅としての早期活用が必要である。

1 都3県における空き家戸数の総数は約165万戸、うち賃貸用住宅（借家）の空き家は約105万戸が応急住宅として活用できる可能性があるが、中にはもともと使用に耐えられないもの、被災するもの、家主の同意を得られないもの等もあると考えられるため、必ずしも全てを活用できるわけではない。

（施策例）

施策例1：民間賃貸住宅の一時提供制度（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）

- ・東京都では、震災時に民間賃貸住宅を一時提供する制度があり、都が利用可能賃貸住宅を借り上げ、被災区市町村に割り当てる仕組みを構築している。（埼玉県、千葉県、神奈川県でも同様の取り組みが現在行われている。）

図表 5-1 1 応急住宅対策（一時提供住宅の供給）としての民間賃貸住宅等の供給の考え方（東京都）

2 一時提供住宅の供給

ア 民間賃貸住宅の供給

都は、関係団体と協力し、借り上げにより民間賃貸住宅を提供するよう努める。

イ 入居資格

公的住宅の入居資格と同様

ウ 入居者の募集・選定

公的住宅の入居者の募集・選定と同様

（東京都地域防災計画（平成19年修正）より）

施策例2：民間賃貸住宅のあっせん（埼玉県）

- ・埼玉県では、関係団体等に対し震災時の協力について働きかけを行い、借り上げ又はあっせんの方法により民間賃貸住宅が提供できるようにしている。（埼玉県地域防災計画（平成17年修正）より）
- ・なお、新潟県中越地震においては、社団法人新潟県宅地建物取引業協会が、新潟県との「災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定」に基づき、被災者に対して賃貸住宅の紹介を行った（物件によって、礼金、敷金、媒介手数料が無料）。

（新潟県ホームページより）

http://www.pref.niigata.jp/content/jishin/chintaijuutaku_baikai.html

平成17年8月30日
都 市 整 備 局

震災時における民間賃貸住宅一時提供 協力会員登録数が12,000件を超える！

東京都が全国で初めて構築した、震災時に民間賃貸住宅を一時提供する制度の協力会員登録数が、現在12,365件となりましたので、お知らせします。

平成15年9月から協定締結団体の協力者（宅建業者・家主）の登録を開始しましたが、昨年同時期には約2,000件程度であった登録数が、新潟中越地震等を経て、協定締結団体及び会員の理解と協力により飛躍的な伸びを見せ、当初目標の1万件を大幅に超えることとなりました。

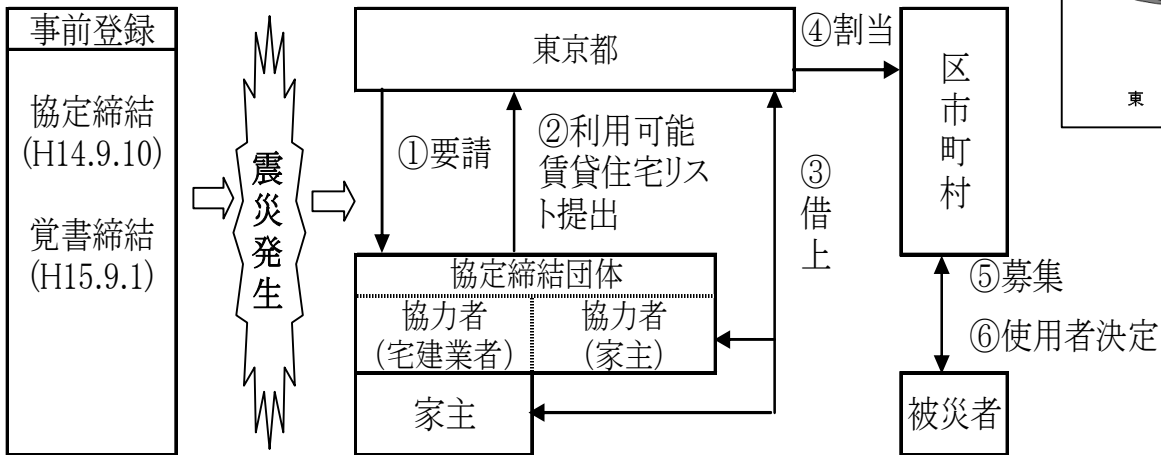
この制度には、民間の空き家を活用することにより、被災者に迅速に住宅を供給できるとともに、応急仮設住宅と比べ低コストで、かつ廃材が出ないため環境にやさしく、さらに家族構成に応じた規模の住宅を提供できるというメリットがあります。

なお、協力者には、シンボルマーク付の都が作成した協力者章（別図参照）を各団体から交付しています。

1 協定締結団体

- ・（社）東京都宅地建物取引業協会（宅地建物取引業者団体）
- ・（社）全日本不動産協会東京都本部（宅地建物取引業者団体）
- ・（社）東京共同住宅協会（民間賃貸住宅の経営者団体）

2 震災発生時の対応



（東京都ホームページより）

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2005/08/20f8u400.htm>

《仕組みのポイント》

- 各協力者から、情報提供のあった賃貸物件を都で借り上げ、資力がなく自力で応急住宅を確保できない世帯に提供
- 震災時に概ね1万戸の確保に努める。
- 都が借り上げる期間は最長で2年間とし、被災者の当初の入居期間は6ヶ月を予定
- 各団体が会員を協力者として事前登録し、連絡体制を整備（会員数は約2万）

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2003/08/20d8s100.htm>

震災時における民間賃貸住宅の提供に関する協定

東京都住宅局を甲とし、社団法人東京都宅地建物取引業協会を乙とし、甲乙間において、東京都地域防災計画に基づく民間協力の一環として、甲と乙とが相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供に関して、次の条項により協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、東京都において地震等による災害（以下「震災」という。）が発生した場合において、甲が、震災により住家を滅失し自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者の応急的な住宅として、民間賃貸住宅提供の協力を乙に求めるときに基本的事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、震災が発生し、公的一時提供住宅及び応急仮設住宅が十分確保できない場合において、乙に対し、一時提供住宅として利用可能な民間賃貸住宅の状況の情報提供及び住宅提供の協力を要請するものとする。

(協力)

第3条 乙は、甲の第2条に基づく要請があった場合は、民間賃貸住宅の情報提供と住宅提供について、甲に可能な限り協力するものとする。

(協議)

第4条 この協定の実施等に関し必要な事項等については、今後甲と乙が協議して定めるものとする。

(雑則)

第5条 この協定は、平成14年 9月11日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成14年9月10日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都住宅局

局長 橋本 勲

東京都千代田区富士見二丁目2番4号

乙 社団法人東京都宅地建物取引業協会

会長 藤田 和夫

同趣旨の協定

乙 社団法人全日本不動産協会東京都本部

乙 社団法人東京共同住宅協会

(東京都地域防災計画(平成19年修正)より)

《震災時における民間賃貸住宅提供について》

(東京都住宅局資料及び社団法人東京都宅地建物取引業協会新宿区支部ホームページより)

http://shinjuku.tokyo-takken.or.jp/tayori/past_tayori.htm

1 目的

震災時に住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対して提供することを目的としている。

2 経緯

- 平成 10 年度の東京都地域防災計画において、民間賃貸住宅を応急住宅として活用する考え方が示される。
- 平成 12 年度から宅建業団体等と協議開始
- 平成 14 年度に関係 3 団体と「震災時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」締結
- 以後実施細目・協議

3 考え方

- 提供戸数
 - ・概ね 1 万戸確保を目標
- 経費
 - ・応急仮設住宅の建設費用相当額（一戸当たり 2 年間で 2,468,000 円）の範囲内
 - ・全体の財政規模は約 247 億円（提供戸数 1 万戸とした場合）
- 対象者
 - ・資力がなく自力で応急住宅が確保できない世帯
- 提供方法
 - ・震災時に、事前登録協力者から、都に賃貸住宅物件の情報提供
 - ・都と家主との間で賃貸契約等の手続きを行った上で借上げ、区市等を通じて募集した被災者に提供

4 協定締結先

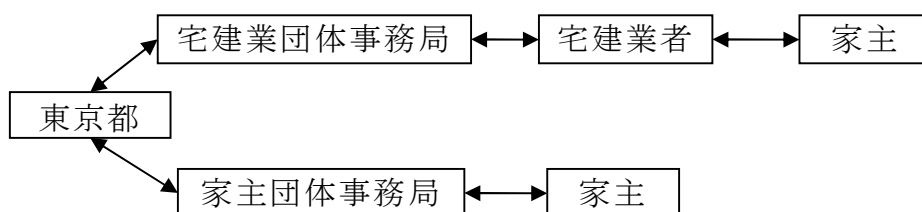
- ・社団法人 東京都宅地建物取引業協会
- ・社団法人 全日本不動産協会東京都本部
- ・社団法人 東京共同住宅協会

5 制度の概要

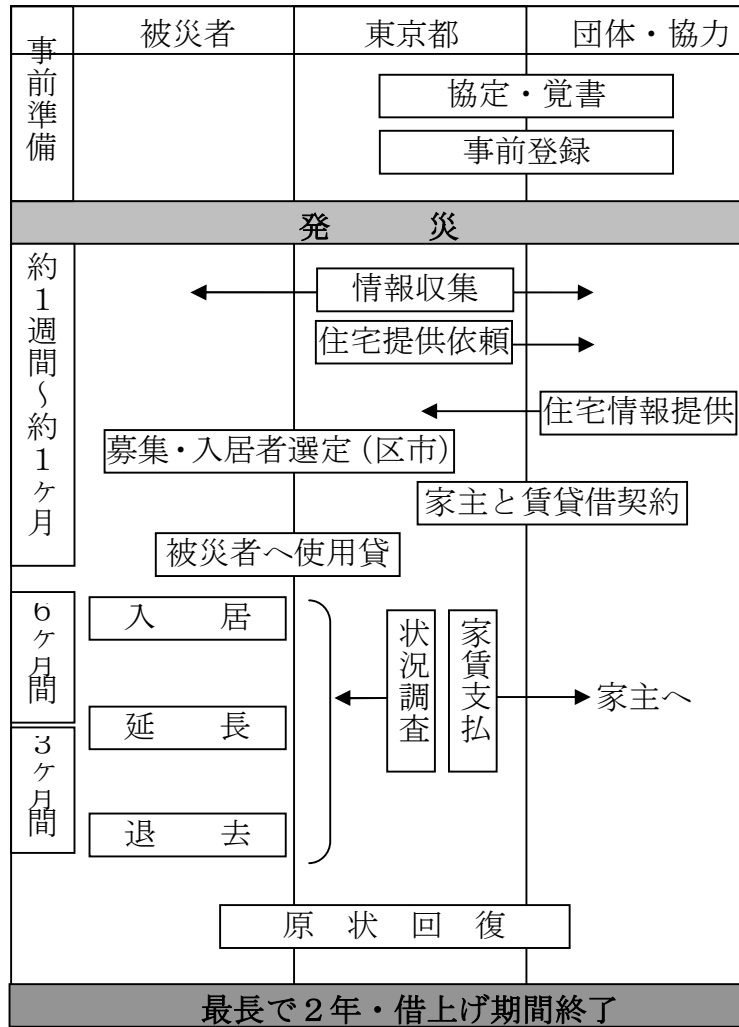
- 各団体の会員（協力者）登録
 - ・協力者の事前登録と登録者証の発行
 - ・協力者は宅建業関係 2 団体においては会員の宅建業者、東京共同住宅協会においては会員の家主
 - ・協力者登録件数は約 2 万件

- 連絡体制
 - ・東京都、3 団体、各協力業者等との連絡体制を整備及び定期更新
- 契約方法
 - ・東京都の借上げ方式
 - ・家主と東京都との転貸借条件付の賃貸借契約（いわゆる借上げ契約）
 - ・使用者には無償使用貸借（当初の使用期間は 6 ヶ月を予定）
 - ・宅建業関係協力者の契約事務手数料は月額家賃の 0.5 月分
 - ・各団体での連絡調整等にかかる費用は 0.1 月以内の実費相当額
- 契約期間
 - ・契約期間は最長 2 年
- 住宅基準
 - ・規模は、災害救助法で定める応急仮設住宅建設基準による一戸あたりの平均床面積（29.7 m²・9 坪）を基準
 - ・公営住宅整備基準（19～80 m²）の範囲内で世帯人数等により調整
 - ・構造、設備等は原則として公営住宅等整備基準の考え方に準拠（構造は原則として防火構造以上）
- 家賃等基準
 - ・1 月あたりの基準家賃額は 91,700 円
 - ・家賃の上限額は概ね 120,000 円
- 費用負担及び原状回復
 - ・賃料（家賃）は都が負担
 - ・共益費及び附属施設使用料（駐車場等）は入居者負担
 - ・敷金・礼金は負担しない
 - ・退去時の原状回復は状況により家主または使用者
 - ・使用者が原状回復を行えない場合は東京都が負担
- 入居手続き等
 - ・入居募集、決定、入居者の管理は、応急仮設住宅、公営住宅と同様的方式により区市町村等の協力をもとに行う。

6 連絡体制



7 民間賃貸住宅の提供イメージ





大地震に備えて 協力会員登録をしましょう！

—会員の皆様のご協力をお願い致します。—

本会では、県と「震災時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結しており、発災時に県が民間賃貸住宅を借り上げ、被災者に使用貸借する制度です。家賃は県が負担し会員業者に利点があるばかりでなく埼玉県民の非常時の住宅を提供する本会の社会貢献事業としても位置づけられております。是非会員登録をお願い申し上げます。

●なお、既に登録されている会員様はご登録は不要です。

1. 対象となる被災者

震災により住家を滅失等され、自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者が対象となります。

2. 協力会員の登録方法

登録申込書に必要事項を御記入の上、本部事務局あてにご提出ください。

3. 協力会員の役割

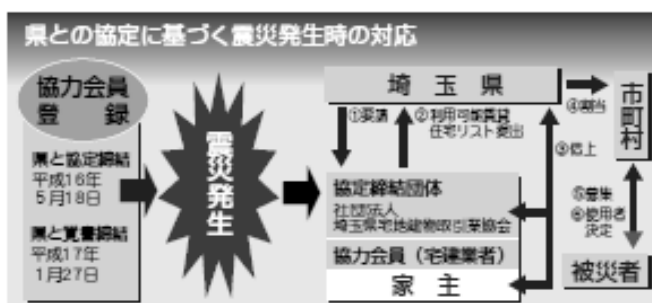
- ①震災後、埼玉県から当会へ情報提供依頼に基づき、提供可能な物件の情報を支部を通じて本部事務局に通知して頂きます。
- ②埼玉県が市町村を通じて対象となる被災者に対し入居者の募集を行い、入居者が決定します。その後、今後策定予定の標準賃貸借契約書により、家主と埼玉県との契約代行を行って頂きます。
- ③平時より、お取扱いの賃貸住宅所有者に対して、震災時に物件の提供をして頂けるよう、協力を呼びかけて頂きます。
- ④その他、必要に応じて入退去時の確認、入居者の状況報告等についてご協力をお願い致します。

4. 借り上げ条件

- ①借 り 上 げ 期 間：最長2年間
- ②契 約 事 務 手 数 料：家賃の0.5ヶ月分
- ③提 供 住 宅 の 基 準：住宅の規模は概ね19㎡から80㎡(共同住宅ではバルコニー、共用部分を除きます。)の範囲内とします。また、状況により基準外の規模の住宅もお願いする可能性があります。
- ④家 賃 基 準：家主から埼玉県が借り上げる際の賃料は、月額一戸あたり概ね10万円を限度とし、発災前の近傍同種（市場家賃）と同等額とさせていただきます。
- ⑤敷 金 ・ 礼 金 について：埼玉県及び住宅使用者（被災者）は負担しません。ただし、住宅使用者が故意・過失等に損耗・毀損した箇所の修理、及び原状回復について、住宅使用者が自ら負担できない場合、埼玉県が代わって負担します。
- ⑥共 益 費 等：共益費、駐車場使用料等は住宅使用者が負担します。

5. 今後の予定

協力会員には、今後、本会と県が作成する「実施マニュアル」をお渡しする予定です。



○詳細の確認については本部事務局 総務課まで TEL 048-811-1820

(埼玉県宅地建物取引業協会ホームページより)
<http://www.takuken.or.jp/pdf/sinsaitouroku.pdf>

平成17年11月17日

記者発表資料

災害時の空き家情報提供等に関する協定を締結

神奈川県は、大規模災害が発生した際に、民間賃貸住宅を被災者用住宅として利用できるよう、社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会（会長 杉浦 武胤）と「災害救助法適用時における民間賃貸住宅に係る空き家情報の提供等に関する協定」を締結しました。

1 協定締結日及び適用日 平成17年11月17日（木）

2 協定の主な内容

（1）神奈川県からの要請を受け、（社）神奈川県宅地建物取引業協会は、同協会の会員が有する民間賃貸住宅に係る空き家情報を提供

（2）（社）神奈川県宅地建物取引業協会は、神奈川県が応急仮設住宅として空き家の借上げを行う場合に協力

3 協定の効果

（1）神奈川県は、災害時に民間賃貸住宅の空き家情報を把握し、住宅が被災した方へ情報提供できるようになります。

（2）自分の資力で住宅が確保できない被災者の方に対して、一時使用としての公共住宅、プレハブ住宅に加え、民間賃貸住宅の空き家も、被災者用住宅として提供できるようになります。

（神奈川県ホームページより）

<http://www.pref.kanagawa.jp/press/0511/22046/index.htm>

【参考：阪神・淡路大震災における民間賃貸住宅の提供】

- ・民間アパート等賃貸住宅を災害救助法の仮設住宅として借り上げ、高齢者、障害者等健康面で不安の大きい者を中心に生活の場を確保した。
- ・2月8日～10日の申し込み受付に対して、730世帯の応募があり、111世帯262人が2月中旬～下旬にかけて入居した。また、3月8日～10日の2次募集に対して、268世帯の応募があり、28世帯63人が3月下旬～4月上旬にかけて入居した（計139世帯325人が入居）。
- ・原則6ヶ月間の提供としていたが、住宅確保の目途が立たない被災者のために、平成8年3月まで6ヶ月間に限り延長した。
（以上、「阪神・淡路大震災－兵庫県1年の記録」（兵庫県、1996）より）
- ・公営住宅入居、自宅再建、当該民間アパートとの自己契約、応急仮設住宅への入居斡旋等により期限内に全員退去した。

（「阪神・淡路大震災の総括・検証に係る調査」（内閣府）より）

6. 3 応急仮設住宅の早期提供

(現状)

応急仮設住宅の建設には相当の時間を要する。また、供給量についても、首都圏が被災した場合には、非常に多くの避難世帯の発生が見込まれ、応急仮設住宅のみで被災世帯の収容を賄うことは困難であると考えられる。

(施策例)

施策例 1： 応急仮設住宅の提供（東京都、(社)プレハブ建築協会）

- ・ 都道府県と(社)プレハブ建築協会との間では、応急仮設住宅の建設に関する協定が結ばれている。
- ・ 首都圏が被災した場合に全国から被災地に供給できる応急仮設住宅の量は、1戸当たり29.7㎡換算で、1ヶ月以内に8,800戸、3ヶ月以内に4万4千戸、6ヶ月以内に12万2千戸（(社)プレハブ協会資料より）とされている（ただし、生産工場等の被害影響がないこと、原材料等が確保されること、生産資材等の運搬手段が確保されること等が前提）。

※他縣市でも同様の地域防災計画上の位置付けあり。

(社)プレハブ建築協会との協定 (都総務局)

「災害時における応急対策業務に関する協定」

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき災害時における民間協力の一環として、東京都が社団法人プレハブ建築協会に対し、応急仮設住宅の建設及び住宅建設資材提供等災害応急対策業務（以下「応急業務」という。）に関し、協力を求めるときの手続き等を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 東京都知事（以下「甲」という。）は、災害が発生し東京都のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において、状況により社団法人プレハブ建築協会長（以下「乙」という。）に対し、応急業務の協力を要請するものとする。

(協 力)

第3条 乙は、甲の要請があった時は、可能な限り応急業務について甲に協力するものとする。

(費用負担)

第4条 甲の要請により、乙が応急業務に要した費用は甲が負担するものとする。

(請 求)

第5条 乙は、応急業務の終了後、甲の認定を受けてこれに要した費用を甲に請求するものとする。ただし、請求の方法は、別に定める。

(協 議)

第6条 この協定の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定の実施に関する必要な事項は甲と乙が協議して定めるものとする。

(雑 則)

第7条 この協定は、昭和54年12月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

昭和54年12月1日

甲 東京都知事
鈴木俊一

乙 社団法人プレハブ建築協会長
石橋信夫

(東京都地域防災計画 (平成19年修正) より)

図表 5-12 応急仮設住宅供給（建設）能力一覧表

平成 18 年度 平成 18 年 4 月現在
 応急仮設住宅 供給（建設）能力一覧表

建設要請受諾後の供給（建設）

単位：戸（29.7㎡）

ブロック	タイプ	1か月以内	3か月以内累計	6か月以内累計	ブロック一覧
北海道	組立	2,900	15,800	44,000	北海道
	ユニット	300	2,200	5,200	
	計	3,200	18,000	49,200	
東北	組立	4,900	24,300	84,400	青森県・岩手県・宮城県 秋田県・山形県・福島県
	ユニット	600	3,500	12,000	
	計	5,500	27,800	96,400	
関東	組立	7,600	37,300	105,400	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県 東京都・千葉県・神奈川県 山梨県・長野県・新潟県
	ユニット	1,200	6,700	16,600	
	計	8,800	44,000	122,000	
中部	組立	6,000	27,500	86,400	富山県・石川県・福井県 岐阜県・静岡県・愛知県 三重県
	ユニット	800	4,000	13,000	
	計	6,800	31,500	99,400	
近畿	組立	6,700	31,500	94,200	滋賀県・京都府・大阪府 兵庫県・奈良県・和歌山県
	ユニット	700	3,100	11,000	
	計	7,400	34,600	105,200	
中国	組立	5,300	23,500	78,600	鳥取県・島根県・岡山県 広島県・山口県
	ユニット	700	2,300	7,400	
	計	6,000	25,800	86,000	
四国	組立	5,000	19,900	67,400	徳島県・香川県・愛媛県 高知県
	ユニット	700	2,000	6,200	
	計	5,700	21,900	73,600	
九州	組立	4,400	22,100	71,400	福岡県・佐賀県・長崎県 熊本県・大分県・宮崎県 鹿児島県
	ユニット	800	2,500	6,200	
	計	5,200	24,600	77,600	
沖縄	組立	1,700	10,600	23,000	沖縄県
	ユニット	400	1,600	3,400	
	計	2,100	12,200	26,400	

注1) 災害が発生した場合、全国からその被災地（ブロック）に対し、どのくらい供給（建設）できるかを示したものである。

注2) この一覧表は、災害が発生した場合、全国からその被災地（ブロック）に対し、どのくらい供給（建設）できるかを調べたものである。

注3) この一覧表に示す供給戸数は、一般地向・標準仕様（当協会仕様）により供給できる戸数である。

注4) 寒冷地型・多雪型など特別な仕様を必要とする地域については、別途供給戸数の検討を必要とする。

注) 上表の供給（建設）能力戸数には、常時平均在庫数を含む。
 （「平成 18 年度災害対策業務関連資料集」（（社）プレハブ建築協会）より）

【参考：過去の既往災害で提供された応急住宅確保の施策メニュー】

- ・ 阪神・淡路大震災時の応急住宅供給に関する施策としては、主に応急仮設住宅の供給と公営住宅の空き室利用が実施された。
- ・ それ以降に発生した新潟県中越地震等の大規模災害時には、住宅の供給形態や、住宅再建に係る資金の供給形態が多様化してきている。

支給形態	支給者	内容	過去の事例
住宅	政府・自治体	仮設住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・ 阪神・淡路大震災：48,300 戸 ・ 新潟県中越地震：3,460 戸 ・ 福岡県西方沖地震：230 戸
		既存公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・ 阪神・淡路大震災：約 12,000 戸 ・ 三宅島火山災害：1,014 戸 ・ 新潟県中越地震：約 119 戸
		新設公営住宅 (災害復興公営住宅*)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 阪神・淡路大震災：計画 38,600 戸 ・ 新潟県中越地震：長岡市等に 335 戸を建設予定（平成 18 年 3 月 31 日現在）
	民間	寮や社宅、保養施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 阪神・淡路大震災：県内外 28 企業から 433 戸の提供申し出（217 戸が入居）
資金	政府・自治体	公営住宅の家賃減免	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥取県西部地震：県が 26 件分補助
		民間の賃貸住宅の家賃補助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥取県西部地震：市町村が 70 件分補助
		民間住宅や宿泊施設の借り上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 阪神・淡路大震災：県が借上げ 139 世帯入居 ・ 鳥取県西部地震：市町村が民間空家を借上げて補修し被災者に賃貸（10 件借上げ） ・ 新潟県中越地震：県が 177 件借上げ
	民間	賃貸住宅の礼金・敷金・媒介手数料の減免	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新潟県中越地震：新潟県宅建協会が県との協定により 273 件の紹介（物件によっては礼金・敷金・媒介手数料無料）

（「平成 18 年度災害対策業務関連資料集」（（社）プレハブ建築協会）、「阪神・淡路大震災－兵庫県 1 年の記録－」（兵庫県、1996）、「新潟県中越地震における被災住宅の応急対応の実態と復興への課題」（米野、2005 年日本建築学会梗概集）、新潟県報道資料、新潟県ホームページ、鳥取県ホームページ、東京都ホームページ等より）

*）災害復興公営住宅：応急仮設住宅に入居している被災者や特に低所得者層を対象として、低廉な家賃の住宅を早期大量に必要供給戸数を確保する目的のもとに供給される住宅

【参考：災害救助法による救助】

災害救助法に基づく救助では、

- ・ 応急仮設住宅の設置に代えての賃貸住宅の居室の借り上げの措置を講じることが可能となっている。

○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準 (抄)

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

(平成十二年三月三十一日)

(厚生省告示第四百四十四号)

災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号)第九条第一項及び第十一条の規定に基づき、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準を次のとおり定め、平成十二年四月一日から適用する。

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

(収容施設の供与)

第二条 法第二十三条第一項第一号の収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

2 応急仮設住宅

- イ 住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。
- ロ 一戸当たりの規模は、二十九・七平方メートルを標準とし、その設置のため支出できる費用は、二百三十四万二千円以内とすること。
- ハ 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、一施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は、ロにかかわらず、別に定めるところによること。
- ニ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設(以下「福祉仮設住宅」という。)を応急仮設住宅として設置できること。
- ホ 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。
- ヘ 災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置しなければならないこと。
- ト 応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十五条第三項又は第四項に規定する期限までとすること。

(平一五厚労告一四二・平一六厚労告一六四・平一七厚労告二〇三・平一八厚労告二八二・平一八厚労告四七〇・一部改正)

7. 応急住宅需要の低減

7. 1 応急修理等による従前住宅への復帰 (現状)

応急修理を施すことができれば継続的に居住することのできる被災住宅も多いと予想される。応急修理の必要性を周知するとともに、迅速・円滑に応急修理を実施することができれば、応急仮設住宅等応急住宅の需要低減につながる。

(施策例)

施策例 1：住宅の応急修理（東京都）

- ・住家が半焼又は半壊した場合、自らの資力では応急修理ができない者を対象に、居住に必要な最小限の応急修理を実施する。

※他縣市でも同様の地域防災計画上の位置付けあり。

図表 5-13 住宅の応急修理の考え方（東京都）

1 住宅の応急修理

(1) 修理の目的

- 災害救助法が適用された地域内において、震災により、住家が半焼または半壊した場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。
- 取り壊しに伴うがれきの発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。

(2) 対象者

- 自らの資力では応急修理ができない者で、知事が必要と認める者とする。

(3) 対象者の調査及び選定

- 区市町村による被災者の資力その他生活条件等の調査及び区市町村長が発行する災害証明書に基づき、都が定める選定基準により、都から委任された当該区市町村が募集及び選定事務を行う。

(4) 対象戸数

- 修理対象戸数は、厚生労働大臣に協議し同意を得たうえで知事が決定する。

2 応急処理の方法

(1) 修理

- 都が社団法人東京建設業協会のあつ旋する建設業者により、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。
- 場合によっては、当該区市町村に事務を委任する。

(2) 経費

- 1世帯当たりの経費は、国の定める基準による。

(3) 期間

原則として、災害発生の日から1か月以内に完了する。

(東京都地域防災計画（平成19年修正）より)

なお、被害認定は「災害の被害認定基準」等に基づき、市町村が次表の①又は②のいずれかによって実施するものである。

	全 壊	半 壊	
		大規模半壊	その他
①損壊基準判定 住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延べ床面積に占める損壊割合	70%以上	50%以上 70%未満	20%以上 50%未満
②損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満

【参考】

8. 避難所生活者数の最大値の低減

8. 1 住宅の耐震化

(現状)

建築物の耐震性の基準は、昭和56年に大きく改正されており、それ以前に建築されたものには十分な耐震性を有していないものがあることから、特に生命・財産に係る被害の軽減に大きく関係する住宅・建築物の耐震化を図ることとされている。住宅の耐震化率は、平成15年の全国推計値で75%であり、首都直下地震の地震防災戦略では今後10年間で耐震化率90%（全国）を目指すとしている。

(施策例)

施策例1：建築物の耐震化緊急対策方針の決定（中央防災会議）

- ・住宅・建築物の耐震化を促進するため、中央防災会議において、建築物の耐震化緊急対策方針が決定された。
- ・この決定以降に、耐震改修促進法の改正、耐震改修事業の予算制度の拡充、耐震改修した場合の税制上の特例措置の創設・拡充などが実施された。

住宅・建築物の耐震化について

建築物の耐震化緊急対策方針の概要

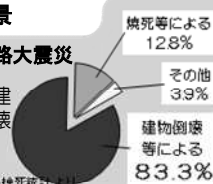
(平成17年9月 中央防災会議決定)

方針の背景

● 阪神・淡路大震災

・約8割が建築物の倒壊で死亡

神戸市内における焼死統計表



● 大規模地震の被害想定結果

・建築物の倒壊が死者発生的主要原因

	東海地震	東南海・南海地震	首都直下地震
倒壊死者数の想定	6,700人	6,600人	4,200人

※阪神・淡路大震災と同時刻発生条件下

・建築物被害は被害拡大の要因

- ①出火、火災延焼 ②避難者の発生 ③救援活動の妨げ ④がれき発生
→ “建築物の耐震化” が対策の大きな柱

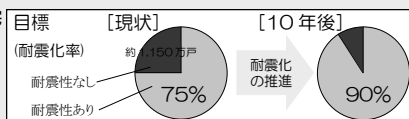
“建築物の耐震化” を
社会全体の国家的緊急課題として全国展開

緊急対策の方針

(1) 建築物全般

- ① 耐震改修を促進する制度（計画的促進、規制見直し等）
- ② 耐震化の重点実施（密集市街地、緊急輸送道路沿い）
- ③ 専門家等の技術向上（講習会開催、簡易工法開発推進等）
- ④ 費用負担の軽減（補助制度活用、税制度整備検討）
- ⑤ 安全な資産が評価されるしくみ（地震保険料の割引等）
- ⑥ 所有者等への普及啓発（ハザードマップ整備等）
- ⑦ 総合的な対策（敷地、窓ガラス、天井、エレベーター等）
- ⑧ 家具の転倒防止（固定方法の周知、普及啓発等）

(2) 住宅



- ① 耐震化意識啓発（新築やリフォーム等の機会の活用）
- ② 相談窓口や情報提供体制の整備
- ③ 耐震性確保への関心高揚（住宅性能表示制度の活用）

(3) 公共建築物等



- ① 耐震性リストの作成、住民への周知
- ② 施設の特性に応じた対策（応急用資機材の保全等）
- ③ 数値目標設定に努め、重点化して耐震性を確保

建築物の耐震化促進策(建築物全般)

法制度

○耐震改修促進法の改正(平成17年11月)

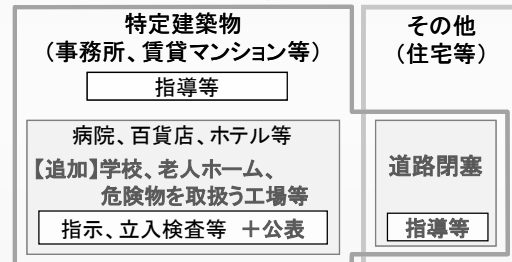
- ・国が基本方針、地方が計画を定め、目標をもって耐震化を促進するしくみを導入
→(H18.1基本方針決定、1年以内に県計画作成)
- ・住宅等のうち道路閉塞を起こすものを指導対象に追加
- ・学校、老人ホーム等は指示対象に追加
- ・指示に従わない場合には公表

○宅地造成等規制法の改正(平成18年4月)

- ・擁壁の設置等を勧告・命令できる区域制度の創設

耐震改修促進法の改正(赤字は拡充部分)

計画等の作成(目標を設定して耐震化推進)



予算関係(平成18年度)

○住宅・建築物耐震改修等事業

- ・予算額の大幅増(20→130億円)
- ・地域用件撤廃(強化地域、推進地域等→全国)
- ・緊急輸送道路沿いの補助率拡充(6.6%→1/3)

○宅地耐震化推進事業

- ・変動予測、対策工事費用の補助制度創設

税制(平成18年度)

○耐震改修した場合の特例創設

- ・住宅(所得税):10%控除(20万円まで)
- ・住宅(固定資産税):再長3年間1/2減額(120㎡まで)
- ・事業用建築物:法人税等の10%特別償却

○地震保険料等控除の限度額増額

- ・所得税(1→5万円)・住民税(1→2.5万円)

8. 2 家具等の固定の推進

(現状)

家具等の転倒防止対策は人命に係る被害の軽減に資するだけでなく、室内散乱等を防ぐことで従前住宅に継続して居住できる環境を維持する上でも効果的である。東京消防庁世論調査による「家具類の固定・転倒防止」を実施している人の割合（東京都）は平成17年時点で35.5%であり、首都直下地震の地震防災戦略では今後10年間で耐震化率60%を目指すとしている。

(施策例)

施策例1：住宅における地震被害軽減に関する指針の作成（内閣府）

・内閣府では、「住宅における地震被害軽減に関する指針」をとりまとめ（平成16年8月）、その周知を図っているところである。

「住宅における地震被害軽減に関する指針」の概要

1. 目的・経緯

- 大規模地震災害から尊い人命を守るためには住宅等の耐震化を進めることが急務であるが、住宅の耐震化については、所有者の耐震化への意識の低さや改修費用の高さなどからなかなか進まないのが現状。
- このため、平成15年10月に検討委員会を設置し、住宅の耐震化を中心とした幅広い地震被害軽減のための方策を検討し、「住宅における地震被害軽減に関する指針」をとりまとめた。

2. 指針の概要

(1) 住まいの状況の把握

1) 耐震診断を実施する

- ・居住者は、耐震診断により住宅の耐震性を把握する。
- ・行政は、住宅の耐震化に関する技術的な情報、地盤情報の提供、診断方法の普及を図るための広報等によるPRの実施、相談窓口の設置などの支援を行う。

2) 住まいにおける危険を把握する

- ・居住者は、耐震診断による住宅の耐震性を把握するとともに、大型家具の位置、住宅の間取りから危険となる部屋を把握する。

(2) 住宅の耐震性の確保

1) 耐震改修等を実施する

①耐震改修計画・設計の作成

- ・居住者は、耐震診断結果に基づき、耐震改修計画・設計を建築士等に依頼し、改修補強の効果を理解する。
- ・行政は、耐震改修計画・設計の重要性のPR、相談窓口の設置、技術者の育成を行うとともに、計画・設計の評価方法を構築する。

②耐震改修工事の実施

- ・居住者は、耐震改修計画・設計に基づき耐震改修工事を実施する。

- ・行政は、耐震改修の施工に関わる専門家の育成、改修工法の評価方法を構築するとともに、アドバイザーの育成に努める。

2) 耐震性を維持・向上する

- ・居住者は、定期的な点検等を行い、適切に維持管理・補強を行う。
- ・行政は、維持管理・補強の重要性についてPRを実施する。

(3) 居住空間の安全の確保

1) 住宅の倒壊による圧死を回避する対策を講じる

- ・居住者は、避難用のシェルターや耐震ベッド等の安全な空間を確保し、倒壊等による圧死の回避に努める。
- ・生産関係者は、比較的簡易に身を守ることができる製品を開発・普及する。
- ・行政は、これらの安全性を評価する。

2) 危険なものから身をまもる

- ・居住者は、家具の転倒・落下防止、ガラスの飛散防止等の対策を行う。家具の固定ができない場合は、震災時に被害を受けないよう家具の配置等を工夫する。
- ・生産関係者は、大型家具の固定が可能なよう対策を実施する。
- ・行政は、大型家具の転倒防止対策の必要性をPRし、業界団体へ取り組みを促していく。さらに、推進するための支援方策を検討する。

(4) 住宅からの避難、救助における対応

1) 住宅からの避難

- ・居住者は、あらかじめ震災時の対応等を家庭内で確認し、震災時に住宅から安全に脱出できるよう準備を行う。
- ・居住者は、耐震ベッド等を導入している場合には、これらに避難し、周囲の安全性を確認した後に住宅から避難する。また、自分の居場所を知らせる機器を持ち、救助されやすくする。
- ・行政は、自主防災組織等と連携しながら安全に避難したことを確認するための工夫、災害時要援護者の支援について検討する。

2) 震災時における住宅からの救助

- ・地域の自主防災組織は、あらかじめ地域内の住宅の耐震性能、災害時要援護者の居住の状況等を把握し、迅速な救助に努める。
- ・行政は、自主防災組織等による救助が円滑に進むような支援などについて検討する。

(5) 総合的な住宅における地震被害軽減方策の展開

- ・地方公共団体は、建築士・生産関係者、居住者とともに地震被害軽減の方策を検討し、地域防災計画に位置付ける。
- ・地域コミュニティ、地方公共団体、民間事業者等は連携を図り、ネットワークを形成して総合的な推進体制をつくっていく。
- ・地方公共団体は、リスクコミュニケーションを行う。

3. 検討成果の活用方法

検討成果の指針を公表し、地方公共団体における住宅の耐震化施策に役立てるとともに、指針の内容をパンフレット等によりPR。住宅の居住者が行う耐震改修や住宅の耐震性能に対応した予防対策等の推進に資する。

施策例 2 : 家具類の転倒・落下防止対策の推進（東京消防庁）

〔東京都及び関係団体が今後推進する施策として取りまとめた内容〕

- ・東京消防庁では、地震時における負傷者の低減を図ることを目的として、都民に家具類の転倒・落下防止対策の有効性や重要性を啓発し、対策実施率の向上を図るための関連業界・行政機関等による委員会を設置し、検討を行った（平成 16 年度）。
- ・木製家具の振動実験を通して、転倒・落下防止対策の効果的な推進方策等を検討し、東京都及び関係団体が今後推進する施策として取りまとめた。

都民に対する転倒・落下防止対策の効果的な推進方策

1 行政機関、関連業界等の共通事項

- (1)家具類の転倒・落下防止対策推進キャンペーンの展開
- (2)転倒防止対策指針の活用
- (3)転倒防止器具販売先一覧の作成

2 東京消防庁が行う普及・啓発方策

- (1)家具類の転倒・落下防止対策推進キャンペーンの展開
- (2)広報メッセージビデオによる広報
- (3)地域ぐるみの転倒防止対策への取り組みに対する表彰の検討（推進功績者等に対する顕彰制度等の拡充）

3 東京都が行う普及・啓発方策

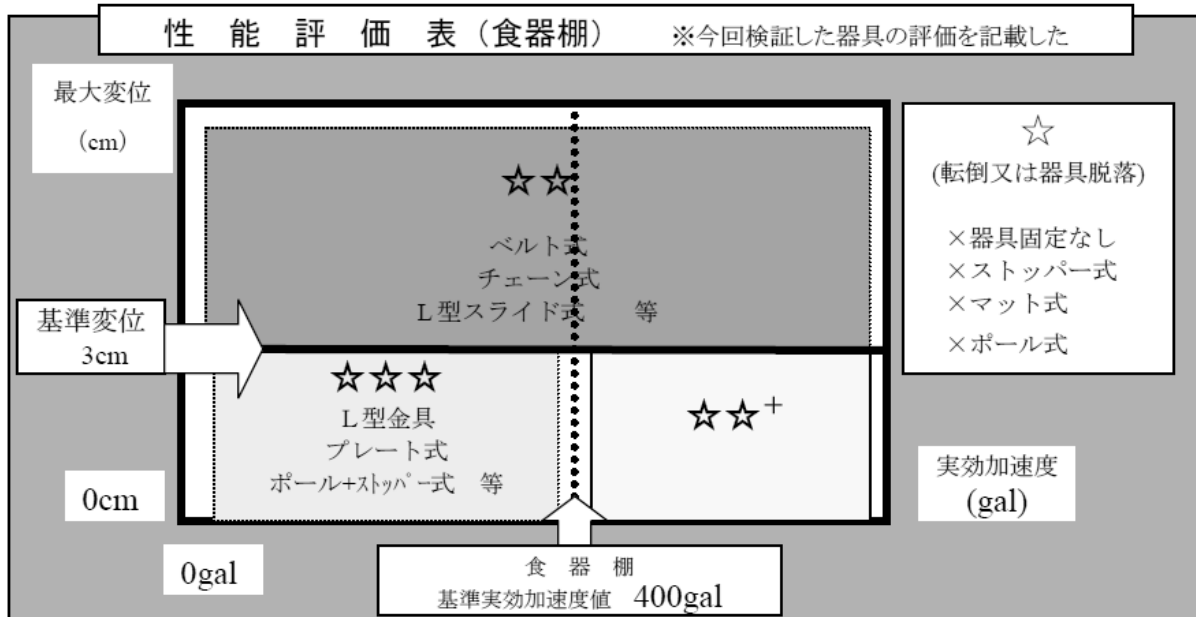
- (1)区市町村への転倒防止対策推進の働きかけ（総務局）
- (2)関係機関・団体等への普及啓発と協力要請（総務局）
- (3)木造住宅耐震化と併せた転倒防止対策の普及・啓発（都市整備局）
- (4)各種印刷物等で家具転倒防止の必要性を啓発（都市整備局）

4 区市町村が行う普及・啓発方策

- (1)転倒防止器具の取り付け助成事業の拡大
- (2)イベントや広報媒体等を活用した転倒・落下防止対策の推進
- (3)地域の特性を踏まえた普及啓発活動の推進

5 関連業界・団体が行う普及・啓発方策

- (1)販売員等に対する地震・防災教育の実施(家具商業組合〔販売〕、DIY 協会)
- (2)転倒防止対策講座の開講（DIY 協会）
- (3)倒れにくい家具の製品仕様の検討（全国家具工業連合会〔製造〕）
- (4)転倒防止器具等の展示に関する支援等（葛飾福祉工場〔器具製造〕）
- (5)転倒防止器具の取り付けサービスの推進（家具商業組合〔販売〕）
- (6)転倒防止器具普及について一層の推進（家具商業組合〔販売〕、DIY 協会、家具金物連合会）



グループ	解 説
☆☆☆ (3スター)	このグループに属する器具は、対象とした家具等において、震度6強相当の強い地震動に対して、家具のゆれを最小限に抑え、転倒を防止することが可能である。
☆☆+ (2スター+)	このグループに属する器具は、最大変位量が☆☆☆(3スター)と同様(3cm以下)であるが、実効加速度が☆☆☆(3スター)より高いため、収納物が落下する等の危険性が考えられる。
☆☆ (2スター)	このグループに属する器具は、対象とした家具等において震度6弱程度までは、相応の耐震性能を有するが、震度6強相当の強い地震動に対して大きく振動し、家具が壁から離れ移動することがある。転倒しない場合においても、収納物が落下する危険性が考えられる。
☆ (1スター)	このグループに属する器具は、対象とした家具等において震度6弱程度までは、相応の耐震性能を有するが、震度6強相当の強い地震動になると、家具を固定する効果が低くなり、家具が転倒する危険性が高い傾向にある。

図表 5-14 転倒防止器具の性能評価結果のまとめ（食器棚の例）

(以上、「家具類の転倒・落下防止対策推進委員会における検討結果」（東京消防庁、家具類の転倒・落下防止対策推進委員会、平成17年3月）より）

<http://202.8.83.7/hp-bousaika/kaguten/kt.html>

施策例3：オフィス家具・家電製品の転倒・落下防止対策の推進（東京消防庁）

〔東京都及び関係団体が今後推進する施策として取りまとめた内容〕

- ・東京消防庁では、地震時における負傷者数の低減を図ることを目的として、関連業界・行政機関等による「家具類（オフィス家具・家電製品）の転倒・落下防止対策に関する調査研究委員会」を設置し、オフィス家具や家電製品の転倒・落下防止対策について検討した（平成17年度）。
- ・オフィス家具及び家電製品（テレビ・冷蔵庫・電子レンジ）の転倒防止方法、転倒防止器具の性能評価方法、転倒・落下防止対策の効果的な推進方策等を検討し、東京都及び関係団体が今後推進する施策を取りまとめた。

住民及び事業所に対する転倒・落下防止対策の効果的な推進方策

1 行政機関、関連業界等の共通事項

- (1) オフィス家具・家電製品の転倒・落下防止対策に関する情報の発信
- (2) 転倒防止対策指針の活用

2 東京消防庁が行う普及・啓発方策

- (1) 家具類の転倒・落下防止対策推進キャンペーンの展開
- (2) 事業所の防災計画等への反映
- (3) 転倒防止器具の評価方法の普及

3 東京都が行う普及・啓発方策

- (1) 区市町村への転倒防止対策推進の働きかけ 【総務局】
- (2) 関係機関・団体等への普及啓発と協力要請 【総務局】
- (3) 公共施設の転倒防止対策の推進 【総務局】
- (4) 木造住宅耐震化と併せた転倒防止対策の普及・啓発 【都市整備局】
- (5) 耐震診断・改修相談窓口の相談マニュアルに転倒防止対策を記載【都市整備局】
- (6) 各種印刷物等で家具転倒防止の必要性を啓発 【総務局、都市整備局】

4 関連業界・団体が行う普及・啓発方策

- (1) 各業界内の委員会等での転倒防止対策に関する検討【日本オフィス家具協会、日本電機工業会、電子情報技術産業協会】
- (2) 消費者に対する転倒防止対策の普及・啓発【日本オフィス家具協会、日本電機工業会、電子情報技術産業協会】
- (3) 製品カタログ及び取扱説明書の転倒防止（地震）対策項目の見直し【日本オフィス家具協会、日本電機工業会】
- (4) 取扱説明書の転倒防止（地震）対策に関する記載の見直しと指針の提示【電子情報技術産業協会】
- (5) 振動で倒れにくい、安定性のある製品の検討【日本オフィス家具協会、日本電機工業会、電子情報技術産業協会】
- (6) オフィス家具類・家電製品の転倒防止対策に関する指針を会員企業へ配

- 布【日本オフィス家具協会、日本電機工業会、電子情報技術産業協会】
- (7)オフィス家具設置に関するガイドラインの作成【日本オフィス家具協会】
- (8)転倒防止シールの製品への貼付【日本オフィス家具協会】
- (9)地震対策セミナー等の企画・開催【日本オフィス家具協会】
- (10)販売員等に対する地震・防災教育の実施【日本オフィス家具協会】
- (11)オフィス家具のショールーム等での転倒防止対策の展示【日本オフィス家具協会】

図表 5-15 転倒防止器具の性能評価結果のまとめ（冷蔵庫の例）

転倒防止器具	適合	備考
上部固定 ベルト式	◎	冷蔵庫上部裏面の取手と壁をベルト式器具で固定する。壁に強度が必要。
下部固定 長ベルト式	○	冷蔵庫下部と壁をベルト式器具で固定する。壁に強度が必要。
ポール式	△	天井に強度が必要。また、天井との隙間が大きい場合には不向き。

◎効果が高い

○効果がある

△効果が低い

(以上、「オフィス家具・家電製品の転倒・落下防止対策に関する調査研究委員会における検討結果」(東京消防庁、家具類(オフィス家具・家電製品)の転倒・落下防止対策に関する調査研究委員会、平成18年3月)より)

<http://202.8.83.7/hp-bousaika/kaguten/okt.html>

施策例 4：転倒防止器具の取り付け等の助成（港区、中野区等の区市町村）

- ・平成 17 年 2 月時点で、東京 23 区では、実施予定のある区を含めると 12 の自治体で転倒防止器具取り付け助成制度を設けている。多摩地区の市町村では、実施予定のある自治体を含めると 16 の自治体で助成制度を設けている。
- ・この転倒防止器具の取り付け事業では、65 歳以上の高齢者や身体障害者等の世帯を対象とした器具購入の助成や器具の無料取り付けを実施している。

（「家具類の転倒・落下防止対策推進委員会における検討結果」（東京消防庁、家具類の転倒・落下防止対策推進委員会、平成 17 年 3 月）より）

図表 5-16 区市町村の転倒防止器具の取り付け助成制度実施状況
（平成 17 年 2 月現在）

	23 区	市町村	東京都合計
実施中	10	14	24
実施計画あり	2	2	4
未実施	11	14	25
計	23	30	53

※島しょ地区を除く

（「家具類の転倒・落下防止対策推進委員会における検討結果」（東京消防庁、家具類の転倒・落下防止対策推進委員会、平成 17 年 3 月）より）

転倒防止器具の取り付け助成制度の例

1 港区

(家具転倒防止器具等の助成)

対象者：港区内に住所があり、住居に家具転倒防止器具等を設置しようとする世帯

内 容：家具の転倒を防止するための「つつぱり棒」やガラスの飛散を防止するための「フィルム等」を現物助成

(家具転倒防止器具等の取り付け支援)

対象者：次のいずれかに該当し、自力で器具等を取り付けることが困難な世帯

(1) 65 歳以上の高齢者の単身世帯、または高齢者のみの世帯

(2) 介護保険法の要介護認定（要介護 3 以上）を受けた人が属する世帯

(3) 身体障害者手帳、愛の手帳、または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人が属する世帯

(4) 特殊疾病医療費助成を受けている人を含む世帯

内 容：区が指定した業者が訪問し、家具転倒防止対策促進事業による助成を受けた器具等を取り付ける。

(港区ホームページより)

<http://www.city.minato.tokyo.jp/koho/2006/km060501/1617tps1.html>

2 中野区

対象者：(1) 満 65 歳以上の方のみで構成される世帯

(2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者手帳の交付を受けている方のみで構成されている世帯

(3) 満 65 歳以上の方及び身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者手帳の交付を受けている方のみで構成されている世帯

(4) ひとり親世帯で、家具の転倒防止器具の取り付けができる方がいない世帯

(5) その他区長が必要と認める世帯

費用：取り付け工事費は無料、固定器具は有料

(中野区ホームページより)

<http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/015/d13100061.html>

8. 3 ライフラインの耐震化

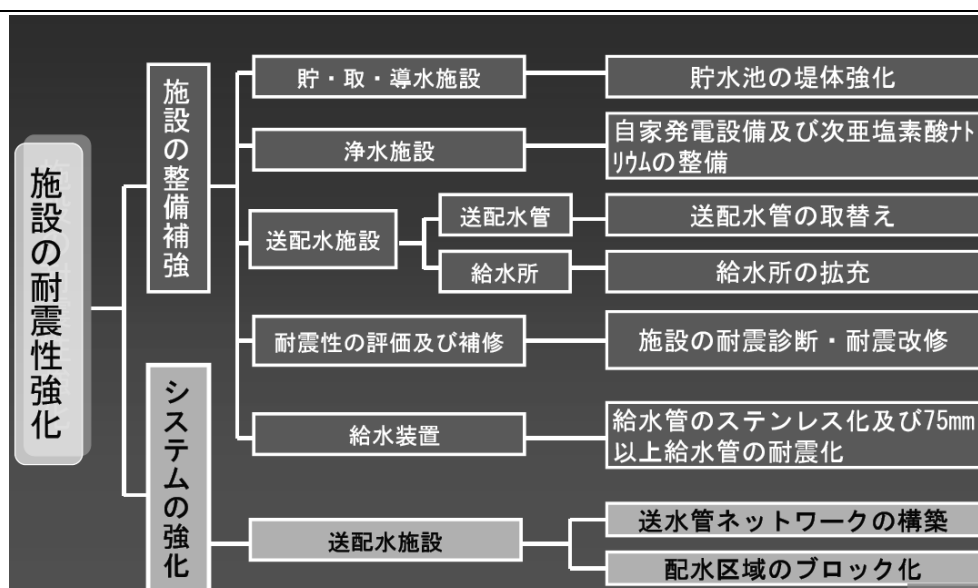
(現状)

ライフライン事業者（上下水道、電力、ガス、通信）では施設の耐震化が進められている。

(施策例)

施策例 1：上水道施設の耐震化（東京都）

- ・ 浄水施設や給水所、ポンプ所等の構造物及びポンプ周辺の配管、水管橋等といった付属施設の一部について耐震性評価を行い、老朽化等により耐震性の低いことが判明したものについては補強工事等を実施するなど、耐震性強化をはじめとした予防対策を実施



(東京都地域防災計画(平成 15 年修正)、首都直下地震対策専門調査会(第 14 回；平成 17 年 1 月 31 日開催)東京都水道局説明資料より)

施策例 2：電力施設の耐震化（東京電力）

- ・ 予防対策として、電力施設の耐震化を実施するとともに、送電ルートが多重化を実施し、電力の安定供給を実施

(東京都地域防災計画（平成 15 年修正）より)

施策例 3：ガス施設の耐震化（東京ガス）

- ・ 新設導管については、耐震性の高いポリエチレン管の採用を促進中
- ・ 導管網のブロック化によって被害拡大を抑制
- ・ 3,800 個の地震計を用いて地震動を観測し、被害推定、ガス供給停止判断等を迅速に行うシステム「SUPREME」を開発

(東京ガスホームページより)

<http://www.tokyo-gas.co.jp/safety/antidisaster/index.html>

9. 避難所生活者数の早期低減

9. 1 ライフラインの早期復旧

(現状)

ライフライン事業者（上下水道、電力、ガス、通信）では応急復旧体制の確立が進められている。首都直下地震時における避難者の中には、自宅建物の被害は小さいがライフライン途絶により避難を余儀なくされる人も多いと想定され、ライフラインの早期復旧が避難所等への避難者数の早期低減につながると考えられる。

(施策例)

施策例 1：上水道施設の早期復旧（東京都）

- ・半径 2 km 以内に給水拠点を整備するとともに、区市町村と連携して応急給水活動を実施
- ・断水区域を限定し、可能な限り給水を継続しながらあらかじめ定めた優先施設から順次復旧（送水管及び広大な区域を持つ配水本管→配水本管及び小管の骨格となる路線→応急給水施設、避難所等に至る管路 等）

（東京都地域防災計画（平成 15 年修正）、首都直下地震対策専門調査会(第 14 回；平成 17 年 1 月 31 日開催)東京都水道局説明資料より）

施策例 2：電力施設の早期復旧（東京電力）

- ・応急工事の実施にあたっては、原則的に人命にかかわる箇所、復旧対策の中核となる官公署、民心の安定に寄与する報道機関、避難所等を優先するなど災害状況、各施設の被害復旧の難易度等を勘案して、供給上、復旧効用の最も大きいものから実施

（東京都地域防災計画（平成 15 年修正）より）

施策例 3：ガス施設の早期復旧（東京ガス）

- ・道路被害、家屋被害、火災などが比較的小さな地域を優先して復旧作業を実施。ガス供給に大きな影響をおよぼす製造段階に近いエリアから、復旧ブロックを形成し、調査→修理→供給再開の順の繰り返しで復旧作業を実施

（東京ガスホームページより）

<http://www.tokyo-gas.co.jp/safety/antidisaster/index.html>

参考資料6 災害時における情報ニーズ

情報ニーズ	対象地震 回答者の所在 対象時期	阪神・淡路		芸与地震	宮城県沖		中越
		神戸市		呉市、松山市	仙台市	大船渡市	山古志村
		発災当日	発災1W後	発災当日	発災直後	発災直後	発災当日
地震関連情報	規模、発生場所	37.1	17.9	49.3	71.8	65.6	70.6
	震度			30.1			43.6
	津波の有無			3.3	56.3	81.0	
	余震の見通し	63.1	65.2	47.4	62.9	59.6	54.7
被害・復旧情報	地域の被害、全体の被害	34.0	29.0	36.1	39.1	47.1	57.6
	火災の状況	23.6	14.6	6.1			11.2
	ライフライン被害				46.4	40.9	
	電話・携帯電話の繋がり具合			23.6	(注4)	(注4)	42.3
	交通機関や道路の開通状況(道路の開通等)	21.7	36.9				
	電車・バス等の運行状況			5.6			
	道路の渋滞	6.6	10.3	9.9			
	ライフラインの復旧見通し	31.6	58.5	5.3			
	危険な場所の情報	12.7	11.4				
	避難情報	避難の必要性				27.4	27.6
避難場所(どこに避難するとよいか)		20.2	11.2	10.0			27.4
安否情報	家族の安否や居所	47.8	28.2	54.0	29.7	31.3	67.5
	友人・知人の安否	(注5)		(注5)			(注5)
対応情報	行政の対応内容		17.2	9.9	14.0	21.6	39.0
	ケガ人の救急・受入(病院の状況等)	9.7	8.9	4.0			3.8
	行政からの指示や連絡						
生活関連情報	食料や生活物資の情報	19.9	33.2				32.9
	水、食料の配給場所	16.2	30.8				(注6)
	入浴に関する情報	13.3	32.9				
	開店している店の情報	12.7	19.9				
	公衆電話の設置場所	9.6					
	職場・学校の情報	5.7	9.6				
	ガソリンスタンドの情報	4.9					
	銀行・金融機関の情報	4.6	9.4				
その他	自宅の安全性	25.3	30.6				
	具体的にどう行動すればよいか						27.6
	今後注意しなければならないことについて			18.9			

注1) 以下の出典のアンケート調査を基に、情報ニーズを整理した。

①阪神・淡路(=阪神・淡路大震災)、http://www.bousai.go.jp/oshirase/h19/070206/sanko_shiryou1.pdf

②中越(=新潟県中越地震)、http://www.bousai.go.jp/oshirase/h19/070206/sanko_shiryou1.pdf

③芸与地震、<http://www.iii.u-tokyo.ac.jp/~hiroi/index-chousashu-geyo-jishin.htm>

④宮城県沖(=宮城県沖を震源とする地震)、<http://www.iii.u-tokyo.ac.jp/~hiroi/index-chousashu-miyagikenoki-jishin.htm>

注2) 数値は当該情報を知りたいと思った回答者の割合(複数回答可)であり、単位は%である。

注3) 背景色等の意味は右の通り。

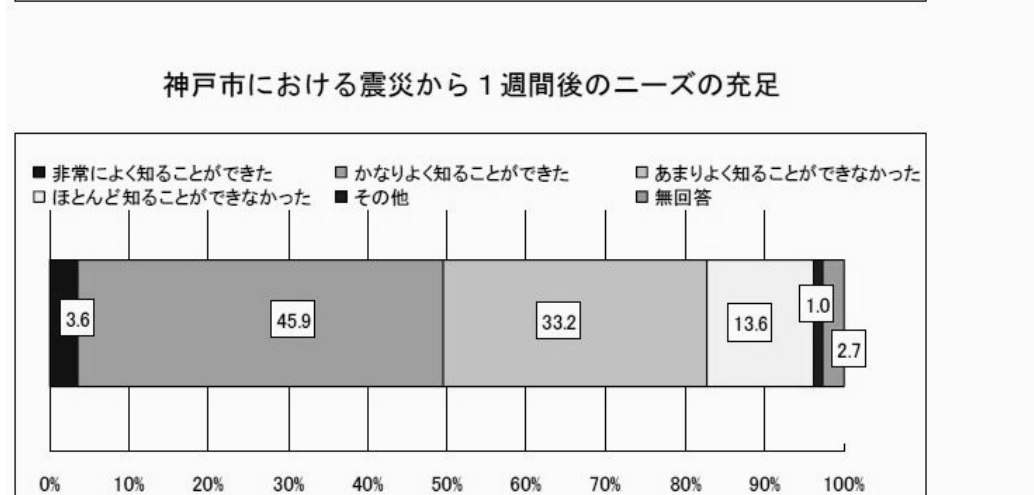
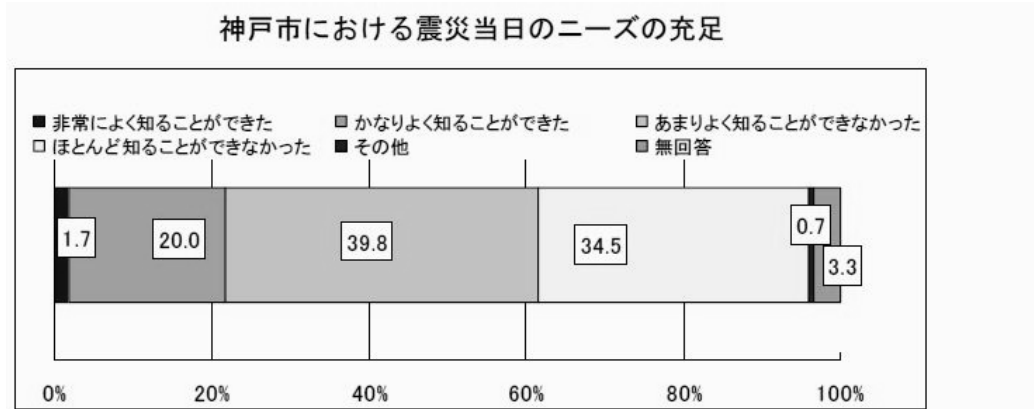
50%以上 30%以上 10%以上

注4) アンケートの選択肢が「道路、通信、電気、ガス、水道が大丈夫かといった情報」であった。

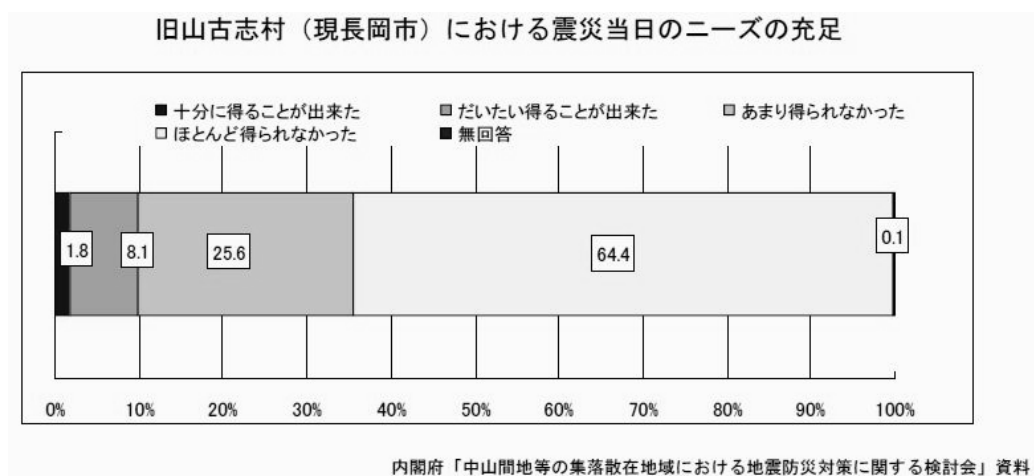
注5) アンケートの選択肢が「家族・知人(・友人)の安否について」であった。

注6) アンケートの選択肢が「水・食料」であった。

参考資料 7 既往地震災害における被災者の情報ニーズの充足状況



東京大学社会情報研究所『1995年阪神・淡路大震災調査報告－1－』1996年



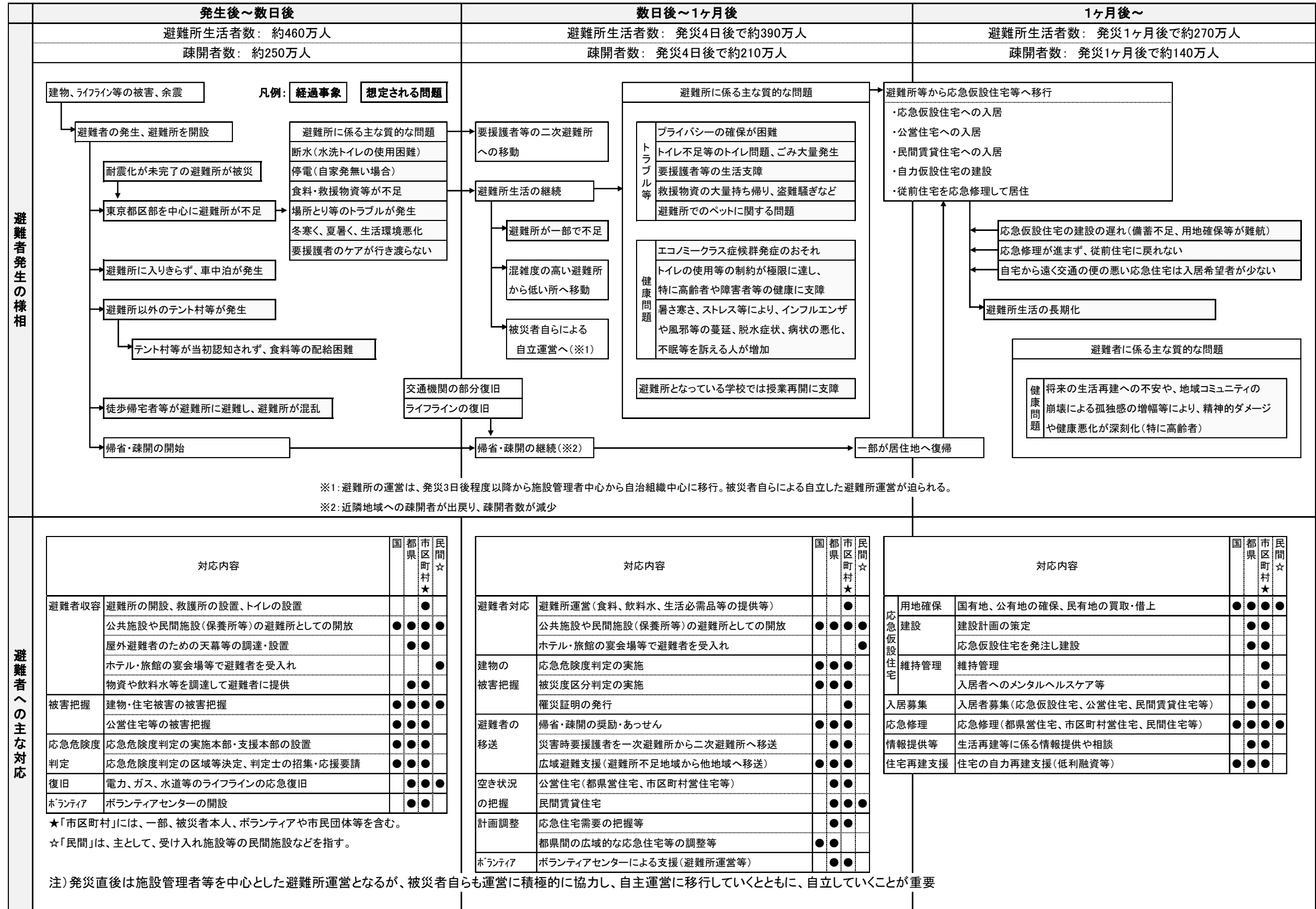
内閣府「中山間地等の集落散在地域における地震防災対策に関する検討会」資料

出典： http://www.bousai.go.jp/oshirase/h19/070206/sanko_shiryout1.pdf

参考資料 8 避難所生活者 460 万人の発生で想定される 被害シナリオ

避難者対策に係る被害・対応シナリオとしては、避難対策の課題を踏まえ、時系列に被害シナリオを描いた。

避難者に関するシナリオ



参考資料 9 避難者に係る市区町村等の対策現況（アンケート結果）と課題【量的な課題に関する事項】

1. 市区町村・都県への照会の対象等

1. 1 本照会の対象等

避難者に係る対策の現況と課題等の把握を目的として、首都直下地震の影響を受ける可能性の高い1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）の全市区町村及び茨城県南部の25市町村を対象に、避難者対策に関する照会を行った。この他、1都4県に対しても一部事項に関して照会を行った。

対象市区町村・都県の全てから回答を得た。

実施期間：平成19年1月31日～2月28日

表 9-1 調査対象市区町村数

調査対象都県	調査対象市区町村数
茨城県南部	25
埼玉県	71
千葉県	56
東京都	62
神奈川県	33
1都4県計	247

※市区町村だけでなく1都4県についても調査

1. 2 本照会における用語の定義

（定義）避難所の区分

地域防災計画等において、まずは市区町村立の小中学校を指定避難所と位置付け、それで不足する場合に、都県立学校等公共施設や協定を結んだ民間施設を開設することとなっているところが多いと考えられる。

また、災害時要援護者に対しては別に社会福祉施設等を二次避難所（福祉避難所）として指定しているところが多く、本調査では、次表のような避難所区分により避難所の収容能力等を把握した。

表 9-2 本調査における避難所区分の定義

避難所の区分	内容
一次避難所	一般被災者の避難所 ①市区町村立小中学校等、まずは優先的に収容する避難所 及び ②都県立学校等公共施設あるいは民間施設等、①で収容しきれなかった場合の避難所〔避難所活用について協定等を締結〕
二次避難所（福祉避難所）	社会福祉施設等、災害時要援護者のための避難所

注) 上記のとおり一次避難所には都県立学校等公共施設あるいは民間施設等も含まれるが、市区町村によっては現況を把握していない等の理由により、それらを含んだ数値等を回答していない場合がある。

2. 市区町村への照会結果（避難所における避難者収容力の不足の現状について）

1. (1) ③避難者収容可能人数

貴市区町村として避難者収容の前提としている予定収容人員をご記入下さい。

避難者収容可能人数（市区町村合計値）	一次避難所	(人)
	二次避難所	(人)

■1都4県の避難者収容可能人数

・1都4県全体の避難者収容可能人数は、一次避難所で約909万人、二次避難所で約34万人である。

※（参考）中央防災会議による東京湾北部地震（M7.3、冬18時発災、風速15m/sのケース）における避難所生活者数は1都4県合計で約460万人（発災1日後）

表 9-3 避難者収容可能人数

	一次避難所 収容可能人数 (千人)	二次避難所 収容可能人数 (千人)
茨城県南部	603	57
埼玉県	1,978	69
千葉県	1,842	58
東京都区部	1,946	88
東京都多摩	966	42
東京都島嶼部	57	2
神奈川県	1,693	20
1都4県の合計	9,085	337

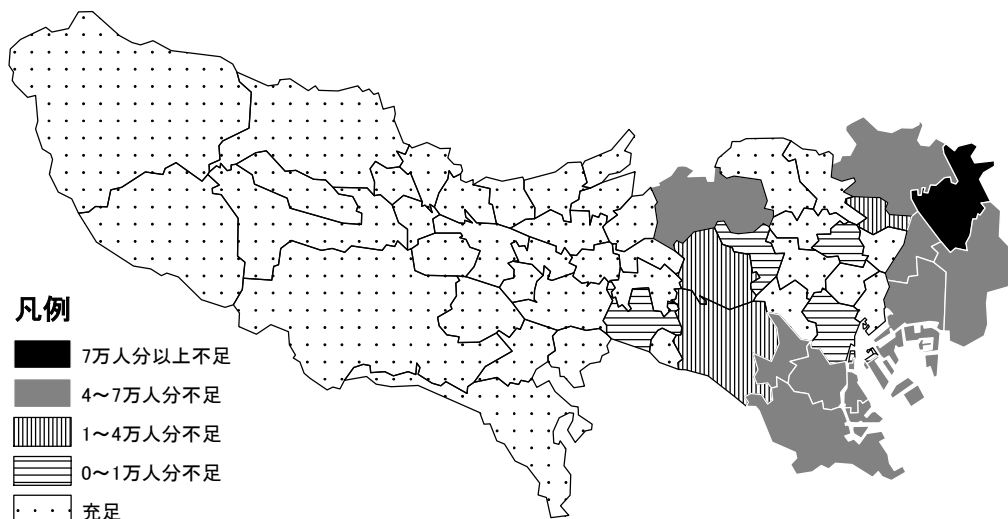
※四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

注) 一次避難所に関する照会結果では、避難者収容可能面積は答えられるものの、収容可能人数は不明と回答した市区町村がいくつかある。ここでは、一次避難所の避難者収容可能面積と避難者収容可能人数の両方がわかっている市区町村のデータをもとに、都県・地域別に、(避難者収容可能面積/避難者収容可能人数)の平均的な割合を求め、各区市町村の避難者収容可能面積をそれで割ることで、避難者収容可能人数が不明な市区町村における避難者収容可能人数を推定。

■東京都における一次避難所の避難者収容力（東京湾北部地震）

- ・東京湾北部地震の場合^{※1}、一次避難所における収容力は、東京都区部の自区内避難に対して約 56 万人分不足し、都区部内での広域的な避難を考えても約 44 万人分不足する（特に、葛飾区をはじめとする区部東部、南部を中心に不足）。なお、東京都全体にわたる広域的な避難が可能であれば充足する。

※1 東京湾北部地震（M7.3、冬 18 時発災、風速 15m/s のケース）における 1 日後の避難所生活者数と避難所収容可能人数（照会結果）を基に過不足を計算



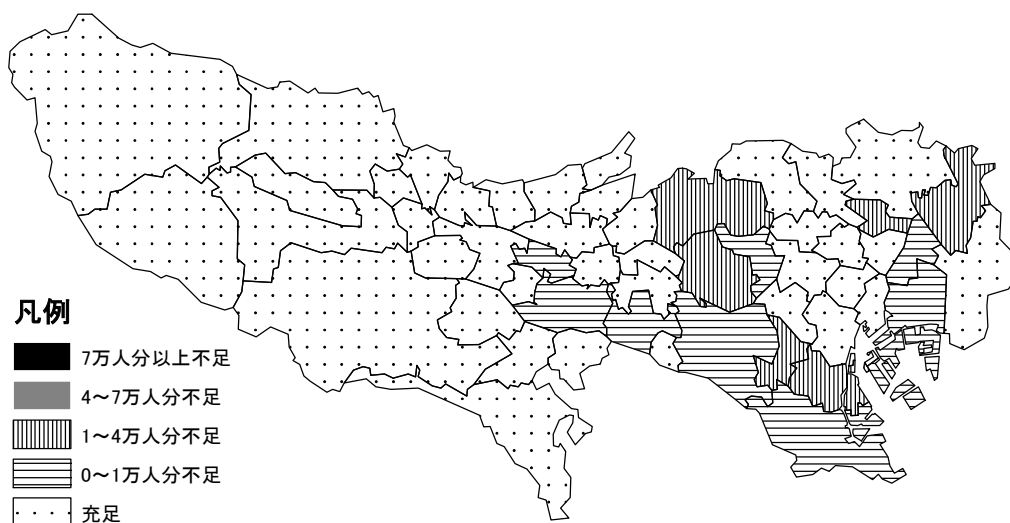
**図 9-1 東京都の区市町村別の一次避難所収容数の不足状況
（東京湾北部地震、M7.3、冬 18 時発災、風速 15m/s のケース）**

（避難所への避難者数は、「首都直下地震による東京の被害想定」（東京都、平成 18 年 3 月）、避難所収容数は今回の照会結果によるもの。）

■東京都における一次避難所の避難者収容力（プレート境界多摩地震）

- ・プレート境界多摩地震の場合^{※2}、一次避難所における収容力は、東京都区部の自区内避難に対して約 18 万人分不足する（東京湾北部地震と同様の傾向であるが、区部での不足度合いは比較的小さい）が、区部全体にわたる広域的な避難が可能であれば充足する。
- ・また、多摩の場合、自市町村内避難に対しては約 1.5 万人分不足するが、多摩全体にわたる広域的な避難が可能であれば充足する。

※2 プレート境界多摩地震（M7.3、冬 18 時発災、風速 15m/s のケース）における 1 日後の避難所生活者数と避難所収容可能人数（照会結果）を基に過不足を計算



**図 9-2 東京都の区市町村別の一次避難所収容数の不足状況
（プレート境界多摩地震、M7.3、冬 18 時発災、風速 15m/s のケース）**

（避難所への避難者数は、「首都直下地震による東京の被害想定」（東京都、平成 18 年 3 月）、避難所収容数は今回の照会結果によるもの。）

■避難者1人当たりの避難所収容面積

・避難所における1人あたりの収容面積は、1.57～2.93 m²/人である。

※（参考）阪神・淡路大震災における地震発生直後の1人あたり占有面積は1.0～1.7 m²/人が最も多く、1人1畳以下であり、身を横たえ休息をとるのも困難な状況であった。

表 9-4 一次避難所における避難者収容可能人数と避難者1人当たり収容面積

	一次避難所 収容可能人数(千人)	一次避難所 1箇所当たり収容 人数(人)	一次避難所 1人当たり収容 面積(m ²)
茨城県南部	603	816	1.95
埼玉県	1,978	801	2.93
千葉県	1,842	824	2.78
東京都区部	1,946	1,204	1.69
東京都多摩	966	1,019	1.57
東京都島嶼部	57	544	1.78
神奈川県	1,693	953	2.65
1都4県の合計	9,085	920	2.30

※四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

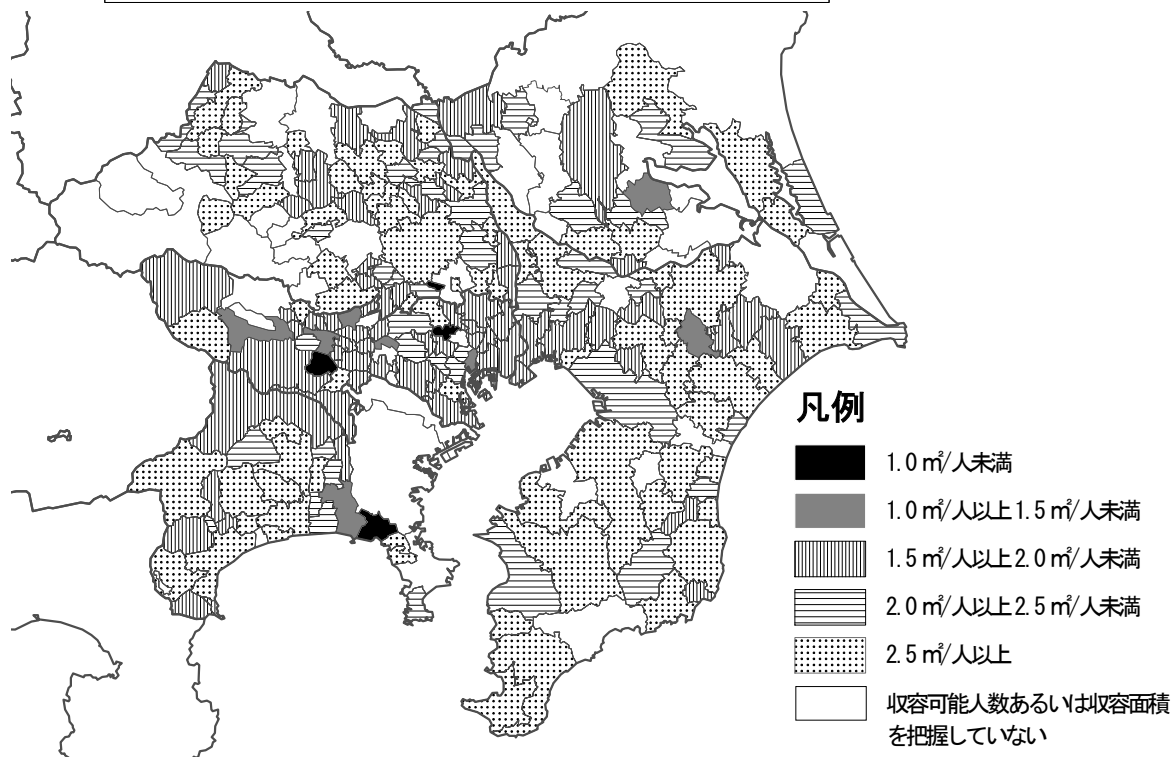
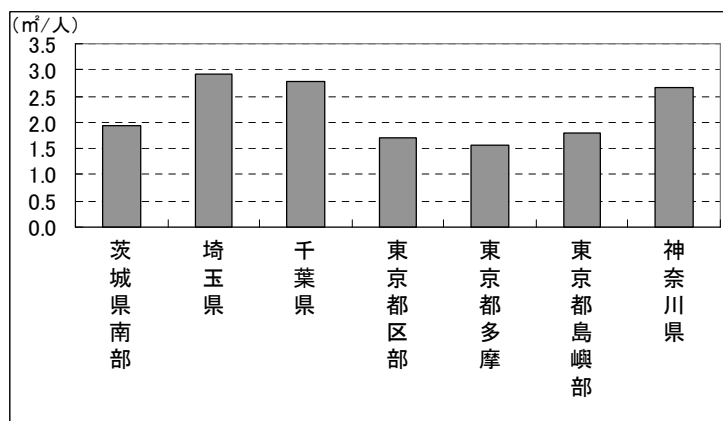


図 9-3 一次避難所における避難者1人当たり収容面積

1. (1) ⑤耐震化状況

避難所の耐震化状況について、以下の点にご留意の上、ご回答下さい。

- ・耐震基準の区分は以下のとおり表記しています。
 旧耐震基準の建物：昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された建物
 新耐震基準の建物：昭和56年6月1日以降に建築確認を受けて建築された建物
- ・一つの避難所において複数の施設がある場合（例えば、体育館と、校舎の一部教室が避難所として指定されている場合）、それぞれカウントして下さい。
- ・なお、例えば、建物の半分だけ耐震改修・補強しているという場合は、その建物は「耐震改修・補強していない」として考慮して下さい。

《一次避難所》

旧耐震基準の 避難所	耐震診断未実施（耐震性不明を含む）	棟
	耐震性がなく未改修のもの	棟
	耐震性あり（改修済みを含む）	棟
新耐震基準の避難所		棟
合計（＝一次避難所の施設数総計）		棟

《二次避難所》

旧耐震基準の 避難所	耐震診断未実施（耐震性不明を含む）	棟
	耐震性がなく未改修のもの	棟
	耐震性あり（改修済みを含む）	棟
新耐震基準の避難所		棟
合計（＝二次避難所の施設数総計）		棟

■避難所の耐震化の状況

- 耐震性のある一次避難所の割合は、神奈川県で 81%、東京都区部で 73%、その他は 5 割前後である。東京湾北部地震で震度 6 強が発生する東京都区部などでは、耐震性のない避難所を中心に被害が発生する可能性があり、避難所の収容力がさらに不足するおそれがある。

表 9-5 一次避難所の耐震化の状況

	旧耐震基準の避難所			新耐震基準の避難所[D]	耐震性のある避難所の割合 [[C+D]/(A+B+C+D)]
	耐震診断未実施(耐震性不明を含む)[A]	耐震性がなく未改修のもの[B]	耐震性あり(改修済みを含む)[C]		
茨城県南部	43%	12%	10%	35%	46%
埼玉県	23%	29%	17%	31%	48%
千葉県	22%	28%	15%	34%	49%
東京都区部	3%	25%	50%	23%	73%
東京都多摩	21%	27%	27%	25%	52%
東京都島嶼部	25%	4%	15%	56%	71%
神奈川県	8%	12%	51%	30%	81%
1都4県の合計	18%	23%	29%	30%	59%

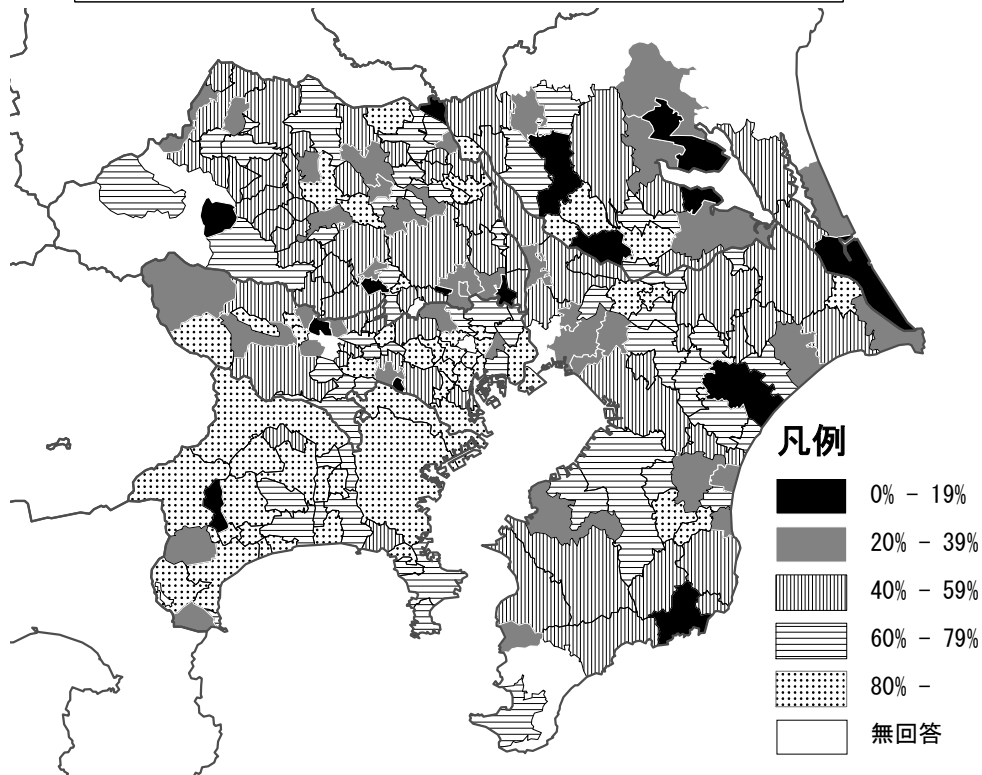
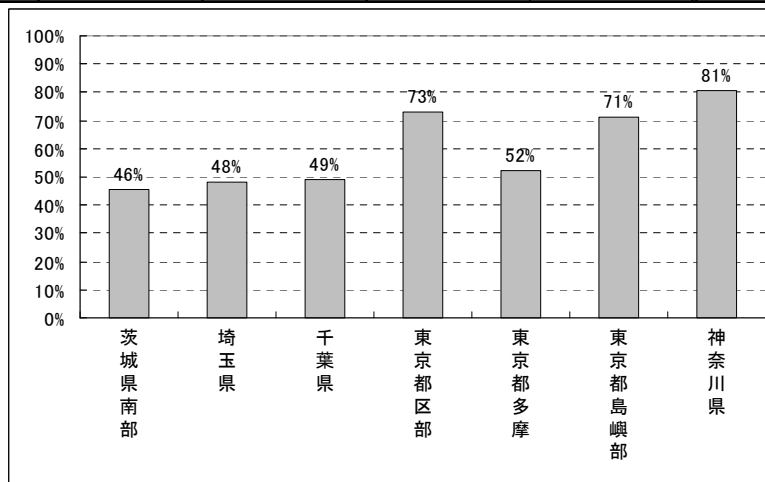


図 9-4 耐震性のある一次避難所の割合
(耐震性のある避難所の割合 = $[(C+D)/(A+B+C+D)]$)

■避難所の耐震化状況を考慮した場合の1都4県の避難者収容可能人数

・耐震性のない避難所は、震災時には避難所としての機能が低下する可能性があり、耐震化状況を考慮した1都4県全体の一次避難所の避難者収容可能人数は、東京湾北部地震（M7.3）の場合で約896万人、プレート境界多摩地震（M7.3）の場合で約902万人となる（なお、一次避難所がすべて活用できた場合の収容可能人数は約909万人）。

表 9-6 一次避難所における避難者収容可能人数
（避難所の耐震化状況を考慮した場合）

	一次避難所収容可能人数(千人)	
	東京湾北部地震の場合	プレート境界多摩地震の場合
茨城県南部	603	603
埼玉県	1,954	1,958
千葉県	1,806	1,842
東京都区部	1,896	1,924
東京都多摩	956	946
東京都島嶼部	57	57
神奈川県	1,685	1,687
1都4県の合計	8,959	9,017

※四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

■避難所の耐震化状況を考慮した場合の東京都における一次避難所の避難者収容力（東京湾北部地震）

・東京湾北部地震の場合^{※1}、一次避難所の耐震化状況を考慮した避難者収容力は、東京都区部の自区内避難に対して約60万人分不足し、都区部内での広域的な避難を考えても約49万人分不足する。なお、多摩地域を含めた広域的な避難が可能であれば充足する。

※1 東京湾北部地震（M7.3、冬18時発災、風速15m/sのケース）における1日後の避難所生活者数と避難所収容可能人数（照会結果）を基に過不足を計算

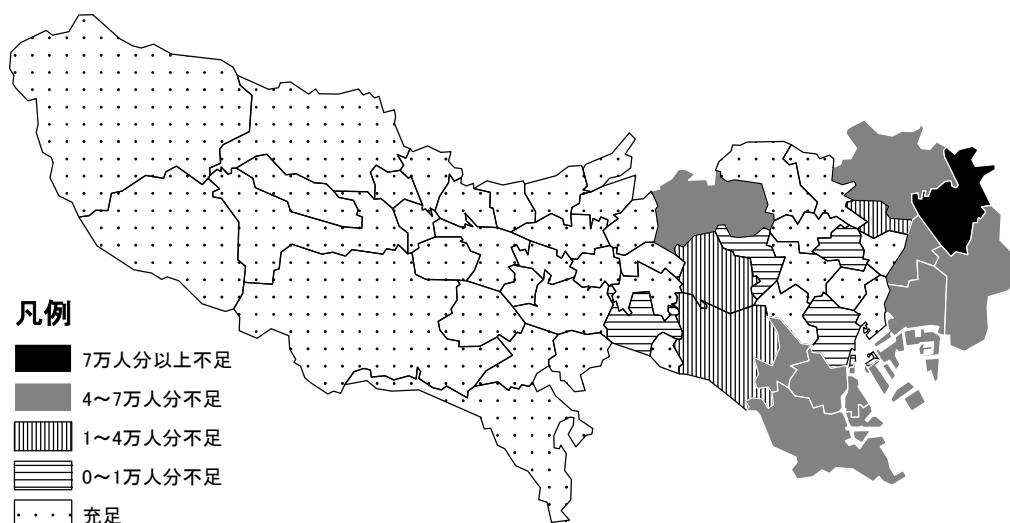


図 9-5 東京都の区市町村別の一次避難所収容数の不足状況
（東京湾北部地震、M7.3、冬18時発災、風速15m/sのケース）
[避難所の耐震化状況を考慮した場合]

（避難所生活者数は「首都直下地震による東京の被害想定」（東京都、平成18年3月）による。）

■避難所の耐震化状況を考慮した場合の東京都における一次避難所の避難者収容力（プレート境界多摩地震）

- ・プレート境界多摩地震の場合※2、一次避難所の耐震化状況を考慮した東京都区部における避難者収容力は、自区内避難に対しては約 19 万人分不足するが、区部内での広域的な避難が可能であれば充足する。
- ・また、多摩の場合、自市町村内避難に対しては約 1.6 万人分不足するが、近隣市町村への避難が可能であれば充足する。

※2 プレート境界多摩地震（M7.3、冬 18 時発災、風速 15m/s のケース）における 1 日後の避難所生活者数と避難所収容可能人数（照会結果）を基に過不足を計算

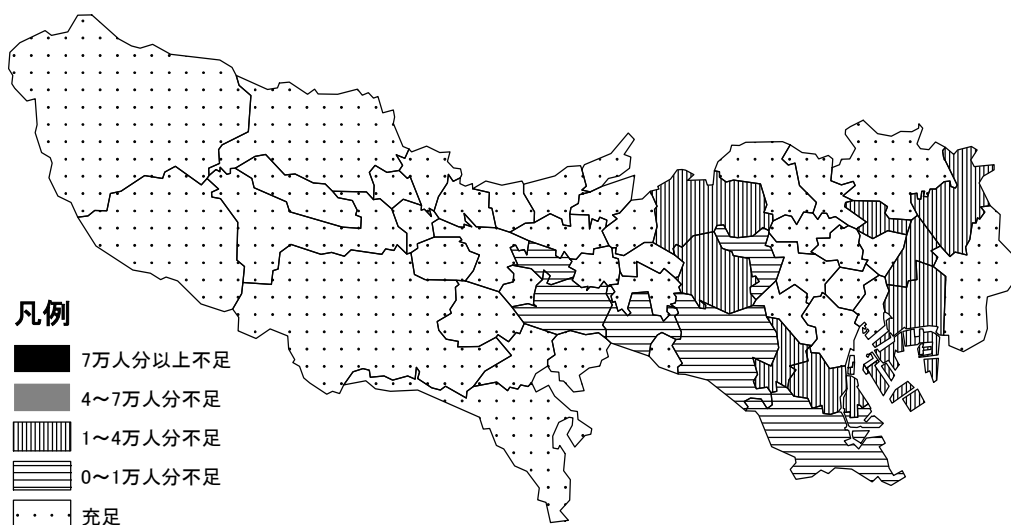


図 9-6 東京都の区市町村別の一次避難所収容数の不足状況
（プレート境界多摩地震、M7.3、冬 18 時発災、風速 15m/s のケース）
【避難所の耐震化状況を考慮した場合】

（避難所生活者数は、「首都直下地震による東京の被害想定」（東京都、平成 18 年 3 月）による。）

（避難者収容力の不足量の算出の考え方）

各区市町村における一次避難所の避難者収容力の不足数

$$= \text{区市町村別の避難所生活者数}^{\ast 3} - \text{区市町村別の一次避難所の避難者収容可能人数}^{\ast 4}$$

※3：東京湾北部地震あるいはプレート境界多摩地震（M7.3、冬 18 時、風速 15m/s）における発災 1 日後の避難所生活者数（「首都直下地震による東京の被害想定」（東京都、平成 18 年 3 月）より）

※4：耐震化されていない避難所の全半壊率を区市町村平均震度が震度 6 強の場合 20%、震度 6 弱の場合 5%とし、 $\{1 - (\text{耐震化されていない建物の全半壊率}) \times (1 - \text{照会結果に基づく耐震化率})\} \times (\text{照会結果による避難所収容人数})$ により算出。なお、耐震化状況について回答のなかった区市についてはそれぞれ区部、多摩の平均的な耐震化率を用いている。また、避難所は基本的に非木造建物であり、グラウンドなどの空地もあることから、延焼火災による焼失は無視できるものとした。

3. 市区町村への照会結果（避難所及び応急住宅の供給について）

3. 1 避難所生活者数の早期低減

（1）応急危険度判定による従前住宅の利用促進

1) 現状での主な課題

① 判定士の早期大量確保の限界

- ・ 余震等による二次災害が心配であり、応急危険度判定が迅速に実施されなければ、従前住宅への継続的な居住や、早期復帰が難しくなる。
- ・ 多くの判定士が全国から駆けつけられる場合においても、宿泊場所、判定場所への交通手段などのロジスティクスが大きな問題となり、判定士の円滑な活動が確保できない可能性が高い。

2) 市区町村照会結果から把握・確認した事項

9. ① 応急危険度判定の取組み

避難所等への避難者数の増大を避けるためにも、被害が軽微で、応急危険度判定の結果、二次災害の危険性がないと判定され、ライフライン機能もある程度維持されている住まいにおいてはできるだけ住み続けてもらうことが必要となります。この応急危険度判定についてどのような取組みを計画していますか。該当するものを全て選び、回答欄に○を付けて下さい。

	回答欄
1. 被害想定等を参考にどれくらいの建築物を判定する必要があるかの需要量をあらかじめ想定している。	
2. 応急危険度判定員の具体的な派遣計画を検討している。	
3. 応急危険度判定に係るマニュアル等を作成している。	
4. 住民に対して応急危険度判定の意味などについて普及啓発するための資料などを作成して配布している。	
5. その他（ ）	

■ 応急危険度判定の需要量想定の実施状況

・ 応急危険度判定すべき建物の需要量が把握されているのは、東京都区部で 26% であるが、その他は 2 割以下である。

※ (参考) 応急危険度判定の対象棟数は約 115 万棟にも上ると想定される (参考資料 4 参照)。

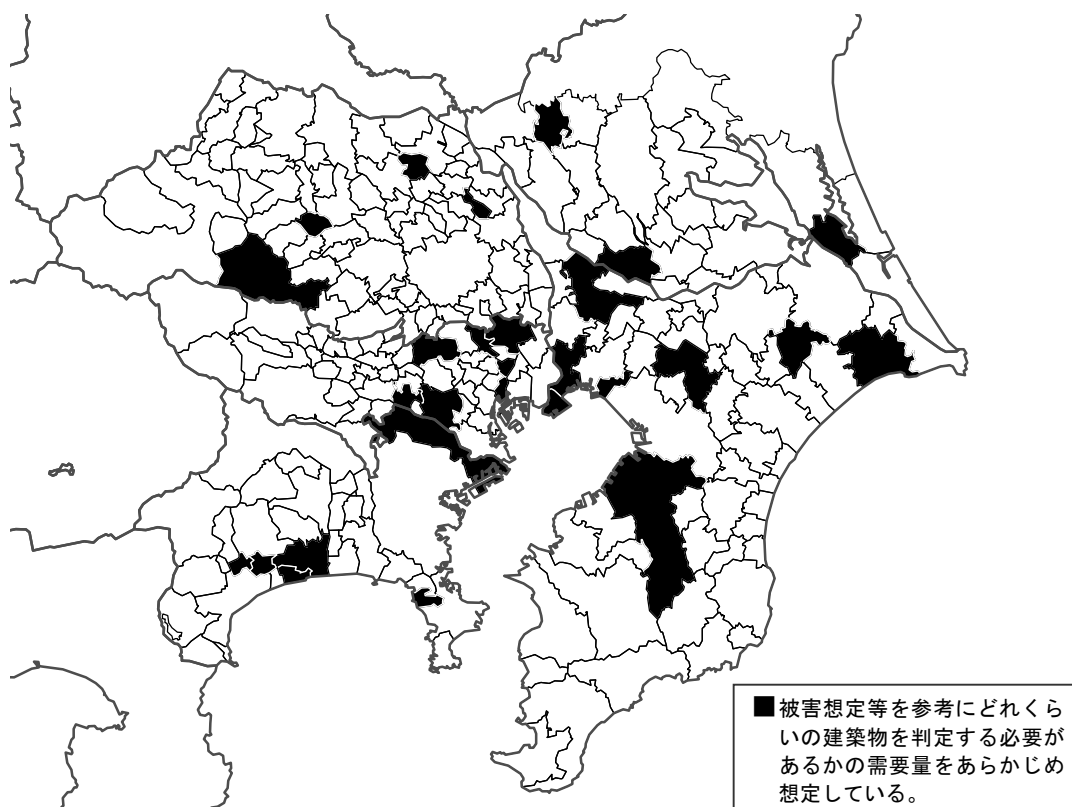
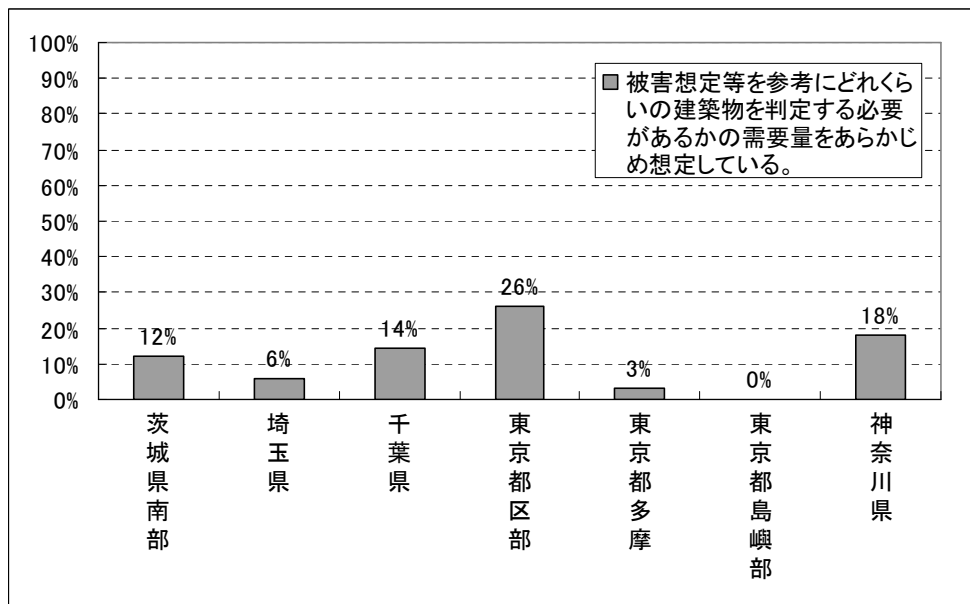


図 9-7 応急危険度判定に関する取組み状況

～ 応急危険度判定の需要量の想定 ～

■ 応急危険度判定士の派遣受入計画の検討状況

・ 応急危険度判定士の円滑な活動の前提となる具体的な派遣受入計画を検討しているのは、神奈川県で55%、東京都区部で39%、その他は2割以下である。

※（参考） 応急危険度判定にかかる日数は約1ヶ月にも上ると想定される（参考資料4参照）。

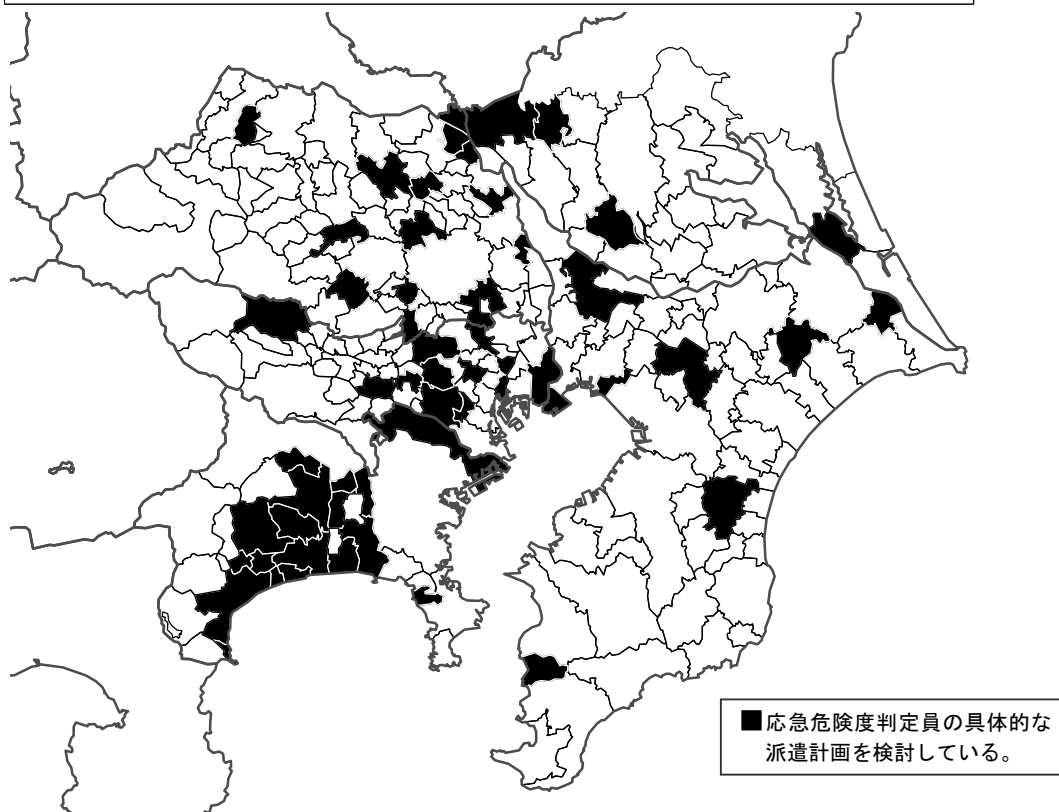
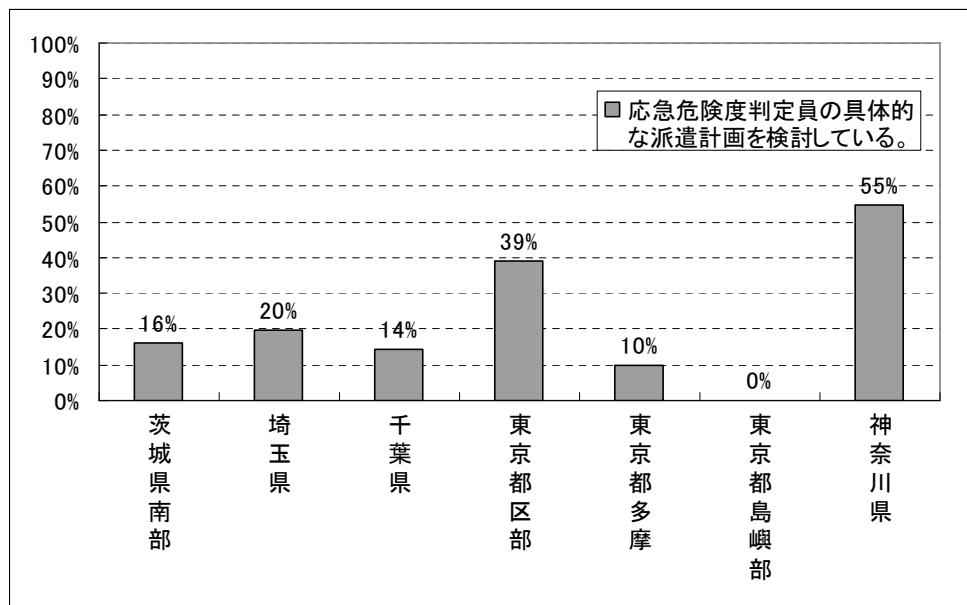


図 9-8 応急危険度判定に関する取り組み状況
～応急危険度判定士の派遣受入計画の検討～

■ 応急危険度判定マニュアル等の作成状況

・ 応急危険度判定士の円滑な活動の前提となるマニュアル等を作成しているのは、東京都区部で 74%、神奈川県で 42%、東京都多摩で 23%、その他は 2 割以下である。

※（参考）応急危険度判定にかかる日数は約 1 ヶ月にも上ると想定される（参考資料 4 参照）。

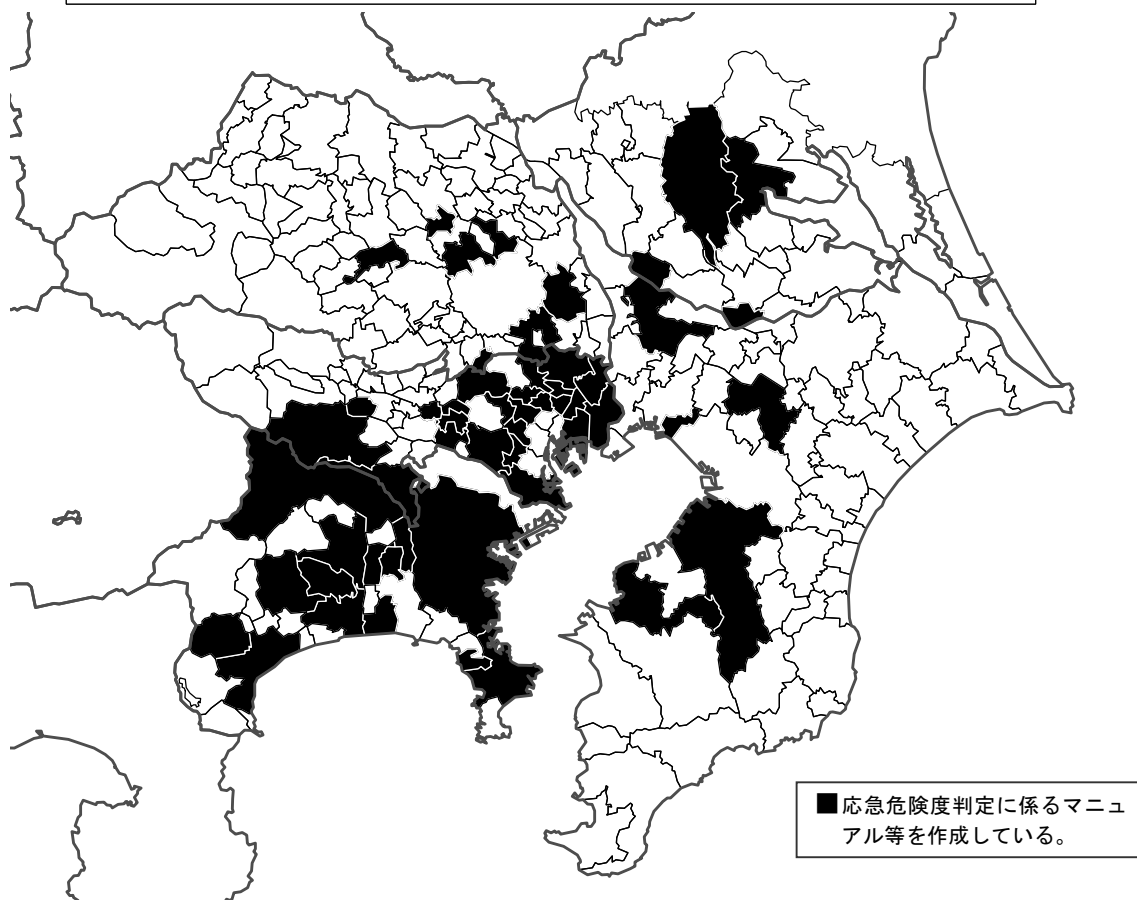
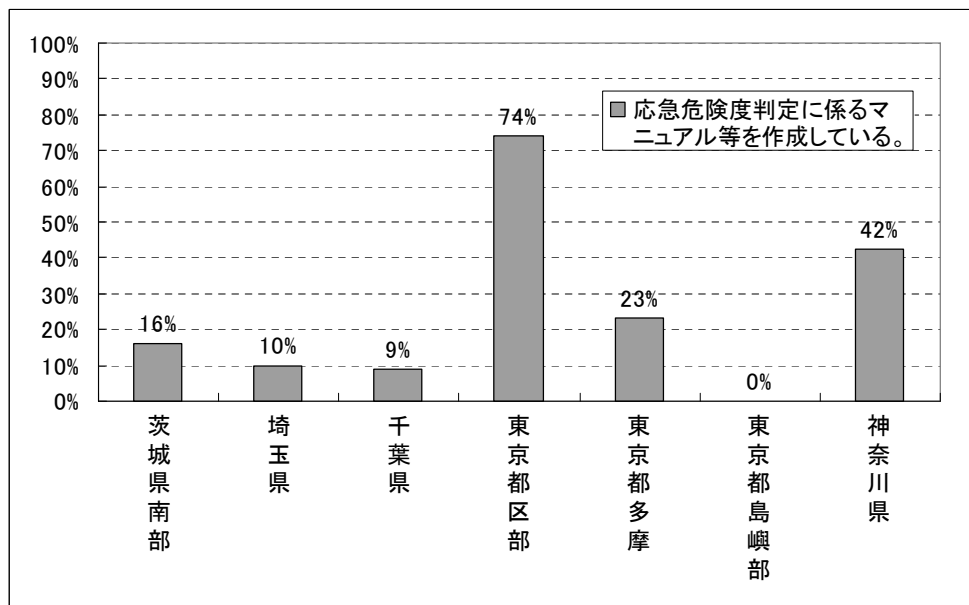


図 9-9 応急危険度判定に関する取組み状況
～応急危険度判定マニュアル等の作成～

■ 応急危険度判定に関する住民への普及啓発資料の作成・配布状況

・ 応急危険度判定に関する住民への普及啓発資料を作成して配布しているのは、東京都区部で17%、神奈川県で12%、その他は数%程度である。

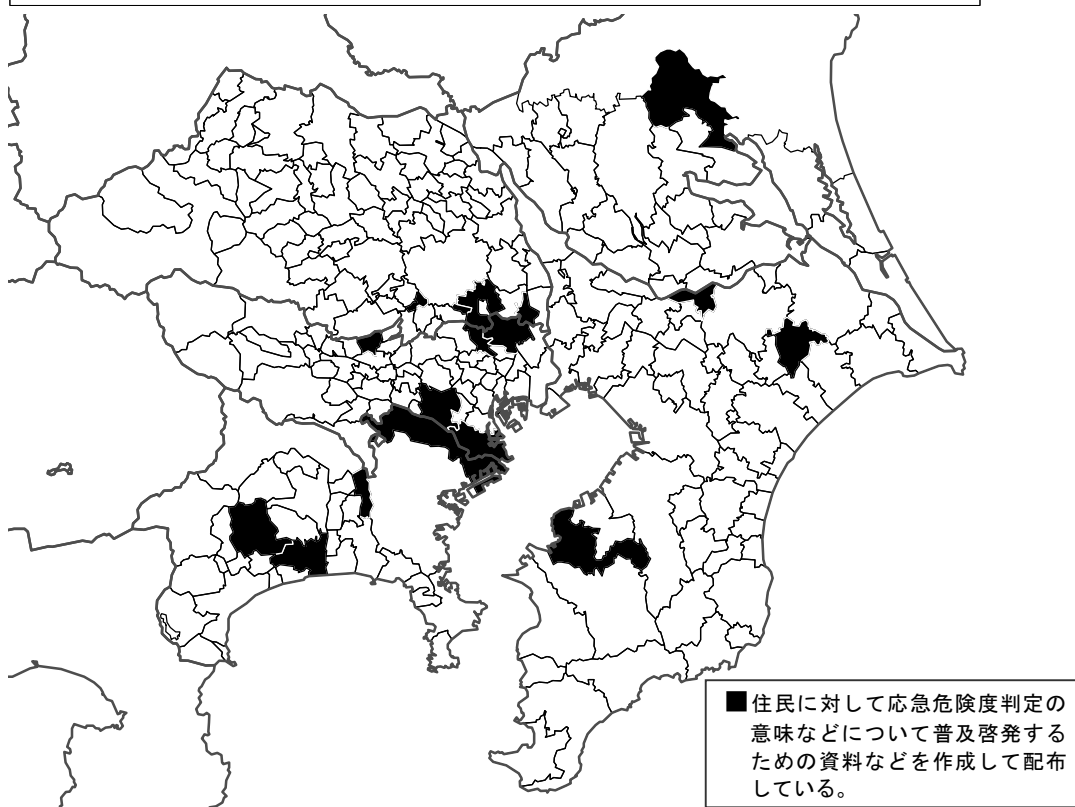
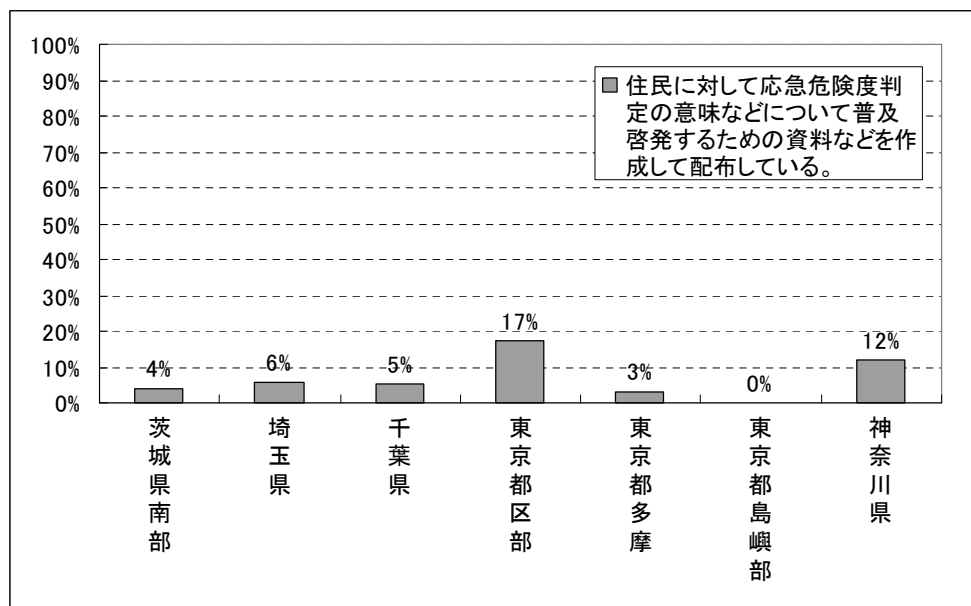


図 9-10 応急危険度判定に関する取組み状況
～ 応急危険度判定に関する住民への普及啓発資料の作成・配布状況～

(2) 帰省・疎開の奨励・あっせん

1) 現状での主な課題

- ① なじみのない場所へは疎開しにくい。
 - ・ 土地勘のある近くの避難所ではなく、なじみのない場所への長期の疎開は被災者に受け入れられにくい。
- ② 家財の盗難等が心配で帰省・疎開しにくい。
 - ・ 発災後の混乱期に自宅を長期間留守にする場合には、盗難等に対する治安上の心配が発生する。
- ③ 発災後一定期間は交通手段の確保が困難
 - ・ 被災地及びその周辺の交通ネットワークが機能していない場合には、被災地外に身寄りのある被災者でも帰省・疎開を行うことが困難となる。
- ④ 帰省・疎開先では被災地の情報入手が困難
 - ・ 阪神・淡路大震災では震災に伴う市外・県外避難者は少なくとも数万人規模とされているが、従前住宅周辺の復旧状況や各種支援制度等に関する情報不足等の問題が発生した。従前地を離れることにより復興支援等に関する情報が受けにくくなる等の不利益が発生するのであれば、疎開等の促進を妨げる要因となる可能性がある。
- ⑤ 職場・学校への復帰等を考えると、長期の帰省・疎開は難しい。
 - ・ 職場や学校が再開した時点で被災地内に生活場所を確保できるとは限らず、長期にわたる帰省・疎開は被災前の生活への復帰を遅らせる可能性があり難しい。

2) 市区町村照会結果から把握・確認した事項

2. 疎開

避難所への過度の集中を防ぐための手段として、避難者を一時的に被災地の外に移出するいわゆる「疎開」が考えられます。貴市区町村で疎開やそれを支援するなどの制度が存在する、あるいは検討を行っている等があれば、その内容について具体的に教えて下さい。

■ 疎開等に対する取り組み実施状況

・災害時相互支援協定や姉妹都市相互応援協定等により、被災者の被災地外への疎開等を検討しているのは、東京都区部で57%、神奈川県で24%、東京都多摩で23%、埼玉県で17%、その他は数%程度である。

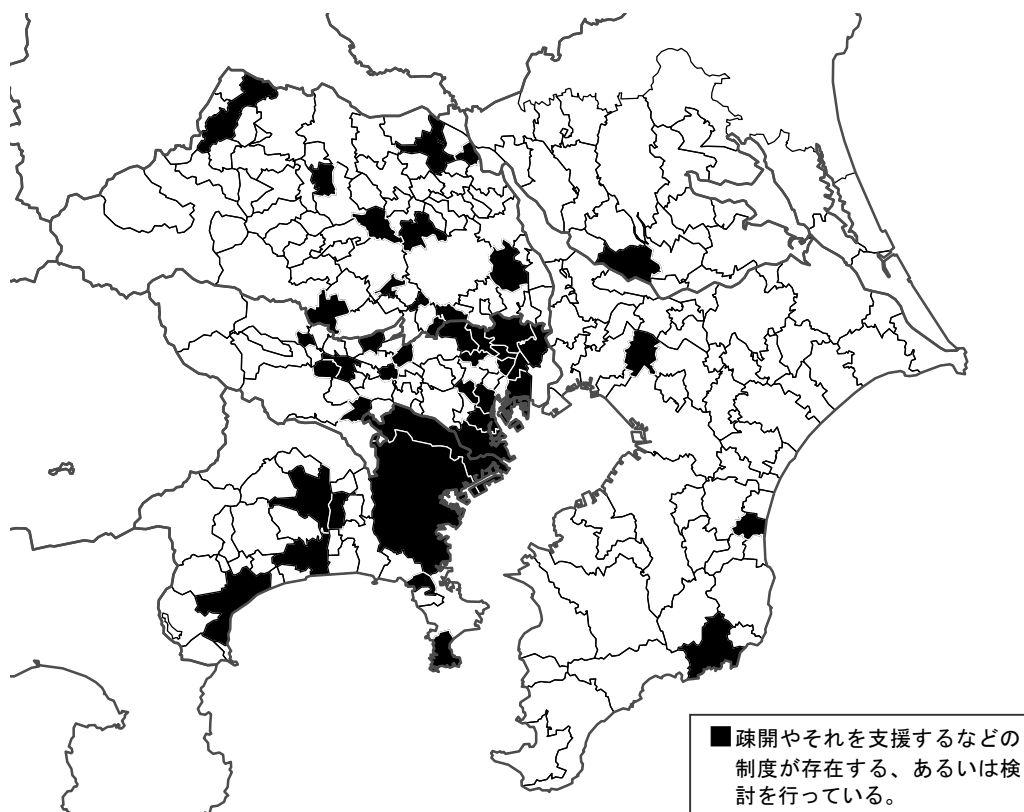
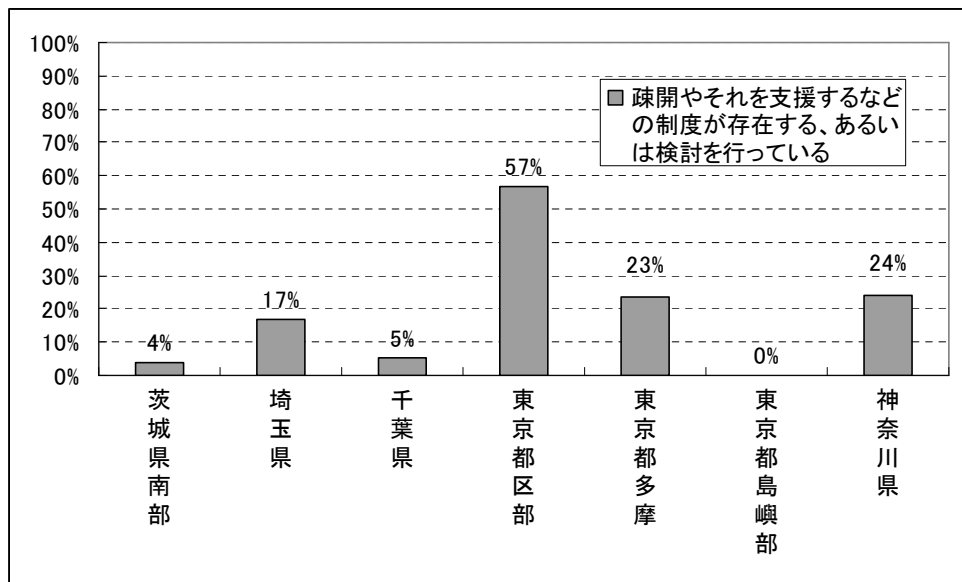


図 9-11 疎開等に対する取り組み実施状況

3. 2 避難所以外の既存施設の活用による供給拡大

(1) 公的施設・民間施設の活用

1) これまでの専門調査会で提示された課題

- ① 公的施設、民間施設の受入施設が限定的
 - ・ 当該市区町村内における市区町村立の小中学校を中心とした避難所だけでは避難者を収容しきれない可能性がある。避難所自体の被災等により、避難者の収容力がさらに減少する可能性もある。
 - ・ 指定避難所数を増やす場合には、対応する職員が不足する可能性がある。
 - ・ 災害時要援護者については、二次避難所（福祉避難所）として指定した社会福祉施設等を利用することになっているが、必ずしも十分な量が確保されていない可能性がある。

(2) ホテル・旅館、公的宿泊施設の活用

1) 現状での課題

- ① 提供に向けての協定締結が進まない。
 - ・ 既往災害では、高齢者や障害者等に対して県が借り上げ、応急仮設住宅が確保されるまでホテル・旅館等が無料提供された例がある。しかし、現状では、ホテル・旅館との一般被災者に対する避難所利用に関する協定等の締結は進んでおらず、首都直下地震時には膨大な数の避難者が予想される中、ホテル・旅館自体も被災する可能性も考えると、災害時要援護者や一般被災者に対して十分かつ円滑な提供ができるかどうかはわからない。

2) 市区町村照会結果から把握・確認した事項

3. ④収容人数		
各施設について現段階でのおおよその収容可能人数を教えてください。発災後に収容可能人数等を把握するケースも多いと思われませんが、現時点で収容可能人数がわからない場合、協定締結ホテル・旅館等への問い合わせ等により、平常時空室数や宴会場面積等からおおよその推計で結構ですのでご回答下さい（①で3.あるいは4と回答した施設については「-」とご記入下さい）。		
	収容可能人数 (市区町村合計値)	備考
ホテル・旅館	(人)	(例) 市内の5ホテルの宴会場・ロビーを活用
公的宿泊施設	(人)	
民間の研修所・保養所	(人)	
その他（ゴルフ場等）	(人)	

* 「約〇百人」といった概数の記入でも結構です。

■ホテル・旅館等における収容人数

・ホテル・旅館等の活用を地域防災計画で位置付けている、あるいは計画・検討している自治体における収容人数は、1都4県全体で約43,000人であり、東京都区部における避難者収容不足分(避難所を全て活用できた場合;約44万人分の不足)の約1/10である。

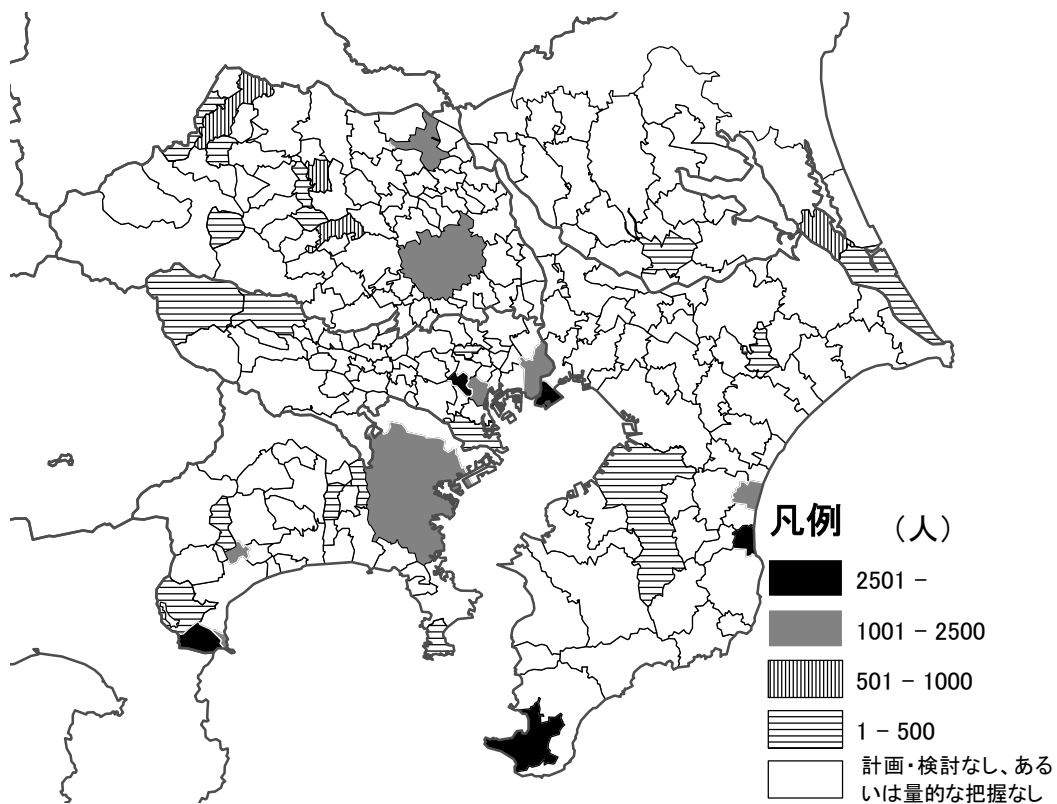
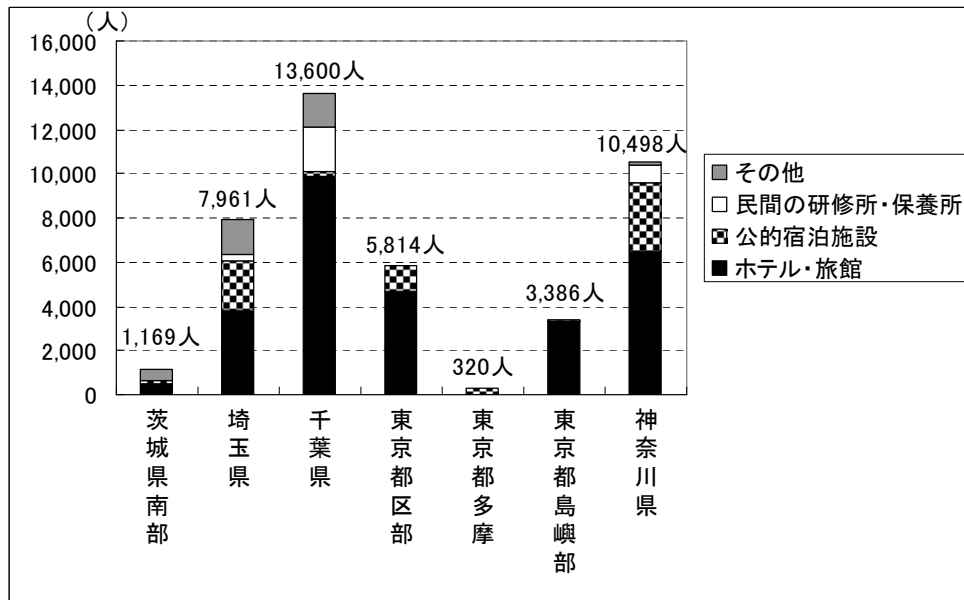


図 9-12 ホテル・旅館等の活用を計画・検討している自治体における収容人数※
 ※ホテル・旅館等の活用を地域防災計画等で位置付けている、あるいは計画・検討している自治体が回答対象

3. ①計画の有無

ホテル・旅館等を避難所等として活用することを計画していますか。各施設について該当するものを1つずつ選び、回答欄に番号をご記入下さい。

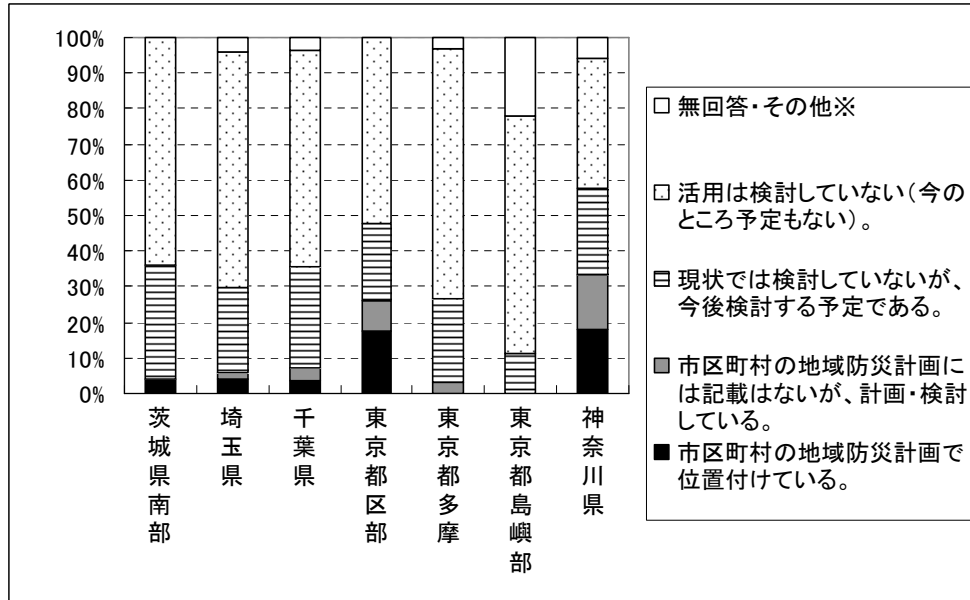
	回答欄
ホテル・旅館	
公的宿泊施設	
民間の研修所・保養所	
その他（ゴルフ場等）	

1. 市区町村の地域防災計画で位置付けている。
2. 市区町村の地域防災計画には記載はないが、計画・検討している。
3. 現状では検討していないが、今後検討する予定である。
4. 活用は検討していない（今のところ予定もない）。

■ ホテル・旅館の活用の地域防災計画への位置付け

・ホテル・旅館の活用を地域防災計画で位置付けている、または計画・検討している自治体は、神奈川県で33%、東京都区部で26%、その他では1割未満である。

(ホテル・旅館)



※「その他」として、「検討したが、難しいとの回答だった。」とのコメントあり

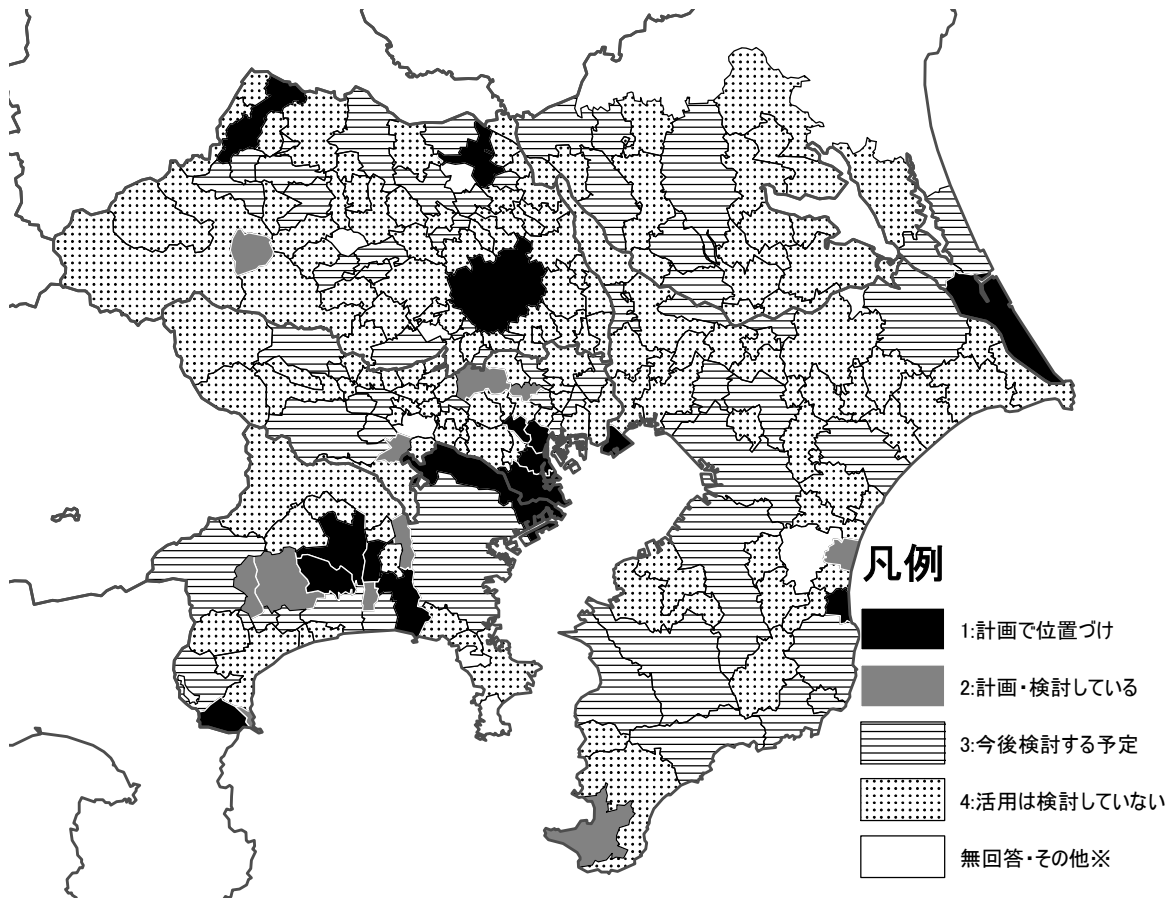


図 9-13 ホテル・旅館の活用の地域防災計画への位置付け

※「その他」として、「検討したが、難しいとの回答だった。」とのコメントあり

■ 公的宿泊施設の活用の地域防災計画への位置付け

・ 公的宿泊施設の活用を地域防災計画で位置付けている、または計画・検討している自治体は、神奈川県で 18%、東京都多摩で 10%、その他では数%程度である。

(公的宿泊施設)

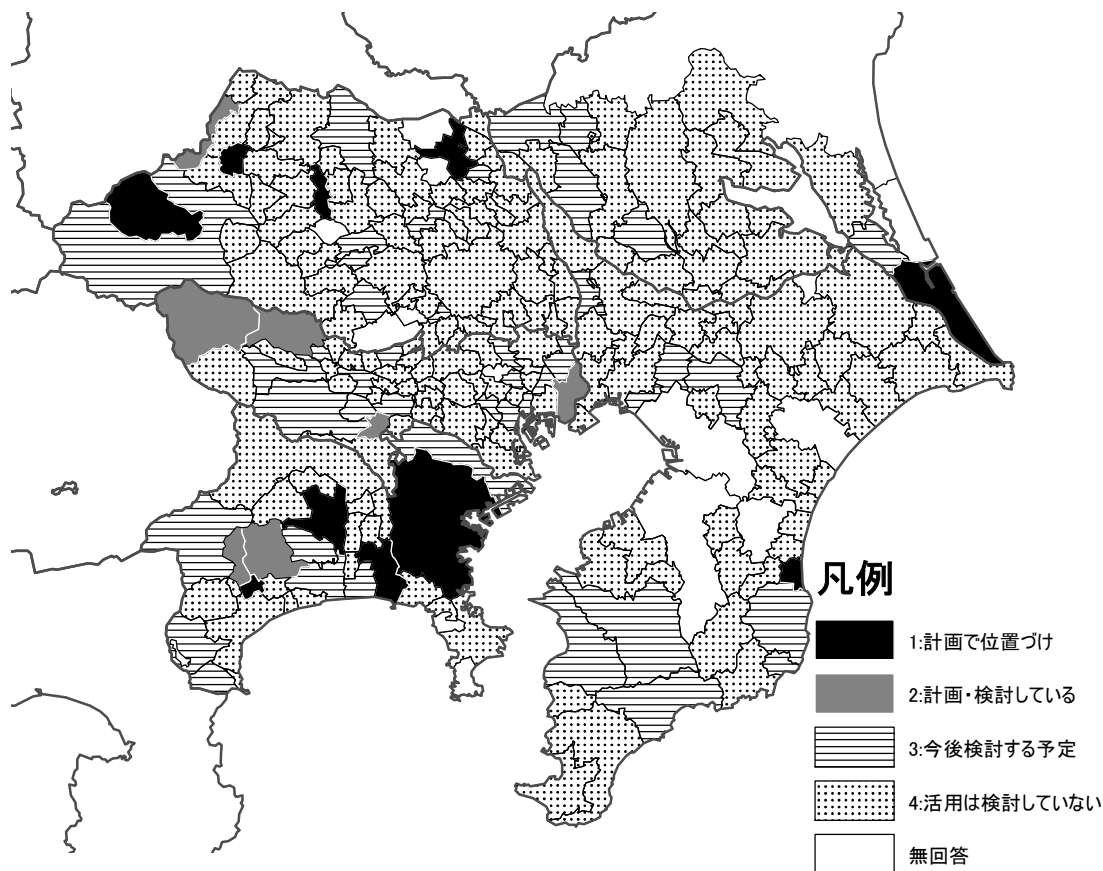
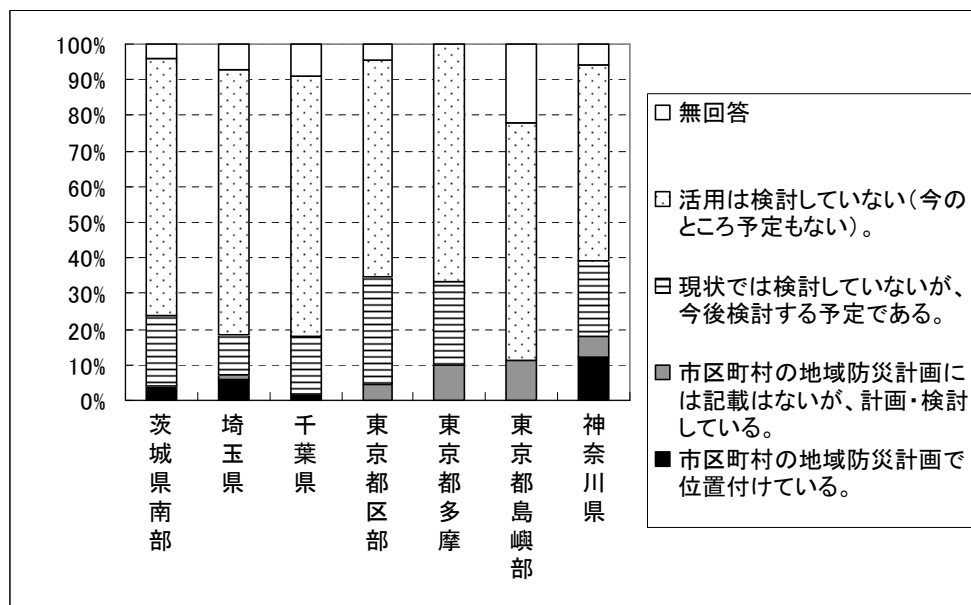


図 9-14 公的宿泊施設の活用の地域防災計画への位置付け

■ 民間の研修所・保養所の活用の地域防災計画への位置付け

・民間の研修所・保養所の活用を地域防災計画で位置付けている、または計画・検討している自治体は、神奈川県で27%、その他では数%程度である。

(民間の研修所・保養所)

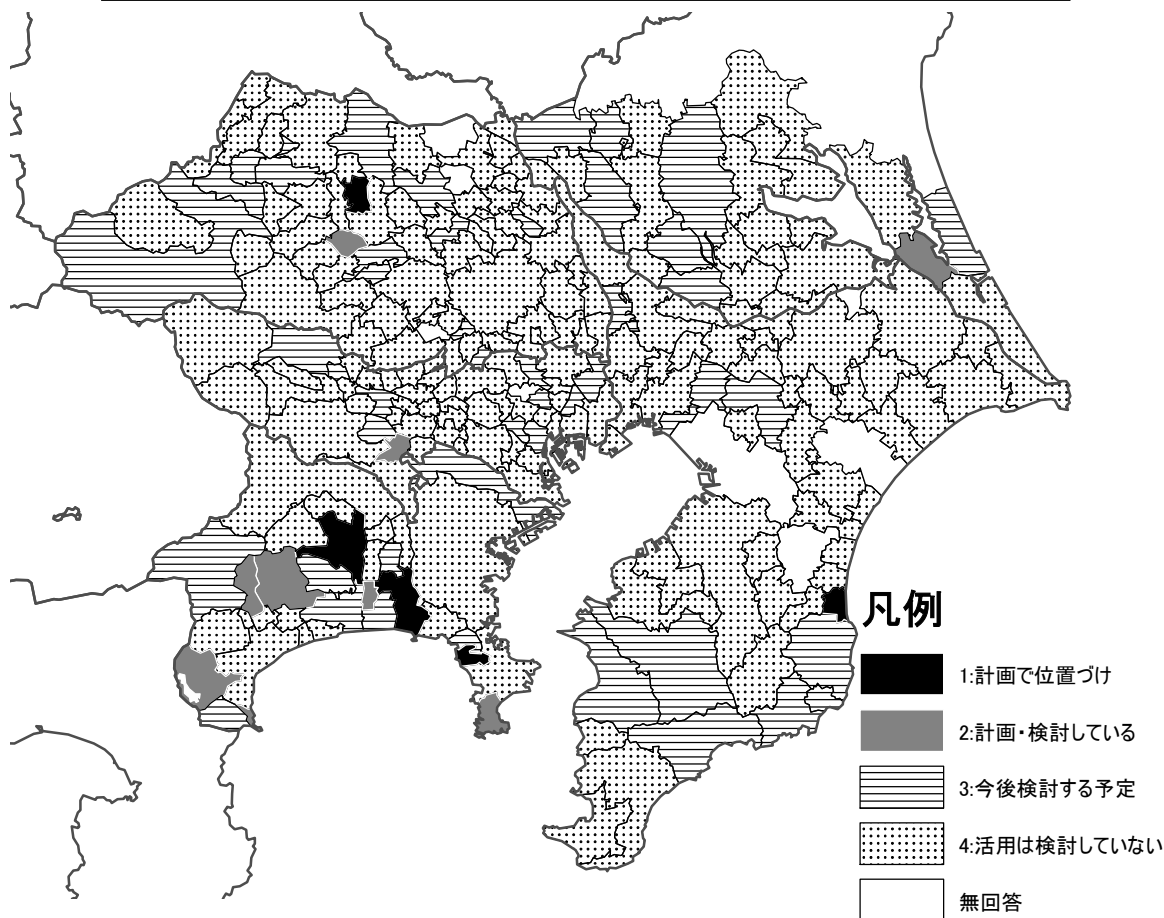
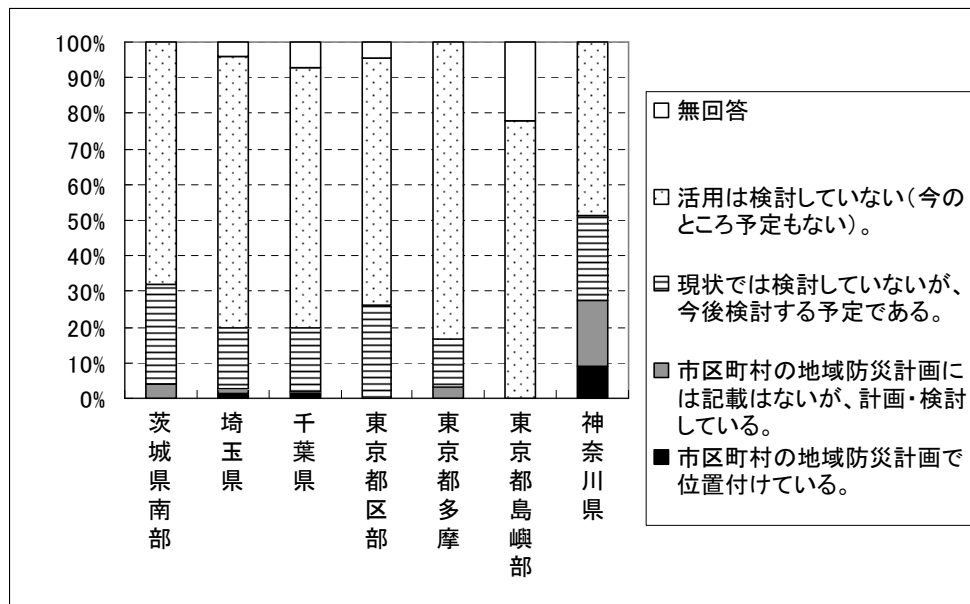


図 9-15 民間の研修所・保養所の活用の地域防災計画への位置付け

■ その他施設の活用の地域防災計画への位置付け

・ その他施設の活用を地域防災計画で位置付けている、または計画・検討している自治体は、茨城県南部で24%、神奈川県で18%、その他で1割以下である。

(その他施設)

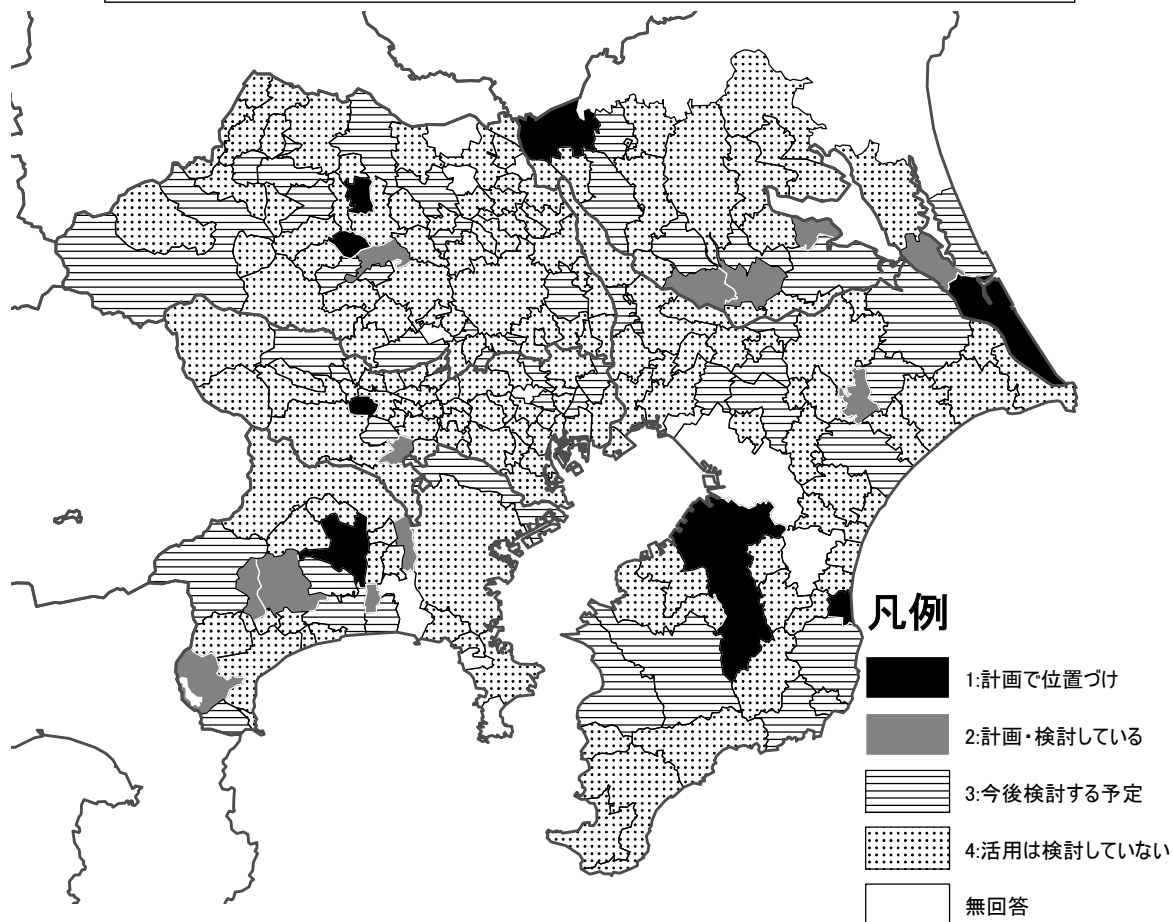
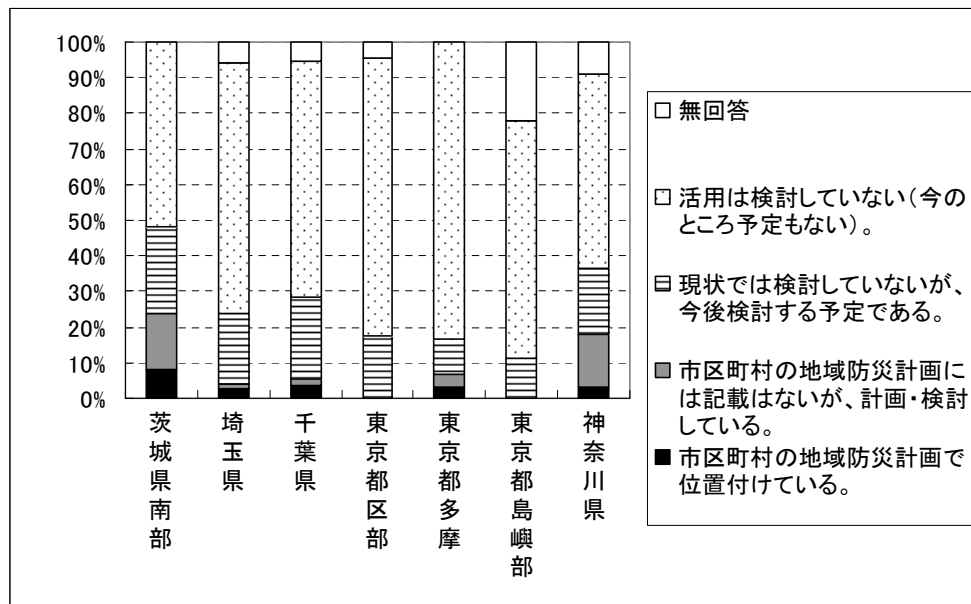


図 9-16 その他施設の活用の地域防災計画への位置付け

■ ホテル・旅館等との協定の締結状況

3. ②ホテル・旅館等との協定

ホテル・旅館等の避難所等としての活用のために、協定を結んだり、調整を行ったりしていますか。各施設について該当するものを1つずつ選び、回答欄に番号をご記入下さい（①で3.あるいは4と回答した施設については「-」とご記入下さい）。また、協定を結んでいる場合には、代表的な協定の内容及びその具体的な仕組み（被災後における避難者収容までの手順等）が分かる資料のコピーを添付して下さい。

	回答欄
ホテル・旅館	
公的宿泊施設	
民間の研修所・保養所	
その他（ゴルフ場等）	

1. 市区町村でホテル・旅館等（や当該組合等）と既に協定を結んでいる。
2. 市区町村でホテル・旅館等（や当該組合等）と今後協定を結ぶ予定。
3. 協定は結んでいないが、ホテル・旅館等と調整を行っている。
4. 活用について話し合ったが不調である（了承が得られなかった）。
5. 活用について検討しているが、まだホテル・旅館等とは話をしていない。

表 9-7 ホテル・旅館等との協定の締結状況*

		市区町村でホテル・旅館等（や当該組合等）と既に協定を結んでいる。	市区町村でホテル・旅館等（や当該組合等）と今後協定を結ぶ予定	協定は結んでいないが、ホテル・旅館等と調整を行っている。	活用について話し合ったが不調である（了承が得られなかった）。	活用について検討しているが、まだホテル・旅館等とは話をしていない。	無回答	回答対象自治体数
ホテル・旅館	茨城県南部	0	0	0	1	0	0	1
	埼玉県	1	0	1	2	0	0	4
	千葉県	4	0	0	0	0	0	4
	東京都区部	6	0	0	0	0	0	6
	東京都多摩	0	0	0	1	0	0	1
	東京都島嶼部	0	0	0	0	0	0	0
	神奈川県	3	0	1	7	0	0	11
1都4県の合計	14	0	2	11	0	0	27	
公的宿泊施設	茨城県南部	0	0	0	0	1	0	1
	埼玉県	1	1	3	0	0	0	5
	千葉県	1	0	0	0	0	0	1
	東京都区部	0	0	0	0	0	1	1
	東京都多摩	2	0	0	0	1	0	3
	東京都島嶼部	0	0	1	0	0	0	1
	神奈川県	0	1	1	0	3	1	6
1都4県の合計	4	2	5	0	5	2	18	
民間の研修所・保養所	茨城県南部	0	0	0	0	0	1	1
	埼玉県	0	0	1	0	1	0	2
	千葉県	1	0	0	0	0	0	1
	東京都区部	0	0	0	0	0	0	0
	東京都多摩	0	0	0	0	1	0	1
	東京都島嶼部	0	0	0	0	0	0	0
	神奈川県	2	1	1	0	4	1	9
1都4県の合計	3	1	2	0	6	2	14	
その他施設	茨城県南部	1	1	1	0	2	1	6
	埼玉県	0	1	1	0	1	0	3
	千葉県	2	0	0	0	1	0	3
	東京都区部	0	0	0	0	0	0	0
	東京都多摩	0	1	0	0	1	0	2
	東京都島嶼部	0	0	0	0	0	0	0
	神奈川県	1	1	0	0	4	0	6
1都4県の合計	4	4	2	0	9	1	20	

※ホテル・旅館等の活用を地域防災計画で位置付けている、あるいは計画・検討している自治体が回答対象

- ・ 自由回答としては次のような課題等があげられている。

①一般の避難所とホテル・旅館等の環境や避難対象者に関する違い

- ・ 一般の避難所との施設の差が大きく、学校等に避難している避難者の理解が得られるか心配である。
- ・ 避難者の公平性を保つため各ホテル、旅館等への収容は避けています。ホテル、旅館等については、避難者の入浴施設として主に考えていますが、各避難所の老病者及びその看護者の収容等を検討しています。

②災害時要援護者の避難収容

- ・ 現在、帰宅困難者対策として、宿泊客等の一時収容について、旅館組合と協定を結んでいるが、今後、特に災害時要援護者の避難収容について、ホテル、旅館、公的宿泊施設、研修所、保養所の利用について協議することが課題である。
- ・ ホテル等を災害時要援護者用の施設と想定しているが、覚書を結んでいるホテルは要援護者よりも帰宅困難者が使用する可能性が高く、想定どおりの使用ができない可能性が大いにある。

③費用負担

- ・ 協定を締結していないので、発生した費用負担をどうするか調整が必要。
- ・ 避難が長期化した場合の経済的負担
- ・ 災害救助法による費用だけでは対応できない。

④その他

- ・ 協定締結時に先方から、文書で縛られたくないとの申し出があり、宴会会場等のみの記載であるが、震災時に極力協力したいとの申し出があった。具体的なサービスについては未定。

3. 3 屋外避難への支援

(1) 屋外でのテント等の活用

1) 現状での主な課題

- ① テントの調達方法、設置場所が限定的である。
 - ・ 新潟県中越地震では、余震への恐怖や避難所生活の不便さ等の理由により、テント等屋外での生活や車中泊を選択する被災者が多かった。首都直下地震時においてもこのような状況が大規模に発生することが考えられる。一部自治体ではテント等の調達に関する協定を結んでいるところもあるが、テントや自衛隊の天幕等が屋外避難者数に見合う分量だけ調達できない可能性がある。また、テント等の設置可能場所も不足する可能性がある。

2) 市区町村照会結果から把握・確認した事項

4. ④収容人数 現段階での備蓄や調達により利用可能と思われる天幕・テント等の数量から判断される おおよその収容人数を教えてください。		
	データ (人数)	備考
収容可能人数 (市区町村合計値)	(人)	(例) 1 張当たり 12 人収容可能な天幕・テント等を 3,000 張調達する協定を市と業者との間で締結済み

*) 「約〇千人」といった概数の記入でも結構です。

■天幕・テント等の収容人数

・天幕・テント等の活用を地域防災計画で位置付けている、あるいは計画・検討している自治体における収容人数は、1都4県全体で約65,000人(市区町村備蓄・調達28,800人分、千葉県調達550人分、東京都調達36,000人分)であり、東京都区部における避難者収容不足分(避難所を全て活用できた場合;約44万人分の不足)の15%である。

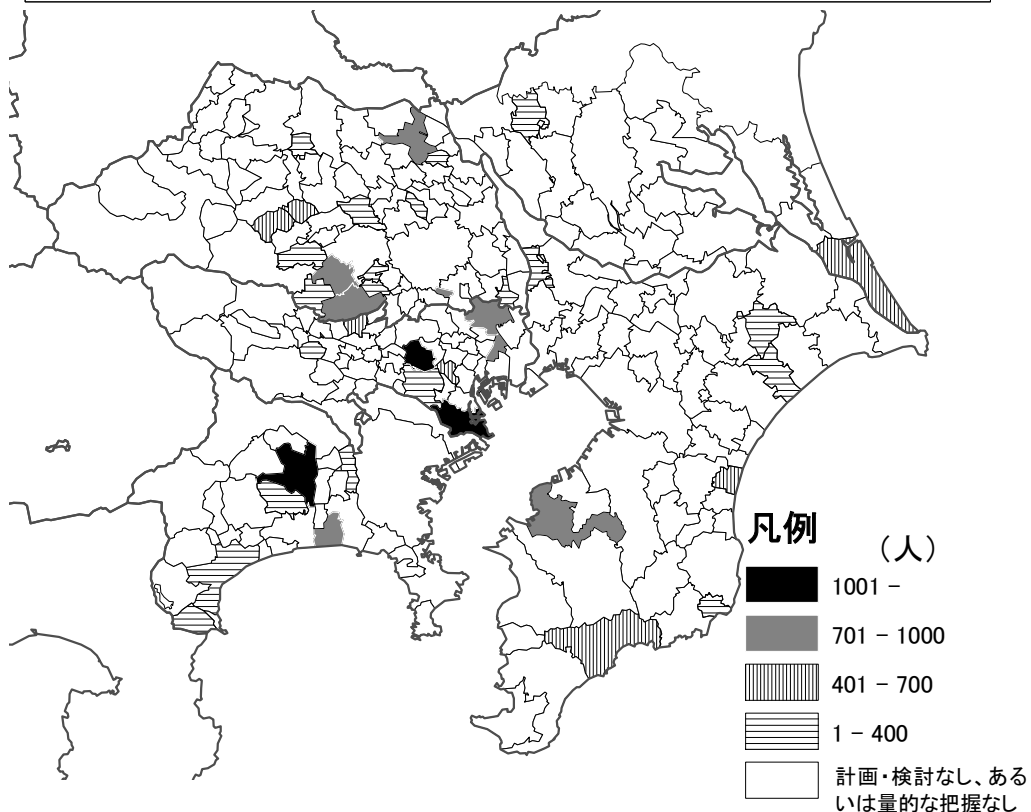
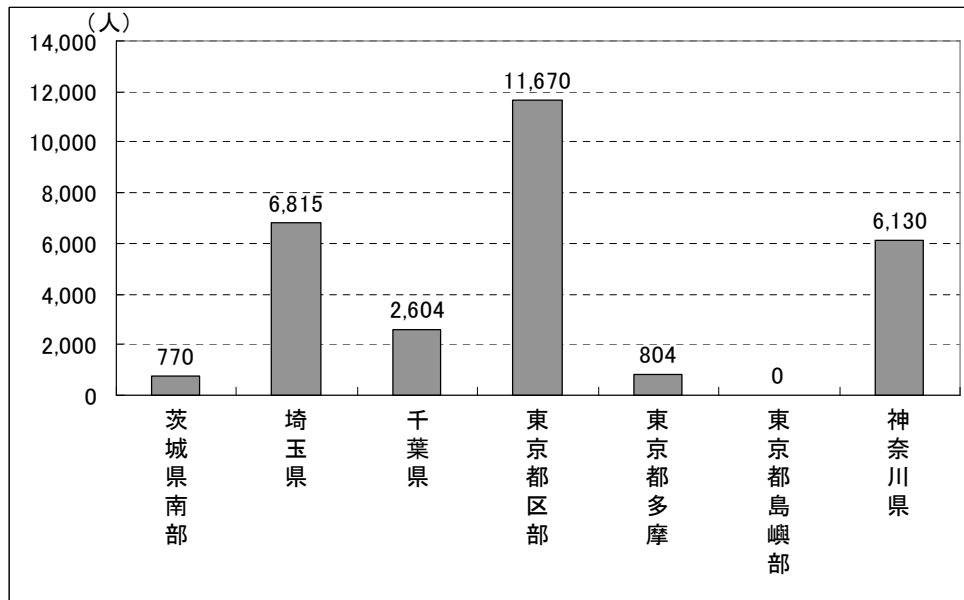


図 9-17 天幕・テント等の活用を計画・検討している自治体における収容人数※
(市区町村による備蓄・調達分)

※天幕・テント等の活用を地域防災計画で位置付けている、あるいは計画・検討している自治体が回答対象

※上図は市区町村による備蓄・調達分の合計であるが、これ以外に都県調達分もある。
(千葉県調達の収容可能人数:550人分、東京都備蓄の収容可能人数は不明[1,021張備蓄]、東京都調達の収容可能人数は約36,000人分)

4. ①計画の有無

野外に設置する天幕・テント等の活用を市区町村として計画していますか。該当するものを1つ選び、回答欄に番号をご記入下さい。

回答欄	
-----	--

1. 市区町村の地域防災計画で位置付けている。
2. 地域防災計画には記載はないが、計画・検討している。
3. 現状では検討していないが、今後検討する予定である。
4. 野外の受入れ施設の活用は検討していない（今のところ予定もない）。

■天幕・テント等の活用の地域防災計画への位置付け

・天幕・テント等の活用を地域防災計画で位置付けている、または計画・検討している自治体は、東京都区部で39%、東京都多摩で30%、埼玉県で29%、神奈川県で24%、その他は2割以下である。

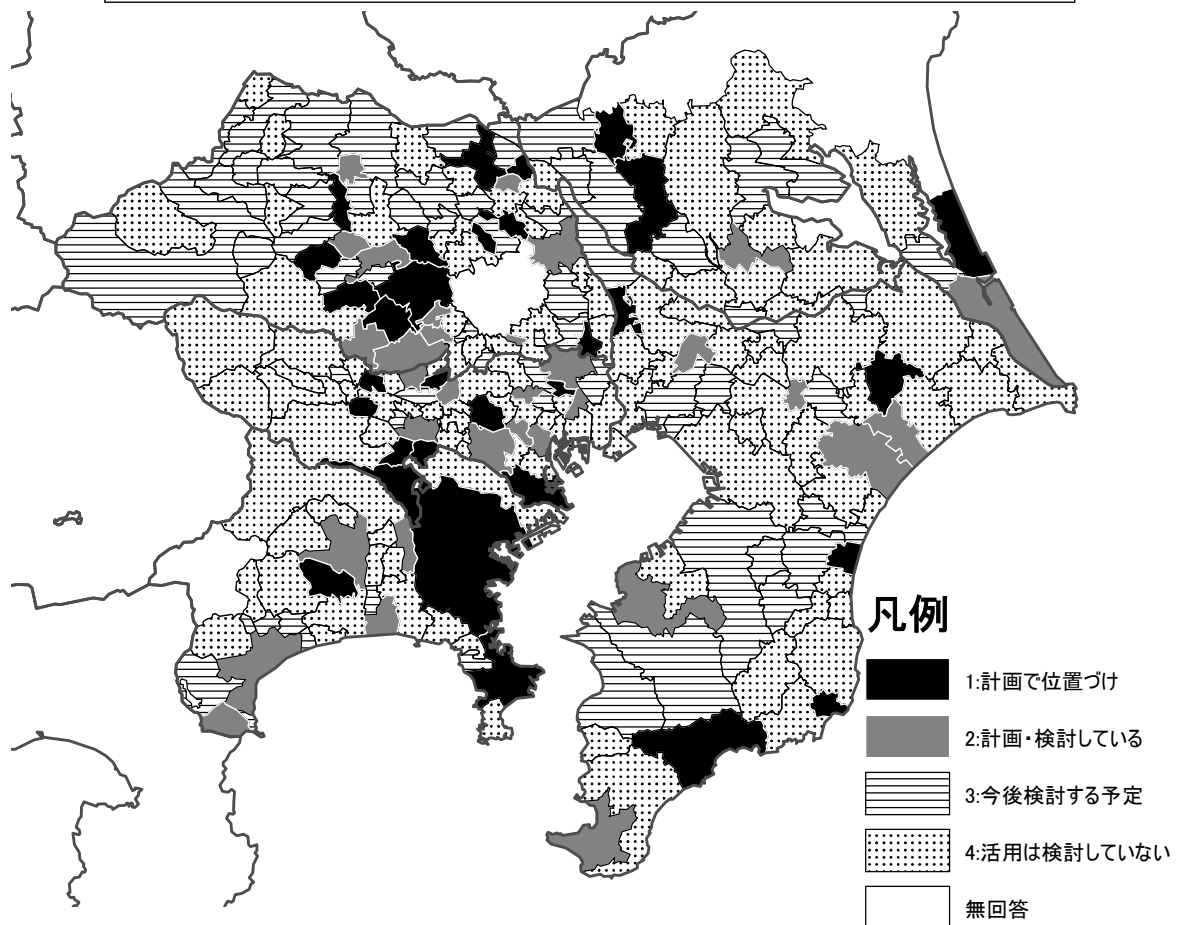
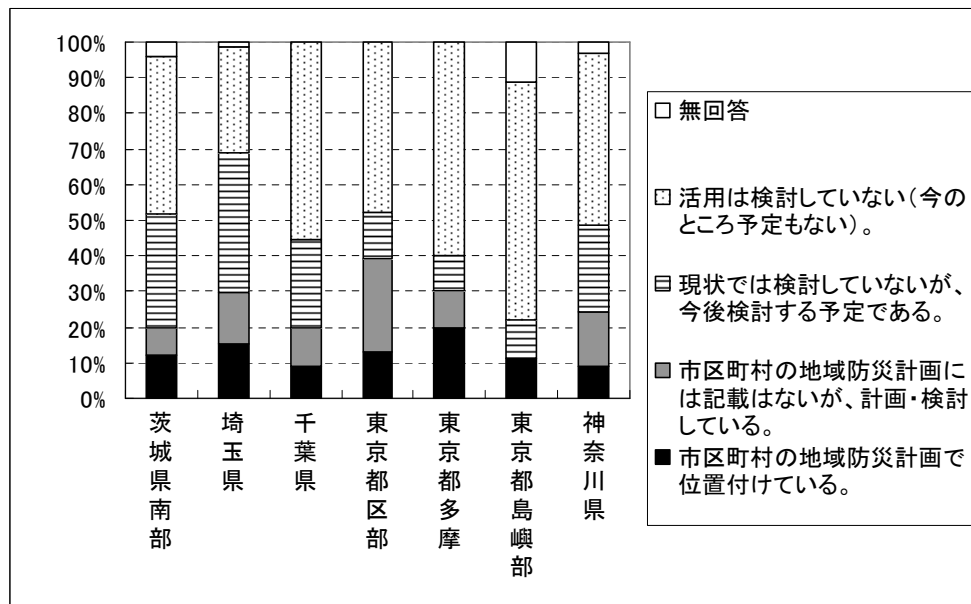


図 9-18 天幕・テント等の活用の地域防災計画への位置付け

- ・ 自由回答としては次のような課題等があげられている。

①雨天時・冬季等における対策

- ・ 三方幕のテントがほとんどであり、冬季の活用は困難である。
- ・ 施設が使用できないときの一時的な措置であり、荒天時等の対応は難しい。
- ・ 冬季においては、防寒対策、また、野外のため防犯対策が必要となる。
- ・ 防寒対策、照明対策など屋外テント避難収容対策を講じていない。
- ・ 風雨・外気温対策
- ・ 避難場所に指定していない都市公園や運動公園等の広いスペースはあるが、避難者がいる場合、雨天等におけるテントの対策が、今後の課題といえます。

②テント等での収容規模

- ・ 都県の被害想定の中で、どの前提条件を採用するか決めていないので、被災者数がはっきりしていない。
- ・ 想定以上の被災時の対応

③避難者の健康管理

- ・ 収容者の健康管理

④屋外避難者の選定方法

- ・ 屋外へ収容する避難者の選定方法など

⑤その他

- ・ 避難者自らが、自分たちの力でテント等を確保することができるよう、総合防災訓練時に、参加者に対してブルーシートを使用したテントの張り方の講習を行った。
- ・ 全住民が避難所に収容できるので、野外の収容施設は考えていない。
- ・ 保有するテントは、屋外生活用のテントではないため、応急的に集められるかは不明。

3. 4 避難所不足地域から他地域への避難者の移動

(1) 近隣地域の避難所の利用

1) 現状での主な課題

- ① 避難後の家財の盗難等が心配で移動しにくい。
 - ・ 家財の盗難、放火等が心配で、自宅の様子が知りたい等の理由から自宅近くの避難先を選択するケースが多いと考えられ、自宅から離れた避難所には避難しない可能性がある。
- ② 避難先の受け入れ体制が具体化されていない。
 - ・ 被災市区町村内の避難所で被災者を受入れることが困難な場合、被災者の他地区（近隣の被害が小さな地域）への移送が計画されているケースがあるが、具体的な調整方法や移送手段の確保などの検討が十分とは言い切れない。
 - ・ 被災していない自治体では、他地区の住民を受け入れるという体制・意識が整っていない可能性もある。

2) 市区町村照会結果から把握・確認した事項

5. ①計画の有無

実際の災害発生時に貴市区町村の避難所が不足する場合に備えて、被害の少ない近隣市区町村への移送を計画していますか。該当するものを1つ選び、回答欄に番号をご記入下さい。

回答欄	
-----	--

- 1. 市区町村の地域防災計画で位置付けている。
- 2. 地域防災計画には記載していないが、検討している。
- 3. 現状では検討していないが、検討する予定である。
- 4. 他市区町村への移送は検討していない（今のところ予定もない）。

■ 近隣他地域の避難所利用の地域防災計画への位置付け

- ・ 近隣他地域の避難所利用を地域防災計画で位置付けている、または検討している自治体は、東京都区部で 57%、東京都多摩で 47%、埼玉県で 35%、神奈川県で 24%、その他で 2 割以下である。
- ・ 例えば、東京都では、近隣他地域の避難所利用を都が地域防災計画で位置付けているが、区部の約半数が地域防災計画で位置付けていない。

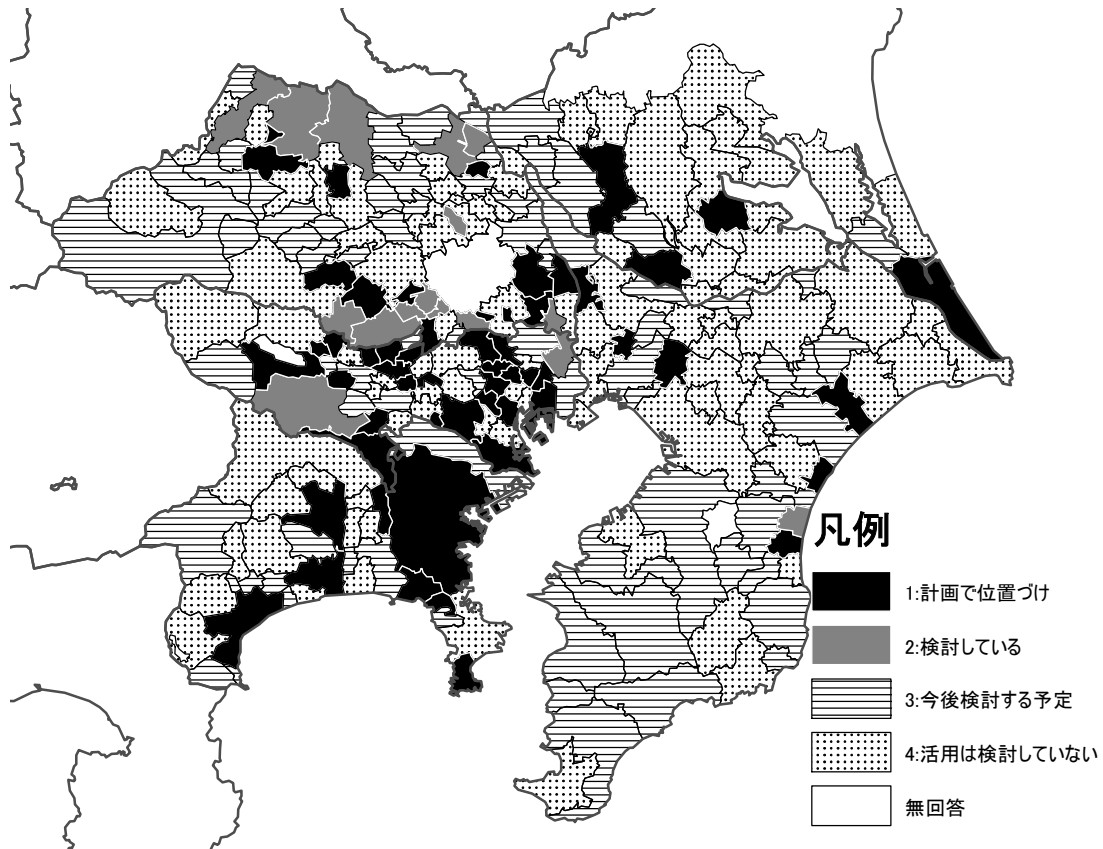
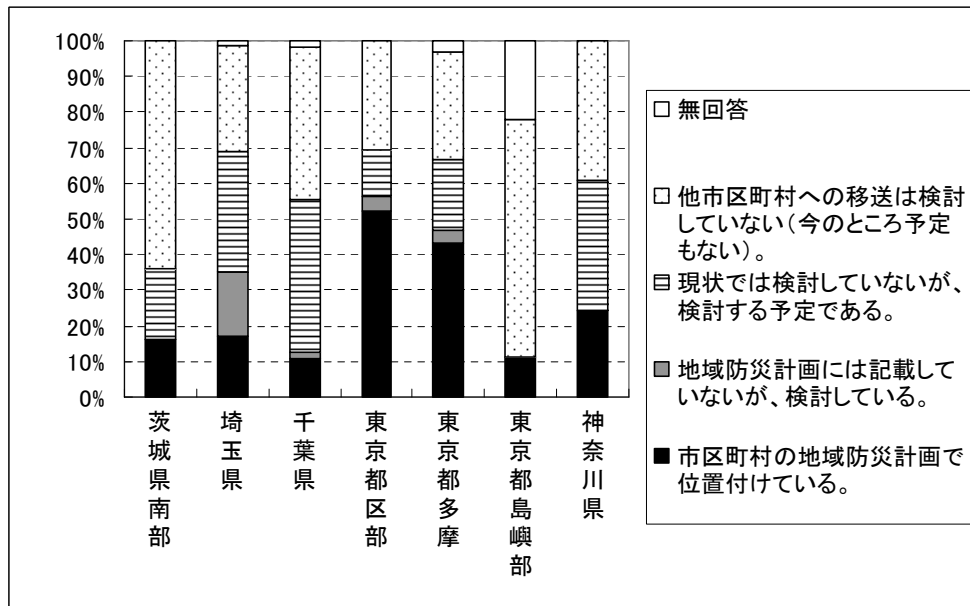


図 9-19 近隣他地域の避難所利用の地域防災計画への位置付け

■避難者移送に関する課題

5. ②避難者移送に関する課題

近隣市区町村への避難者移送にあたり、心配ごとや現状での課題等がありますか。該当するものを全て選び、回答欄に○を付けて下さい。

	回答欄
1. 近隣市区町村との事前調整がされていないため、不安がある。	
2. 移送手段の確保が難しいと予想されるが、事前検討がされていない。	
3. 自宅から遠い避難先は被災者側が選択しない可能性がある。	
4. 移送対象となる避難者の選定が難しく、方針が決まっていない。	
5. その他（具体的に： _____）	

表 9-8 避難者移送に関する課題*

	近隣市区町村との事前調整がされていないため、不安がある。	移送手段の確保が難しいと予想されるが、事前検討がされていない。	自宅から遠い避難先は被災者側が選択しない可能性がある。	移送対象となる避難者の選定が難しく、方針が決まっていない。	その他	回答対象自治体数
茨城県南部	3	4	1	4	0	4
埼玉県	15	15	9	16	1	25
千葉県	5	4	3	4	0	7
東京都区部	5	11	9	9	1	13
東京都多摩	10	12	13	14	0	14
東京都島嶼部	0	1	1	0	0	1
神奈川県	2	4	4	4	0	8
1都4県の合計	40	51	40	51	2	72

※近隣他地域への避難所の利用（被害の少ない近隣市区町村への避難者移送）を地域防災計画で位置付けている、あるいは計画・検討している自治体が回答対象

表 9-9 避難者移送に関する課題「その他」の具体内容

- ・ 災害時相互協力及び相互支援に関する協定を結んでいるが今後より連携を強める努力が必要と思われる。
- ・ 孤独死等を防ぐため地域一体となった避難

4. 応急住宅需要の低減

4. 1 応急修理等による従前住宅への復帰

(1) 現状での課題

- ① 経済的負担が大きいことによる応急修理の遅れ
 - ・ 応急修理を実施しようとするすると経済的負担が伴うため、自らの資力では応急修理ができない者が発生する。
- ② 業者確保が困難で、修理着手までに時間がかかる可能性がある。
 - ・ 応急修理は、事前に自治体によって指定された業者が実施するため、需要が大きい場合には応急修理の業者確保が間に合わずに、応急修理が遅れる可能性がある。
 - ・ 業者の確保においては不良・不適格業者が混入するおそれもある。
- ③ 公費解体が先行すれば、応急修理による従前住宅への復帰が進まない可能性がある。
 - ・ 阪神・淡路大震災では、公費解体が先行したため、応急修理制度はあまり活用されなかった。震災時には、応急修理による個々の住宅復興及び応急仮設住宅需要の低減と、解体とのバランスが問題となるが、公費解体が先行すれば応急修理による従前住宅への復帰が進まない可能性がある。
- ④ 室内環境の悪化による従前住宅での継続居住困難
 - ・ 新潟県中越地震では、自宅はそれほど壊れてはいないが、屋内収容物の散乱、ガラスの飛散等を理由に避難所に避難した人も多かった。室内環境が地震により悪化すれば、特に高齢者世帯を中心に従前住宅での居住継続が難しくなる可能性がある。

(2) 市区町村照会結果から把握・確認した事項

9. ②応急修理の取組み

応急仮設住宅の過大な需要を避けるためにも、被害の軽微な住まいにおいては応急修理を実施して住み続けてもらうことが必要です。この応急修理についてどのような取組みを計画していますか。該当するものを全て選び、回答欄に○を付けて下さい。

	回答欄
1. 被害想定等を参考にどれくらいの応急修理需要があるかをあらかじめ想定している。	
2. 応急修理に係るマニュアル等を作成している。	
3. 住民に対して応急修理制度を積極的に活用してもらうよう、普及啓発のための資料などを作成して準備している。	
4. 地元の工務店などに応急修理のための人材確保を働きかけている。	
5. 応急修理のために木材などの資材を備蓄・準備している。	
6. その他 ()	

■ 応急修理の需要量想定の実施状況

・ 応急修理の対象となる需要量を把握している市区町村の割合は数%程度である。

※（参考） 応急修理の需要量は、半壊棟数の 1/2 相当と仮定すれば、1 都 4 県で約 33 万棟

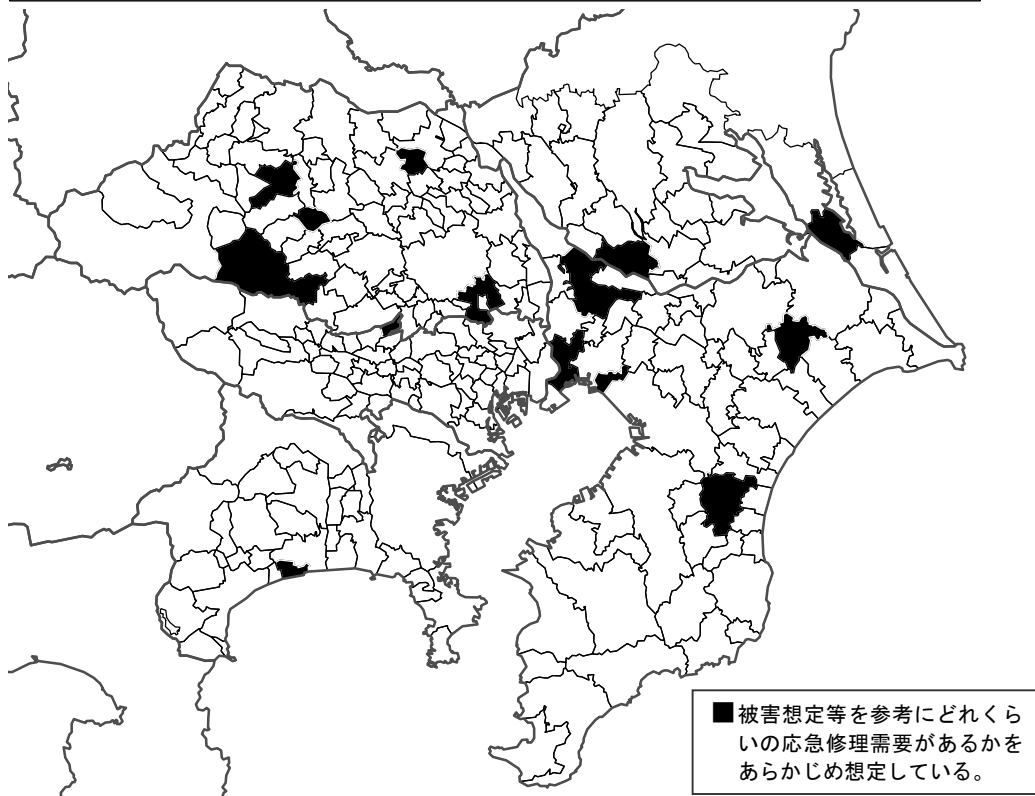
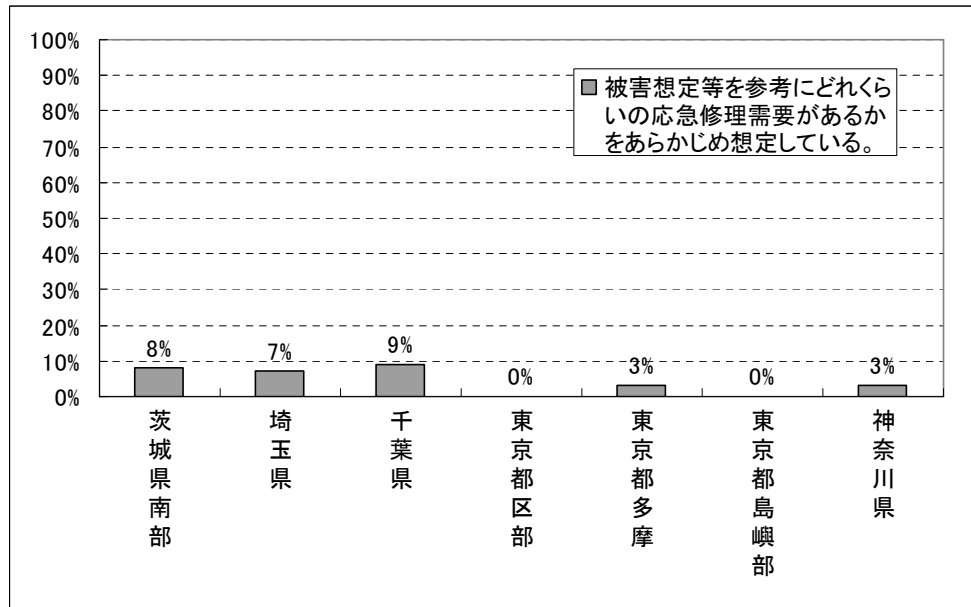


図 9-20 応急修理に関する取組み状況
～ 応急修理の需要量の想定～

■ 応急修理に係るマニュアル等の作成状況

・ 応急修理に係るマニュアル等を作成している市区町村の割合は、東京都区部で22%、神奈川県で15%、その他で1割以下である。

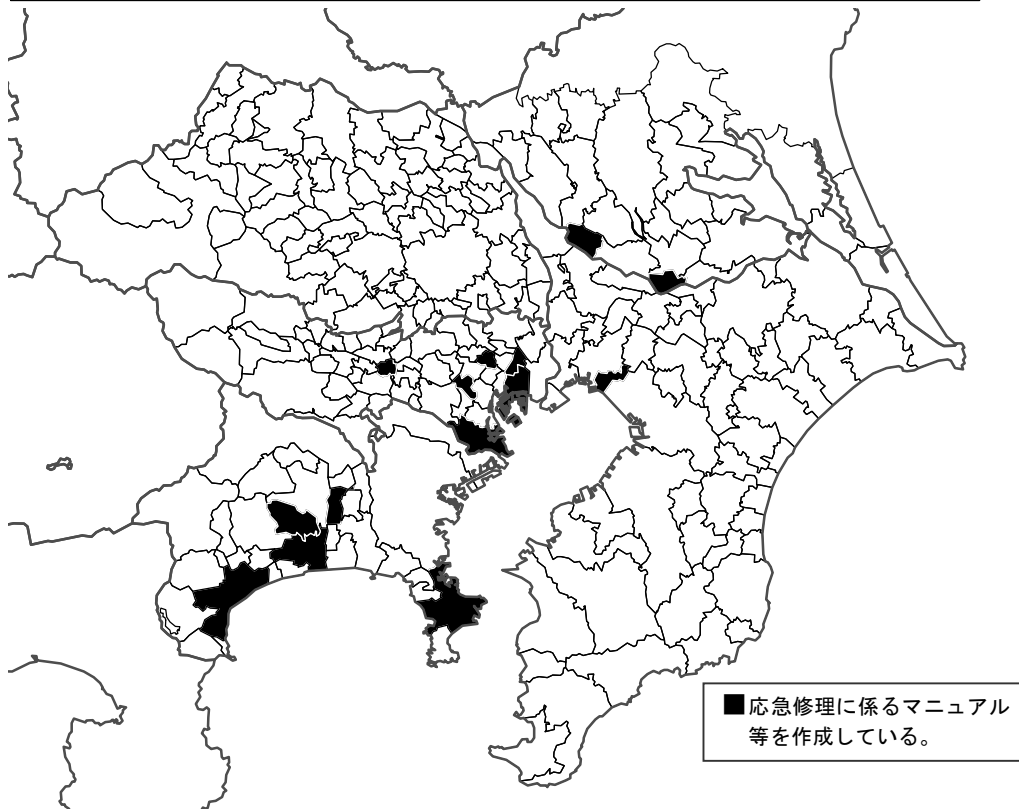
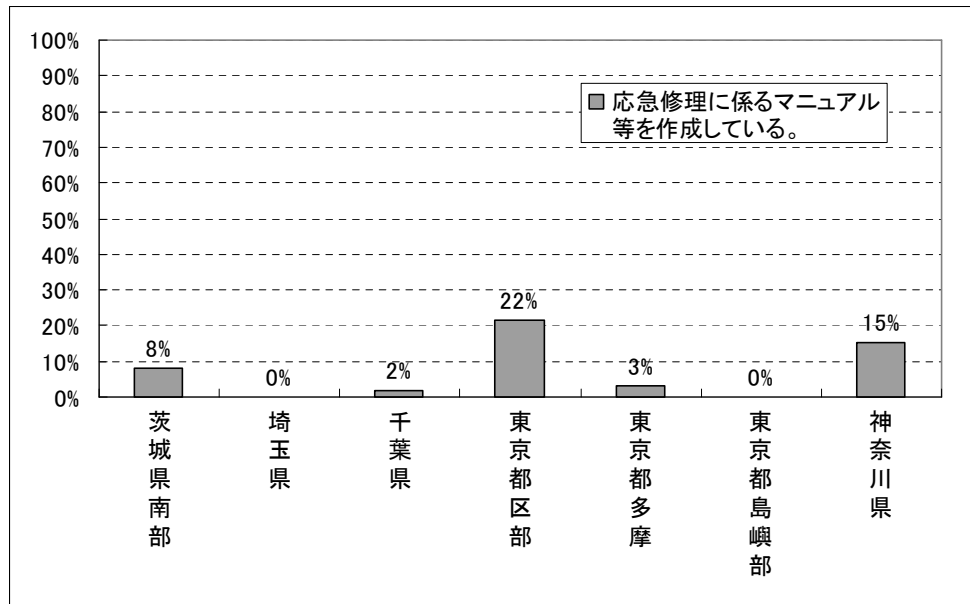


図 9-21 応急修理に関する取組み状況
～ 応急修理に係るマニュアル等の作成～

■ 応急修理制度に関する住民への普及啓発資料の作成・準備

・ 応急修理制度に関する住民への普及啓発資料を作成・準備している市区町村の割合は、数%以下である。

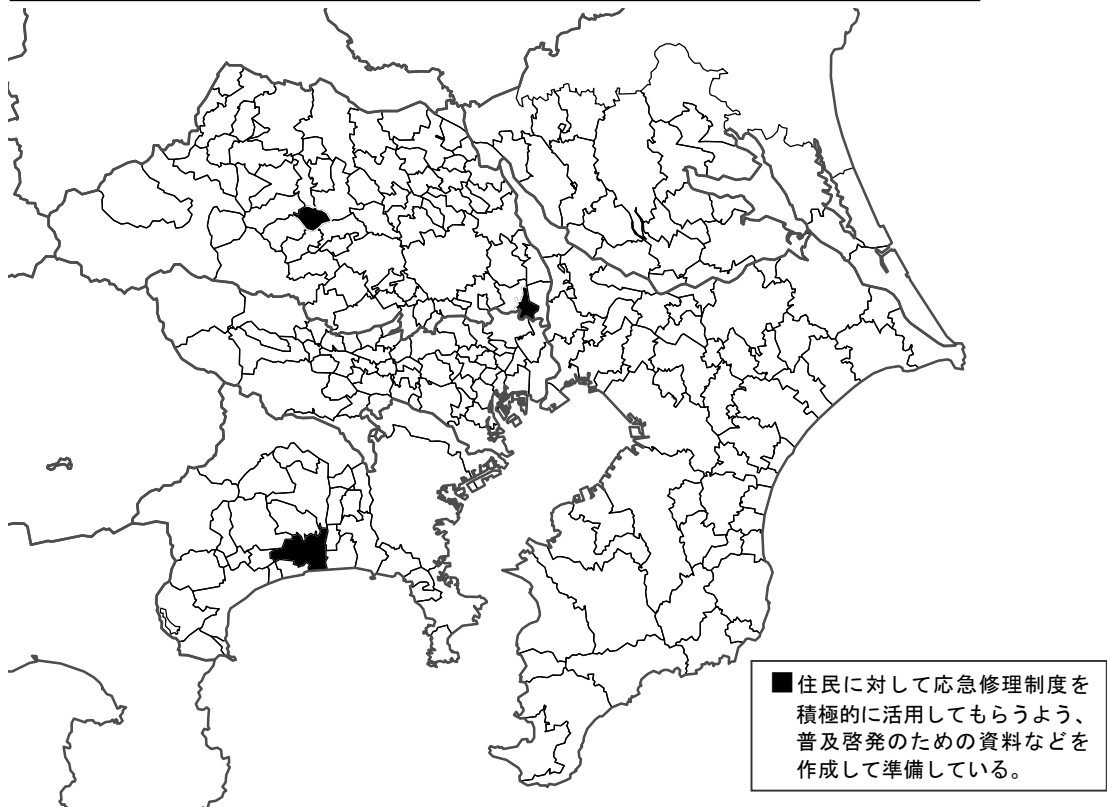
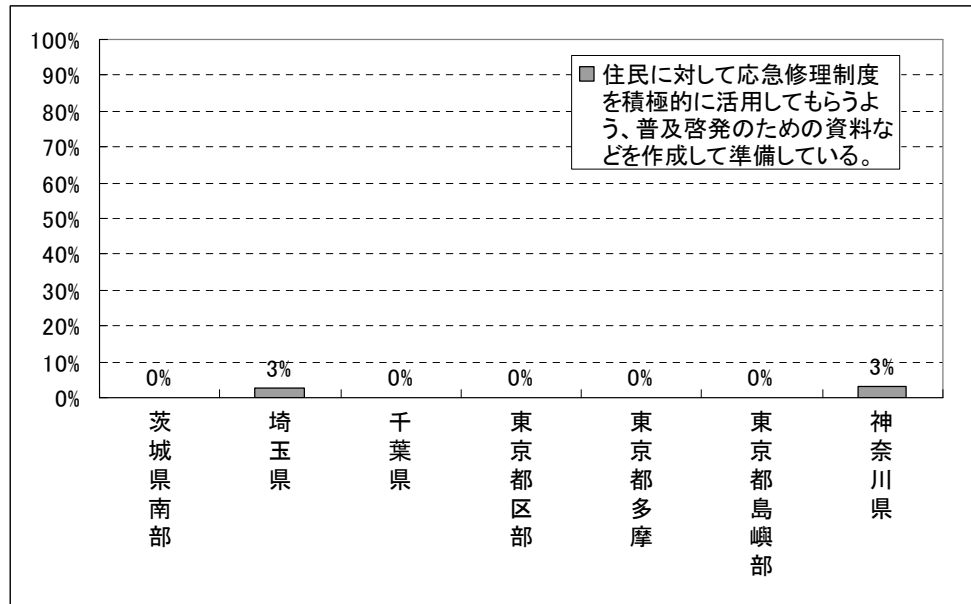


図 9-22 応急修理に関する取組み状況
～ 応急修理制度に関する住民への普及啓発資料の作成・準備～

■ 応急修理のための人材確保の働きかけ

・地元の工務店などに応急修理のための人材確保を働きかけている市区町村の割合は、神奈川県で12%、茨城県南部で8%であり、その他では数%以下である。

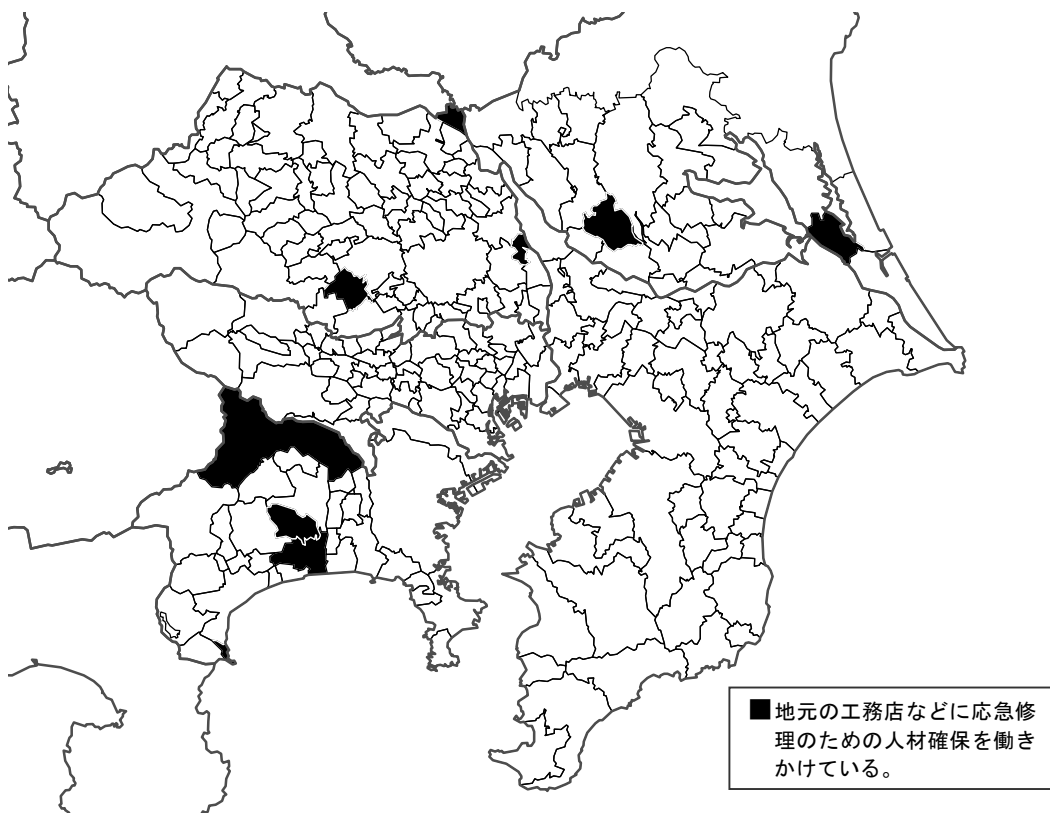
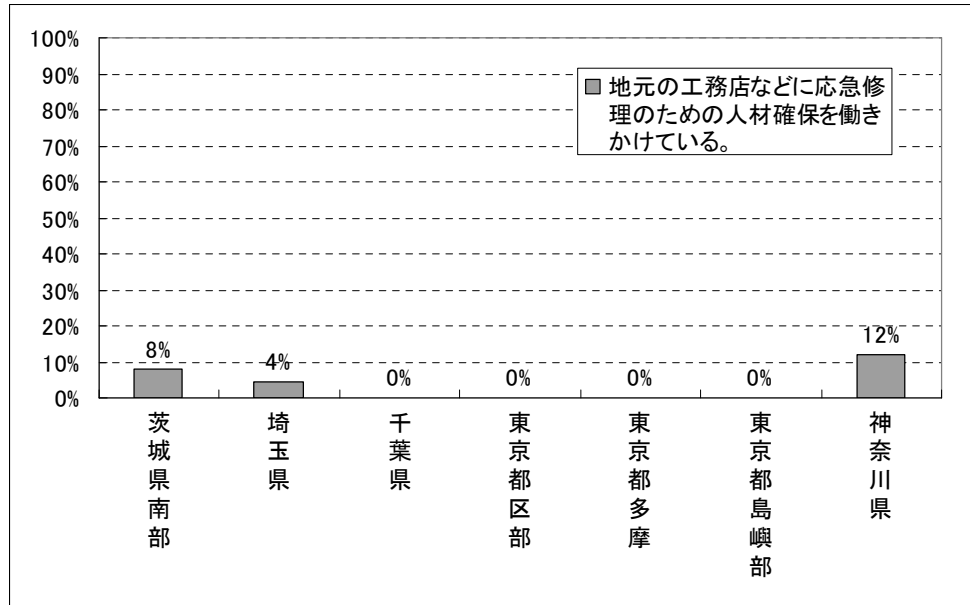


図 9-23 応急修理に関する取組み状況
～応急修理のための人材確保の働きかけ～

4. 2 応急住宅の早期供給

(1) 公的な空き家・空き室の活用（公営住宅等）

1) 現状での主な課題

- ① 地域による供給量の過不足の発生
 - ・ 統計調査によれば1都3県における公的住宅の空き家戸数は約19万戸と推定されるが、従前住宅の地域やその近隣地域で公営住宅等を確保できるかどうか懸念される。
 - ・ 市区町村間あるいは都県間のミスマッチングが発生する可能性がある（災害時に実際に使える公営住宅等の空き家・空き室が不足し、広域的な調整が必要となる）。
 - ・ 被災により利用できない住宅もあり、さらに供給量が減少する可能性がある。
 - ・ 首都圏の住民は地方出身者も多いことから、全国規模での既存ストックを活用した被災者の受入体制の構築が課題である。

2) 市区町村照会結果から把握・確認した事項

7. ②提供戸数

公営住宅等の空き状況や耐震性等を勘案し、実際の災害発生時における現段階でのおおよその提供可能戸数を教えて下さい。（なお、都県営住宅や都市機構住宅については別途把握することとします。）

住宅の種類	戸数	備考
市区町村営住宅 または (市区町村の) 住宅供給公社住宅	(市区町村合計値) (戸)	
その他 ()	(市区町村合計値) (戸)	

*) 「約〇百戸」といった概数の記入でも結構です。

■ 公的な空き家・空き室の提供戸数

・公的な空き家・空き室の活用を地域防災計画で位置付けている、あるいは計画・検討している自治体における提供可能戸数は、1都4県全体で約2,000戸(市区町村営住宅等約1,100戸、県営住宅(埼玉県135戸、千葉県620戸、神奈川県200戸))である。

※(参考) 中央防災会議による東京湾北部地震(M7.3、冬18時発災、風速15m/sのケース)における応急住宅需要は1都3県合計で約162万世帯(=(風速15m/sの場合の建物被災が要因の都県別避難者数÷都県別の平均世帯人数)の1都3県合計)と想定される。

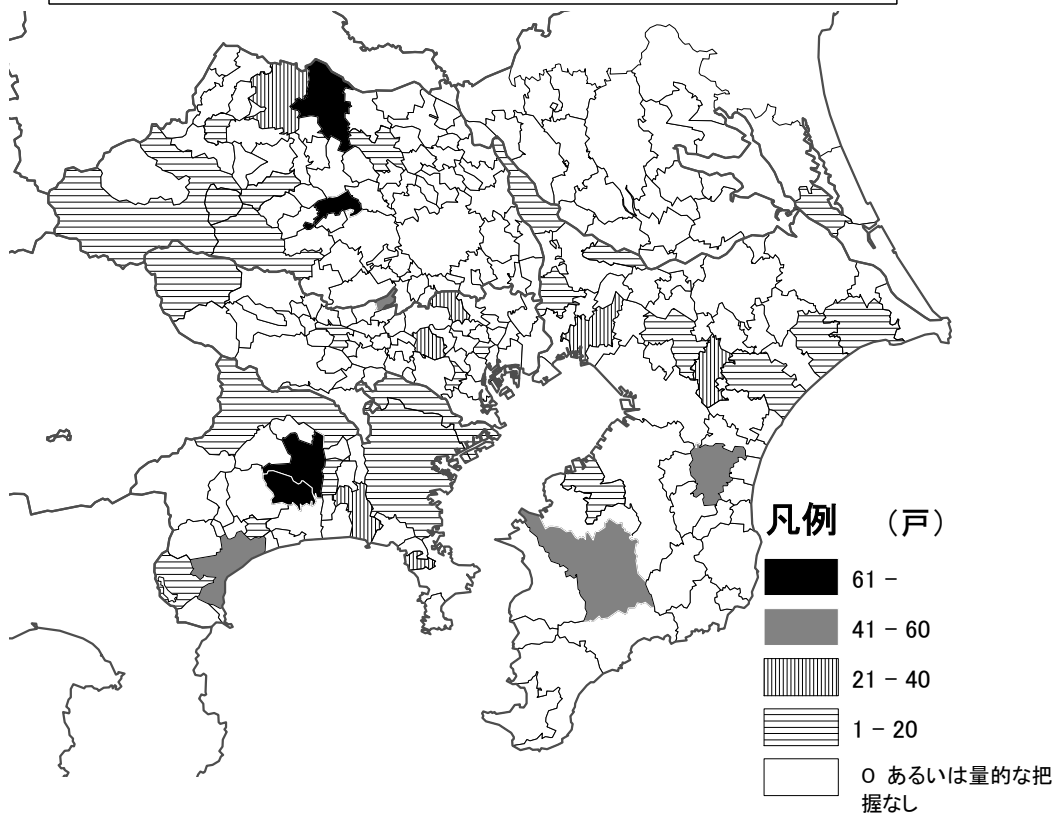
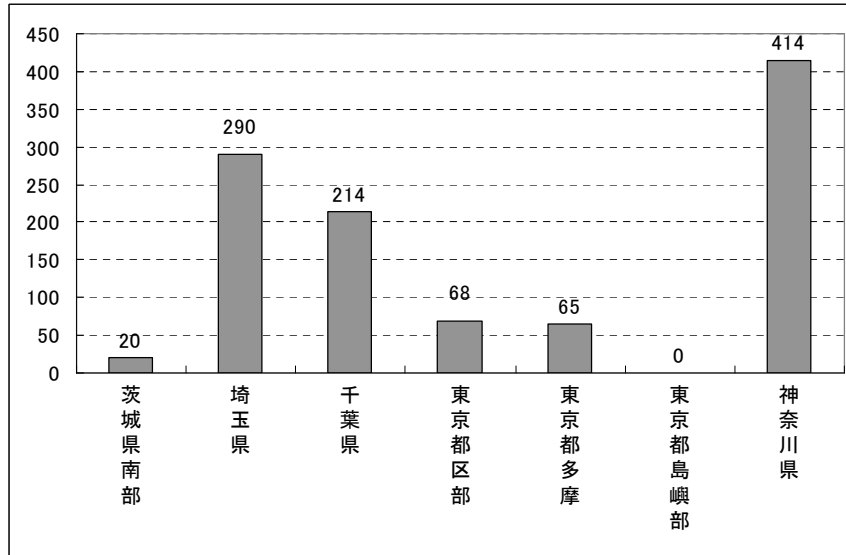


図 9-24 公的な空き家・空き室の提供可能戸数※
(市区町村営住宅、住宅供給公社住宅及びその他)

※公的な空き家・空き室の活用を地域防災計画で位置付けている、あるいは計画・検討している自治体以外にも、今後検討予定あるいは現段階では検討していない自治体も回答対象としている。

※上図は市区町村確保分の合計であるが、これ以外に都県確保分もある。

(都県営住宅または都県の住宅供給公社住宅の提供戸数は、埼玉県で135戸、千葉県で620戸、東京都は0戸[待機者が多いため空き家・空き室はない]、神奈川県は200戸[阪神・淡路大震災の予定戸数と同じ])

7. ①計画の有無

発災時に被災を免れた公的な空き室を応急住宅として活用することについて、計画していますか。該当するものを1つ選び、回答欄に番号をご記入下さい。

回答欄	
-----	--

1. 市区町村の地域防災計画で位置付けている。
2. 市区町村の地域防災計画には記載していないが、計画・検討している。
3. 現状では検討していないが、今後検討する予定である。
4. 公的住宅の空き室の活用は検討していない（今のところ予定もない）。

■ 公的な空き家・空き室利用の地域防災計画への位置付け

・ 公的な空き家・空き室の活用を地域防災計画で位置付けている、または計画・検討している自治体は、東京都区部で57%、神奈川県で52%、東京都多摩で50%であり、その他では3割以下である。

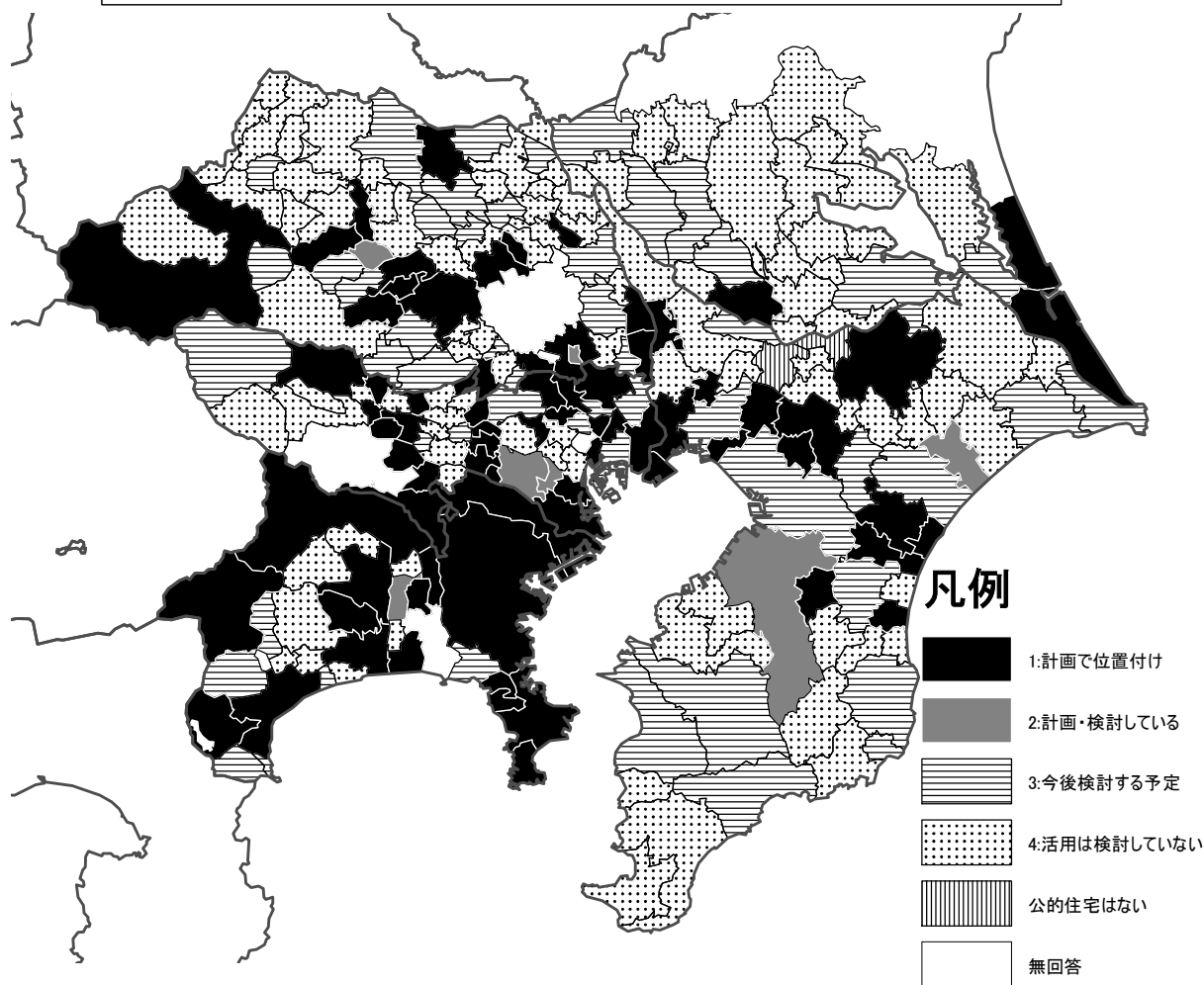
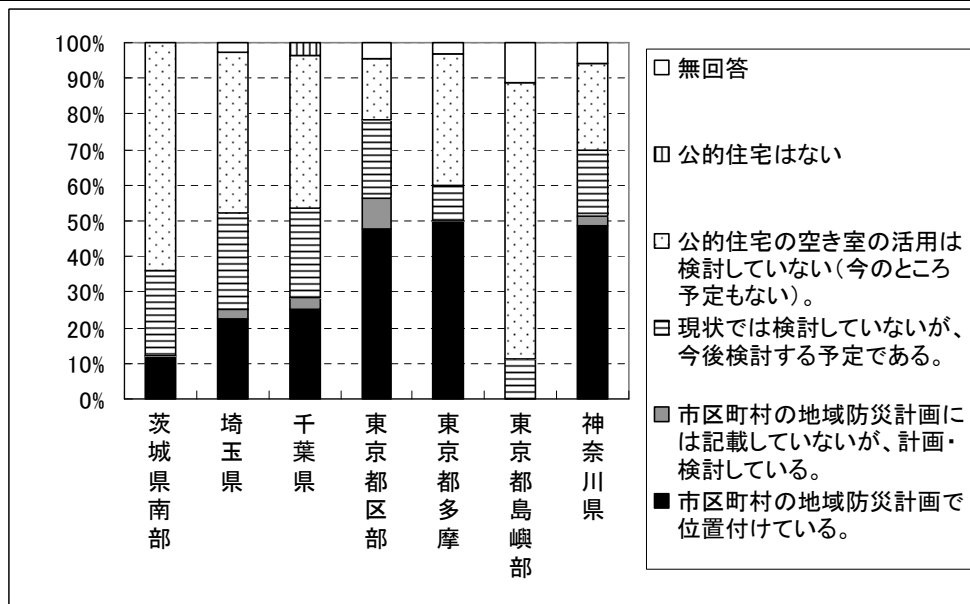


図 9-25 公的な空き家・空き室利用の地域防災計画への位置付け

- ・自由回答としては次のような課題等があげられている。

①公的住宅の空き家・空き室が少ない

- ・区営住宅、区民住宅で、震災発生時、入居可能な空き家があれば、応急住宅として提供できるが、空き家については退去修繕が完了し入居可能となり次第、空き家待ち登録者の上位から順次、入居させているので、提供の見込みがない。区民住宅の長期空き家（入居者募集をしても応募がなく6ヶ月以上、空き家となっている）について提供が可能と考えるが、現在生じていない。
- ・公営住宅については、現状全く空きがない状況のため、今後その他の施設を利用することを検討する必要があると考えております。
- ・公営住宅の仮設住宅としての活用について地域防災計画には位置付けがあるが、実際には住宅に空きが無く、災害発生時に利用できない状況にある。
- ・入居率が100%のため、災害時に一時提供住宅としての利用が不可能である。

②公的住宅の耐震性が低い

- ・市営住宅の約83%が昭和56年以前に建設された建物であるため、大規模地震発生時には使用できない可能性がある。
- ・多くの町営住宅が昭和56年以前建築であり、耐震調査も実施していないため、大規模災害があった場合、空き室があっても使用できるかわからない。
- ・市内にある公営住宅のほとんどが、昭和56年以前の建築であるため、新耐震基準を満たしてはいないと思われる。また、県営住宅の一部は、新耐震基準以降の建設であるが、多くの公営住宅が耐震補強の必要があると思われる。
- ・公的住宅の耐震化がなされていない。
- ・計画上、市営住宅の空き室等の活用について、記載しているが、当市市営住宅については、老朽化、耐震性等の問題があり、災害時での活用は困難
- ・公営住宅の耐震化

③公的住宅の空き家・空き室提供等の仕組みづくり等

- ・災害時に住民から都県営住宅等の空き室への対応を早急に求められることは想像されるので、平時から円滑に対応できる仕組みづくりが求められる。
- ・具体的な運営マニュアルの作成（入居時、入居後）。入居期間。

(2) 民間の空き家・空き室の活用（民間賃貸住宅等）

1) 現状での主な課題

- ① 民間からの提供が進まず、供給量が不足する可能性がある。
 - ・「公的な空き室の活用（公営住宅等）」に同じ
 - ・例えば東京都では、（社）東京都宅地建物取引業協会等との協定を通じて、震災時に民間賃貸住宅を一時提供する制度を設けており、約1万3千（平成18年10月時点）の協力者（宅建業者・家主）が登録を行っている。提供戸数は概ね1万戸を目標としているが、それだけでは応急住宅の供給量が不足する可能性がある。また、発災時にどれだけこの制度が機能するかは未知数である。

2) 市区町村照会結果から把握・確認した事項

8. ①計画の有無

発災時に被災を免れた民間住宅（民間賃貸アパート等）を応急住宅として活用することについて、計画していますか。該当するものを1つ選び、回答欄に番号をご記入下さい。

回答欄

1. 市区町村の地域防災計画で位置付けている。
2. 市区町村の地域防災計画には記載していないが、計画・検討している。
3. 現状では検討していないが、今後検討する予定である。
4. 民間住宅の活用は検討していない（今のところ予定もない）。

■ 民間の空き家・空き室活用の地域防災計画への位置付け

- ・ 民間の空き家・空き室の活用を地域防災計画で位置付けている、または計画・検討している自治体は、東京都区部で 57%、神奈川県で 45%、東京都多摩で 37%、埼玉県で 30%、その他では 1 割以下である。

※宅地建物取引業協会等との協定は一般に都県が行っており、市区町村は都県経由で民間の空き家・空き室の提供を受けることが可能である。ただし、そのことを認識している市区町村は非常に少ない。

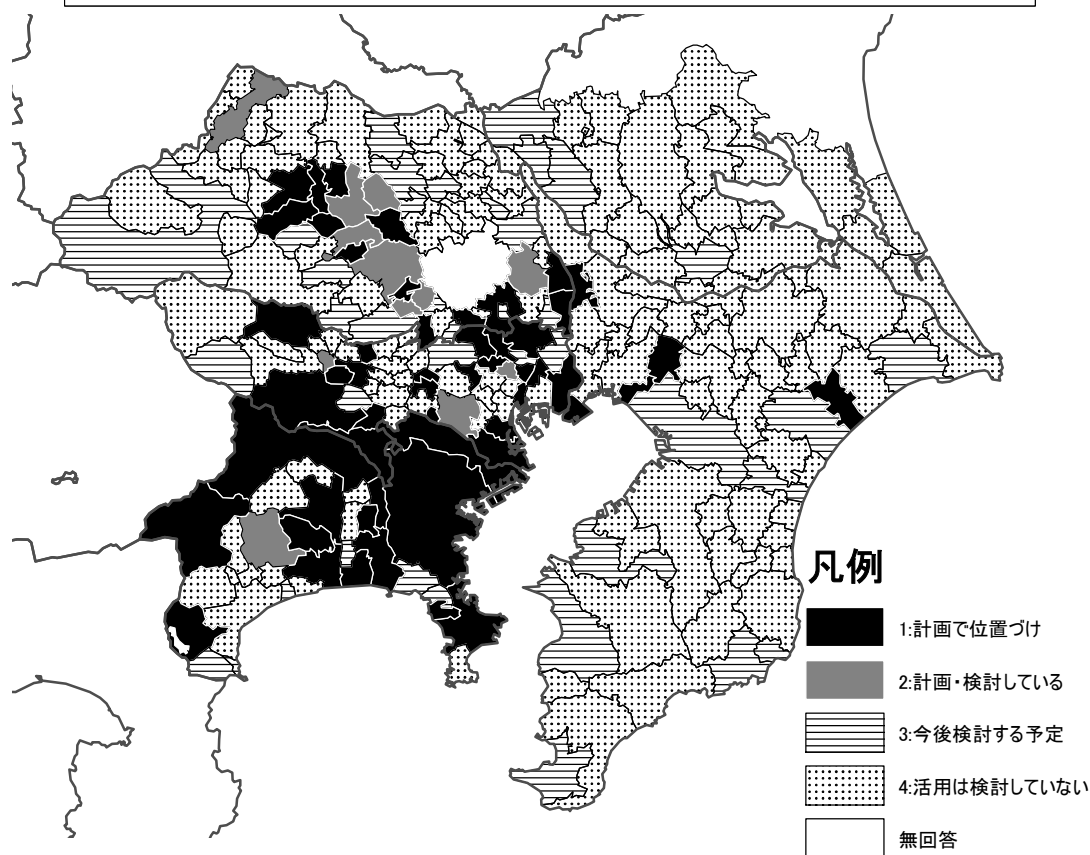
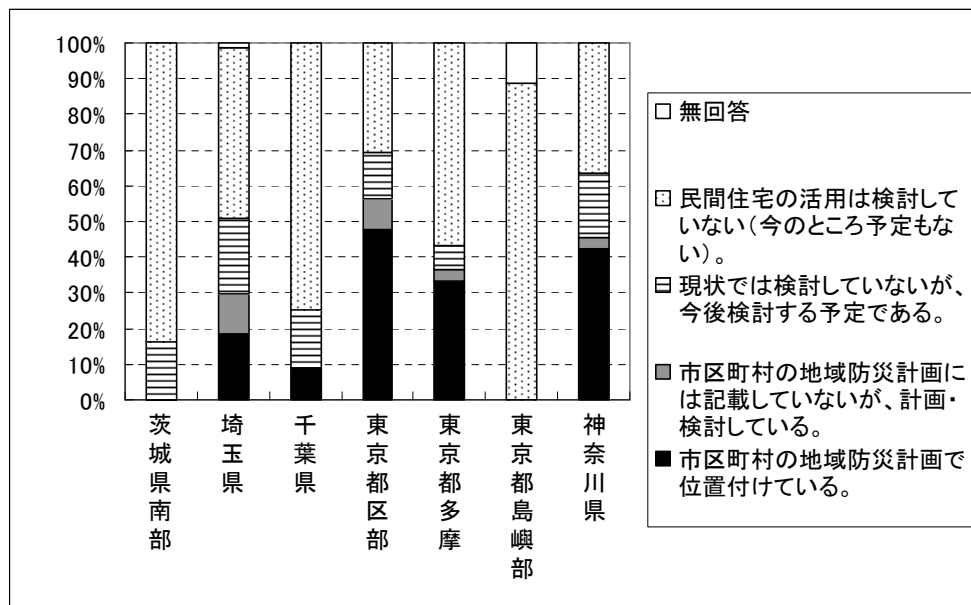


図 9-26 民間の空き家・空き室活用の地域防災計画への位置付け

■ 民間の空き家・空き室活用に関する協定の締結状況

8. ②民間の不動産等業界団体等との協定

民間住宅（民間賃貸アパート等）の応急住宅としての活用のため、不動産業界団体等と協定を結んでいますか。該当するものを全て選び、回答欄に○を付けて下さい。

	回答欄
1. 市区町村で不動産業界団体等と協定を結んでいる。	
2. 都県で不動産業界団体等と協定を結んでいる。	
3. 協定等は結んでいないが、不動産業界団体等と話している。	
4. 特に実施していない。	

表 9-10 民間の空き家・空き室活用に関する協定の締結状況*

	市区町村で不動産業界団体等と協定を結んでいる。	都県で不動産業界団体等と協定を結んでいる。	協定等は結んでいないが、不動産業界団体等と話している。	特に実施していない。	無回答	回答対象自治体数
茨城県南部	0	0	0	0	0	0
埼玉県	14	2	1	6	0	21
千葉県	0	0	0	4	1	5
東京都区部	0	3	0	9	1	13
東京都多摩	0	1	0	10	0	11
東京都島嶼部	0	0	0	0	0	0
神奈川県	0	2	0	12	1	15
1都4県の合計	14	8	1	41	3	65

※民間の空き家・空き室の活用を地域防災計画で位置付けている、または計画・検討している自治体が回答対象

※複数回答であり、また、市区町村も都県も不動産業界団体等と協定を結んでいるケースがあるため、回答数の合計が回答対象自治体数を上回っている場合がある。

- ・ 自由回答としては次のような課題等があげられている。

①民間賃貸住宅の空き状況が把握困難

- ・ 利用可能数が流動的であり、その把握が困難である。

②民間賃貸住宅の計画的な応急住宅利用が困難

- ・ 民間賃貸住宅は、災害発生時点の空き状況による利用のため、市町村が事前に計画戸数として見込むことができない。

③提供できる民間賃貸住宅の選定が困難

- ・ 民間賃貸住宅提供者の考え方もあり選定基準が難しい。

(3) 応急仮設住宅の早期提供

1) 現状での主な課題

- ① 建設用地が不足する可能性がある。
 - ・ 応急仮設住宅の建設可能用地は、災害時には各種災害活動拠点や瓦礫の仮置き場等への利用が考えられ、応急仮設住宅の建設可能用地が需要に見合うだけ確保できないおそれがある。また、建設可能用地を十分に把握していない自治体もある。
- ② 供給量が不足する可能性がある。また、建設に時間を要する。
 - ・ 応急仮設住宅のストック量は限られており、さらに生産ラインの被災や原材料確保の遅れ等により、大量の建設には時間がかかる可能性がある。また、施工関係者（仮設住宅建設、ユニットハウスの組み立て）の確保や国内のみからの資材調達には限界がある。
 - ・ 複数都県に及ぶ応急仮設住宅供給の配分方法について、事前検討がされていない。
- ③ 応急住宅に係る施策別の供給量について、十分な検討がなされていない。
 - ・ 応急住宅の供給については、応急仮設住宅の建設、公的住宅や民間賃貸住宅等の既存ストックの活用、さらには民間や個人の責任にまかせる等、様々な施策がある。しかし、膨大な応急住宅需要に対して、応急住宅に係る施策別の供給量について、十分な検討がなされていない。

2) 市区町村照会結果から把握・確認した事項

6. ① 応急仮設住宅の設置用地

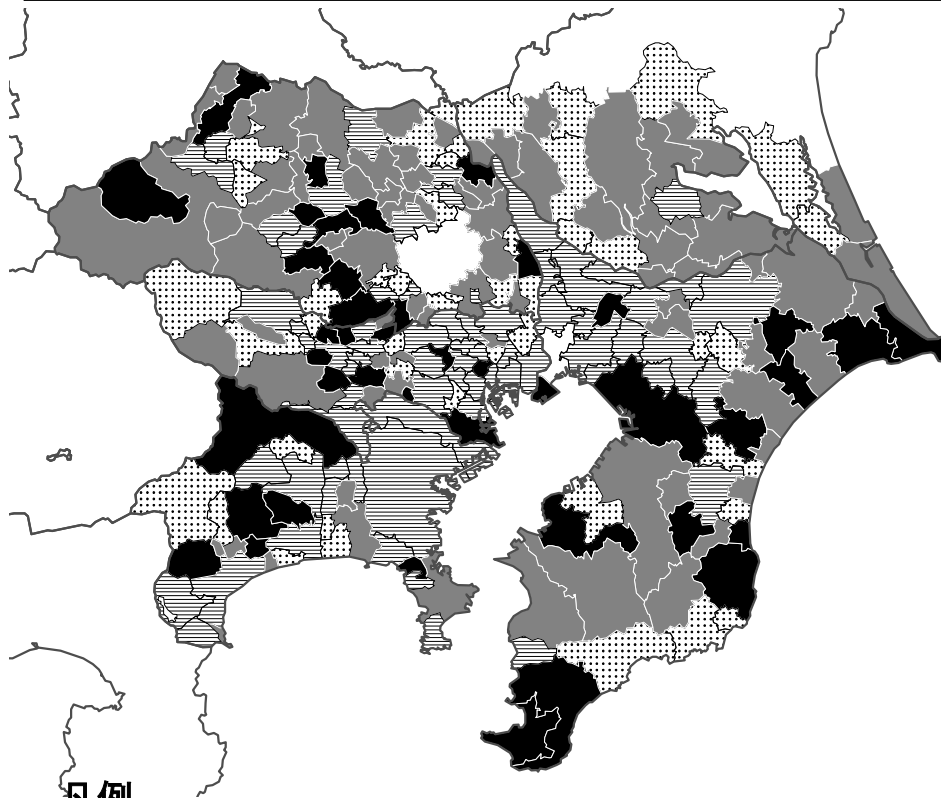
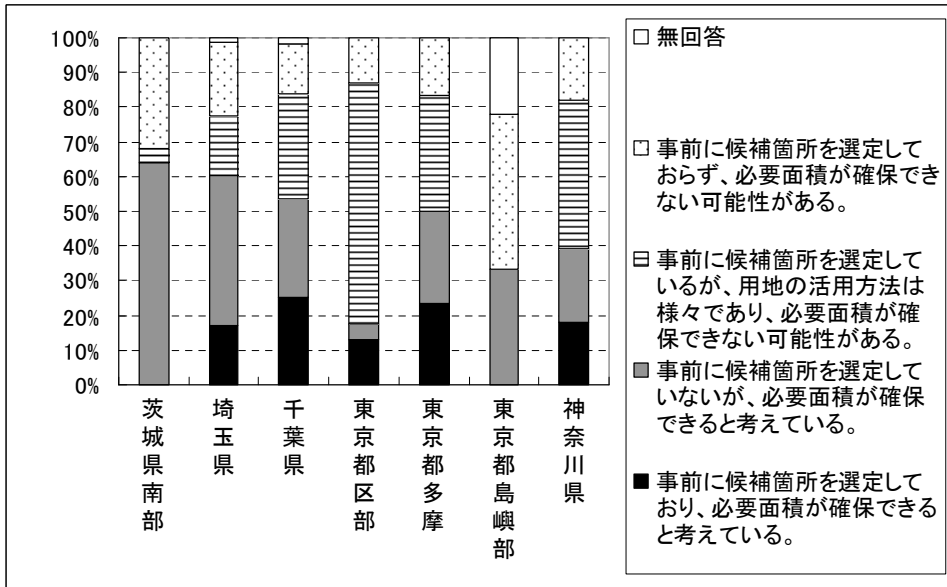
応急仮設住宅を設置する用地は確保されていますか。該当するものを1つ選び、回答欄に番号をご記入下さい。

回答欄	
-----	--

1. 事前に候補箇所を選定しており、必要面積が確保できると考えている。
2. 事前に候補箇所を選定しているが、用地の活用方法は様々であり、必要面積が確保できない可能性がある。
3. 事前に候補箇所を選定していないが、必要面積が確保できると考えている。
4. 事前に候補箇所を選定しておらず、必要面積が確保できない可能性がある。

■ 応急仮設住宅建設用地の確保

・ 事前の候補箇所選定の有無にかかわらず、必要面積が確保できていると考えている自治体は、埼玉県で 61%、千葉県で 54%、東京都多摩で 50%であるが、神奈川県では 39%、東京都区部では 17%である。



凡例

- 事前候補箇所を選定しており、必要面積が確保できていると考える。
- 事前候補箇所を選定していないが、必要面積が確保できていると考える。
- 事前候補箇所を選定しているが、用地の活用方法は様々であり、必要面積が確保できない可能性がある。
- 事前候補箇所を選定しておらず、必要面積が確保できない可能性がある。
- 無回答

図 9-27 応急仮設住宅建設用地の確保可能性

6. ②応急仮設住宅の建設可能用地の箇所数及び面積

なお、応急仮設住宅建設用地に関する個別リスト(箇所ごとの場所名、面積)があれば添付下さい。

	データ	備考
箇所数	(市区町村合計値) (箇所)	
面積	(市区町村合計値) (m^2)	

*) 「約〇 m^2 」といった概数の記入でも結構です。

■ 応急仮設住宅建設可能用地

- ・ 応急仮設住宅の建設可能用地を把握していない自治体も多い。
- ・ 応急仮設住宅の建設可能用地について把握している市区町村においては、1都4県全体で約1,600ヘクタールであり、応急仮設住宅1戸あたり約80㎡(阪神・淡路大震災の実績)と仮定すると、約20万戸に相当する。

※ (参考) 中央防災会議による東京湾北部地震 (M7.3、冬18時発災、風速15m/sのケース) における応急住宅需要は1都3県合計で約162万世帯 (= (風速15m/sの場合の建物被災が要因の都県別避難者数 ÷ 都県別の平均世帯人数) の1都3県合計) と想定される。

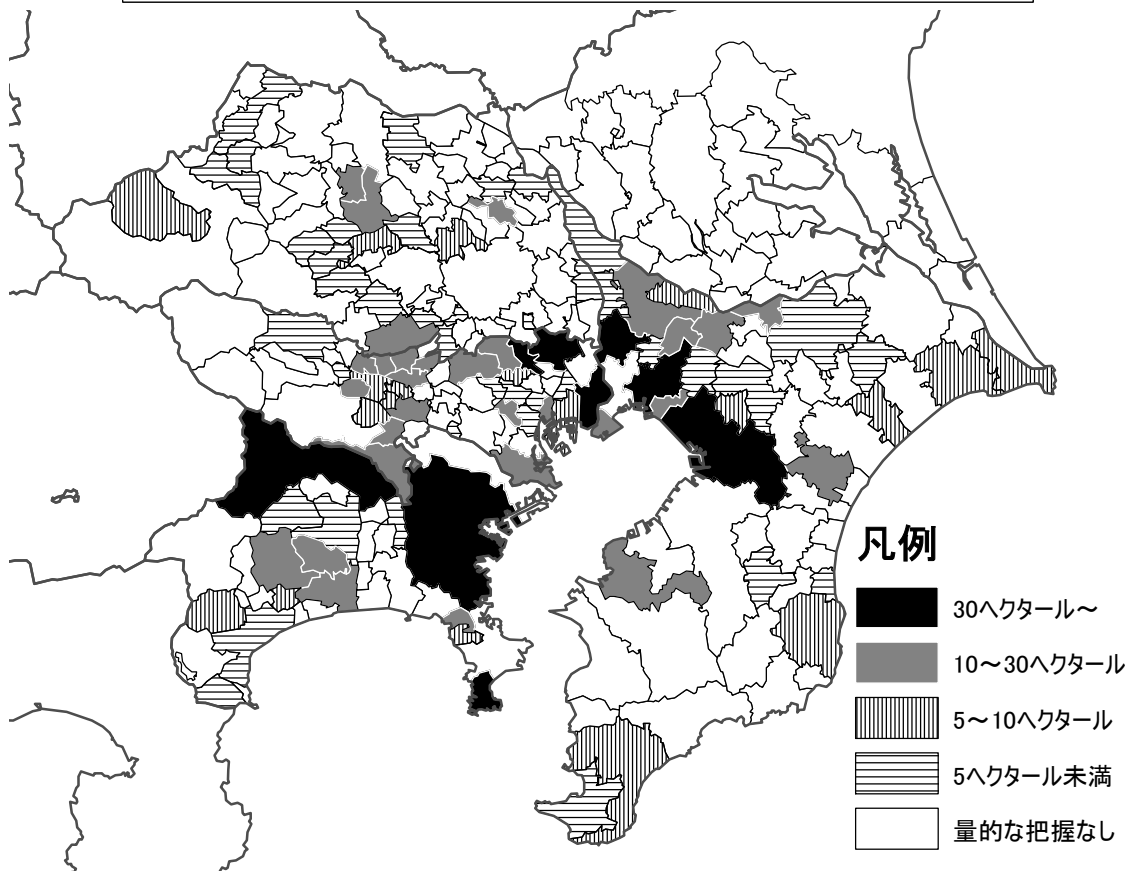
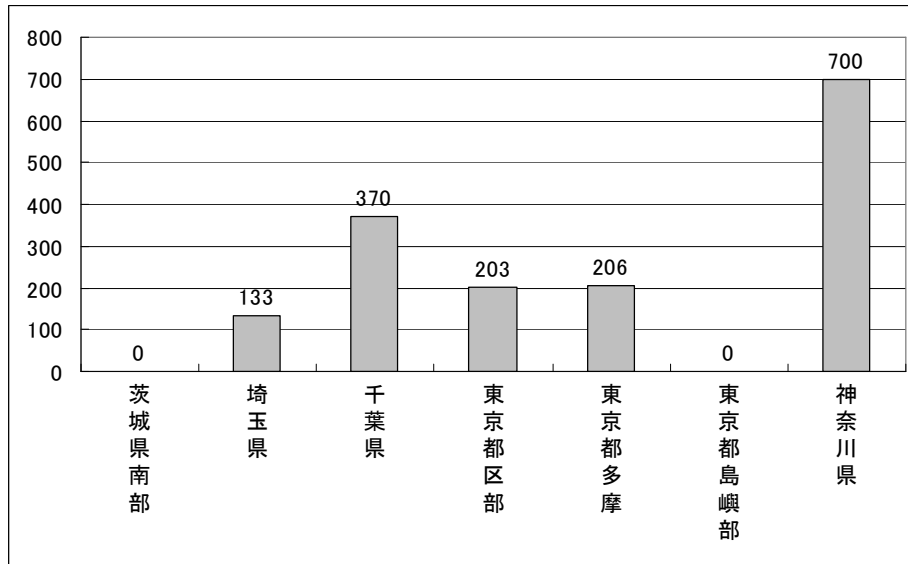


図 9-28 応急仮設住宅建設可能用地の面積 (ヘクタール) ※

※ 事前に応急仮設住宅の建設候補箇所を選定している自治体が回答対象

- ・一方で、これらの建設可能用地は、瓦礫の仮置場や他の用途等で利用する可能性があり、必ずしも応急仮設住宅の建設にのみ使用できるとは限らないことに留意する必要がある。
- ・都県と（社）プレハブ建築協会との間では、応急仮設住宅の建設に関する協定が結ばれており、首都圏が被災した場合に全国から被災地に供給できる応急仮設住宅の量は、1戸当たり29.7㎡（2,3人世帯用の標準面積）換算で、1ヶ月以内に8,800戸、3ヶ月以内に4万4千戸、6ヶ月以内に12万2千戸とされている。

表 9-11 応急仮設住宅供給（建設）能力一覧表

平成 18 年度 平成 18 年 4 月現在
 応急仮設住宅 供給（建設）能力一覧表
 建設要請受諾後の供給（建設）

単位：戸（29.7㎡）

ブロック	タイプ	1か月以内	3か月以内累計	6か月以内累計	ブロック一覧
北海道	組立	2,900	15,800	44,000	北海道
	ユニット	300	2,200	5,200	
	計	3,200	18,000	49,200	
東北	組立	4,900	24,300	84,400	青森県・岩手県・宮城県 秋田県・山形県・福島県
	ユニット	600	3,500	12,000	
	計	5,500	27,800	96,400	
関東	組立	7,600	37,300	105,400	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県 東京都・千葉県・神奈川県 山梨県・長野県・新潟県
	ユニット	1,200	6,700	16,600	
	計	8,800	44,000	122,000	
中部	組立	6,000	27,500	86,400	富山県・石川県・福井県 岐阜県・静岡県・愛知県 三重県
	ユニット	800	4,000	13,000	
	計	6,800	31,500	99,400	
近畿	組立	6,700	31,500	94,200	滋賀県・京都府・大阪府 兵庫県・奈良県・和歌山県
	ユニット	700	3,100	11,000	
	計	7,400	34,600	105,200	
中国	組立	5,300	23,500	78,600	鳥取県・島根県・岡山県 広島県・山口県
	ユニット	700	2,300	7,400	
	計	6,000	25,800	86,000	
四国	組立	5,000	19,900	67,400	徳島県・香川県・愛媛県 高知県
	ユニット	700	2,000	6,200	
	計	5,700	21,900	73,600	
九州	組立	4,400	22,100	71,400	福岡県・佐賀県・長崎県 熊本県・大分県・宮崎県 鹿児島県
	ユニット	800	2,500	6,200	
	計	5,200	24,600	77,600	
沖縄	組立	1,700	10,600	23,000	沖縄県
	ユニット	400	1,600	3,400	
	計	2,100	12,200	26,400	

- 注1) 災害が発生した場合、全国からその被災地（ブロック）に対し、どのくらい供給（建設）できるかを示したものである。
 注2) この一覧表は、災害が発生した場合、全国からその被災地（ブロック）に対し、どのくらい供給（建設）できるかを調べたものである。
 注3) この一覧表に示す供給戸数は、一般地向・標準仕様（当協会仕様）により供給できる戸数である。
 注4) 寒冷地型・多雪型など特別な仕様を必要とする地域については、別途供給戸数の検討を必要とする。

注) 上表の供給（建設）能力戸数には、常時平均在庫数を含む。

（「平成 18 年度災害対策業務関連資料集」（社）プレハブ建築協会）より）

6. ③ 応急仮設住宅の設置場所

応急仮設住宅はどのような場所に設置する予定ですか。該当するものを**全て**選び、回答欄に○を付けて下さい。

	回答欄
1. 避難所に指定されている施設の空きスペース (学校の運動場等)	
2. (広域)避難場所に指定されている空きスペース	
3. 避難所や (広域) 避難場所に指定されていない公共の空きスペース (運動公園等)	
4. 住民等所有の土地 (農地等)	
5. その他 (具体的に：)	

■ 応急仮設住宅の設置場所

・ 応急仮設住宅の設置場所としては、全体的には、避難所や広域避難場所に指定されていない公共の空きスペース（運動公園等）を考えている自治体が多く、次いで広域避難場所に指定されている空きスペースが多い。

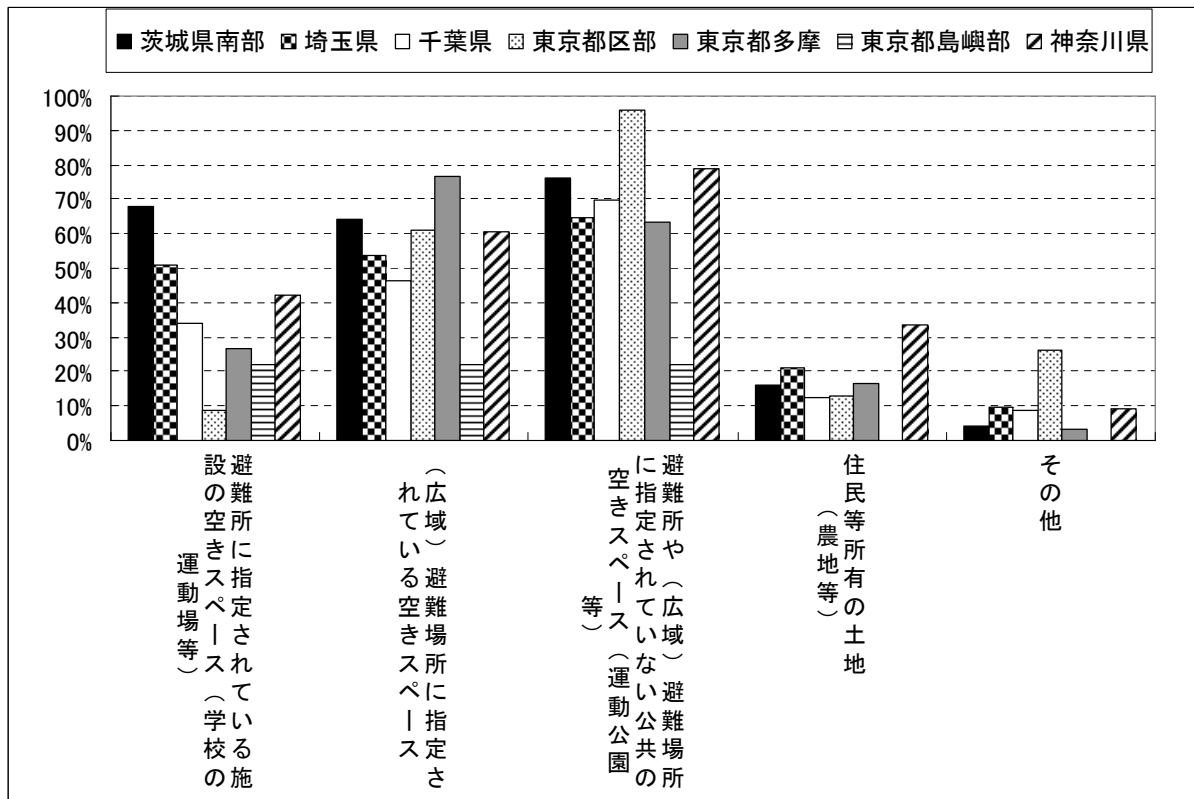


図 9-29 応急仮設住宅の設置場所

- ・ 自由回答としては次のような課題等があげられている。

①建設可能用地が限定的

- ・ 応急仮設住宅建設用地として、広域避難場所、公園等を候補地としているが、区内には広いオープンスペースが少ないため、必要面積の確保が困難な状況である。
- ・ 長期設置となることから民地や学校用地に設置することは困難であり、市有地であるグラウンドは広さに限りがあると共にライフラインの整備が困難である。現在、予定地を決めていないため、今後予定地を定め対応策を講じることが課題である。
- ・ 小中学校のグラウンドを設置予定地としていたが、阪神・淡路大震災の教訓から、授業再開の妨げになるので、好ましくないとの報告書が提出され、見直し中である。

②建設用地の確保調整

- ・ 防災協力農地制度の立ち上げを考えていますが、面積要件や相続が発生した場合の速やかな立ち退き、また、作物補償などを考えると、農家の協力が得られるかまだ未知の部分があり、その調整にはかなりの時間を要すものと考えています。

③応急仮設住宅への入居の優先順位

- ・ 入居対象者は決めているが、優先などは決めていないので混乱しないか心配である。

④応急仮設住宅の資材ストックの不足

- ・ 発注業者に資材ストックがない場合もある。また、代金が高額になるものと予想されるが、災害により、価格がより高騰することも考えられる。

⑤応急仮設住宅入居者へのケア

- ・ 単身高齢世帯等への対応

⑥応急仮設住宅建設の手続き

- ・ 応急住宅の建設は、災害救助法が適用後については、都が行うこととなり、建設予定地は定めているが、適用前、適用されない規模の場合等については、未定なものが多い。

⑦その他

- ・ 応急（仮設）住宅が本当に必要か？当初は応急（仮設）住宅の希望をとると多数の希望者がいるだろうが、狭くそしてあまり程度が良くないであろう応急住宅を建築した後に長期で又は短期での入居がどれだけいるのか不安である。それよりも市営住宅やまた民間の不動産業者への斡旋などにお金を掛けたほうがよいのでは？

5. まとめ

5. 1 避難所生活期

(全体のまとめ)

- ・ 都県単位では、一次避難所で全ての避難所生活者を収容することが可能である。
- ・ 一方で、震度6強の揺れを伴う東京都区部では、避難所の耐震化率を考慮した場合は都区部全体の広域的な避難を考慮しても約49万人の不足が発生し収容が困難となる（東京湾北部地震、M7.3、風速15m/s、冬18時、発災1日後）。耐震化率を考慮せず全ての避難所が利用可能と想定した場合でも、約44万人が収容困難となる。
- ・ 東京都区部では、区部内の施設を利用する場合には全ての避難者の収容は困難であり、多摩や近隣3県の避難所も利用する場合には全ての避難者を収容することが可能となる。

(方策別)

- ・ 従前住宅の利用促進は応急危険度判定士の確保次第であるが、現状では判定終了までに1ヶ月近く要する可能性がある（参考資料4参照）。また、判定士の移動手段や宿泊場所等のロジスティクスでの支障が懸念される。
- ・ 災害時相互支援協定等による被災者の被災地外への疎開等を検討している自治体は少ない。交通手段の確保等の課題もある。また、離れた場所への避難が敬遠される可能性もある。
- ・ 公的施設・民間施設の活用は、受入施設が限定的であり対象施設の拡大が求められる。
- ・ テントの活用も、計画等での位置付けが進んでいない。また、冬季等には使用できないものも多い。
- ・ 近隣地域の避難所利用では、収容能力が非常に高いものの、計画等での位置付けが進んでいない。避難先が遠くなる場合には、敬遠される可能性もある。

5. 2 応急住宅生活期

(全体のまとめ)

- ・ 1都3県における応急住宅の需要は風速 15m/s（冬 18 時発災）の場合で約 162 万世帯となる（東京湾北部地震、M7.3）。風速 3m/s（冬 5 時発災）の場合は約 79 万世帯となる。
- ・ 民間賃貸住宅等を含む被災地域内の施設だけでは全ての応急住宅需要を満たすことは困難となる可能性がある。

(方策別)

- ・ 応急修理は、需要把握がされておらず、また、十分な人材を確保できない可能性がある。
- ・ 応急仮設住宅は、用地確保及び供給量確保の点で課題が多く、大幅な供給増は困難と考えられる。
- ・ 公営住宅は、空き室数が少ないことから、大幅な供給増は困難と考えられる。
- ・ 民間賃貸住宅（近隣地域も含む）は、収容能力が非常に高く、民間賃貸住宅への収容は最も有望な方策である。ただし、民間賃貸住宅に空き家・空き室がある場合でも、市場に出ていない物件も多い。また、需給のミスマッチング（場所や費用等に関する提供者と被災者のニーズの違い）が生じる可能性もある。

参考資料 10 避難者に係る市区町村等の対策現況（アンケート結果）と課題【質的な課題に関する事項】

1. 避難所環境等について（市区町村への照会結果）

1. 1 市区町村照会結果から把握・確認した事項

1. (1) ③避難者収容可能人数

貴市区町村として避難者収容の前提としている予定収容人員をご記入下さい。

避難者収容可能人数（市区町村合計値）	一次避難所	(人)
	二次避難所	(人)

(1) 1都4県の避難者收容可能人数

・1都4県全体の二次避難所における避難者收容可能人数は、約34万人である（ただし、二次避難所の避難者收容可能人数を把握していない市区町村が多く、この数値はあくまで收容可能人数の回答のあった市区町村分の合計値である）。

※（参考）二次避難所への避難対象として、在宅障害者、要介護（要支援）者を考え、次式にて二次避難所への避難者数を算出。

二次避難所へ避難する在宅障害者数＝在宅障害者人口比率（全国値）×都県別の避難所生活者数

二次避難所へ避難する要介護（要支援）者数＝都県別の要介護（要支援）認定者人口比率×都県別の避難所生活者数

なお、二次避難所への避難は少なくとも発災4日後以降になると考え、発災4日後の避難所生活者数をもとに算出。中央防災会議による東京湾北部地震（M7.3、冬18時発災、風速15m/sのケース）における発災4日後の避難所生活者数は1都4県合計で約390万人。

表 10-1 二次避難所の收容可能人数と避難者数

	二次避難所 收容可能人数 (千人)	二次避難所への避難者数	
		在宅障害者数 (千人)	要介護(要支援)者 (千人)
茨城県南部	57	2	1
埼玉県	69	29	13
千葉県	58	38	19
東京都	132	85	52
神奈川県	20	43	23
1都4県の合計	337	197	107

※四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

注1) 二次避難所の收容可能人数については把握していない市区町村または無回答の市区町村が多く、上表は收容可能人数の回答のあった市区町村分の合計値を示している。

注2) 要介護（要支援）者と在宅障害者は重複している可能性がある。また、これらの人以外にも付き添い者も二次避難所への避難者となる。

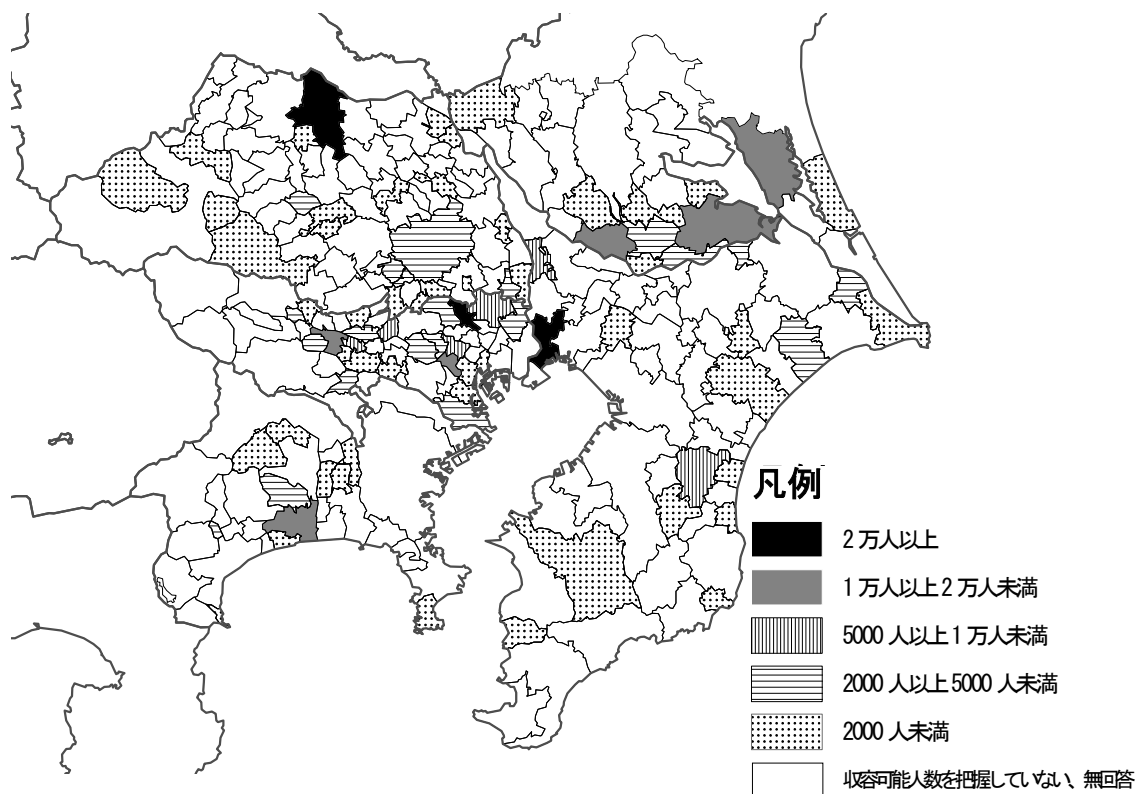


図 10-1 二次避難所における避難者收容可能人数

1. (1) ②避難所面積

1) 避難所に指定した建物の延床面積

避難所に指定した建物の延床面積をご記入下さい。(もし、例えば、校舎の一部を避難所に指定している場合は、校舎全体の延床面積ではなく、校舎のうち避難スペースに指定している区画の延床面積をご記入下さい。)

避難所建物延床面積(市区町村合計値)	一次避難所	(㎡)
	二次避難所	(㎡)

2) 避難者を収容可能な部分の延床面積

1)の避難所に指定した建物の延床面積のうち、階段や玄関等を除き、実質的に避難者を収容可能な部分の延床面積をご記入下さい。体育館や一部教室等、地域防災計画等の避難計画での避難所指定の考え方に沿って、できるだけ最新データとして下さい。

避難者収容延床面積(市区町村合計値)	一次避難所	(㎡)
	二次避難所	(㎡)

(2) 二次避難所における避難者1人当たりの避難所収容面積

・二次避難所における1人あたりの収容面積は、2.15～3.98 m²/人である。

表 10-2 二次避難所における避難者収容可能人数と避難者1人当たり収容面積

	二次避難所 収容可能人数(人)	二次避難所 1箇所当たり収容 人数(人)	二次避難所 1人当たり収容 面積(m ²)
茨城県南部	57,242	525	2.91
埼玉県	69,119	304	3.98
千葉県	58,379	341	2.22
東京都区部	88,171	282	2.15
東京都多摩	41,817	245	2.19
東京都島嶼部	1,866	156	2.33
神奈川県	20,080	181	2.94
1都4県の合計	336,674	302	2.54

※四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

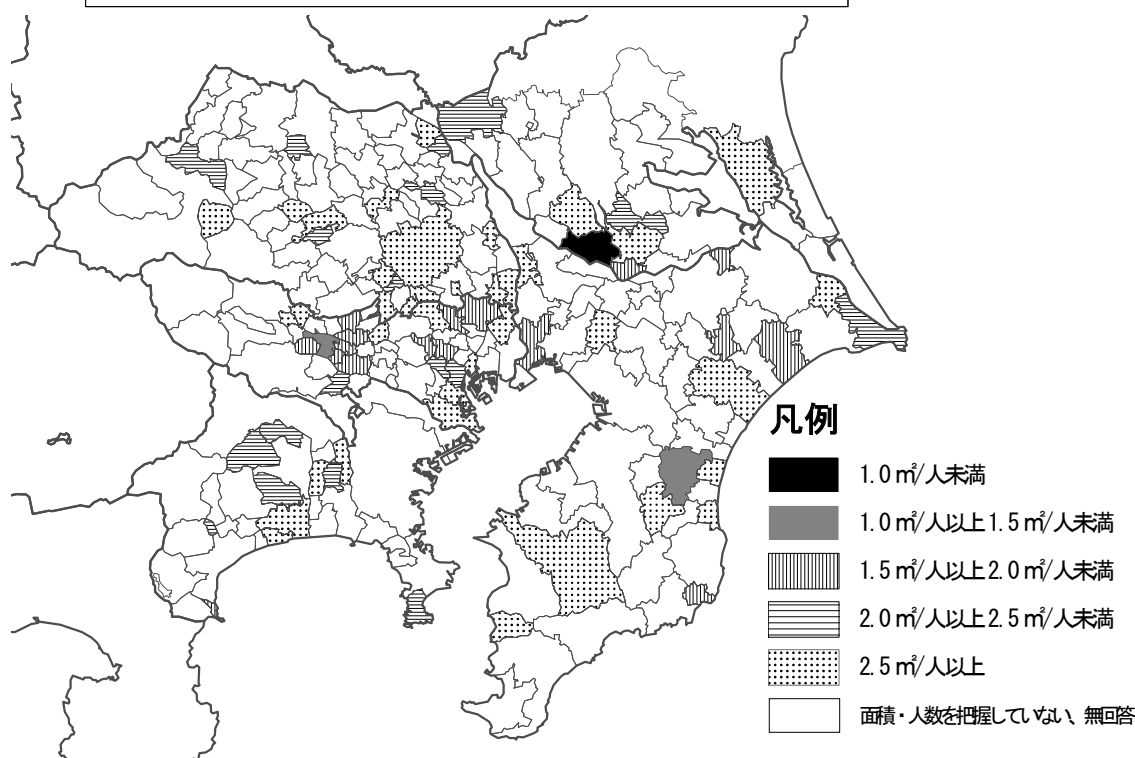
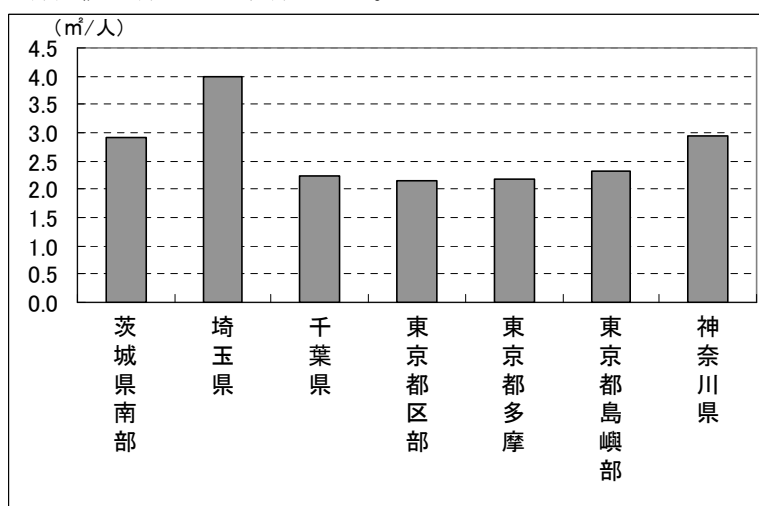


図 10-2 二次避難所における避難者1人当たり収容面積

1. (1) ⑤耐震化状況

避難所の耐震化状況について、以下の点にご留意の上、ご回答下さい。

- ・耐震基準の区分は以下のとおり表記しています。
 - 旧耐震基準の建物：昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けて建築された建物
 - 新耐震基準の建物：昭和 56 年 6 月 1 日以降に建築確認を受けて建築された建物
- ・一つの避難所において複数の施設がある場合（例えば、体育館と、校舎の一部教室が避難所として指定されている場合）、それぞれカウントして下さい。
- ・なお、例えば、建物の半分だけ耐震改修・補強しているという場合は、その建物は「耐震改修・補強していない」として考慮して下さい。

《一次避難所》

旧耐震基準の 避難所	耐震診断未実施（耐震性不明を含む）	棟
	耐震性がなく未改修のもの	棟
	耐震性あり（改修済みを含む）	棟
新耐震基準の避難所		棟
合計（＝一次避難所の施設数総計）		棟

《二次避難所》

旧耐震基準の 避難所	耐震診断未実施（耐震性不明を含む）	棟
	耐震性がなく未改修のもの	棟
	耐震性あり（改修済みを含む）	棟
新耐震基準の避難所		棟
合計（＝二次避難所の施設数総計）		棟

(3) 二次避難所の耐震化の状況

・耐震性のある二次避難所の割合は、神奈川県で 80%、東京都多摩で 74%、東京都区部で 67%、その他は 6 割未満である。東京湾北部地震で震度 6 強が発生する東京都区部などでは、耐震性のない二次避難所を中心に被害が発生する可能性があり、避難所の収容力が低下するおそれがある。

表 10-3 二次避難所の耐震化の状況

	旧耐震基準の避難所			新耐震基準の避難所[D]	耐震性のある避難所の割合 [(C+D)/(A+B+C+D)]
	耐震診断未実施(耐震性不明を含む)[A]	耐震性がなく未改修のもの[B]	耐震性あり(改修済みを含む)[C]		
茨城県南部	42%	7%	4%	47%	51%
埼玉県	41%	3%	13%	43%	56%
千葉県	52%	2%	1%	46%	46%
東京都区部	26%	7%	14%	53%	67%
東京都多摩	24%	2%	7%	67%	74%
東京都島嶼部	15%	31%	23%	31%	54%
神奈川県	16%	5%	14%	66%	80%
1都4県の合計	31%	5%	11%	54%	64%

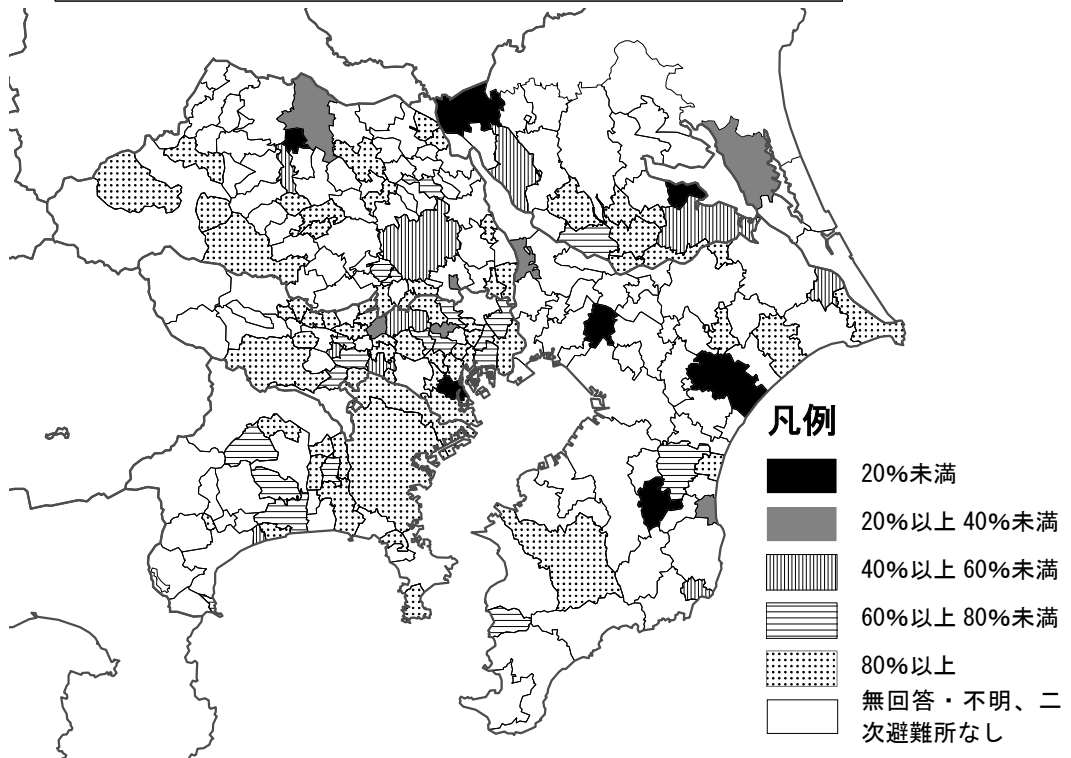
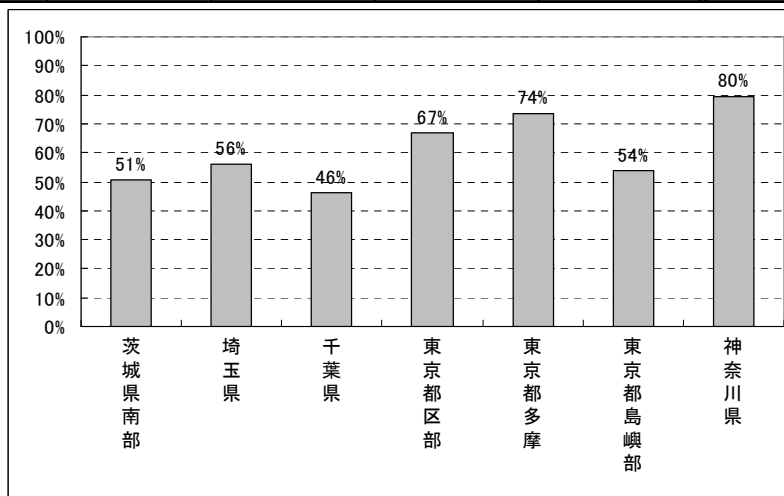


図 10-3 耐震性のある二次避難所の割合

(4) 二次避難所の耐震化状況を考慮した場合の1都4県の避難者収容可能人数

・耐震性のない避難所は、震災時には避難所としての機能が低下する可能性があり、耐震化状況を考慮した1都4県全体の二次避難所の避難者収容可能人数は、東京湾北部地震（M7.3）の場合で約33.3万人、プレート境界多摩地震（M7.3）の場合で約33.5万人となる（なお、二次避難所がすべて活用できた場合の収容可能人数は約33.7万人）。

表 10-4 二次避難所における避難者収容可能人数
(避難所の耐震化状況を考慮した場合)

	二次避難所収容可能人数(千人)	
	東京湾北部地震の場合	プレート境界多摩地震の場合
茨城県南部	57	57
埼玉県	69	69
千葉県	57	58
東京都区部	87	87
東京都多摩	42	41
東京都島嶼部	2	2
神奈川県	20	20
1都4県の合計	333	335

※四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

(耐震化状況を考慮した場合の避難者収容可能人数の算出の考え方)

耐震化されていない二次避難所の全半壊率を区市町村平均震度が震度6強の場合20%、震度6弱の場合5%とし、 $\{1 - (\text{耐震化されていない建物の全半壊率}) \times (1 - \text{照会結果に基づく耐震化率})\} \times (\text{照会結果による避難所収容人数})$ により算出。なお、耐震化状況について回答のなかった、あるいは把握していない市区町村については、他市区町村データに基づく都県・地域別の平均的な耐震化率を用いている。また、二次避難所は基本的に非木造建物であり、ここでは延焼火災による焼失は無視できるものとした。

1. (1) ⑥自家発電装置の整備状況

避難所に設置（備蓄）または被災直後に取寄せ可能な「自家発電機または蓄電気装置」の整備状況について、該当するものを1つ選び、回答欄に番号をご記入下さい。

回答欄

- 1. 全ての避難所に整備
- 2. 半数以上の避難所に整備
- 3. 一部（半数未満）の避難所に整備
- 4. 現時点ではほとんど整備できていない

（上記で1.～3.に回答の場合、さらに次もお答え下さい。）

自家発電装置等を整備している避難所における平均発電時間について、「発電可能時間の合計÷自家発電装置等整備済みの避難所数」の考え方により、自家発電装置等整備済み避難所における1箇所当たりの平均発電可能時間についてご記入下さい。まったく不明の場合は「不明」とご記入下さい。

平均的に概ね（ ）時間可

(5) 自家発電装置の整備状況

・自家発電装置を全ての避難所に整備している避難所の割合は、神奈川県で33%、東京都区部で30%、東京都多摩で17%、その他は1割未満である。

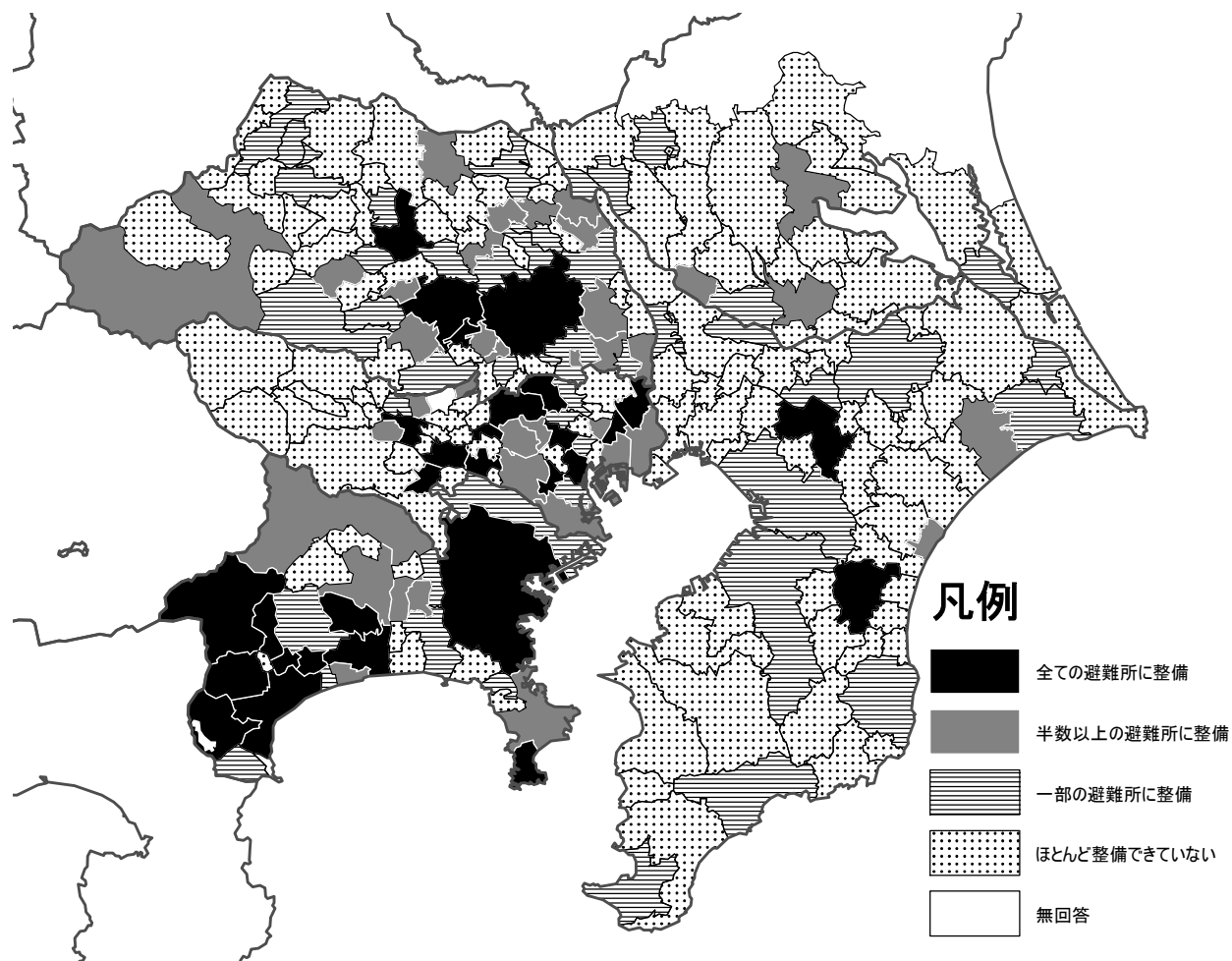
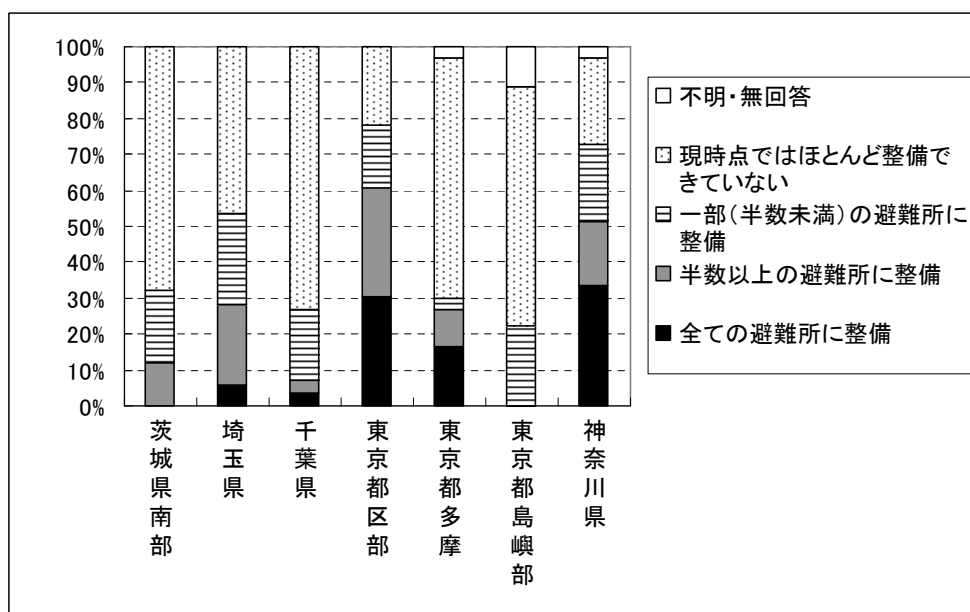


図 10-4 自家発電装置の整備状況

(6) 自家発電装置を整備している避難所における平均発電可能時間

・自家発電装置を整備している避難所における1箇所当たりの平均発電可能時間は、東京都区部で18.5時間、茨城県南部で15時間、埼玉県で13.4時間、千葉県で7.5時間、東京都多摩で5.3時間、東京都島嶼部で0.0時間、神奈川県で12.1時間、その他は10時間未満である。

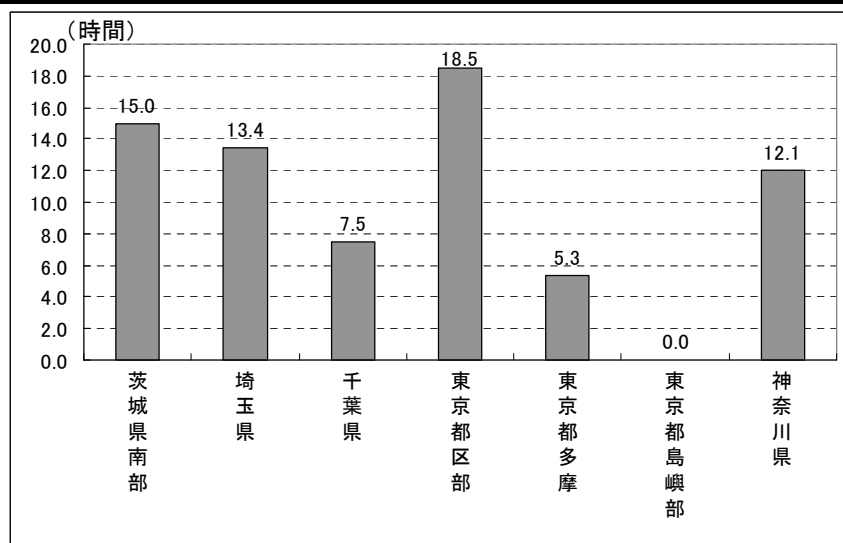


図 10-5 自家発電装置を整備している避難所における平均発電可能時間 (1) ※

※自家発電装置の整備状況として、「全ての避難所に整備」「半数以上の避難所に整備」「一部(半数未満)の避難所に整備」と回答した市区町村における避難所1箇所当たりの平均的な発電可能時間に基づき、平均発電可能時間の都県・地域合計/回答市区町村数により都県・地域の平均値を算出

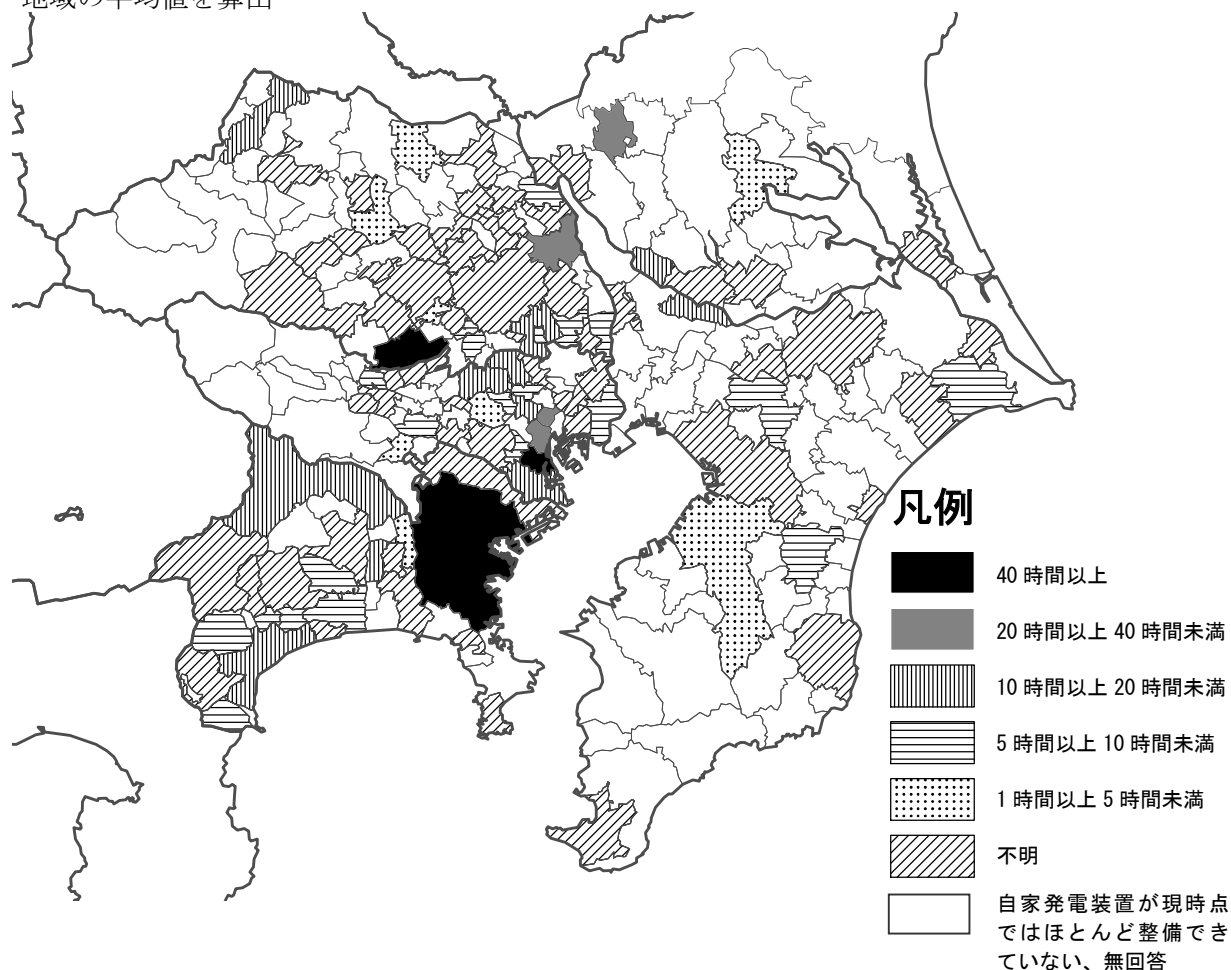


図 10-6 自家発電装置を整備している避難所における平均発電可能時間 (2)

1. (1) ⑦食料の備蓄

避難所用に備蓄している食料（主食分）の分量を教えてください。

主食備蓄量（市区町村合計値）

（食）

(7) 食料の備蓄状況

・食料備蓄量は、東京都区部で 780 万食、神奈川県で 508 万食、東京都多摩で 321 万食、千葉県、埼玉県でそれぞれ 283 万食、その他は 40 万食未満である。

※（参考）中央防災会議による東京湾北部地震（M7.3、冬 18 時発災、風速 15m/s のケース）における避難所生活者数を食料需要者と仮定し、1 人 1 日当たり 3 食とした場合、概ね 2 日分の備蓄量に相当。（発災当日の避難所生活者を建物被災が要因の避難者とすれば、発災当日の 1 都 4 県の避難所生活者数は約 240 万人であり、1 日後の避難所生活者数 460 万人と併せると、2 日間の延べ避難者数は 700 万人。したがって、700 万人×3 食=2,100 万食が 2 日間での食料需要量であり、1 都 4 県の食料備蓄量 2,200 万食とほぼ同じ。）

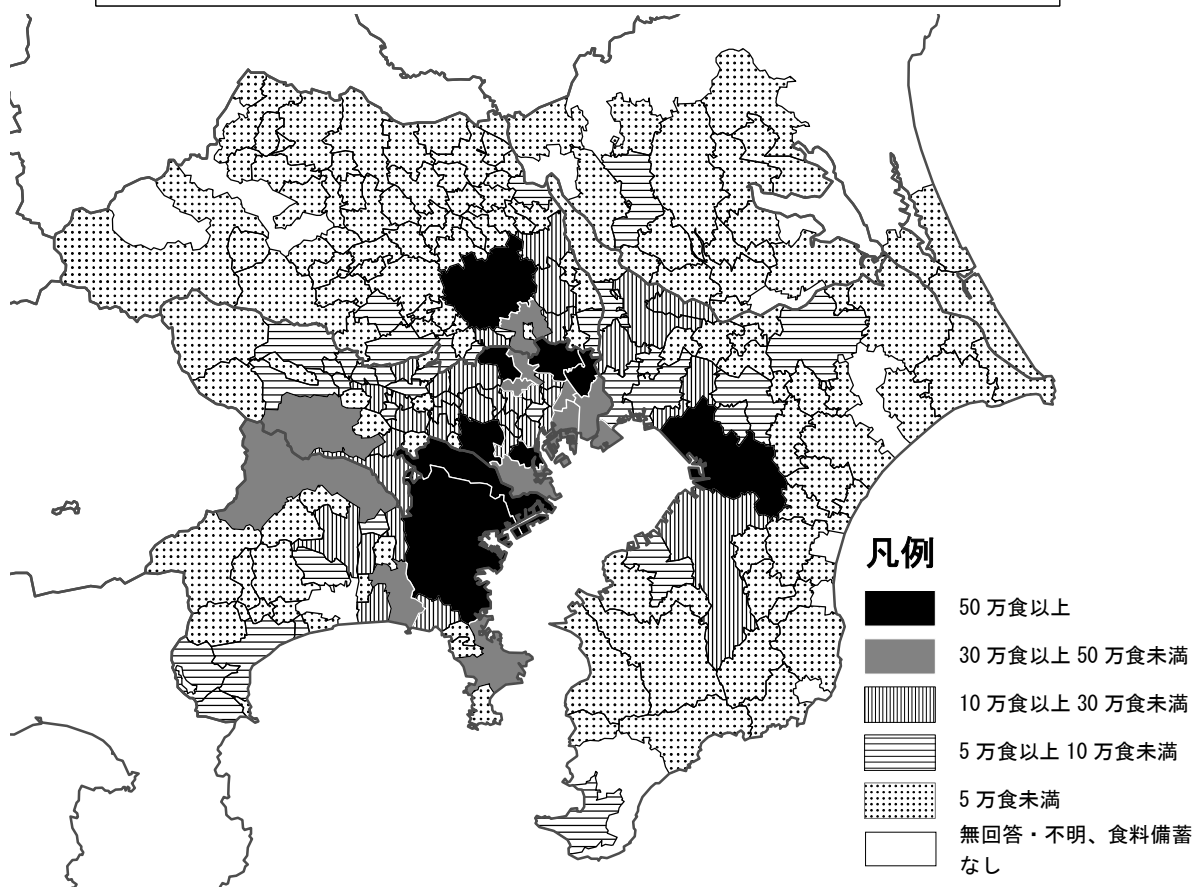
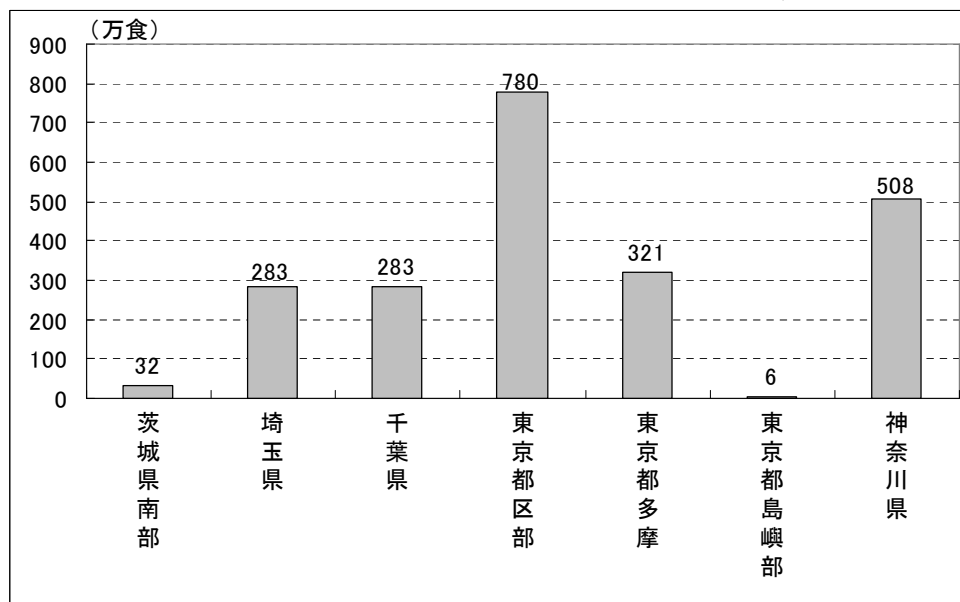


図 10-7 食料備蓄量

(参考) 都県別の食料需要量

[前ページに記載の考え方に沿って算出]

表 10-5 都県別の食料需要量

	食料需要量(累積;万食)							食料備蓄量 (万食)
	当日	1日後	2日後	3日後	4日後	5日後	6日後	
茨城県南部	1	13	23	33	42	50	59	32
埼玉県	90	288	478	660	834	1,005	1,174	283
千葉県	123	384	634	873	1,101	1,326	1,547	283
東京都	390	990	1,560	2,100	2,610	3,117	3,620	1,107
神奈川県	105	402	685	954	1,209	1,459	1,704	508
合計	709	2,077	3,380	4,620	5,796	6,957	8,104	2,212

※食料需要量は、中央防災会議による東京湾北部地震(M7.3、冬18時発災、風速15m/sのケース)の避難所生活者数をもとに算出

※四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

(参考) 1人当たりの食料備蓄量

表 10-6 1人当たりの食料備蓄量

	人口1人当たり換算 の食料備蓄量 (食)	発災1日後の避難所生活者1人当 り換算の食料備蓄量 (食) (東京湾北部地震の場合※)
茨城県南部	0.2	8.7
埼玉県	0.4	4.3
千葉県	0.5	3.3
東京都区部	0.9	4.2
東京都多摩	0.8	18.6
東京都島嶼部	2.1	—
神奈川県	0.6	5.1
1都4県平均	0.6	4.8

注：算出の対象は全市区町村

※中央防災会議による東京湾北部地震(M7.3、冬18時発災、風速15m/sのケース)における避難所生活者を前提としたものであり、他地震の場合は状況が異なる。なお、東京都島嶼部での避難所生活者はゼロ

1. (1) ⑧飲料水の備蓄

災害発生時に飲料用として利用可能な緊急貯水槽等の耐震性貯水槽による飲料水備蓄量及び避難所用に備蓄しているペットボトル等の飲料水の分量を教えてください。また、浄水器等の整備状況について教えてください。

耐震性貯水槽による飲料水備蓄量（市区町村合計値）	(m^3)
ペットボトル等避難所用備蓄量（市区町村合計値）	(l)
飲料水確保のための浄水器、濾水器などを用意していますか。用意が整っている避難所（一次避難所、二次避難所含む）は何箇所ですか。	(箇所)

(なお、 $1m^3=1,000l$)

(8) 耐震性貯水槽による飲料水備蓄量

・耐震性貯水槽による飲料水備蓄量は、神奈川県で40万 m^3 、東京都区部で39万 m^3 、埼玉県で23万 m^3 、その他は数万 m^3 未満である。

※(参考) 1都4県における1週間の飲料水需要量は約11万 m^3 であり、飲料水備蓄量は十分賄える計算になる。(断水人口は、発災当日に約1,100万人、2日目に約860万人、4日目に約300万人、1ヵ月後に約60万人であり、線形補間により時系列の断水人口を求めた結果、1週間合計の断水人口は延べ約3,700万人となる。1人1日当たり3リットル必要とした場合、1週間の飲料水需要量は約11万 m^3 。)

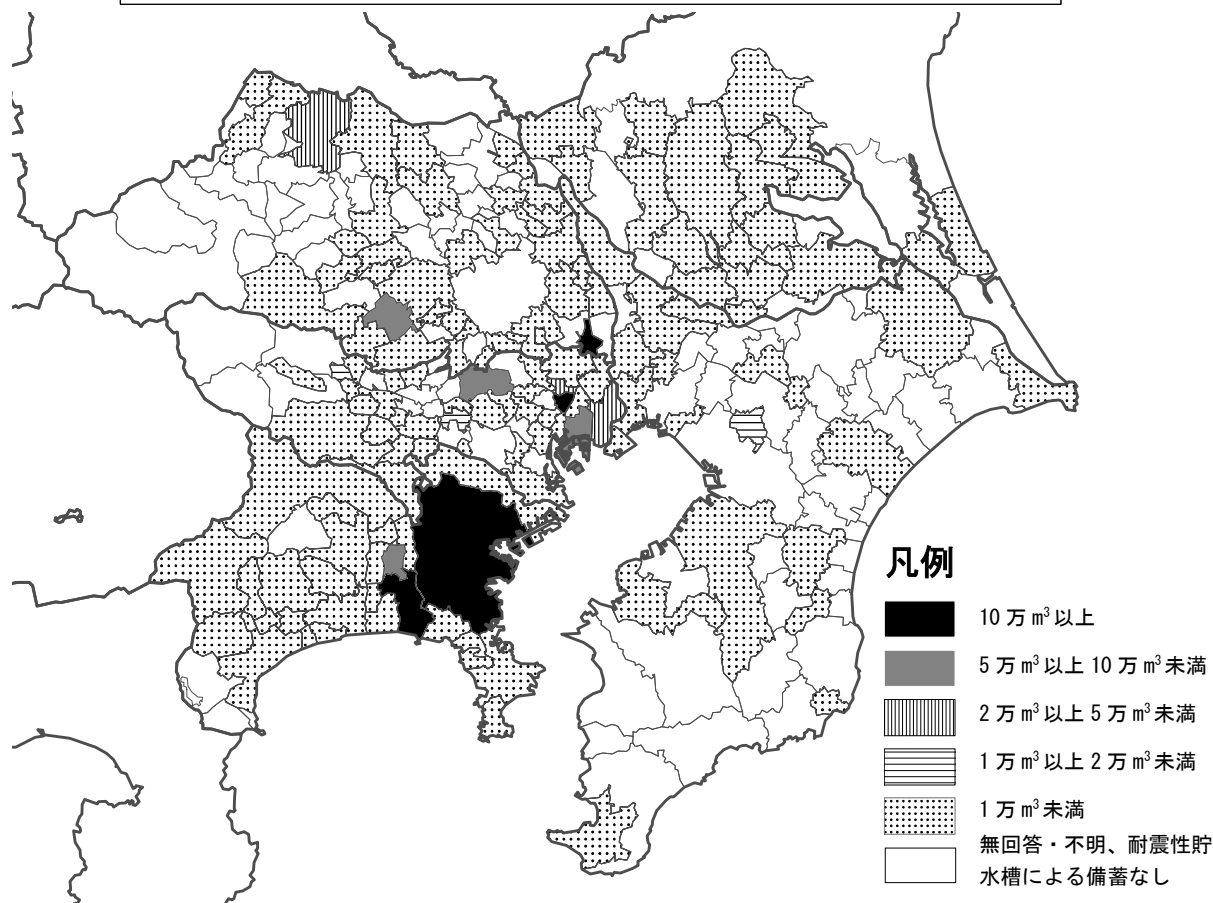
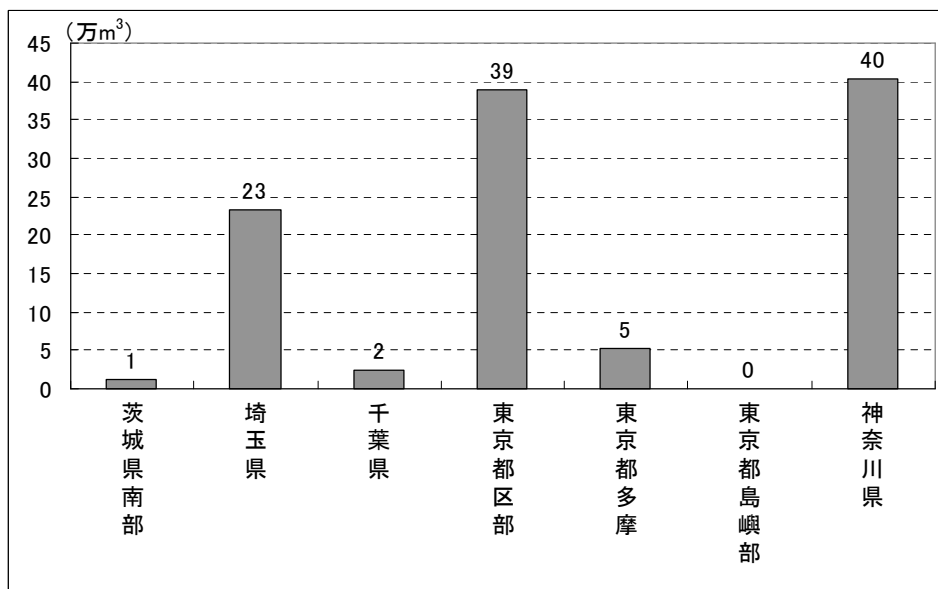


図 10-8 耐震性貯水槽による飲料水備蓄量

(参考) 都県別の飲料水需要量

[前ページに記載の考え方に沿って算出]

表 10-7 都県別の飲料水需要量

	飲料水需要量(累積; m ³)							耐震性貯水槽による 飲料水備蓄量(m ³)
	当日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	
茨城県南部	420	750	978	1,104	1,226	1,344	1,459	11,863
埼玉県	5,400	9,600	12,525	14,175	15,774	17,322	18,818	233,820
千葉県	7,200	12,600	16,380	18,540	20,633	22,660	24,620	21,878
東京都	11,700	20,400	25,920	28,260	30,535	32,745	34,890	443,170
神奈川県	9,300	16,500	21,480	24,240	26,915	29,505	32,010	404,318
合計	34,020	59,850	77,283	86,319	95,083	103,576	111,797	1,115,049

※飲料水需要量は、中央防災会議による東京湾北部地震 (M7.3) の断水人口をもとに算出

※四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

(参考) 1人当たりの飲料水備蓄量

表 10-8 夜間人口1人当たりの耐震性貯水槽による飲料水備蓄量

	人口1人当たり換算の耐震性貯水槽による飲料水備蓄量 (リットル)
茨城県南部	7.5
埼玉県	33.1
千葉県	3.6
東京都区部	45.9
東京都多摩	13.0
東京都島嶼部	27.6
神奈川県	46.0
1都4県平均	30.9

注：算出の対象は全市区町村

(9) ペットボトル等避難所用飲料水の備蓄量

・ペットボトル等避難所用飲料水の1市区町村当たりの備蓄量は、東京都区部で91万リットル、神奈川県で70万リットル、東京都多摩で28万リットル、埼玉県、千葉県でそれぞれ21万リットル、その他は10万リットル未満である。

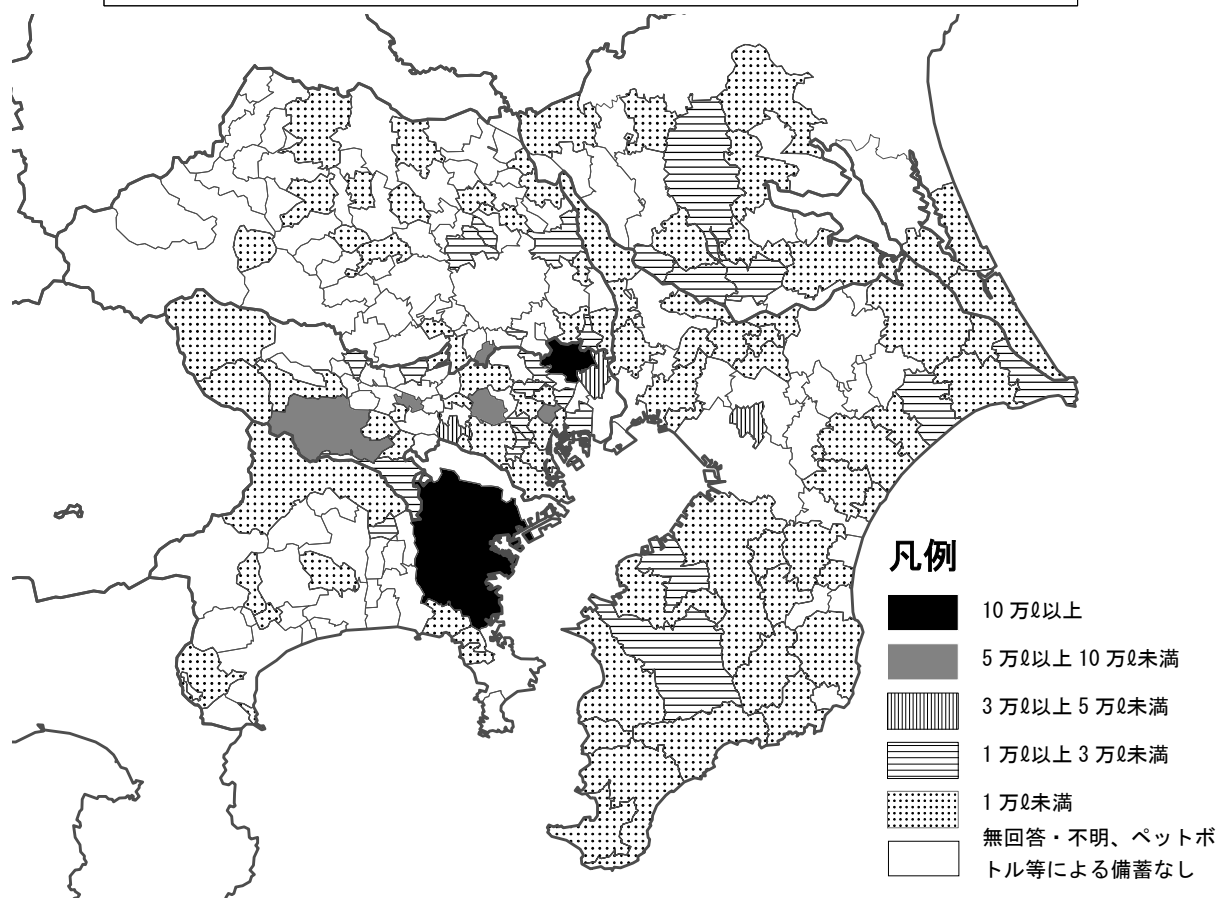
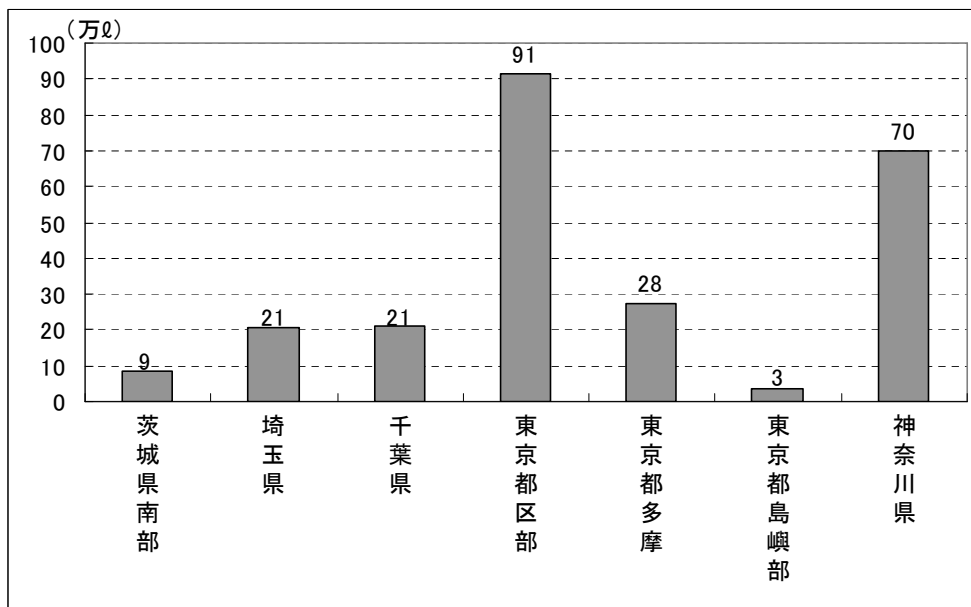


図 10-9 ペットボトル等避難所用飲料水の備蓄量

(10) 浄水器、濾水器などの準備状況

・飲料水確保のためにプール水等を浄化する浄水器、濾水器などを用意している避難所（一次避難所＋二次避難所）の割合は、神奈川県で44%、東京都多摩で41%、東京都区部で40%、埼玉県で16%、茨城県南部で9%、千葉県で9%、その他は10%未満である。

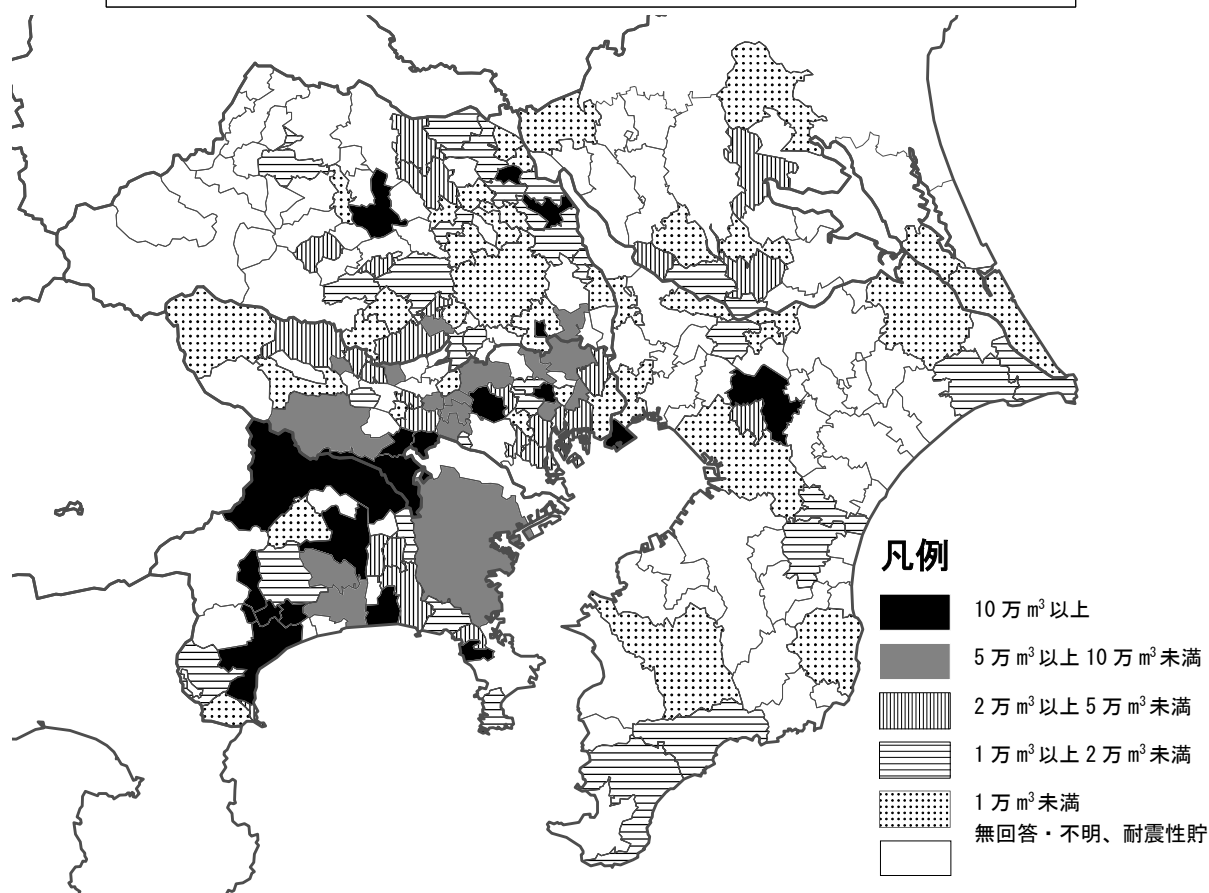
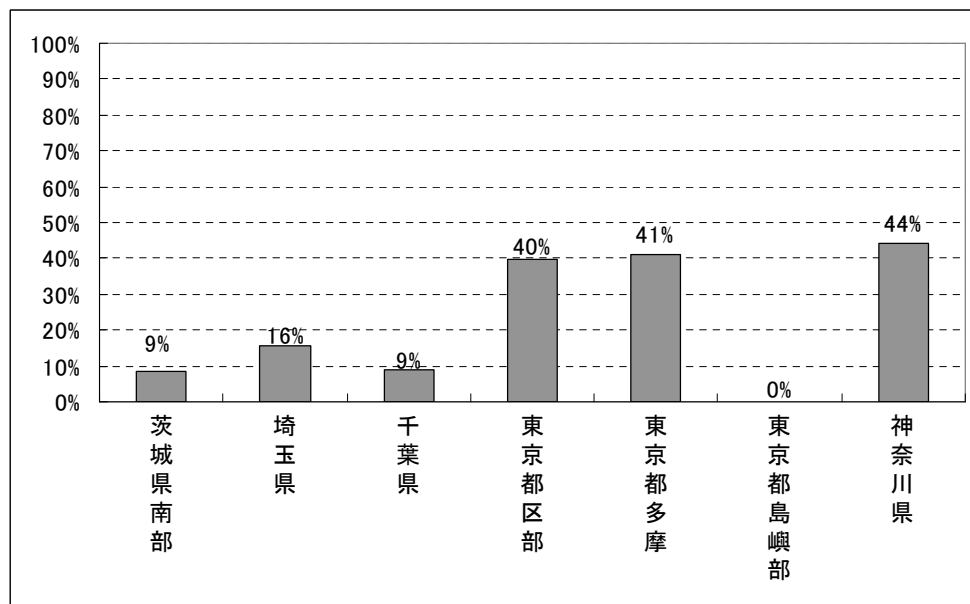


図 10-10 飲料水確保のために浄水器、濾水器などを用意している避難所の割合
(用意している避難所数 / (一次避難所数 + 二次避難所数))

1. (1) ㊸既設トイレの活用

校舎等にある既設トイレは災害時に断水等により使用できなくなる可能性が高く、このためプールの水などを活用するなどの工夫が必要となりますが、このような発災時の既設トイレの課題とその解決方法について考えていますか。該当するものを**1つ**選び、回答欄に番号をご記入下さい。

回答欄	
-----	--

1. 具体的に考えている
2. 今後具体的に検討する予定
3. 考えていない

(11) プール水の活用など、発災時の既設トイレ活用の検討状況

・プール水の活用など、発災時の既設トイレ活用について具体的に考えている市区町村の割合は、神奈川県で64%、東京都区部で61%、東京都多摩で30%、その他は20%未満である。

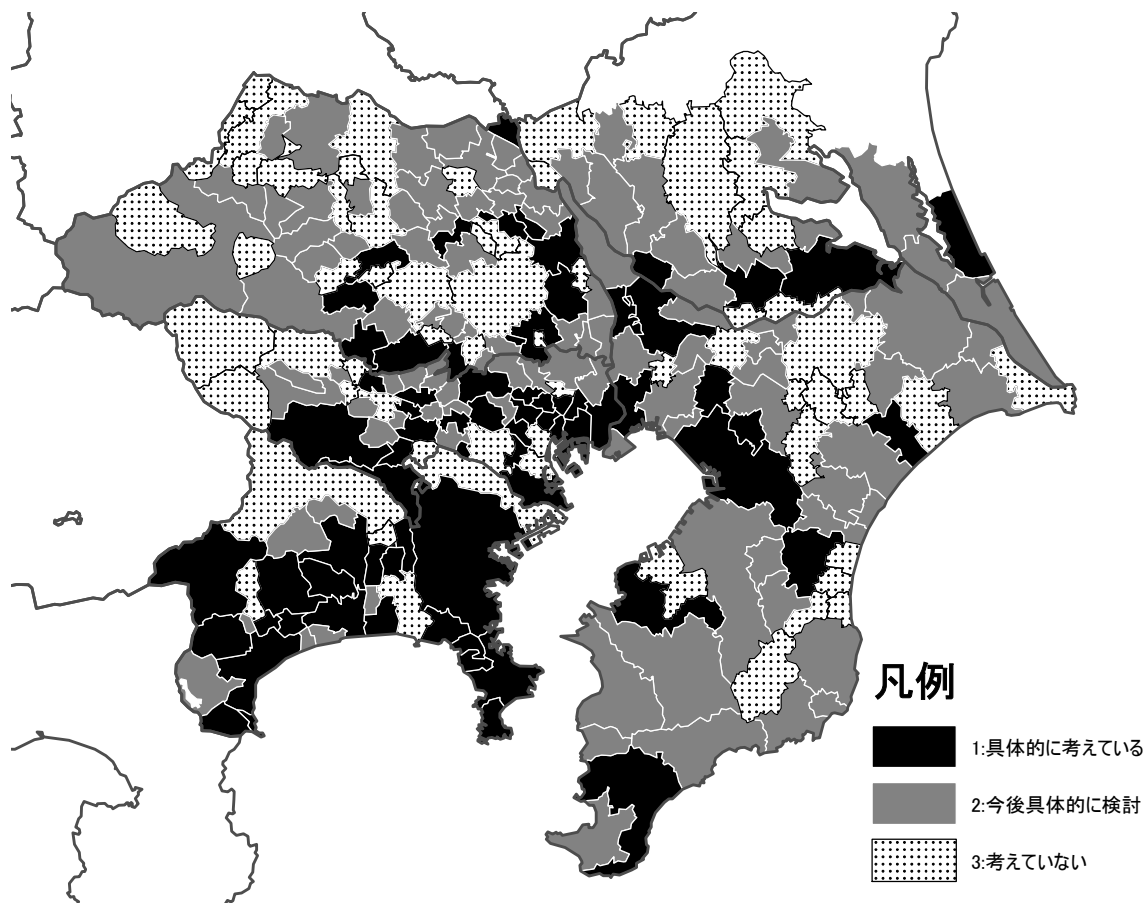
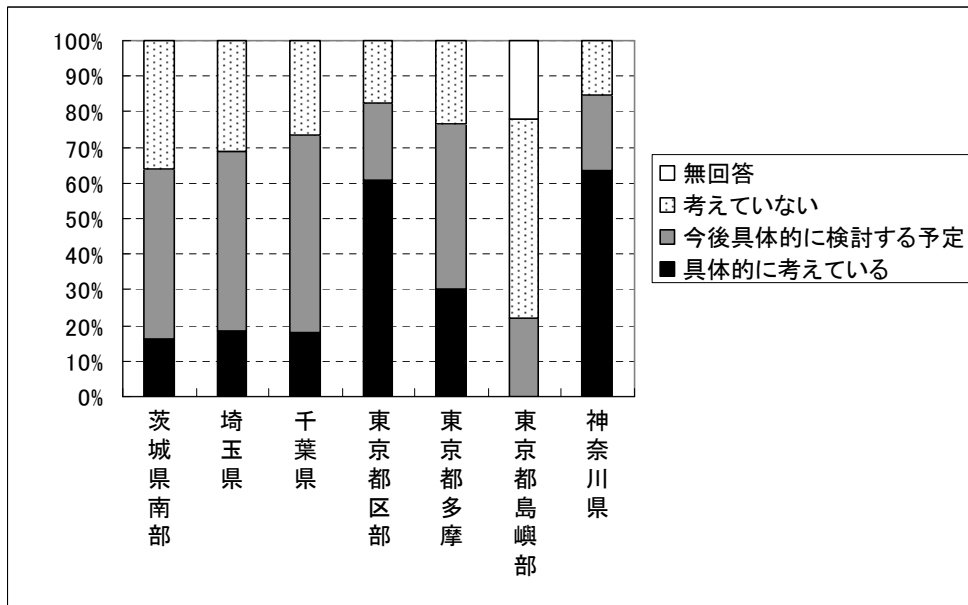


図 10-11 プール水の活用など、発災時の既設トイレ活用の検討状況

1. (1) ⑩既設トイレ以外のトイレの整備

校舎等にある既設トイレ以外に非常用のものを備蓄あるいは調達を予定している場合は、その分量を教えてください。

バキュームカー等による汲み取り・回収が必要となる、し尿貯留型で屋外等に設置する仮設トイレ・組立てトイレ等	(市区町村合計値) (基)
室内に設置可能な小型で持ち運びのできるトイレで、し尿貯留型の簡易トイレ（介護等で使用されているポータブルトイレ含む）	(市区町村合計値) (基)
下水道を活用したマンホール対応型トイレ等	(市区町村合計値) (基)
既設トイレの便座等に便袋を設置し、し尿をパックするタイプの携帯トイレ	(市区町村合計値) (枚)
その他	(市区町村合計値) (基)

(12) 仮設トイレ・組立てトイレ等の備蓄・調達数

・バキュームカー等による汲み取り・回収が必要となる、し尿貯留型で屋外等に設置する仮設トイレ・組立てトイレ等の備蓄・調達数は、神奈川県で約 1 万 4,000 基、東京都区部で約 7,000 基、千葉県で約 3,200 基、埼玉県で約 2,200 基、東京都多摩で約 2,000 基である。

※(参考) 全トイレ需要を仮設トイレで賄うと考へ、また、断水していない地域の避難所の既設トイレが使用可能とし、仮設トイレ需要者数=避難所生活者数×断水率、100 人当たり 1 基の仮設トイレが必要と仮定すると、1 都 4 県における必要仮設トイレ数は発災 1 日後で最大の 1 万 1,000 基となる。なお、避難所生活者数は、中央防災会議による東京湾北部地震 (M7.3、冬 18 時発災、風速 15m/s のケース) の数値である。

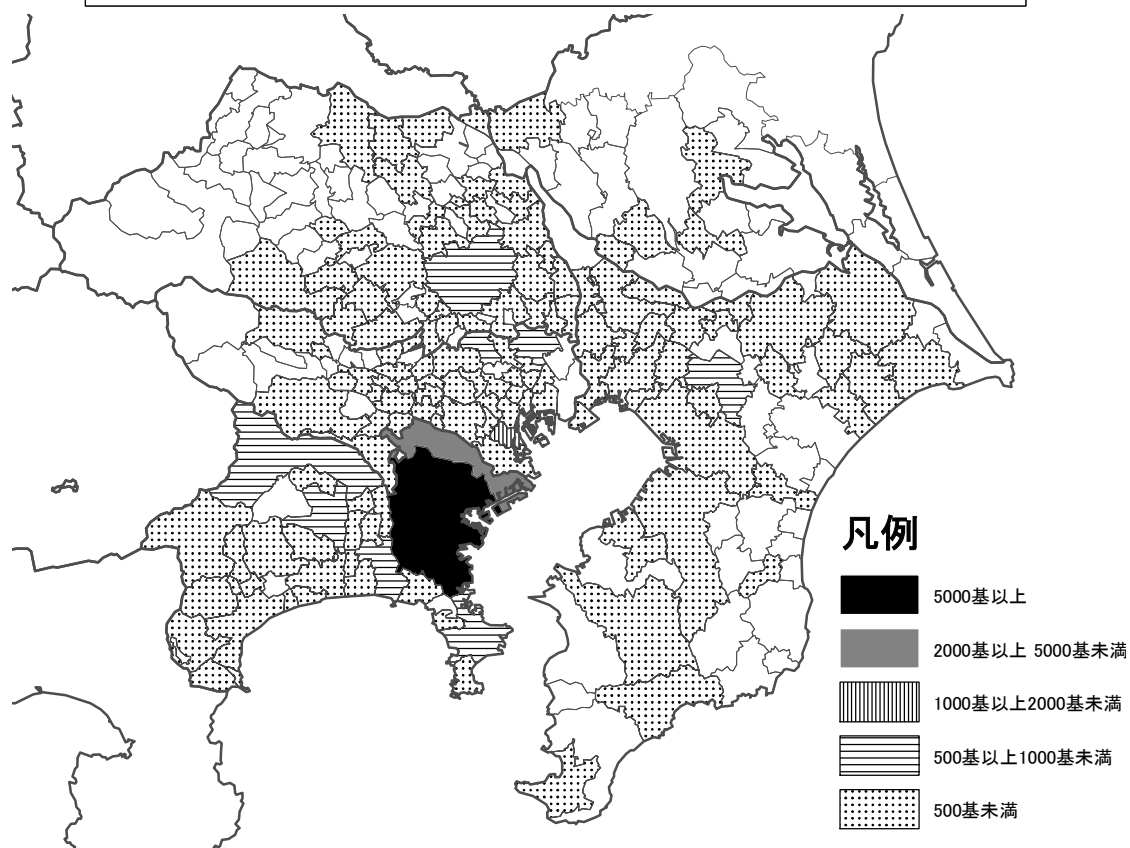
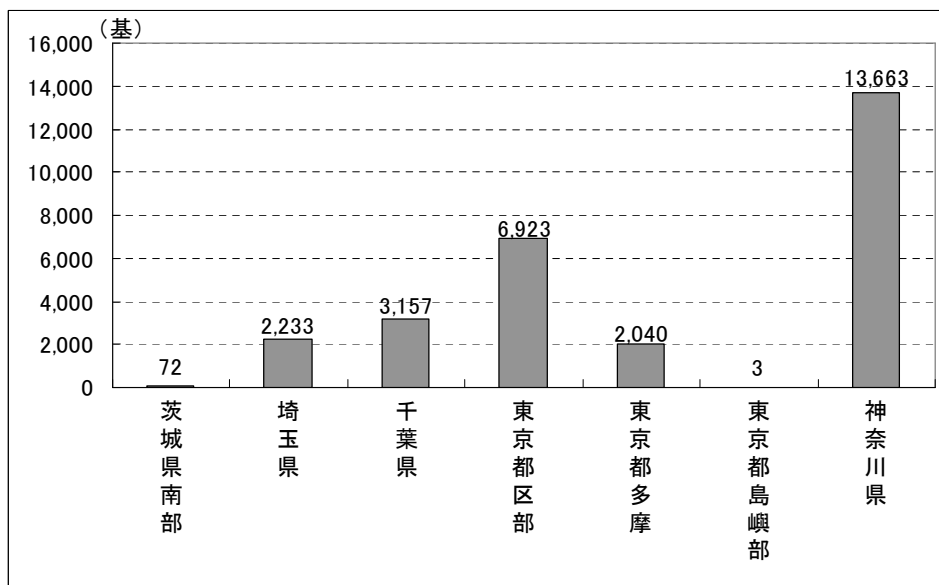


図 10-12 仮設トイレ・組立てトイレ等の備蓄・調達数

(参考) 都県別の仮設トイレ需要量

[前ページに記載の考え方に沿って算出]

表 10-9 都県別の仮設トイレ需要量 (1)

(断水していない地域の避難所における既設トイレが使用可能であり、断水地域の避難所生活者に対して、仮設トイレが100人に1基の割合で必要と仮定した場合)

	仮設トイレ需要数(基)							仮設トイレ・組立てトイレ 備蓄数(基)
	当日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	
茨城県南部	4	26	17	9	8	7	7	72
埼玉県	765	1,310	875	473	438	418	398	2,233
千葉県	1,625	2,586	1,734	947	876	835	796	3,157
東京都	4,031	4,612	2,780	1,116	1,025	989	953	8,966
神奈川県	1,234	2,703	1,781	938	862	819	777	13,663
合計	7,660	11,236	7,187	3,483	3,209	3,068	2,930	28,091

表 10-10 都県別の仮設トイレ需要量 (2)

(避難所の既設トイレは使用できないと考え、避難所生活者に対して、仮設トイレが100人に1基の割合で必要と仮定した場合)

	仮設トイレ需要数(基)							仮設トイレ・組立てトイレ 備蓄数(基)
	当日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	
茨城県南部	47	370	347	323	300	292	284	72
埼玉県	3,000	6,600	6,333	6,067	5,800	5,712	5,623	2,233
千葉県	4,100	8,700	8,333	7,967	7,600	7,488	7,377	3,157
東京都	13,000	20,000	19,000	18,000	17,000	16,885	16,769	8,966
神奈川県	3,500	9,900	9,433	8,967	8,500	8,338	8,177	13,663
合計	23,647	45,570	43,447	41,323	39,200	38,715	38,230	28,091

注1) 仮設トイレの必要数として、ここでは避難者100人1基の割合としたが、その根拠は次のとおりである。

「仮設トイレを大量に提供していただいたお陰で設置目標を順次高め、避難者150人に1基、その次は100人に1基を目標にした。100人に1基行き渡った段階で設置についての苦情はかなり減ってきた。75人に1基達成できた段階では苦情が殆どなくなった。従って、100人に1基程度が設置の一つの指標になるものと思われる。」(震災時のトイレ対策のあり方に関する調査研究委員会『震災時のトイレ対策 -あり方とマニュアル-』(財)日本消防設備安全センター(1997年3月))

注2) 「衛生器具の適正個数算定法」(空気調和・衛生工学会)に基づくと、通常時における一般のオフィスのトイレ数(待ち時間として許容できる最低限レベル)は、男性利用人員300人に対して男子大便器5基、男子小便器3基、女性利用人員300人に対して女子便器6基である。

(参考資料: http://inavi.inax.co.jp/cataloglib/pdf/SESM12_5/SESM12_5_P087.pdf)

この場合、男女比を1:1とすると、約40人に1基の割合〔=(300+300)/(5+3+6)〕でトイレが必要となる。

(参考) 仮設トイレ等について

一般的には次の2つを総称して仮設トイレと呼んでいる場合が多い。

①ユニット式トイレ

工事現場で利用されている貯留・汲み取りするタイプから、トイレにし尿処理装置を備えた一体型のものまで様々な種類がある。

②組立て式トイレ

災害発生時に組み立てて使用するタイプで、日常時はパーツまたは折り畳んだ状態でコンパクトに保管できる。

(「第2回緊急時水循環機能障害リスク検討会」資料(国土交通省・厚生労働省)より作成)

(13) 簡易トイレの備蓄・調達数

・室内に設置可能な小型で持ち運びのできるトイレで、し尿貯留型の簡易トイレ（介護等で使用されているポータブルトイレ含む）の備蓄・調達数は、埼玉県で約2万6,000基、神奈川県、東京都区部でそれぞれ約2万1,000基、東京都多摩、千葉県でそれぞれ約5,500基である。

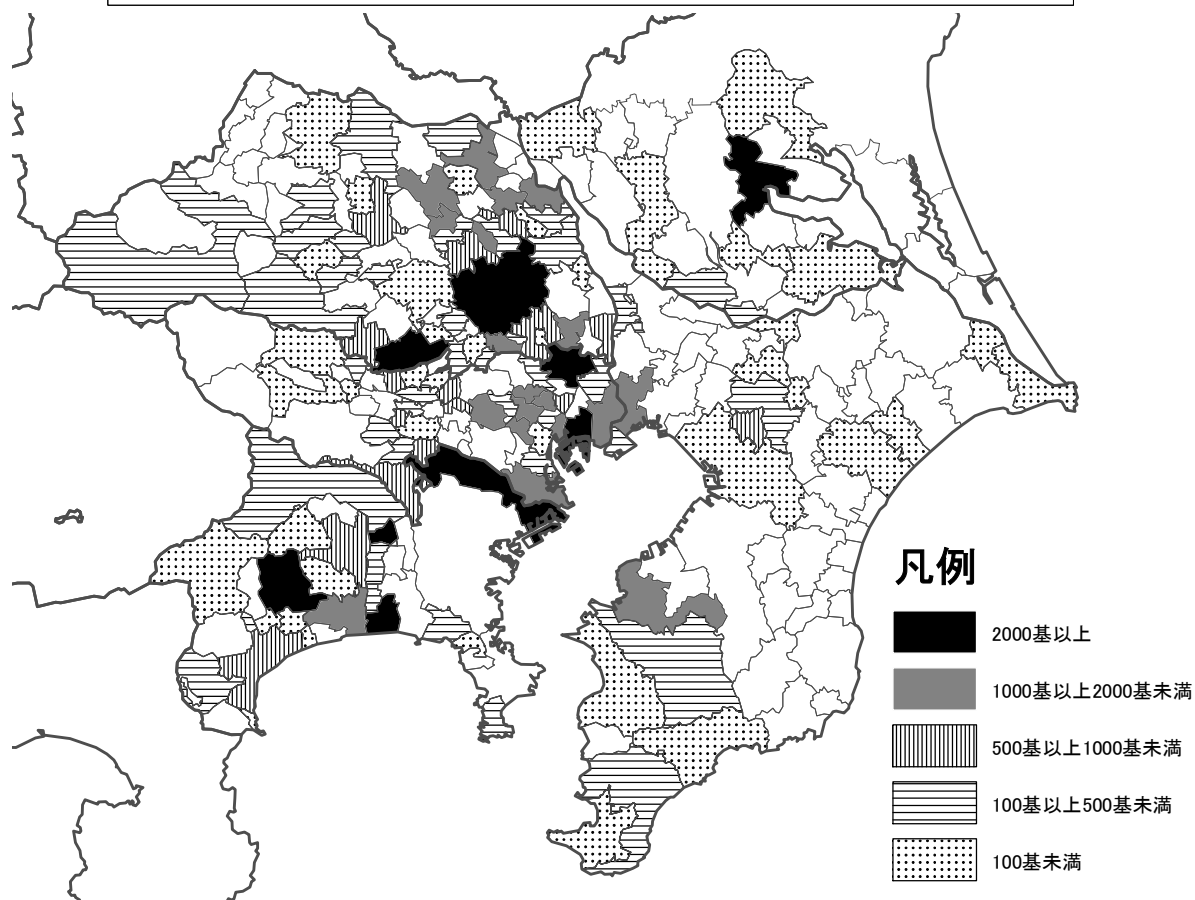
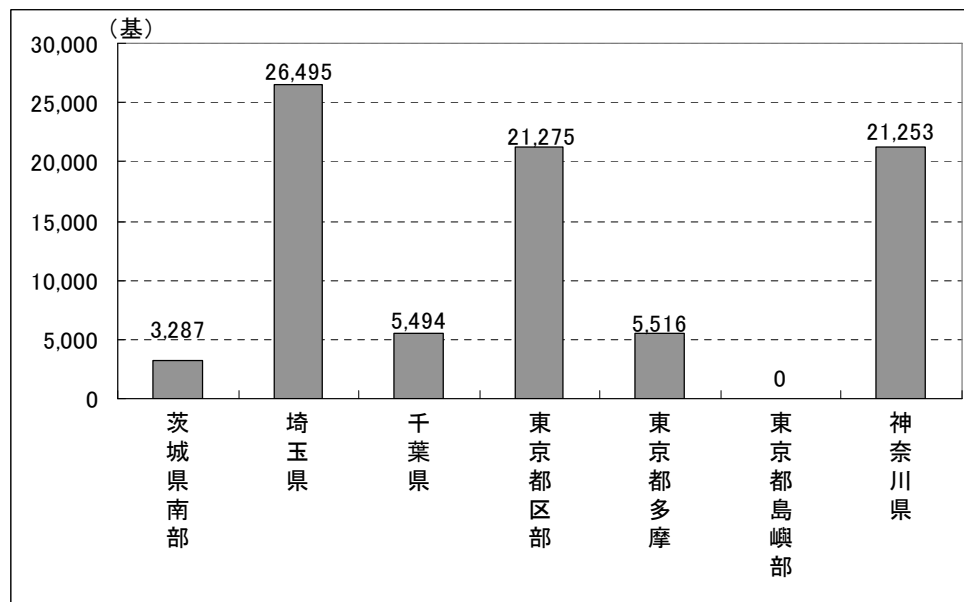


図 10-13 簡易トイレの備蓄・調達数

(14) マンホール対応型トイレ等の備蓄・調達数

・下水道を活用したマンホール対応型トイレ等の備蓄・調達数は、東京都区部で約3,500基、神奈川県で約2,100基、その他は400基未満である。

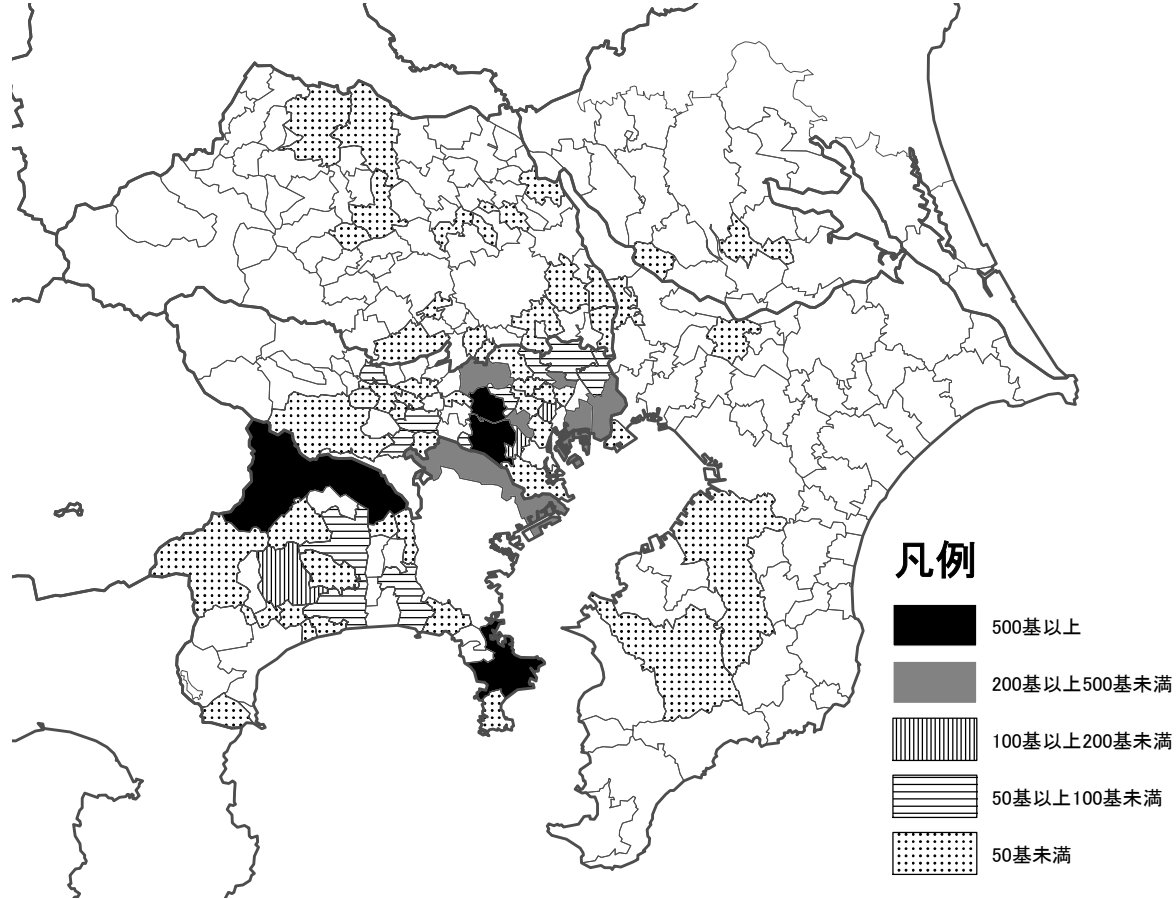
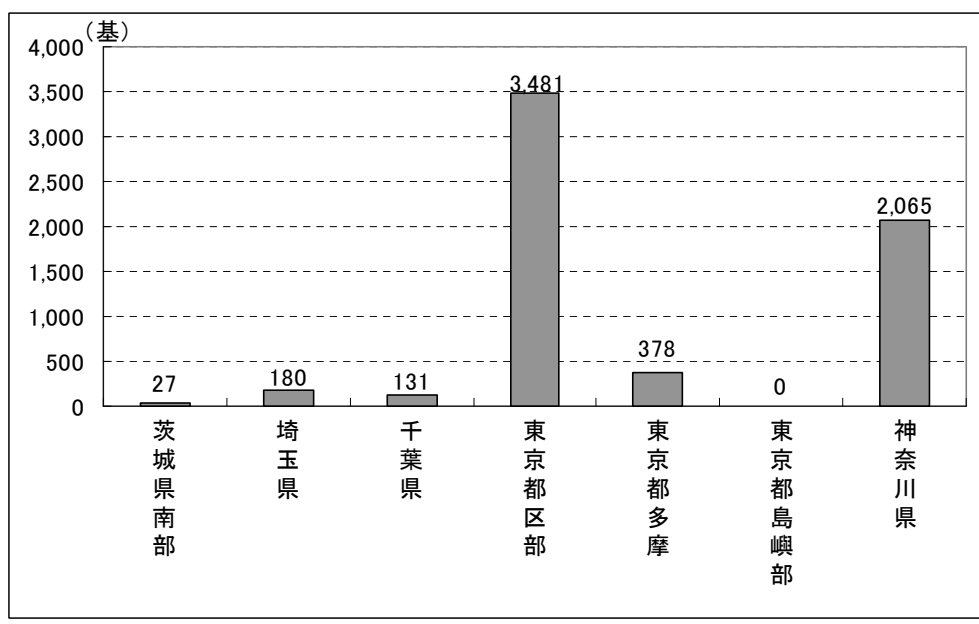


図 10-14 マンホール対応型トイレ等の備蓄・調達数

(15) 携帯トイレの備蓄・調達数

・既設トイレの便座等に便袋を設置し、し尿をパックするタイプの携帯トイレの備蓄・調達数は、東京都区部で約 98 万 2,000 枚、神奈川県で約 37 万 1,000 枚、埼玉県で約 22 万 2,000 枚、東京都多摩で約 11 万 9,000 枚、千葉県で約 6 万 7,000 枚である。

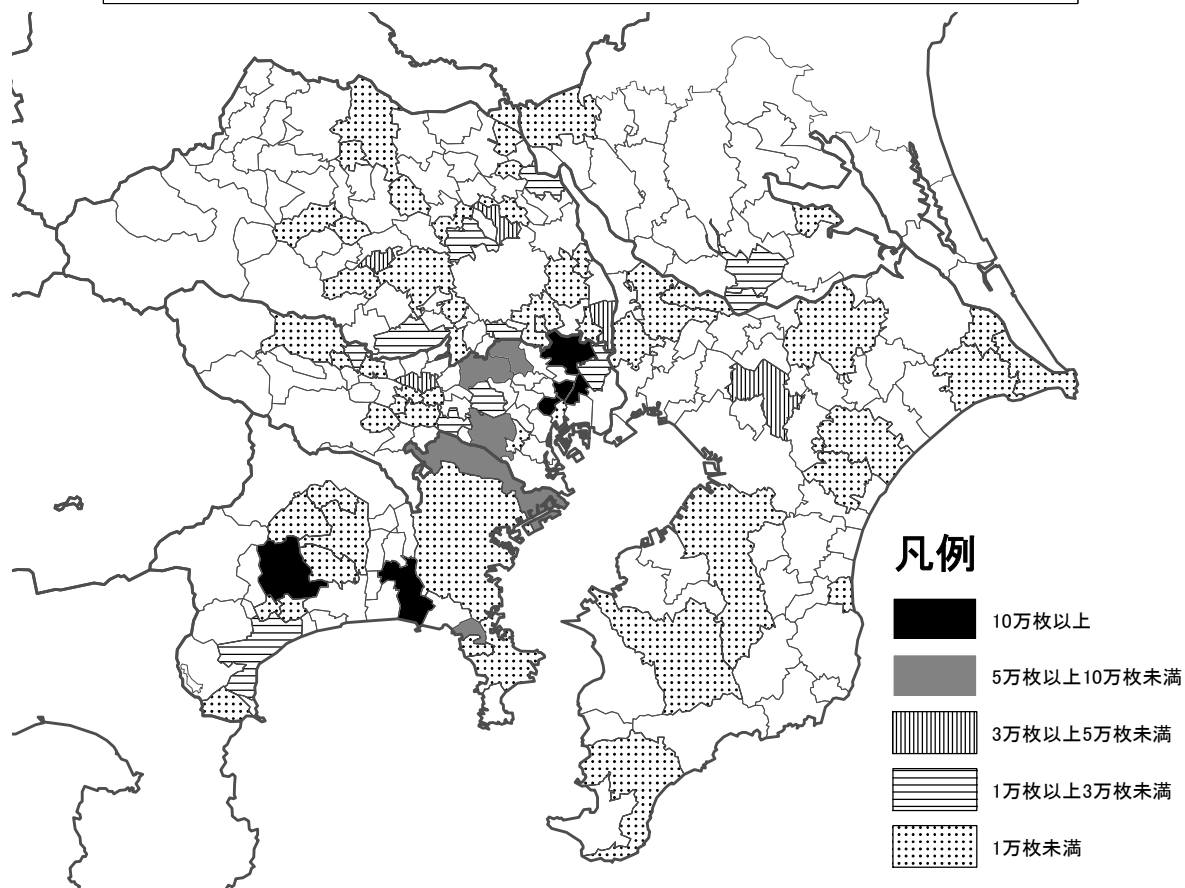
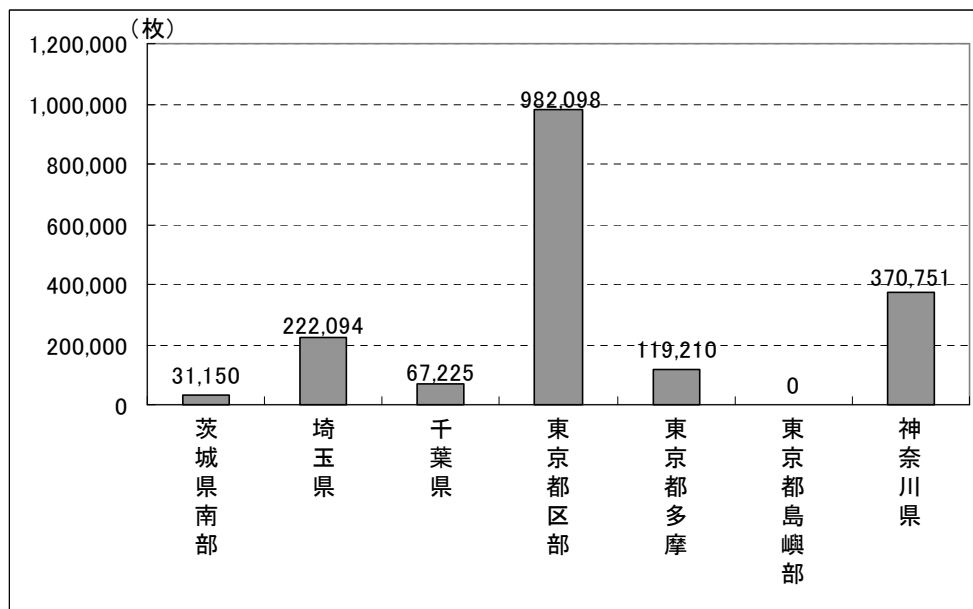


図 10-15 携帯トイレの備蓄・調達数

(16) その他トイレの備蓄・調達数

・その他トイレの備蓄・調達数は、神奈川県で約1,100基、埼玉県、東京都区部でそれぞれ約600基である。

※その他トイレとしては、車椅子用トイレ、固液分離式トイレ等がある。

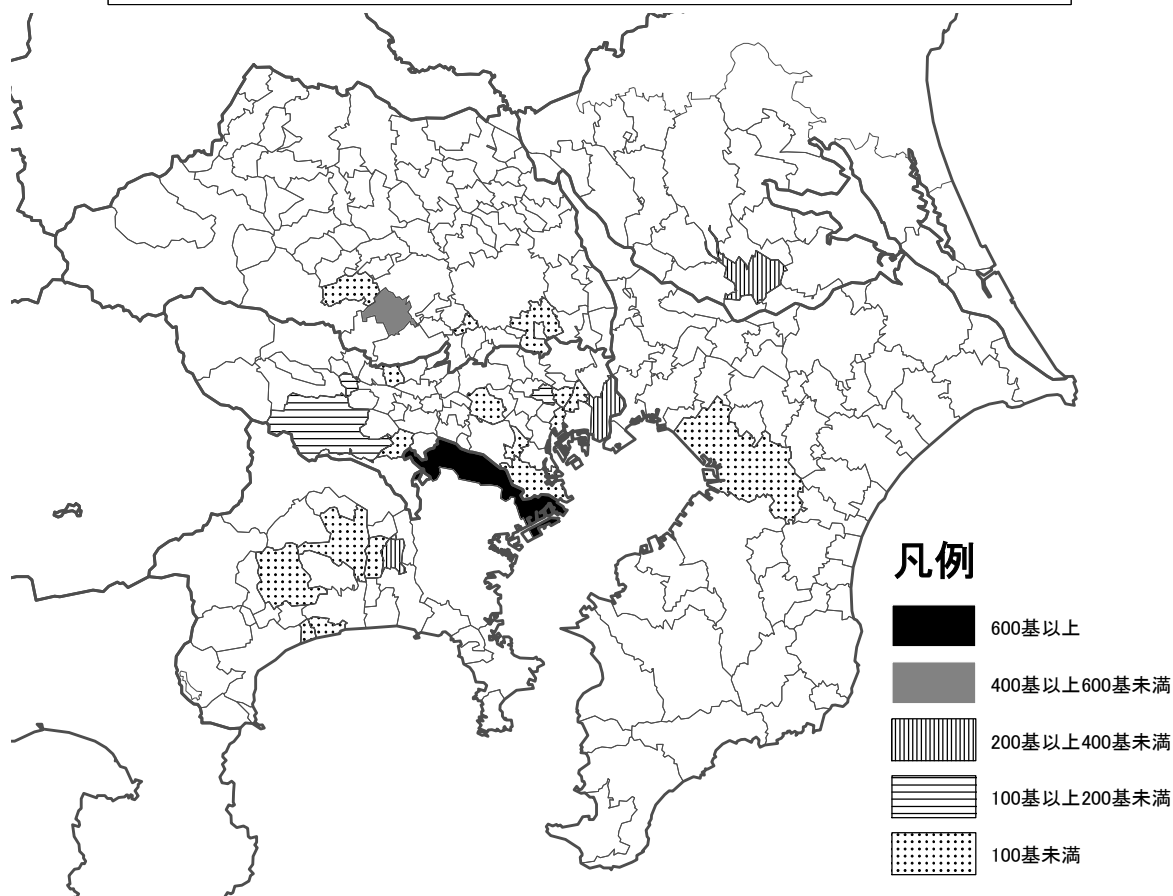
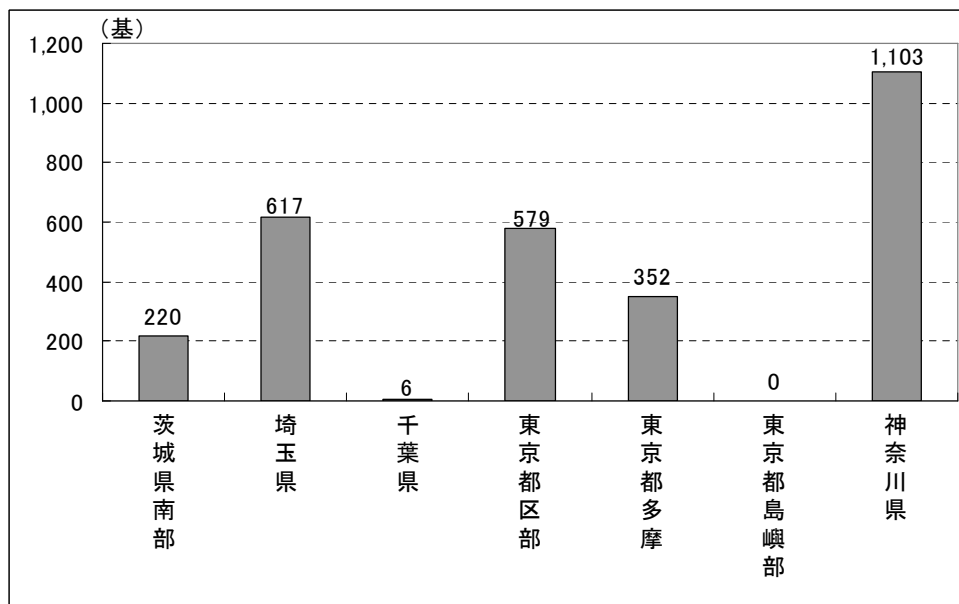


図 10-16 その他トイレの備蓄・調達数

1. (1) ⑩大規模地震時に想定される避難所開設期間

大規模な直下地震により貴市区町村の周辺地域で震度6強以上の揺れが発生した場合、相当の避難者が発生すると予想されますが、貴市区町村における避難所の開設期間は、最大で何日間程度と想定されると思いますか。

最大約 () 日間

(17) 大規模地震時に想定される避難所開設期間

・大規模な直下地震により市区町村の周辺地域で震度6強以上の揺れが発生した場合に想定される避難所開設期間の平均値(回答のあった市区町村の平均)は、千葉県で72日、埼玉県で62日、神奈川県で61日、茨城県南部で44日、東京都区部で35日、東京都島嶼部で24日、東京都多摩で19日である。

※(参考)阪神・淡路大震災の神戸市においては、平成7年8月10日に応急仮設住宅がすべて完成したことに伴い、8月20日をもって災害救助法の規定に基づく避難所を廃止したが、仮設住宅に入居できない多数の避難者(6,672人)がいたため、避難所に代わる施設として、10箇所(その後12箇所)の待機所を設置。(「阪神・淡路大震災－兵庫県1年の記録」(兵庫県、1996)より)

神戸市は、平成9年3月には待機所の位置付けを廃止し、公園の旧避難所とあわせて「旧避難所等」が残った。(発災後約4年経過の)平成10年12月17日に旧下山手小学校の旧待機所が解消されたが、その後も公園に旧避難所が残った。(「阪神・淡路大震災－神戸の生活再建・5年の記録－」(神戸市生活再建本部、2000年3月)より)

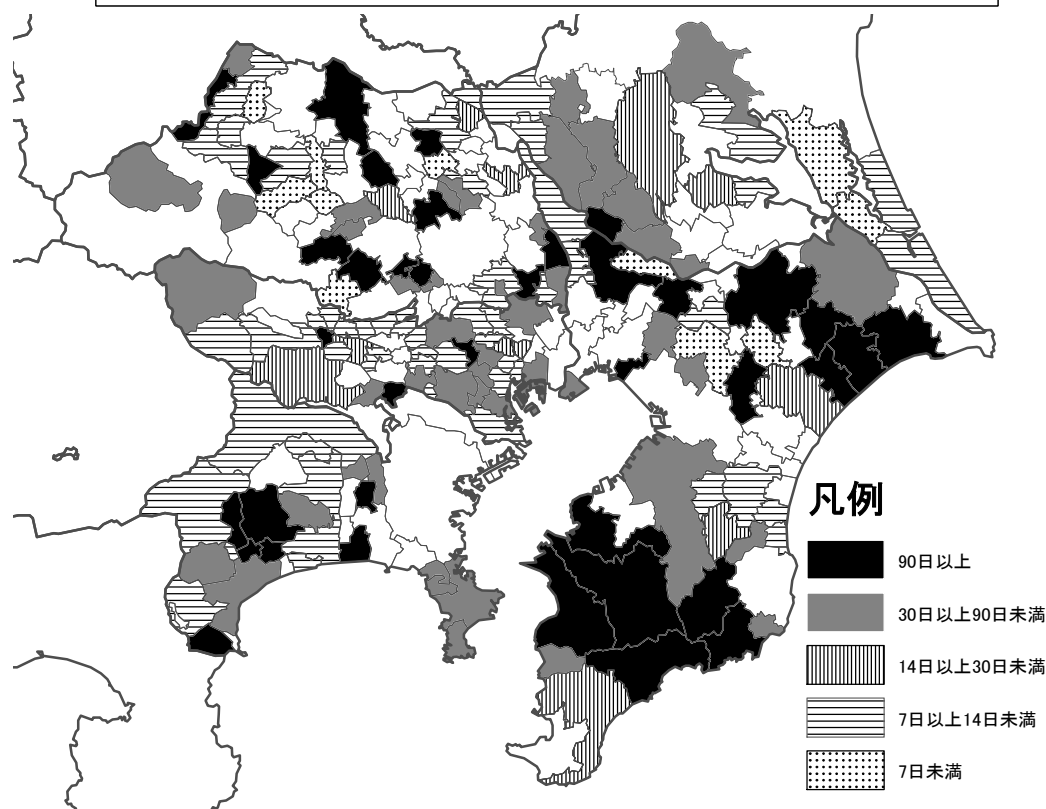
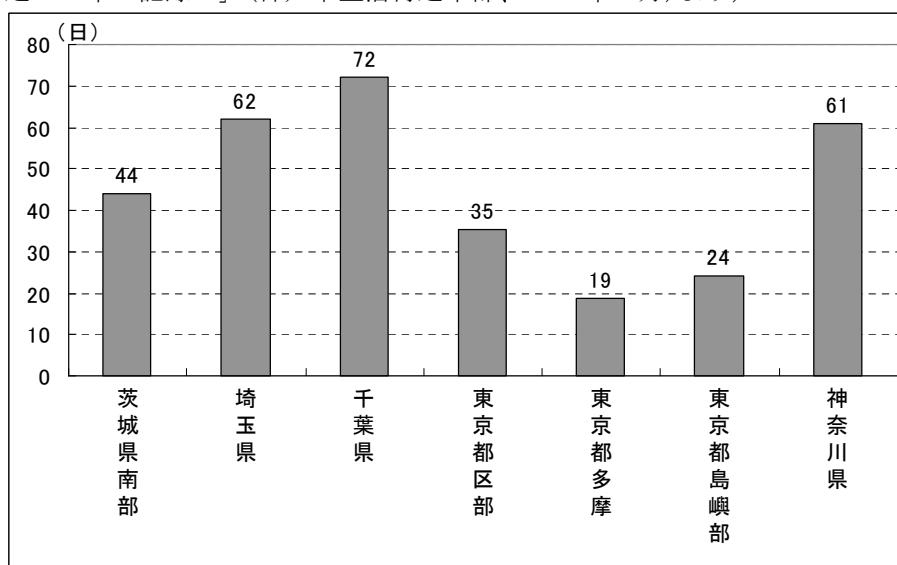


図 10-17 大規模地震時に想定される避難所開設期間

(2) 避難者収容の可能性

実際の震災時において、全体として、避難を希望する人々を避難所収容計画どおりに収容することが可能だと思いますか。該当するものを1つ選び、回答欄に番号をご記入下さい。なお、ここでは、避難所収容の対象者を「当該市区町村の住民のみ」とした場合とします。

回答欄	
-----	--

1. 計画した人数を超えなければ避難所に収容できると思う（超えると収容できない）。
2. 計画した人数を多少超えても避難所に収容できると思う。
3. 計画した人数であっても、実際には計画どおりに収容できない可能性がある。

→ (「3. 計画した人数であっても、実際には計画どおりに収容できない可能性がある。」と回答された場合、その具体的なケースや理由等について記述して下さい。)

(例) 避難者収容可能面積に対して3.3㎡当たり2人で避難者収容可能人数を算出しているものの、避難者が持ち込む家財なども考えられ、当初見込んでいた施設面積の全てを避難スペースとして活用できるとは限らないため。

(18) 避難者収容の可能性

・計画した人数であっても、実際には計画どおりに収容できない可能性があると考えている市区町村の割合は、神奈川県・千葉県・東京都多摩・埼玉県で3～4割、東京都区部で26%である。

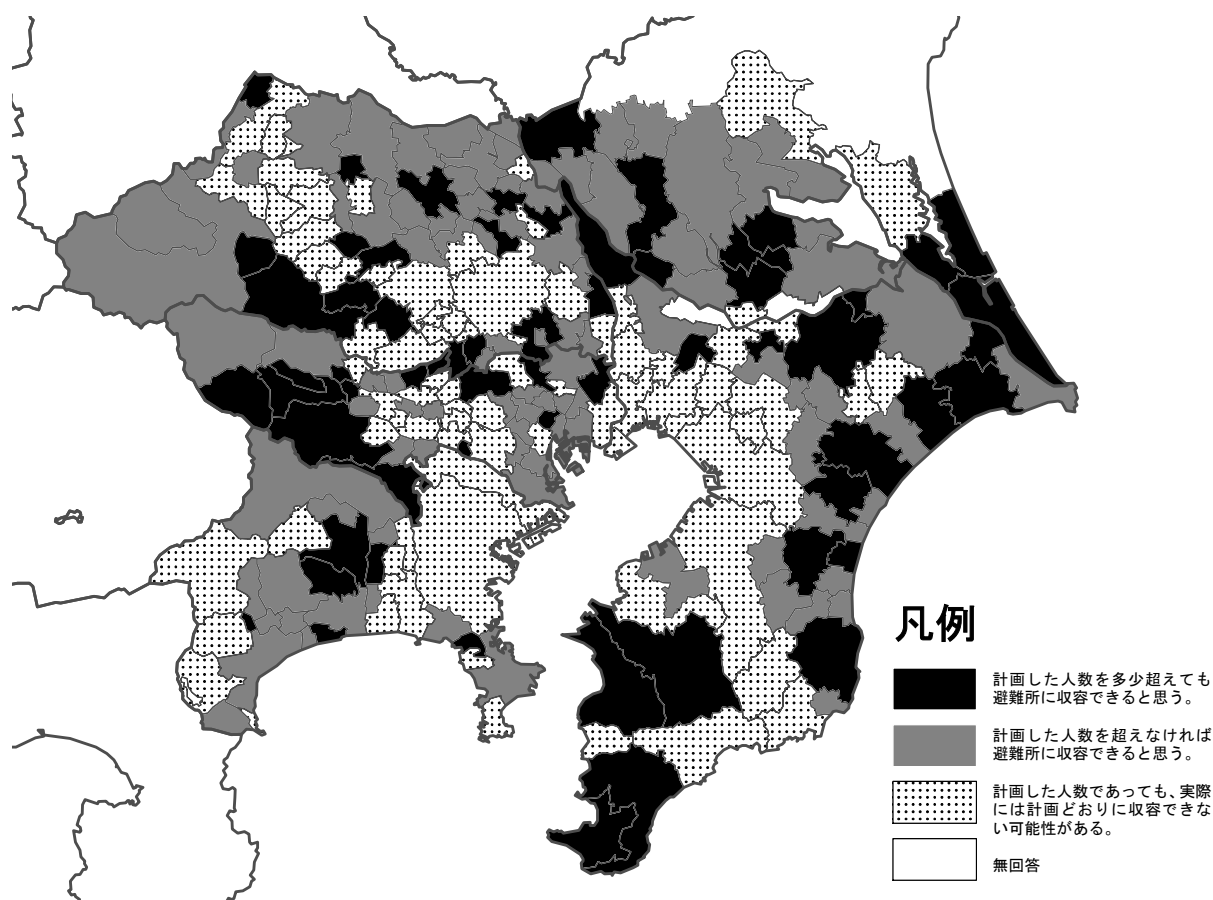
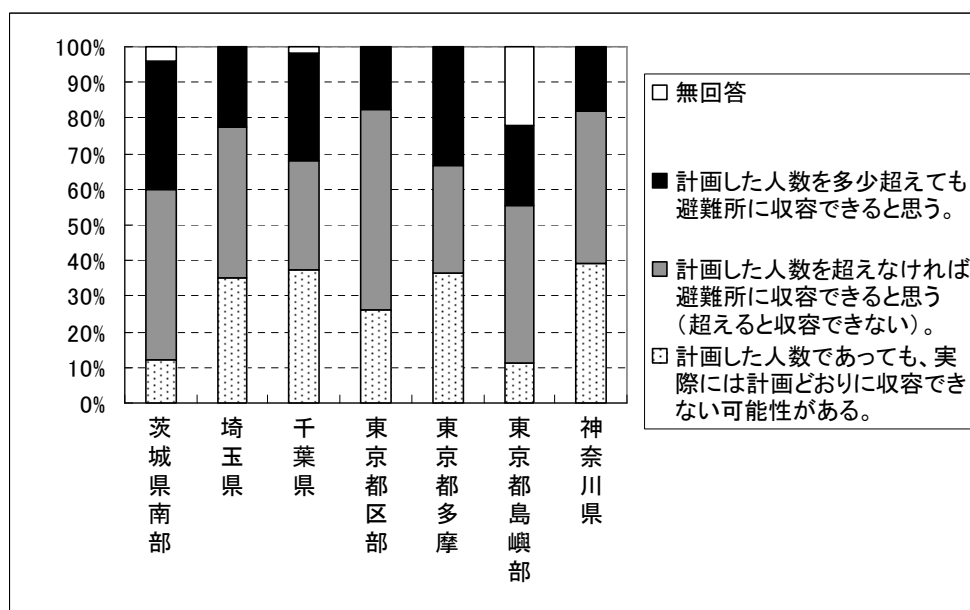


図 10-18 避難者収容の可能性

表 10-11 計画した人数であっても計画どおりに収容できない理由等
（「計画した人数であっても、実際には計画どおりに収容できない可能性がある。」と回答した市区町村の具体的な理由等）

（帰宅困難者・観光客の避難）

- ・当初は、帰宅困難者も入所すること。
- ・避難者収容数も県の被害想定を活用しており、あくまでも市内居住者を対象としており、帰宅困難者等により避難者数は大幅に増加すると考えられる。
- ・観光客などの被災者の人数により、避難所が受け入れできない場合も考えられる。
- ・発災の時間帯（夏期観光シーズン等）によっては収容できない可能性あり。

（家財持ち込み等による避難スペースの減少）

- ・避難者の持ち物により、スペースが制限されるなどの可能性があるため。
- ・避難者収容可能面積に対して3.3㎡当たり1人で避難者収容可能人数を算出しているものの、避難者が持ち込む家財なども考えられ、当初見込んでいた施設面積の全てを避難スペースとして活用できるとは限らないため。
- ・施設全体を収容スペースとして活用できるとは限らない。
- ・単純に部屋の面積割で計算されているが、部屋に置いてある事務用品等のスペースがあり、すべての面積を活用できるとは限らないため。
- ・当初見込んでいる施設面積を全て避難者収容のために当てられるとは限らないため。（状況によっては、避難所建物内に現地対策本部を置くことなども考えられる。）
- ・避難所建物延床面積3.3㎡当たり2人で収容可能人数を算定しているため、収容可能面積等の算定根拠を見直し、検討する必要がある。
- ・避難者のプライバシー確保のため、ダンボール製の簡易衝立等設置した場合など全てを避難スペースとして活用できるとは限らないため。
- ・入所時期が遅くなるにつれ無駄（半端）なスペースが生まれ確保しづらくなると考える。
- ・地元町会・自治会など既存組織が広めにスペースを確保することが考えられる。

（避難所自体の被災）

- ・建物被害のため計画の避難スペース全てを活用できない。
- ・耐震化により、確実に避難場所が被災しないとはいえないため。
- ・施設によってガラスが割れたり、施設が損傷したりすることが予想され、計画している面積が全て使用できる保障がないため。
- ・現在指定されている避難所は、地すべり地域等に指定された中に設置されているものもあり、一部の避難所が機能しない可能性があるため

（想定避難者の増大等）

- ・その時点では、実際に家が倒壊しなくても、余震での倒壊を恐れ少しでも安全な場所へ避難を行おうとする心理が働き、計画以上の人が避難することが予想されるため。
- ・平成18年5月の東京都の被害想定（多摩直下M7.3）での避難者数が現在の地域防災計画より多いため。
- ・南関東地震による被害想定を基準にすると、予想避難者全員が避難した場合は、指定避難場所では収容不可能な状況である
- ・橋の落橋の有無により区内の避難所に集まる避難者の想定が変わる
- ・一部の避難所に避難者が集中する恐れがある（発災時間で変わる）

(避難者収容可能人数自体の未算定)

- ・現在の地域防災計画では、避難者収容可能面積に対して収容可能人数を算出していないため。現在、改定中。
- ・被害や避難者の状況等により、避難スペースの画一的基準を設けていないため。

(1人当たり占有面積の増加の必要性)

- ・当市で計算している一人あたりの収容スペースは約2㎡であり、実際には4㎡近くは必要であると考えます。

(教室等を避難スペースとして想定)

- ・全ての教室に収容することを想定しているが、実際には避難スペースとして利用できない教室等があると考えられるため。(今後学校側と協議し整理する予定)多くの帰宅困難者が避難所を利用した場合は、収容不可の場合も考えられる。
- ・学校施設等、授業再開に伴い空けなければならない施設がある。

(食料の調達不足)

- ・地域により避難者数が大きく異なるため、市内一律で学校に保管している備蓄物資では対応が困難な可能性がある。

(避難所の割り振り困難)

- ・避難者収容可能人数を算出していたとしても、実際の現場では、それぞれの地区によって被災者の数にも差が出ると考えられ、避難所に収容する人数についても大きな差がでると考えられる。そのような場合、自分自身の地区の避難所だけでは収容できず、それ以外の避難所に移送しなければならない場合もでてくると考えられるが、そのような場合の各避難所への振り分けについては、それぞれの被災者の事情等を考慮すると、計画どおりにはいかないと考えられる。

(災害時要援護者への対応)

- ・知的障害者など集団生活になじめない避難者など
- ・要援護者(身体障害者)に対するスペースを考慮すると、確保できなくなる場合がある。
- ・災害時要援護者の避難に際し、各避難所の受け入れ設備が未整備であるため、対応が出来ないケースが、想定される。また、車椅子利用者や特定疾患のある避難者の対応はできない。

(被災者ニーズへの対応)

- ・本人の希望により、個人的に他施設(他避難所)を希望するケースが多々出ると予想されるため。

(避難所における混乱)

- ・怪我や住民の混乱等の想定外の事態が生じることが予想されるため。
- ・避難所派遣職員に対して、区画割りを行うよう指導等を行っているところではあるが、災害時の混乱の中で、どれだけ予定どおりに区画割りができるか不透明であるため。

(3) プライバシーの確保

体育館等に収容した避難者について、プライバシー確保のために何らかの対策を考えていますか。該当するものを**1つ**選び、回答欄に番号をご記入下さい。

回答欄	
-----	--

1. 具体的な対策を予定している。
2. 現在検討中である。
3. 現時点では特に考えていない。

→ (「1. 具体的な対策を予定している。」と回答された場合、その具体的な内容について記述して下さい。)

(例) 段ボール製の簡易ついたてを備蓄している。

(19) プライバシーの確保

・避難所におけるプライバシーの確保について具体的な対策を予定している市区町村の割合は、神奈川県で61%、東京都区部で22%、東京都多摩で20%、埼玉県で14%、その他は10%未満である。

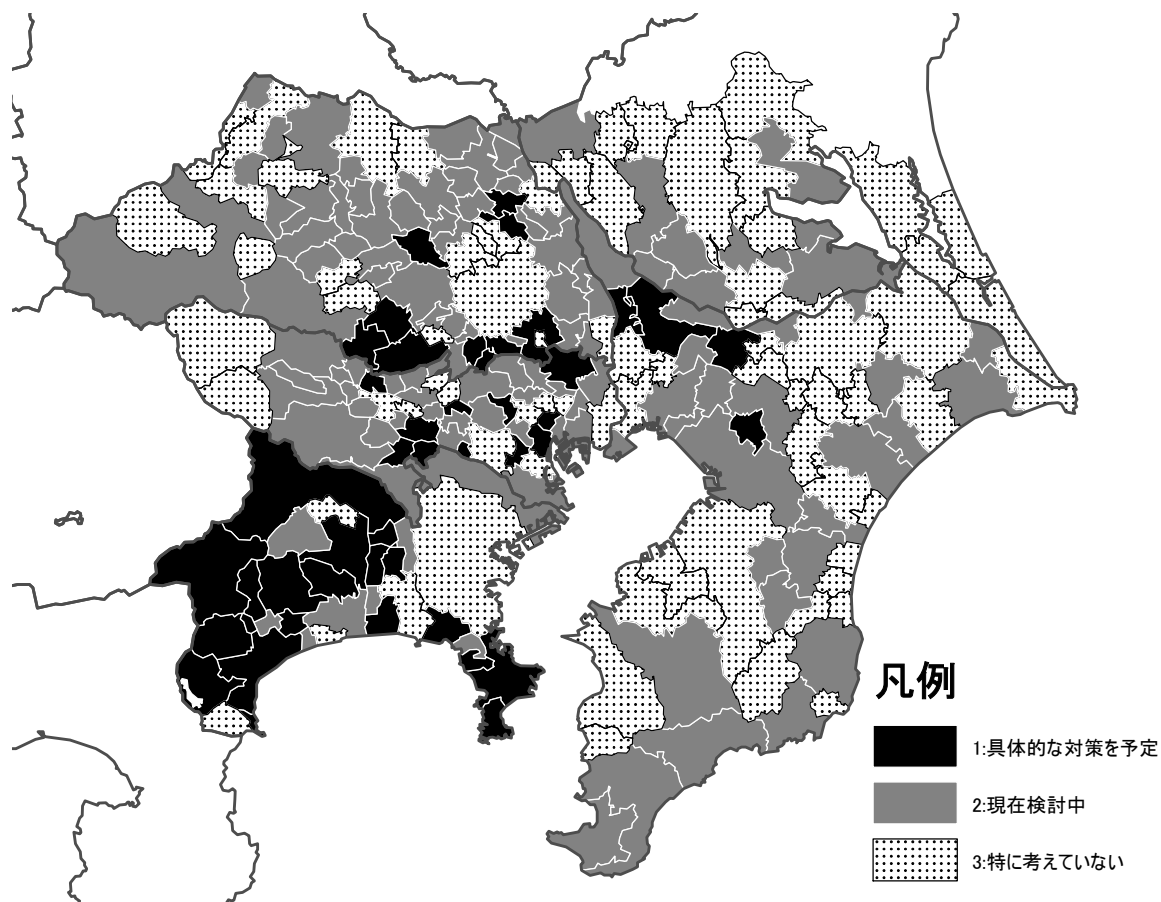
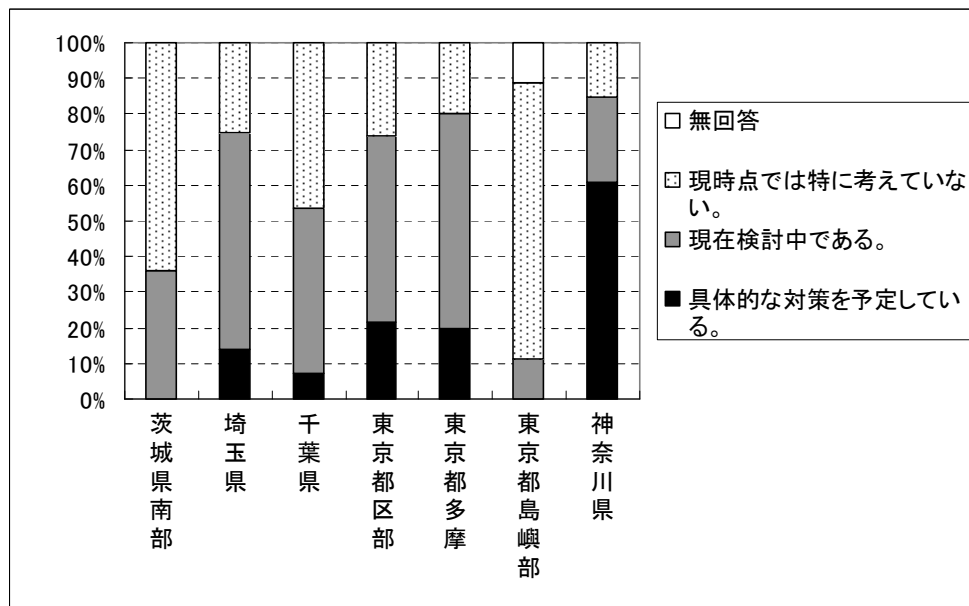


図 10-19 プライバシーの確保

表 10-12 プライバシー確保の具体的な内容

(「具体的な対策を予定している」と回答した市区町村の具体的な内容)

(間仕切りによる居住空間の区画化)

- ・多目的簡易ボード(段ボール製のしきり)を備蓄し、避難生活の際は活用することを考えている。
- ・完全なものではないが、ダンボール製の間仕切りパネルを購入している。
- ・段ボール製の簡易ついたてを備蓄している。(ただし、長期避難者対策)
- ・展示用パネルを使用する(防災用備蓄品ではない)
- ・毛布を入れている段ボールをつい立として利用する。
- ・平成 19 年度にモニター的に簡易間仕切りを購入し、平成 20 年度以降、段階的に整備する予定。
- ・ナイロン製間仕切りユニットを備蓄している。
- ・備蓄してある避難所用間仕切板を使用するとともに、「災害時応急用ダンボール生産に関する協定」により災害時には、ダンボール製の間仕切り等を生産してもらおう。
- ・ワンタッチ式の簡易ついたてを備蓄している。
- ・樹脂中空構造板の簡易プライベートルームを備蓄している。
- ・布張りスクリーンを備蓄している。
- ・間仕切りを設置したり居住区画の配分の工夫

(男女別の更衣室の設置)

- ・男女の更衣室の設置

(個人情報管理)

- ・情報の管理を徹底し、避難者のプライバシーの保護に十分配慮

(4) 避難所の運営

避難所の運営方法について、どのように計画されていますか。該当するものを1つ選び、回答欄に番号をご記入下さい。

回答欄	
-----	--

1. 開設、管理・運営は行政職員あるいは教職員等が主導して行う。(住民やボランティアは支援でしかない。)
2. 開設は行政職員あるいは教職員等が行うが、以降の管理・運営は地域住民が主体的に行うようになっている。
3. (鍵も地域に貸与してあり) 開設からすべて地域住民が主体的に行うことになっている。
4. その他
(具体的に)

(20) 避難所の運営方法

- ・避難所の開設、管理・運営を行政職員や教職員等が主導して行うとする市区町村の割合は、千葉県で46%、埼玉県で45%、茨城県南部で44%、東京都多摩で40%であるのに対し、神奈川県では15%、東京都区部では0%である。
- ・神奈川県や東京都区部では、避難所の開設は行政職員あるいは教職員等が行うが、以降の管理・運営は地域住民が主体的に行うとする市区町村が多い。また、東京都区部では、この他、開設からすべて地域住民が主体的に行うこととする区も多い。

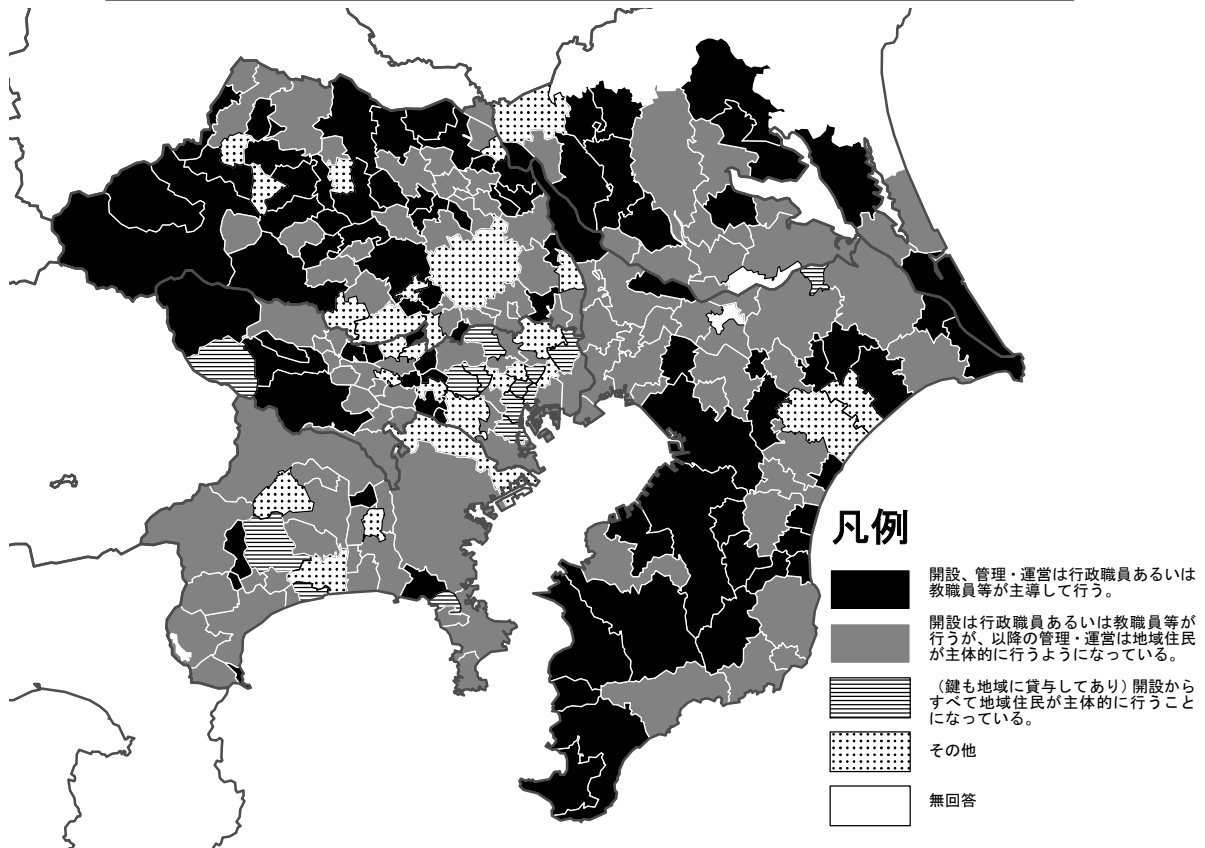
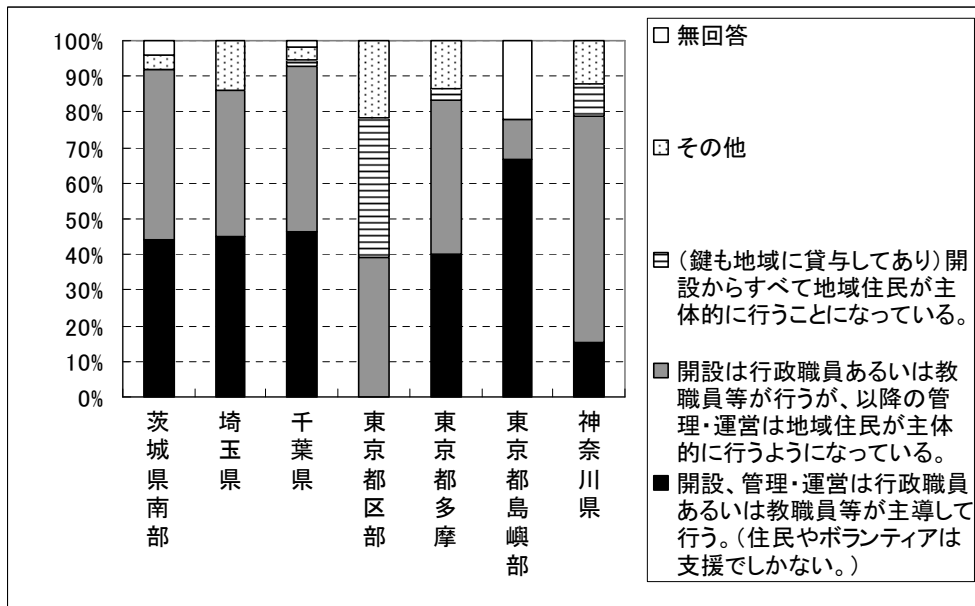


図 10-20 避難所の運営方法

表 10-13 避難所運営方法「その他」の内容

(地域住民主体の運営であるが、学校長・教職員も関与)

- ・基本的には地域住民主体の運営だが、施設の管理者である学校長にも運営に関わってくる
- ・地域住民に鍵を貸与していることから開設は地域住民に主体的に行ってもらおうが、運営に関しては、地域住民と職員が協力して行なう。

(避難所運営組織が中心)

- ・現行計画では行政主導だが、避難所運営組織を中心に行うよう検討中である。
- ・地域住民、市職員、教員等で組織している避難所運営委員会が主体となり運営する。
(鍵も地域に貸与してある)

(自主防災組織等の協力による開設・運営)

- ・地域の自主防災組織等の協力を得ながら避難所の開設・運営を検討
- ・開設は避難所に先についたもの(市職員、教職員、自主防災会、ボランティアのいずれか)が行い、運営は自主防災会とボランティアで行うことになっている。

(行政職員・教員・地域住民の連携による管理・運営)

- ・開設は行政職員が行うが、以降の管理・運営は行政職員・教員・地域住民が連携して行う。
- ・避難所は、原則的に、行政、施設管理者、避難者(住民)の三者が協力して開設運営するものとします。ただし、大規模かつ突発的な災害に際しては、避難者同志がお互いの助け合いや協働の精神に基づく自主的な避難所運営をめざすものとし、行政や施設の担当者は後方支援的に協力するものとします。

(避難所により運営方法は異なる)

- ・避難所の運営については、各避難所で決めている
- ・防災計画では臨機応変に採用することとしている

(5) ①避難者名簿の作成

避難所に収容された避難者の名簿作成について、何らかの準備がされているでしょうか。
該当するものを1つ選び、回答欄に番号をご記入下さい。

回答欄	
-----	--

1. 具体的な準備を行っている。
2. 現在検討中である。
3. 現時点では特に考えていない。

→ (「1. 具体的な準備を行っている。」と回答された場合、その具体的な内容について記述して下さい。)

(例) 普段から名簿記入用紙(名前、年齢、平時の住所及び電話番号を記入)を用意するとともに、避難所運営マニュアルの中にも、これを記入の上で避難所内に入ってもらふ旨等記載している。

(21) 避難者名簿の作成

・避難者名簿の作成について具体的な準備を行っている市区町村の割合は、東京都区部で83%、神奈川県で76%、東京都多摩で53%、千葉県で38%、埼玉県で31%、その他は2割未満である。

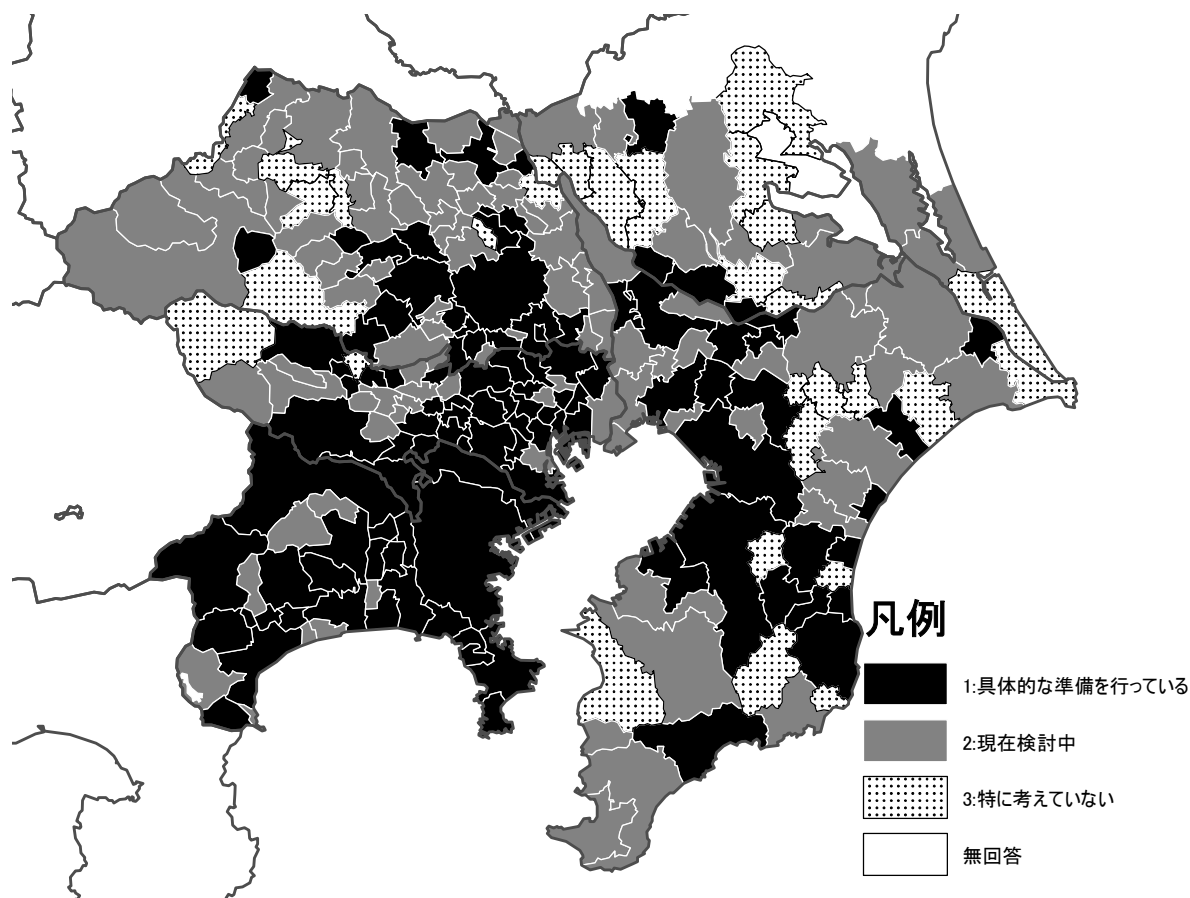
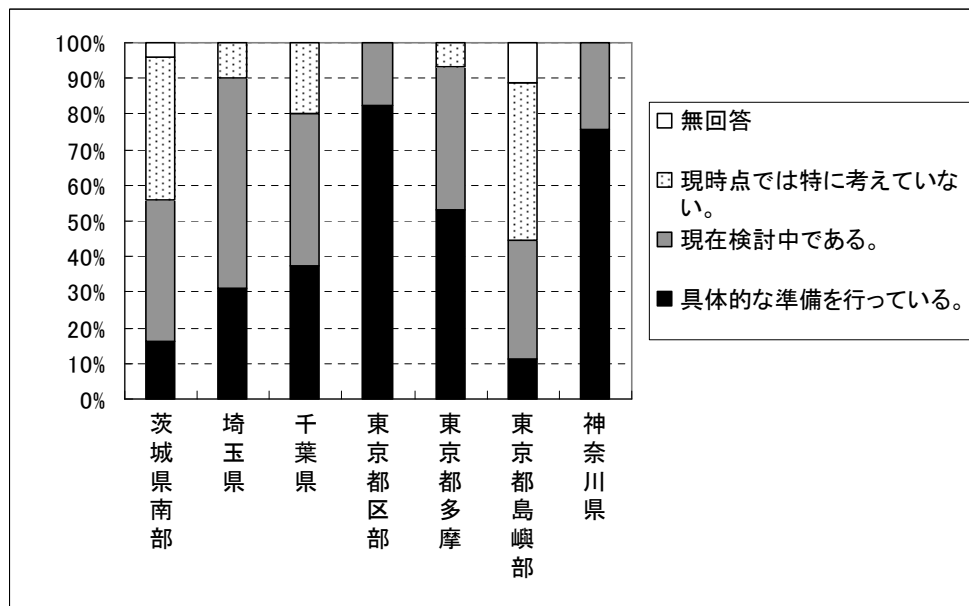


図 10-21 避難者名簿の作成

表 10-14 避難者名簿の作成の具体的内容

(「具体的な準備を行っている」と回答した市区町村の具体的な内容)

(避難者カードの準備と、マニュアル等への位置付け・訓練での活用)

- ・氏名、年齢、性別、住所等を記載する世帯別の名簿記入用紙を備蓄倉庫に用意している。発災時には、地元町会を主体とする「避難所運営協議会委員」が、この名簿記入の際に主体的な役割を果たし、名簿を管理する。
- ・避難所に避難者名簿の様式を用意するとともに、防災拠点活動マニュアルで、記入上の注意点や保管・管理の方法など記載している。また、防災訓練では、この様式を使った名簿作成の訓練も実施している。
- ・地域防災計画に定めた様式がある。しかし、事前に印刷して用意はされていない。事前に用意することについては、個人情報の観点から名簿の集約をする地域の防災組織と学校が学校避難所運営マニュアルの策定をする中で地域防の様式を雛形として検討する方向。
- ・避難者カード(名前、年齢、平時の住所及び電話番号を記入)を用意し、避難所運営管理マニュアルの中に、これを記入してもらうよう記載している。
- ・住民防災組織用の避難所運営マニュアル、職員用の災害対策マニュアルに受け付け及び避難所状況報告を記載し、これに基づく避難所状況報告訓練を定期的に行っている。
- ・避難所出動職員の携帯用品として用意するとともに、避難所運営マニュアルの中に、作成方法等を記載している。

(情報システムでの管理)

- ・震災救援所運営マニュアルの中に、避難者名簿を記入の上で避難所内に入ってもらふ旨等記載し、訓練等も行っている。また、パソコンにより避難者名簿の登録・管理を行う。
- ・避難拠点(=避難所)ごとに進捗状況は異なるが、普段から名簿の用意や、町会別にわけのためのシールなどを用意している避難拠点もある。防災情報システム内に入力する。
- ・避難者登録票の用意完了。登録票を電子データ化し、自動集計、本部、避難所間のリアルタイムによる情報収集・配信が可能なシステムを整備済み。
- ・避難者が避難所に参集した際に避難者カードを作成し、これをデータ化して避難者名簿を作成し、避難者や負傷者等の状況把握を行うためのシステムの構築を行っている。

(5) ②避難者の照会への対応

家族と離れ離れとなった人等から、避難所に収容された避難者等に関する問い合わせが多く発生すると考えられるが、こうした外部からの照会への対応体制について、何らかの準備がされているでしょうか。該当するものを1つ選び、回答欄に番号をご記入下さい。

回答欄	
-----	--

1. 具体的な準備を行っている。
2. 現在検討中である。
3. 現時点では特に考えていない。

→ (「1. 具体的な準備を行っている。」と回答された場合、その具体的な内容について記述して下さい。)

(例) 避難所で作成した避難者名簿の写しは市役所の〇〇係に送られ、避難者の照会はこの係が一括して行うこととなっており、照会元が親族であるかどうか等を確認の上回答する旨などを避難所運営マニュアルに記載している。

(22) 避難者の照会への対応

・避難者の照会への対応について具体的な準備を行っている市区町村の割合は、神奈川県で48%、東京都区部で35%、その他は2割未満である。

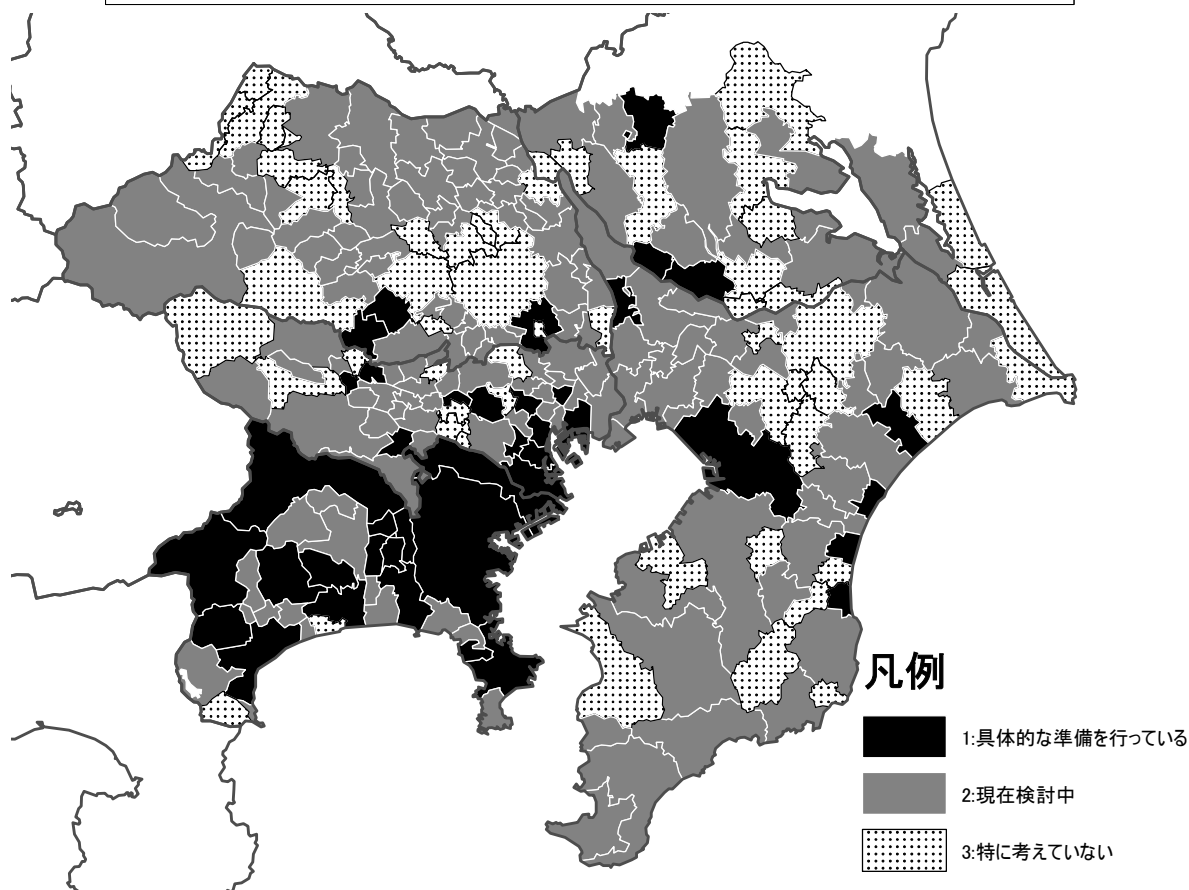
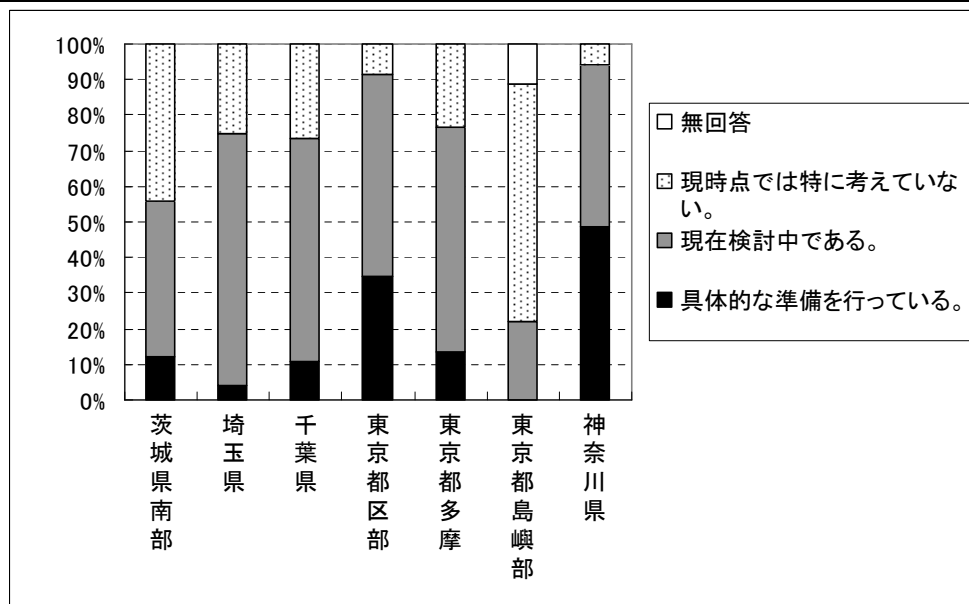


図 10-22 避難者の照会への対応

表 10-15 避難者の照会対応の具体的な内容

(「具体的な準備を行っている」と回答した市区町村の具体的な内容)

(本部等による対応)

- ・地区本部と災対本部が照会(対応)基準を協議し個々の照会にあたる。報道機関へは、災対指令情報部渉外広報課が各地区のデータを統括して広報する。
- ・各避難所で作成された避難者名簿をもとに、災害対策区民部避難所運営課が照会元が親族であることを確認し、回答することとしている。
- ・避難者名簿等は総務部に報告され、避難者の照会対応は各避難所・総務部・子ども生活部が連携し行う。(情報掲示板などに名簿を掲示するなど)対応等については避難所運営マニュアルに記載している。
- ・本庁舎において避難者名簿及び避難者の移動等の情報を定期的集約し、外部からの安否確認に対してこれにより回答する旨、内部のマニュアルに記載している。
- ・各避難所から(安否情報用紙を備蓄)災害対策本部に集められた避難者の安否情報を安否情報部が集約し、照会に対応することになっている。
- ・外部からの照会への対応は一括して災害対策本部の安否情報班が行うことになっている。なお、安否情報班は照会を受けた場合、照会元の住所、名前を確認した上で安否情報を提供する。

(各避難所における運営管理協議会等による対応)

- ・避難所で作成した避難者カードを基に、各避難所において運営管理協議会等が中心となり照会に応じる。

(情報システムによる対応)

- ・避難所のインターネット接続パソコンを使い、避難者を入力することにより、インターネットの Web サイトにアクセスし、避難者の確認が出来るシステムを導入済。
- ・各震災救援所で避難者名簿をパソコン登録したものを、デジタル防災無線により本部へ送信する。また、救援所本隊・各震災救援所でもパソコンにより検索し、外部からの紹介に対応する。
- ・被災者の安否情報を求める要望に迅速・効率的に対応するため、地域防災拠点等で収集した市民の安否情報を、インターネットを利用して市内外から確認できる災害時安否情報システムを平成17年から平成19年の3ヵ年で整備する。
- ・学校等は災害時に応急避難所となるので、日常学校で使用しているパソコンを災害時には避難者の安否情報システムとして稼働させる。
- ・インターネットで防災 GIS での照会を実施。
- ・避難所運営組織の情報班が、避難者カードの内容を「防災情報システム」(インターネット経由で安否確認が可能なシステム)に入力し、外部からの対応に備えることとなっている。
- ・登録票を電子データ化し、自動集計、本部、避難所間のリアルタイムによる情報収集・配信が可能なシステムを整備済み。(避難者の同意を得て公開可能)

(避難所や市区町村窓口での閲覧)

- ・避難所毎に避難者名簿を作成し、避難所や区の窓口で閲覧できるようにする。
- ・一覧表の貼り出し

(掲示板掲出による対応)

- ・各避難所で作成された避難者名簿は総務対策部に送付され台帳登録されるが、当面は電話での照会には対応できないと考えます。自主防災会の訓練でも自主防災会毎に安否情報掲示板を掲出し、その場に来て名前を探す訓練を行なっております。また電話での照会は災害伝言ダイヤル 171 の利用を奨励しています。

(ホームページ等での公開)

- ・区のホームページ等で公開する。

(6) 一次避難所における障害者への配慮

一次避難所に一時的に避難する視覚障害者、聴覚障害者、身体障害者等障害者に対する対応体制の整備など、何らかの対策を考えていますか。視覚障害者、聴覚障害者、身体障害者のそれぞれについて該当するものを1つずつ選び、回答欄に番号をご記入下さい。

(視覚障害者について)

回答欄	
-----	--

1. 具体的な対策を予定している。
2. 現在検討中である。
3. 現時点では特に考えていない。

→ (「1. 具体的な対策を予定している。」と回答された場合、その具体的な内容について記述して下さい。)

(例) 避難所に点字による案内板を設置している。

(23) 一次避難所における視覚障害者への配慮

一次避難所における視覚障害者への配慮について具体的な対策を予定している市区町村の割合は、東京都区部で39%、神奈川県で21%、その他は2割未満である。

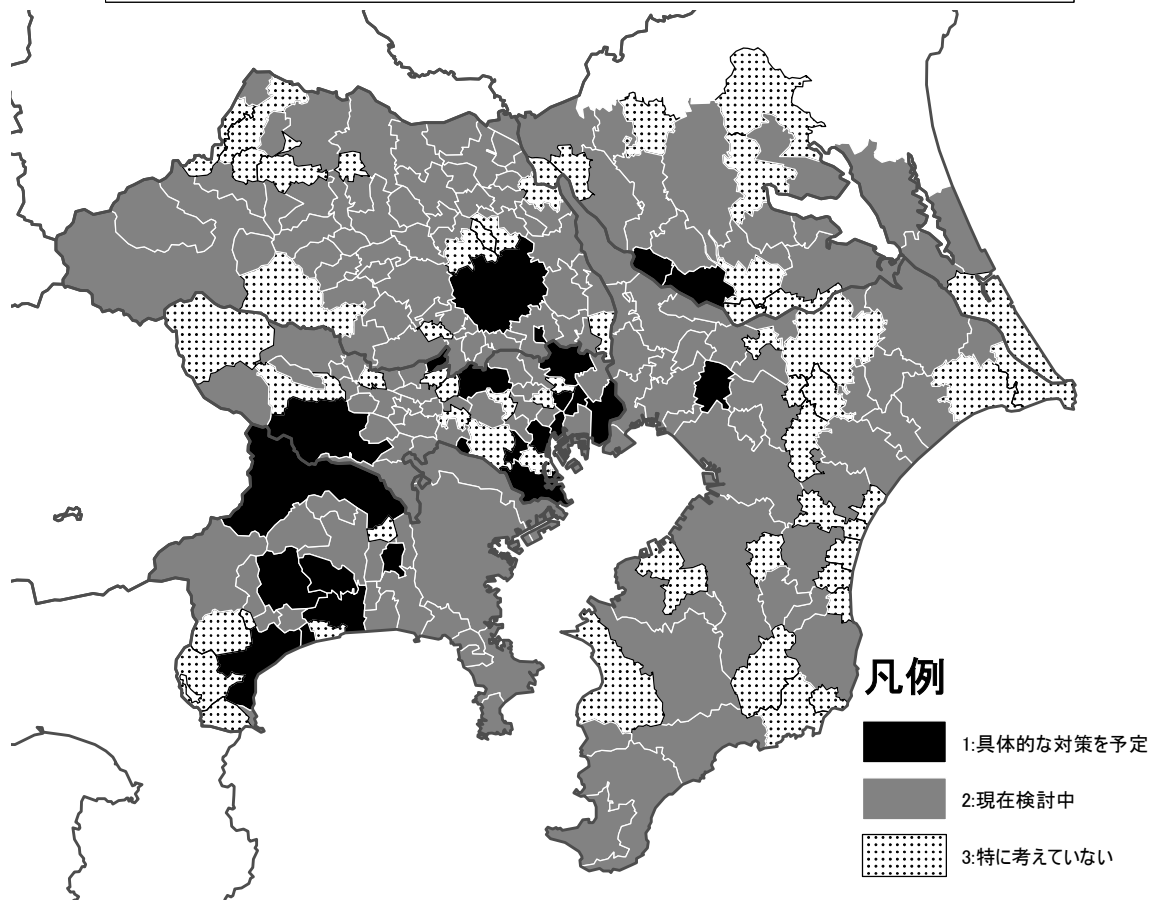
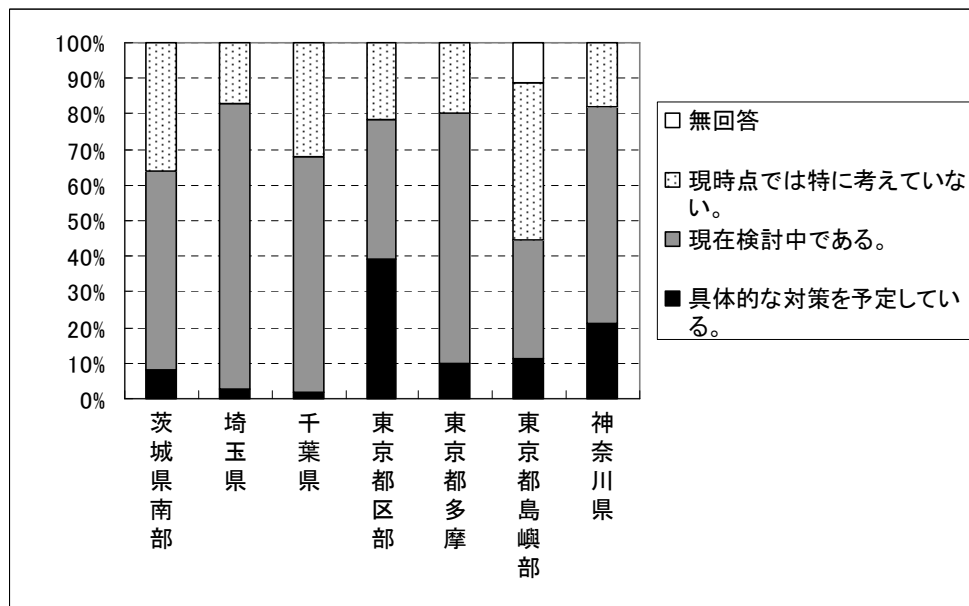


図 10-23 一次避難所における視覚障害者への配慮

表 10-16 一次避難所における視覚障害者への配慮に関する具体的内容
(「具体的な対策を予定している」と回答した市区町村の具体的な内容)

(点字・音声等による情報伝達・施設案内)

- ・点字や点字ブロック、音声を使った各種の情報伝達や施設の案内を行う。
- ・避難所では、音声による情報伝達を実施する。

(白杖の備蓄)

- ・各避難所に白杖を備蓄

(居住空間の区画化)

- ・通常の避難者とは別に災害時要援護者用の居室が決まっており、災害時要援護者の避難生活を支援する人(避難所の運営を行う区民)も決まっている。
- ・援護者スペースを確保しているところもある。
- ・一般の避難者と同一場所での生活が困難と判断される場合、別の部屋を提供できるようにしてある。
- ・障害の特質に応じた居住空間の確保に考慮している。

(要援護者支援班等による対応)

- ・災害時要援護者支援班を編成して対応する。
- ・災害弱者支援班は、避難所収容者のうち高齢者、障害者等に対し避難生活の情報提供が行えるよう、市社会福祉協議会等と協力して、避難所に音声受信設備の設置や手話・筆記通訳者の派遣等、情報手段の確保を行う。災害弱者のための環境条件の良い場所の確保など、災害弱者のニーズを把握し、支援を行う。

(ボランティア・ヘルパーとの連携)

- ・社会福祉協議会との災害時のボランティアに関する協定を締結しておりその枠内での対応を予定している。
- ・各避難所で、相談窓口及びボランティア受入窓口を設置予定。
- ・生活上の各種相談に応じるとともに、ボランティアやガイドヘルパー等による支援活動を実施する。

(日頃からの要援護者の把握)

- ・障害者福祉施設利用者の実態を把握できるように、各施設に台帳を作成。
- ・地域住民による助け合いマップを作成中

(訓練の実施)

- ・ハード面の対策はまだだが、視覚障害者を含めた訓練を過去実施。視覚障害者の模擬体験ができる訓練なども実施した。

(第三次避難所の指定)

- ・障害児・者とその家族と一緒に避難所生活を営むため福祉避難所としての性格を有する「第三次避難所」を指定した。

(6) 一次避難所における障害者への配慮

一次避難所に一時的に避難する視覚障害者、聴覚障害者、身体障害者等障害者に対する対応体制の整備など、何らかの対策を考えていますか。視覚障害者、聴覚障害者、身体障害者のそれぞれについて該当するものを1つずつ選び、回答欄に番号をご記入下さい。

(聴覚障害者について)

回答欄	
-----	--

1. 具体的な対策を予定している。
2. 現在検討中である。
3. 現時点では特に考えていない。

→ (「1. 具体的な対策を予定している。」と回答された場合、その具体的な内容について記述して下さい。)

(例) 手話ボランティアを派遣する体制を整備している。

(24) 一次避難所における聴覚障害者への配慮

一次避難所における聴覚障害者への配慮について具体的な対策を予定している市区町村の割合は、東京都区部で52%、神奈川県で21%、その他は2割未満である。

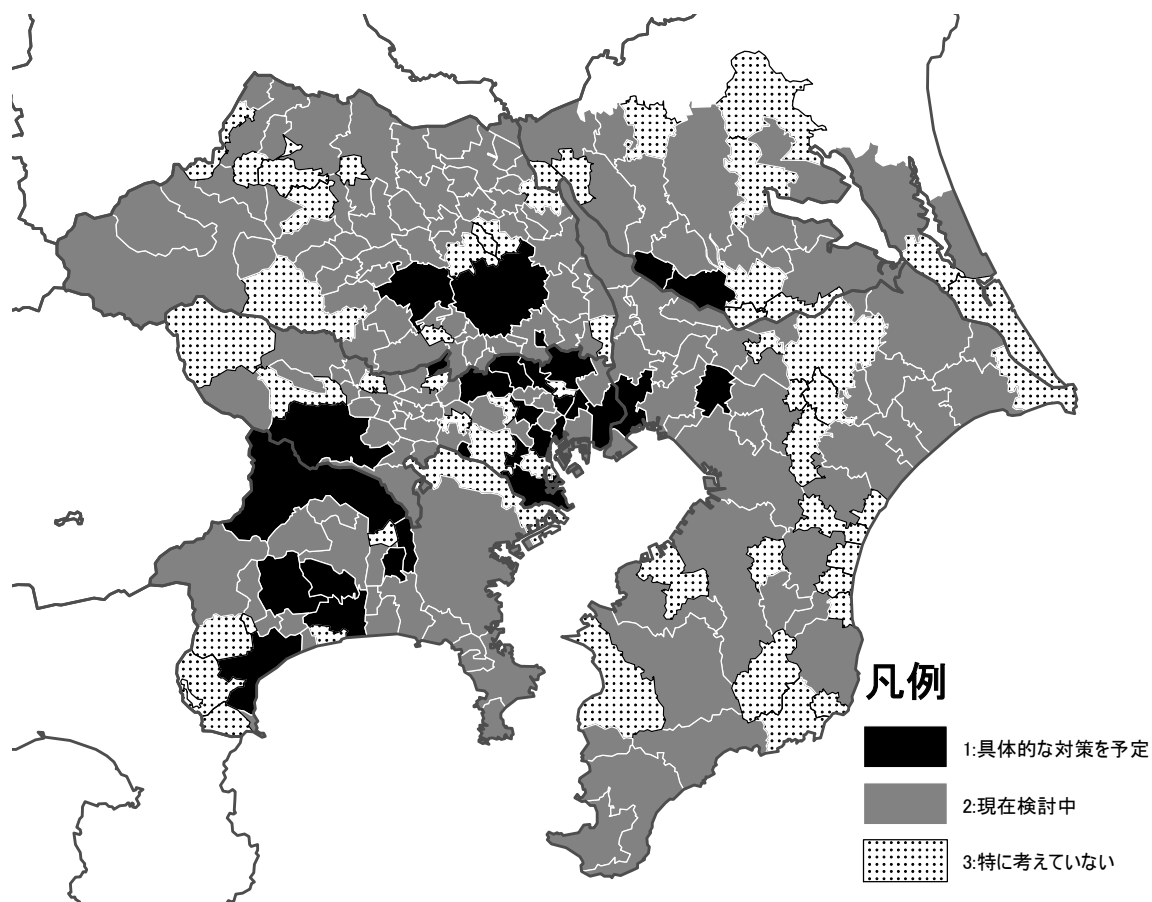
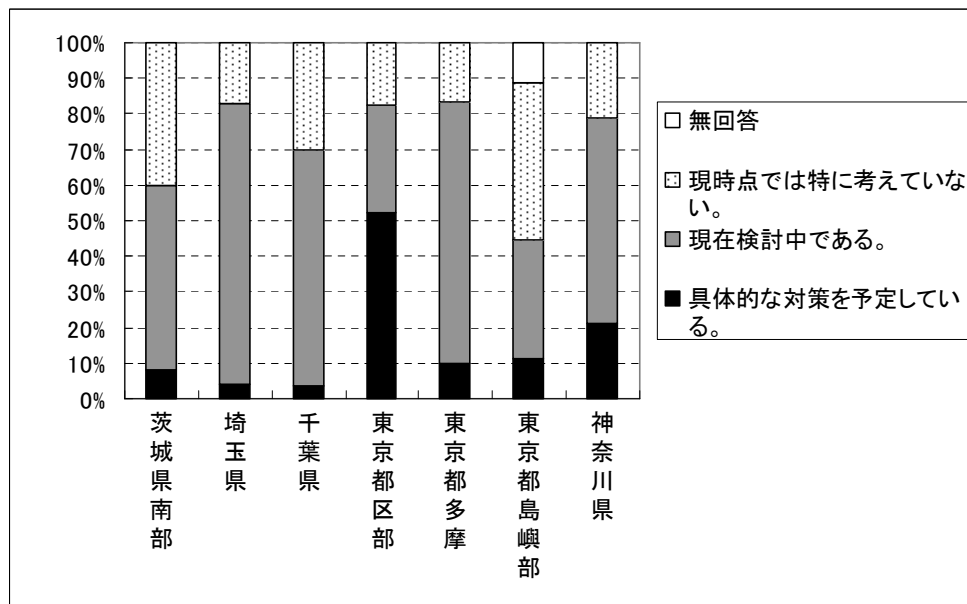


図 10-24 一次避難所における聴覚障害者への配慮

表 10-17 一次避難所における聴覚障害者への配慮に関する具体的内容
(「具体的な対策を予定している」と回答した市区町村の具体的な内容)

(文字による情報伝達・施設案内)

- ・手話通訳の確保や文字による情報伝達を行う。
- ・避難所では、貼り紙による情報伝達を実施する。
- ・避難所への仮設 FAX 設置や聴覚障害者窓口の明確化等
- ・災害情報入手のため、ファクシミリを導入

(居住空間の区画化)

- ・通常の避難者とは別に災害時要援護者用の居室が決まっており、災害時要援護者の避難生活を支援する人(避難所の運営を行う区民)も決まっている。
- ・一部の指定避難施設においては、体育館内に高齢者等の災害時要援護者スペースを確保しているところもある。
- ・災害弱者のための環境条件の良い場所の確保など、災害弱者のニーズを把握し、支援を行う。

(要援護者支援班等による対応)

- ・災害時要援護者支援班を編成して対応する。

(ボランティア・ヘルパーとの連携)

- ・手話通訳ボランティアを派遣する体制を整備している。
- ・社会福祉協議会との災害時のボランティアに関する協定を締結しておりその枠内での対応を予定している。

(日頃からの要援護者の把握)

- ・障害者福祉施設利用者の実態を把握できるように、各施設に台帳を作成。
- ・地域住民による助け合いマップを作成中

(訓練の実施)

- ・ハード面の対策はもただが、聴覚障害者を対象にした訓練を過去実施。

(第三次避難所の指定)

- ・障害児・者とその家族と一緒に避難所生活を営むため福祉避難所としての性格を有する「第三次避難所」を指定した。

(6) 一次避難所における障害者への配慮

一次避難所に一時的に避難する視覚障害者、聴覚障害者、身体障害者等障害者に対する対応体制の整備など、何らかの対策を考えていますか。視覚障害者、聴覚障害者、身体障害者のそれぞれについて該当するものを1つずつ選び、回答欄に番号をご記入下さい。

(身体障害者について)

回答欄	
-----	--

1. 具体的な対策を予定している。
2. 現在検討中である。
3. 現時点では特に考えていない。

→ (「1. 具体的な対策を予定している。」と回答された場合、その具体的な内容について記述して下さい。)

(例) バリアフリー工事を実施済みである。

(25) 一次避難所における身体障害者への配慮

・一次避難所における身体障害者への配慮について具体的な対策を予定している市区町村の割合は、東京都区部で52%、神奈川県で33%、東京都多摩で20%、その他は2割未満である。

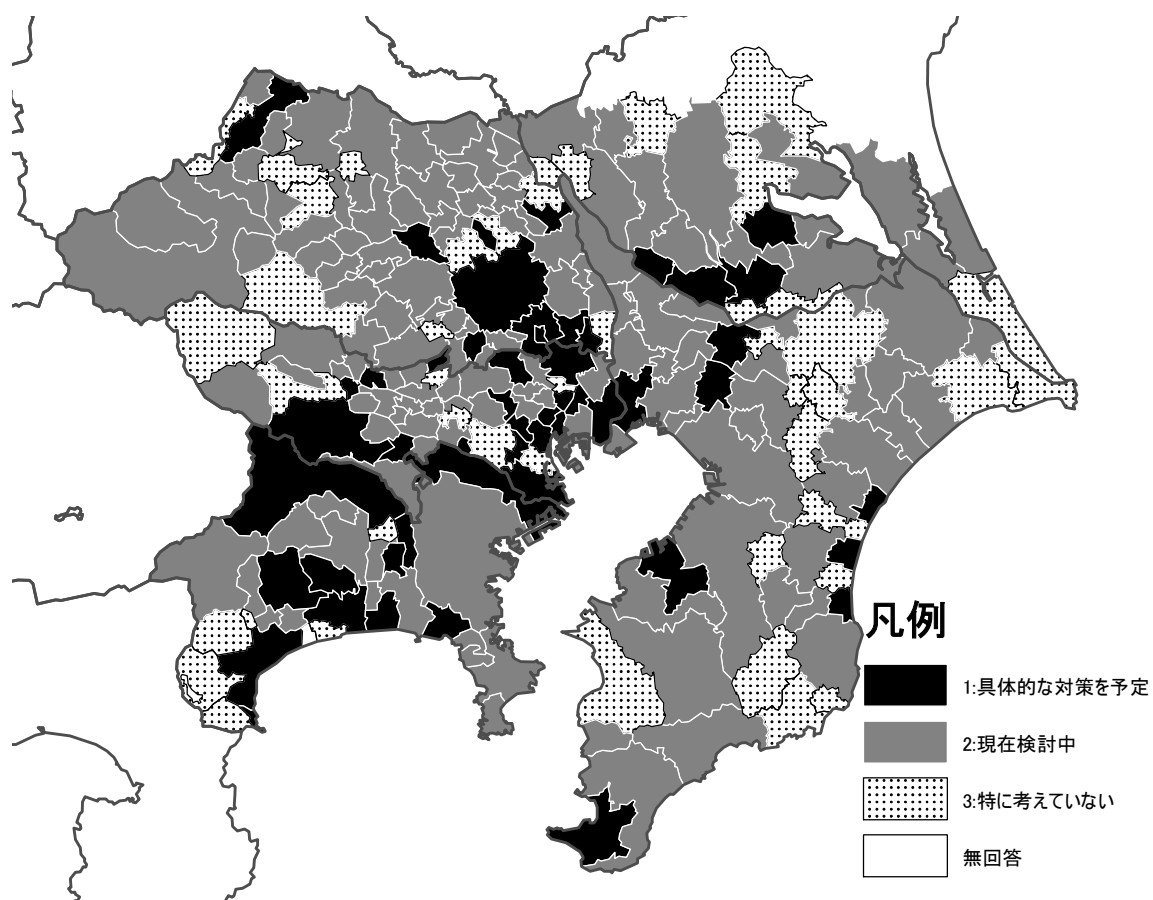
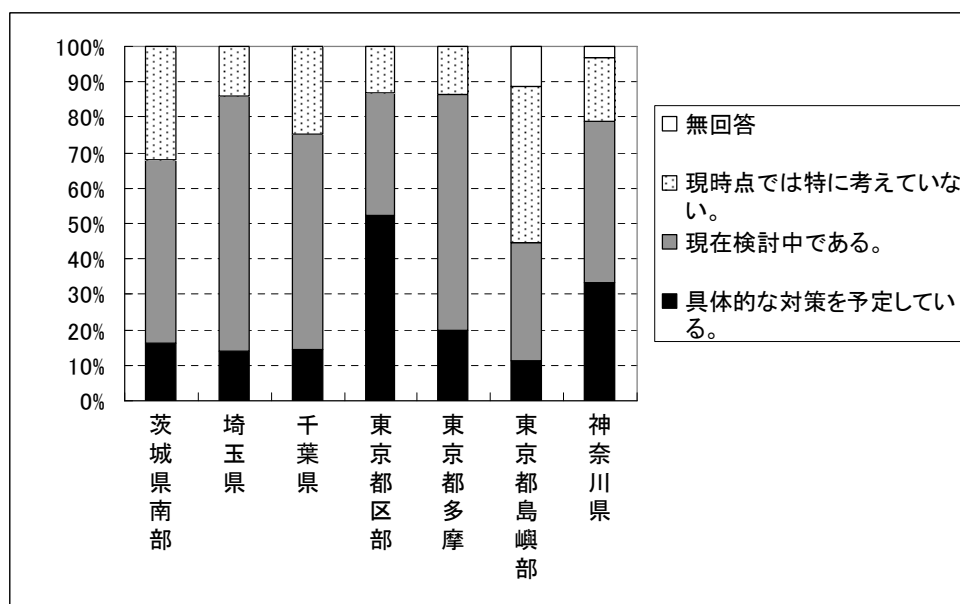


図 10-25 一次避難所における身体障害者への配慮

表 10-18 一次避難所における身体障害者への配慮に関する具体的内容
 (「具体的な対策を予定している」と回答した市区町村の具体的な内容)

(車椅子、杖、障害者対応トイレ等の備蓄)

- ・各避難所に車いすを備蓄
- ・車イス、杖等の支援用品備蓄
- ・障害者対応の洋式の仮設トイレを、全小中学校避難所に備蓄
- ・災害要援護者対応型仮設トイレの備蓄
- ・各小学校に車椅子を配備している。

(居住空間の区画化)

- ・避難所施設内に「要援護者生活場所」として、一般とは別に生活場所を想定している。
- ・通常の避難者とは別に災害時要援護者用の居室が決まっており、災害時要援護者の避難生活を支援する人(避難所の運営を行う区民)も決まっている。
- ・優先的に環境のよい場所(1階、トイレに近い)などを割り当てるように、避難所運営マニュアルで定めている。
- ・災害時要援護者用避難スペースを設定している。

(要援護者支援班等による対応)

- ・災害時用要援護者支援班を編成して対応する。

(ボランティア・ヘルパーとの連携)

- ・社会福祉協議会との災害時のボランティアに関する協定を締結しておりその枠内での対応を予定している。
- ・社会福祉士、介護福祉士、看護・介護ボランティアなどの福祉関連スタッフを派遣する計画

(日頃からの要援護者の把握)

- ・障害者福祉施設利用者の実態を把握できるように、各施設に台帳を作成。
- ・地域住民による助け合いマップを作成中

(バリアフリー化)

- ・施設を新設・改修・改築する場合バリアフリーに配慮している。
- ・区画の位置、トイレ、浴室、階段廊下について、車いすの利用者に配慮する。
- ・ほとんどの避難所がバリアフリー対応になっている。
- ・一部施設において昇降口のスロープ、身障者用トイレ、エレベーターなど設置済みである。

(訓練の実施)

- ・ハード面の対策はまだだが、身体障害者を含めた訓練を過去実施。身体障害者の模擬体験ができる訓練なども実施した。

(第三次避難所の指定)

- ・障害児・者とその家族と一緒に避難所生活を営むため福祉避難所としての性格を有する「第三次避難所」を指定した。

(7) 一次避難所における高齢者等への配慮

一次避難所に一時的に避難する高齢者、妊婦・乳幼児、外国人等に対する対応体制の整備など、何らかの配慮を考えていますか。高齢者、妊婦・乳幼児、外国人のそれぞれについて該当するものを1つずつ選び、回答欄に番号をご記入下さい。

(高齢者について)

回答欄

1. 具体的な対策を予定している。
2. 現在検討中である。
3. 現時点では特に考えていない。

→ (「1. 具体的な対策を予定している。」と回答された場合、その具体的な内容について記述して下さい。)

(例) 特に要介護者に対しては介護ケアの体制を整備している。

(妊婦・乳幼児について)

回答欄

1. 具体的な対策を予定している。
2. 現在検討中である。
3. 現時点では特に考えていない。

→ (「1. 具体的な対策を予定している。」と回答された場合、その具体的な内容について記述して下さい。)

(例) 乳幼児対策として粉ミルクや紙おむつの備蓄をしている。

(外国人について)

回答欄

1. 具体的な対策を予定している。
2. 現在検討中である。
3. 現時点では特に考えていない。

→ (「1. 具体的な対策を予定している。」と回答された場合、その具体的な内容について記述して下さい。)

(例) 通訳ボランティアを派遣する体制を整備している。

(26) 一次避難所における高齢者への配慮

・一次避難所における高齢者への配慮について具体的な対策を予定している市区町村の割合は、東京都区部で65%、神奈川県で36%、東京都多摩で30%、その他は2割未満である。

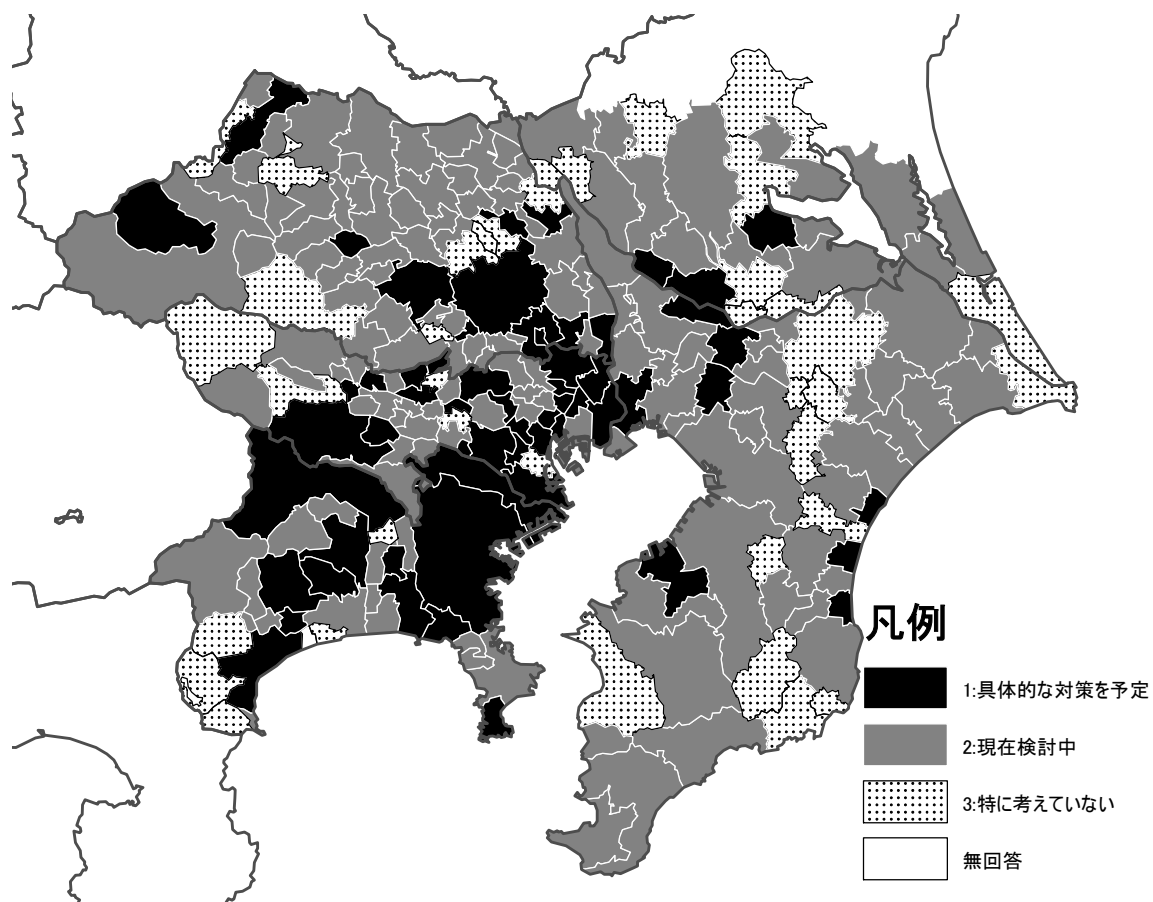
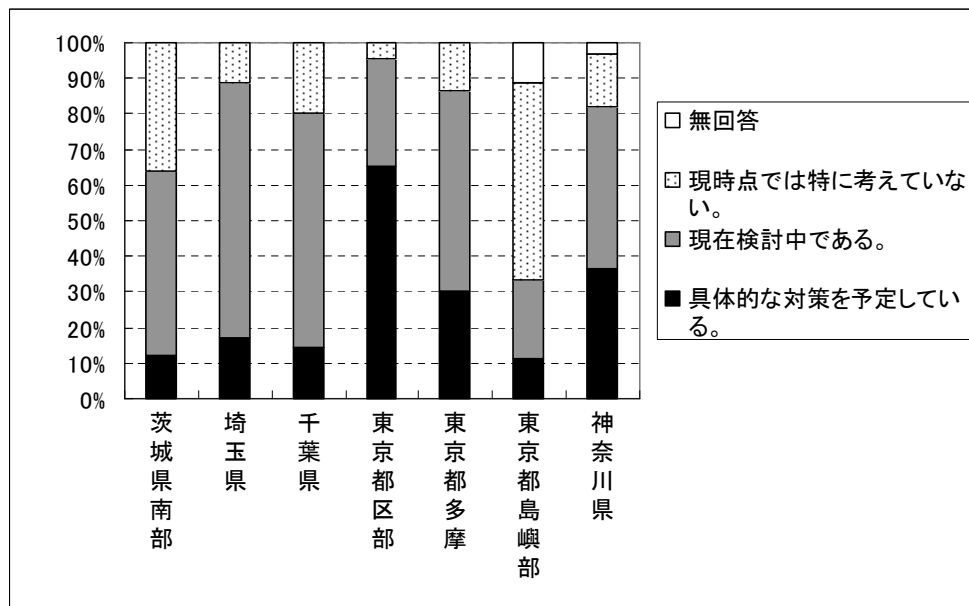


図 10-26 一次避難所における高齢者への配慮

表 10-19 一次避難所における高齢者への配慮に関する具体的内容
 (「具体的な対策を予定している」と回答した市区町村の具体的な内容)

(車椅子、紙おむつ、杖、高齢者用食料、障害者対応トイレ等の備蓄)

- ・各避難所に車イスを備蓄。各避難所におむつを備蓄。
- ・高齢者に対しては、紙おむつ等を備蓄している。
- ・紙おむつ、車イス、杖等の支援用品備蓄
- ・高齢者対策として、雑炊及び大人用紙おむつを備蓄している。
- ・高齢者対応の洋式の仮設トイレを、全小中学校避難所に備蓄。
- ・高齢者対策として、おかゆ、大人用紙おむつを備蓄している。
- ・高齢者に配慮した食糧を供給するため、備蓄食糧の3分の1をアルファ米にしている。
- ・そしゃく機能が衰えた要介護者用に、主食としておかゆ(缶詰)を備蓄している。
- ・高齢者限定ではないが、防寒対策としてオールウェザーブランケットを備蓄している。
- ・高齢者対策として、クッション、おかゆ及び紙おむつ等の備蓄をしている。
- ・高齢者等対策として、組立ベッドを備蓄している。
- ・高齢者用紙おむつ、おかゆ、毛布、断熱シート等を備蓄している。
- ・ロールマット等(敷物)の優先配布
- ・要介護者用として大人用紙おむつ等の備蓄を実施

(居住空間の区画化)

- ・避難所施設内に「要援護者生活場所」として一般とは別の生活場所を想定している。
- ・通常の避難者とは別に、災害時要援護者用の居室を事前に指定しており、避難所の運営を行う区民の中から避難生活を支援する人を指定している。
- ・優先的に環境のよい場所(1階、トイレに近い)などを割り当てるように、避難所運営マニュアルで定めている。
- ・災害時要援護者用避難スペースを設定している。
- ・避難拠点(=避難所)ごとに進捗状況は異なるが、避難場所内で1階やカーペット敷または畳の部屋などを優先的に使用するように考慮している。
- ・一部の指定避難施設においては、体育館内に高齢者等の災害時要援護者スペースを確保しているところもある。
- ・避難所施設内(保健室等)の優先的割り当て

(要援護者支援班等による対応)

- ・災害時用援護者支援班を編成して対応する。
- ・避難所運営組織の中に災害時要援護者の対応班を設けている。福祉施設の介護が必要な場合は家族単位の避難を行う。
- ・避難所運営委員会の救護班が生活の支援をすることになっている。

(ボランティア・ヘルパーとの連携)

- ・社会や生活全般の需要をきめ細かく把握し、ボランティア、NPO等と連携し、サービスの提供及びサービス拠点の設置等を行う。
- ・受付時に介護を得意とするボランティアを受け入れる工夫(避難所受け入れ名簿の中に特技として記入する欄を設けるなど)をしている避難拠点もある。
- ・福祉ボランティアの協力を得た対応が計画化されているが、具体的な体制整備は、今後の課題である。
- ・社会福祉士、介護福祉士、看護・介護ボランティアなどの福祉関連スタッフを派遣する計画

(日頃からの要援護者の把握)

- ・要介護認定者・高齢者地域見守りネットワーク・友愛訪問について台帳作成。
- ・地域住民による助け合いマップを作成中

(バリアフリー化)

- ・バリアフリー工事を実施済みである。
- ・車椅子用トイレの設置や施設内の段差解消等バリアフリー対策に努めている。

(訓練の実施)

- ・自治会に対し高齢者を交えた防災訓練を行い、地区在住の高齢者を普段から把握してもらうよう呼びかけている。

(医師、保健師等によるケア)

- ・高齢者に限ったことではないが、精神的負担を軽減するため、医師や保健師、専門相談員によるケアを実施する。
- ・心理的な訴えにも的確に対応できるようメンタルケアの実施に努める予定である。

(7) 一次避難所における高齢者等への配慮

一次避難所に一時的に避難する高齢者、妊婦・乳幼児、外国人等に対する対応体制の整備など、何らかの配慮を考えていますか。高齢者、妊婦・乳幼児、外国人のそれぞれについて該当するものを1つずつ選び、回答欄に番号をご記入下さい。

(高齢者について)

回答欄

1. 具体的な対策を予定している。
2. 現在検討中である。
3. 現時点では特に考えていない。

→ (「1. 具体的な対策を予定している。」と回答された場合、その具体的な内容について記述して下さい。)

(例) 特に要介護者に対しては介護ケアの体制を整備している。

(妊婦・乳幼児について)

回答欄

1. 具体的な対策を予定している。
2. 現在検討中である。
3. 現時点では特に考えていない。

→ (「1. 具体的な対策を予定している。」と回答された場合、その具体的な内容について記述して下さい。)

(例) 乳幼児対策として粉ミルクや紙おむつの備蓄をしている。

(外国人について)

回答欄

1. 具体的な対策を予定している。
2. 現在検討中である。
3. 現時点では特に考えていない。

→ (「1. 具体的な対策を予定している。」と回答された場合、その具体的な内容について記述して下さい。)

(例) 通訳ボランティアを派遣する体制を整備している。

(27) 一次避難所における妊婦・乳幼児への配慮

・一次避難所における妊婦・乳幼児への配慮について具体的な対策を予定している市区町村の割合は、東京都区部で100%、神奈川県で73%、東京都多摩で57%、その他は4割未満である。

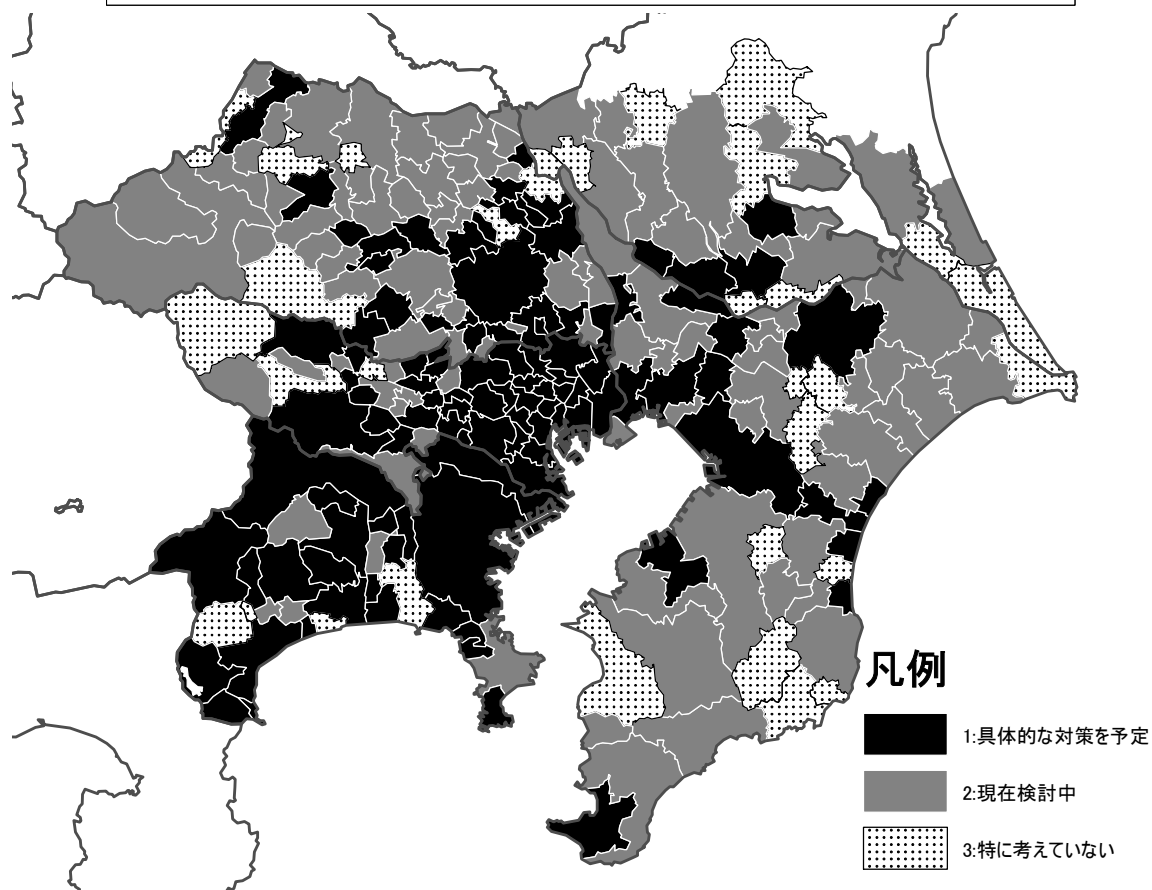
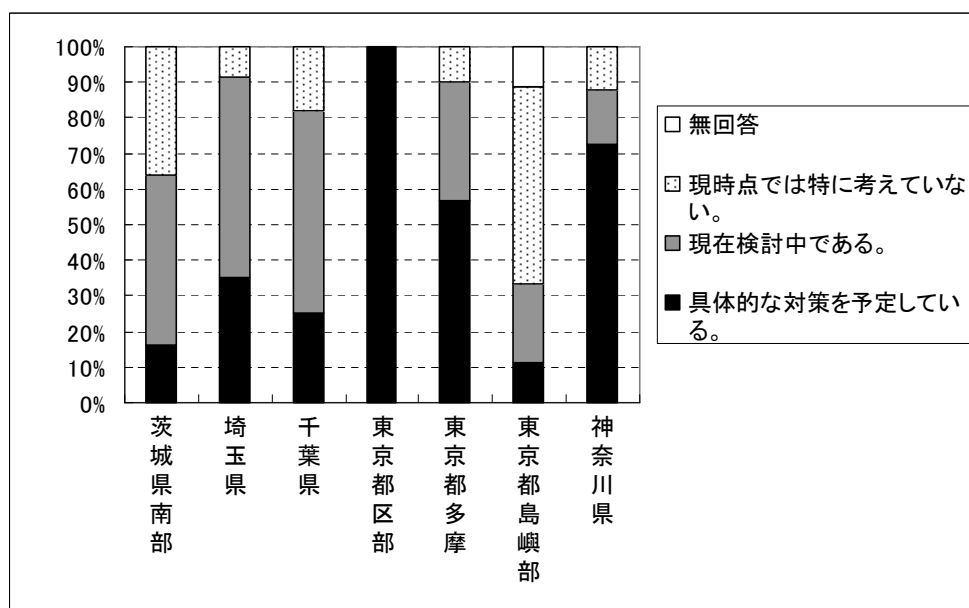


図 10-27 一次避難所における妊婦・乳幼児への配慮

表 10-20 一次避難所における妊婦・乳幼児への配慮に関する具体的内容
 (「具体的な対策を予定している」と回答した市区町村の具体的な内容)

(粉ミルク、紙おむつ、哺乳瓶等の備蓄)

- ・備蓄倉庫に粉ミルクや紙おむつの備蓄をしている。
- ・乳幼児に対しては、紙おむつ、哺乳瓶等を備蓄している。
- ・粉ミルク、調乳用水、哺乳瓶、紙おむつの備蓄
- ・乳児用の粉ミルク、ミネラルウォーター、哺乳瓶、紙おむつ、肌着、を全小中学校避難所に備蓄している。
- ・火をおこせない場合でも温かいミルクを提供できる備蓄物資を常備している。
- ・乳幼児用の粉ミルク(アレルギー疾患用を含む)や紙おむつを備蓄している。
- ・災害時における食料品および日用品等の調達に関する協定により、ドラッグストアから粉ミルクや紙おむつの優先供給を受ける体制を整備している。

(居住空間の区画化)

- ・通常の避難者とは別に、災害時要援護者用の居室を事前に指定しており、避難所の運営を行う区民の中から避難生活を支援する人を指定している。
- ・優先的に環境のよい場所(1階、トイレに近い、)などを割り当てるように、避難所運営マニュアルで定めている。
- ・避難所運営マニュアルに間仕切りや専用スペースの確保など、プライバシーの確保を定めている。
- ・女性の更衣室や授乳等のためのスペースや配置を考慮する。

(要援護者支援班等による対応)

- ・災害時用要援護者支援班を編成して対応する。

(ボランティアとの連携)

- ・医療関係者、ボランティア等と協力し、相談体制や支援体制を整備し、医療の提供や必要な物品の支給などの支援を行う。

(日頃からの要援護者の把握)

- ・地域住民による助け合いマップを作成中

(医師、保健師等によるケア)

- ・助産師の派遣

(7) 一次避難所における高齢者等への配慮

一次避難所に一時的に避難する高齢者、妊婦・乳幼児、外国人等に対する対応体制の整備など、何らかの配慮を考えていますか。高齢者、妊婦・乳幼児、外国人のそれぞれについて該当するものを1つずつ選び、回答欄に番号をご記入下さい。

(高齢者について)

回答欄

1. 具体的な対策を予定している。
2. 現在検討中である。
3. 現時点では特に考えていない。

→ (「1. 具体的な対策を予定している。」と回答された場合、その具体的な内容について記述して下さい。)

(例) 特に要介護者に対しては介護ケアの体制を整備している。

(妊婦・乳幼児について)

回答欄

1. 具体的な対策を予定している。
2. 現在検討中である。
3. 現時点では特に考えていない。

→ (「1. 具体的な対策を予定している。」と回答された場合、その具体的な内容について記述して下さい。)

(例) 乳幼児対策として粉ミルクや紙おむつの備蓄をしている。

(外国人について)

回答欄

1. 具体的な対策を予定している。
2. 現在検討中である。
3. 現時点では特に考えていない。

→ (「1. 具体的な対策を予定している。」と回答された場合、その具体的な内容について記述して下さい。)

(例) 通訳ボランティアを派遣する体制を整備している。

(28) 一次避難所における外国人への配慮

・一次避難所における外国人への配慮について具体的な対策を予定している市区町村の割合は、東京都区部で48%、神奈川県で24%、東京都多摩で20%、その他は1割未満である。

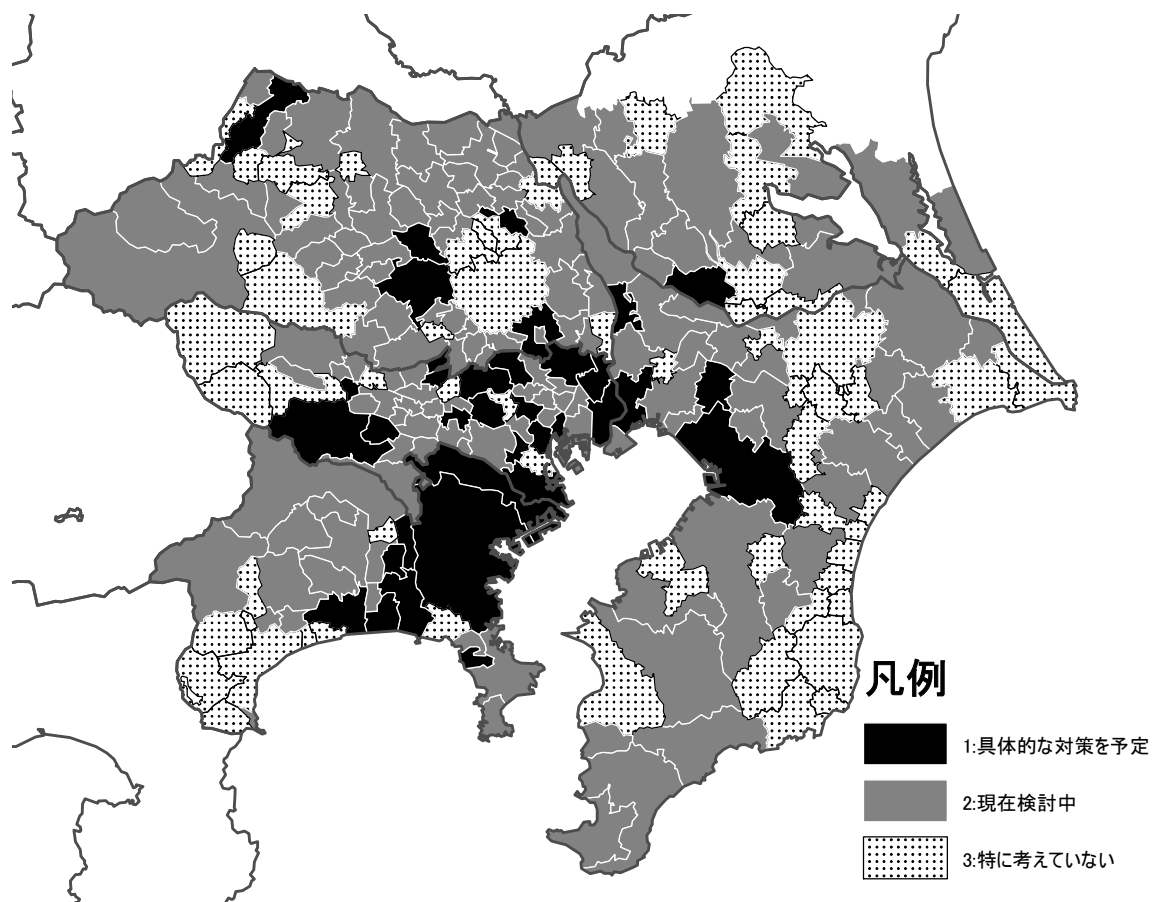
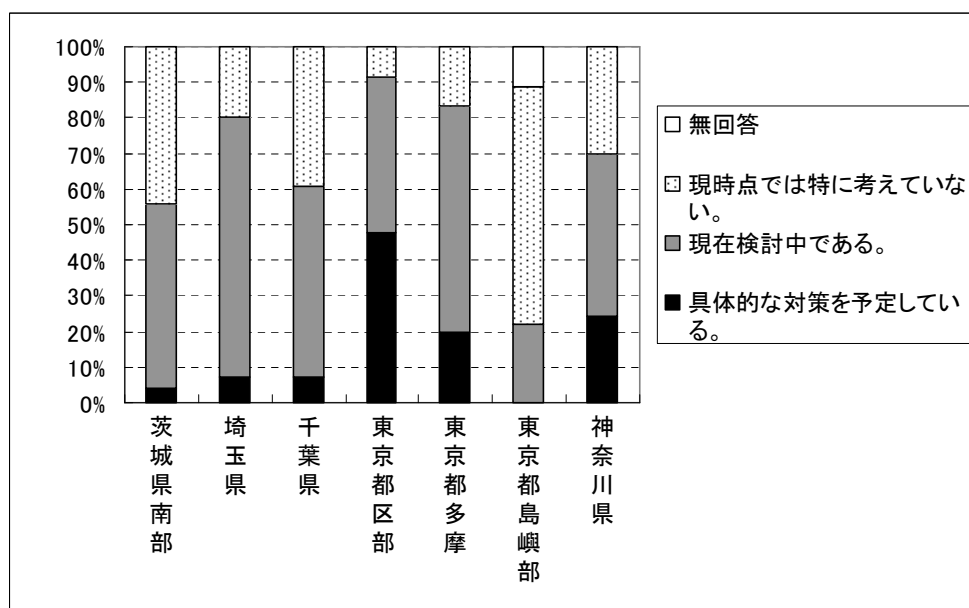


図 10-28 一次避難所における外国人への配慮

表 10-21 一次避難所における外国人への配慮に関する具体的内容
(「具体的な対策を予定している」と回答した市区町村の具体的な内容)

(外国語による情報伝達、表示)

- ・外国人対策として、各避難所に「災害時9ヶ国語表示シート」を配備している。
- ・外国語表記の案内の掲示
- ・外国人のために小中学校の入口に5カ国語の避難所案内板を設置している。
- ・英語文による防災情報伝達文を定めている。
- ・避難場所標識の英語標記等
- ・使用する言語や生活習慣などに配慮し、外国語による放送や案内表示、相談窓口への通訳の配置等整備している。
- ・多言語、ひらがな表示による避難標識を整備している。
- ・(財)自治体国際化協会の災害時多言語情報作成ツールの活用を検討している。
- ・避難場所標識の英語標記等(英語ほか3ヶ国語)

(外国人用の避難場所の指定)

- ・市内の外国人学校を避難場所に指定している。

(居住空間の区画化)

- ・通常の避難者とは別に、災害時要援護者用の居室を事前に指定しており、避難所の運営を行う区民の中から避難生活を支援する人を指定している。

(ボランティアとの連携)

- ・通訳ボランティアを派遣する。
- ・外国人に対しては、国際交流協会と通訳ボランティア派遣の協定を締結している。
- ・ボランティアや在日外国人ネットワークと協力し、通訳の手配、情報提供、相談等の支援を行う。
- ・外国人の支援対策として、通訳ボランティアの協力を得るとともに、災害対策本部に外国語が堪能な職員を配置し、外国人に対する応急活動の体制を整備する。
- ・国際交流協会と防災パートナーシップ協定を締結。災害時に同協会が災害時外国人支援センターを設置し、通訳ボランティアをはじめとするボランティア活動に協力を求める体制を整備している。

(日頃からの要援護者の把握)

- ・外国人の人数の把握に努める。

(訓練の実施)

- ・年に1度外国人向けの防災訓練を実施している。

(日頃からの日本語教育、防災知識普及)

- ・在住の外国人を対象とした、日本語教室を開催している。
- ・外国人に対する防災知識の普及に努めている。

2. 避難所及び応急住宅の供給について（市区町村への照会結果）

2. 1 避難所生活者数の早期低減

（1）応急危険度判定による従前住宅の利用促進

1) 現状での課題

- ① 判定士の早期大量確保の限界
 - ・ 余震等による二次災害が心配であり、応急危険度判定が迅速に実施されなければ、従前住宅への継続的な居住や、早期復帰が難しくなる。
 - ・ 多くの判定士が全国から駆けつけられる場合においても、宿泊場所、判定場所への交通手段などのロジスティクスが大きな問題となり、判定士の円滑な活動が確保できない可能性が高い。

2) 市区町村照会結果から把握・確認した事項

「避難者に係る市区町村等の対策現況（アンケート結果）と課題について〔量的な課題に関する事項〕」を参照のこと。

（2）帰省・疎開の奨励・あっせん

1) 現状での課題

- ① なじみのない場所へは疎開しにくい。
 - ・ 土地勘のある近くの避難所ではなく、なじみのない場所への長期の疎開は被災者に受け入れられにくい。
- ② 家財の盗難等が心配で帰省・疎開しにくい。
 - ・ 発災後の混乱期に自宅を長期間留守にする場合には、盗難等に対する治安上の心配が発生する。
- ③ 発災後一定期間は交通手段の確保が困難
 - ・ 被災地及びその周辺の交通ネットワークが機能していない場合には、被災地外に身寄りのある被災者でも帰省・疎開を行うことが困難となる。
- ④ 帰省・疎開先では被災地の情報入手が困難
 - ・ 阪神・淡路大震災では震災に伴う市外・県外避難者は少なくとも数万人規模とされているが、従前住宅周辺の復旧状況や各種支援制度等に関する情報不足等の問題が発生した。従前地を離れることにより復興支援等に関する情報が受けにくくなる等の不利益が発生するのであれば、疎開等の促進を妨げる要因となる可能性がある。
- ⑤ 職場・学校への復帰等を考えると、長期の帰省・疎開は難しい。
 - ・ 職場や学校が再開した時点で被災地内に生活場所を確保できるとは限らず、長期にわたる帰省・疎開は被災前の生活への復帰を遅らせる可能性があり難しい。

2) 市区町村照会結果から把握・確認した事項

「避難者に係る市区町村等の対策現況(アンケート結果)と課題について[量的な課題に関する事項]」を参照のこと。

2. 2 避難所以外の既存施設の活用による供給拡大

(1) 公的施設・民間施設の活用

1) 現状での課題

- ① 公的施設、民間施設の受入施設が限定的
- ・ 当該市区町村内における市区町村立の小中学校を中心とした避難所だけでは避難者を収容しきれない可能性がある。避難所自体の被災等により、避難者の収容力がさらに減少する可能性もある。
 - ・ 指定避難所数を増やす場合には、対応する職員が不足する可能性がある。
 - ・ 災害時要援護者については、二次避難所(福祉避難所)として指定した社会福祉施設等を利用することになっているが、必ずしも十分な量が確保されていない可能性がある。

(2) ホテル・旅館、公的宿泊施設の活用

1) 現状での課題

- ① 提供に向けての協定締結が進まない。
- ・ 既往災害では、高齢者や障害者等に対して県が借り上げ、応急仮設住宅が確保されるまでホテル・旅館等が無料提供された例がある。しかし、現状では、ホテル・旅館との一般被災者に対する避難所利用に関する協定等の締結は進んでおらず、首都直下地震時には膨大な数の避難者が予想される中、ホテル・旅館自体も被災する可能性も考えると、災害時要援護者や一般被災者に対して十分かつ円滑な提供ができるかどうかはわからない。

2) 市区町村照会結果から把握・確認した事項

3. ①計画の有無

ホテル・旅館等を避難所等として活用することを計画していますか。各施設について該当するものを1つずつ選び、回答欄に番号をご記入下さい。

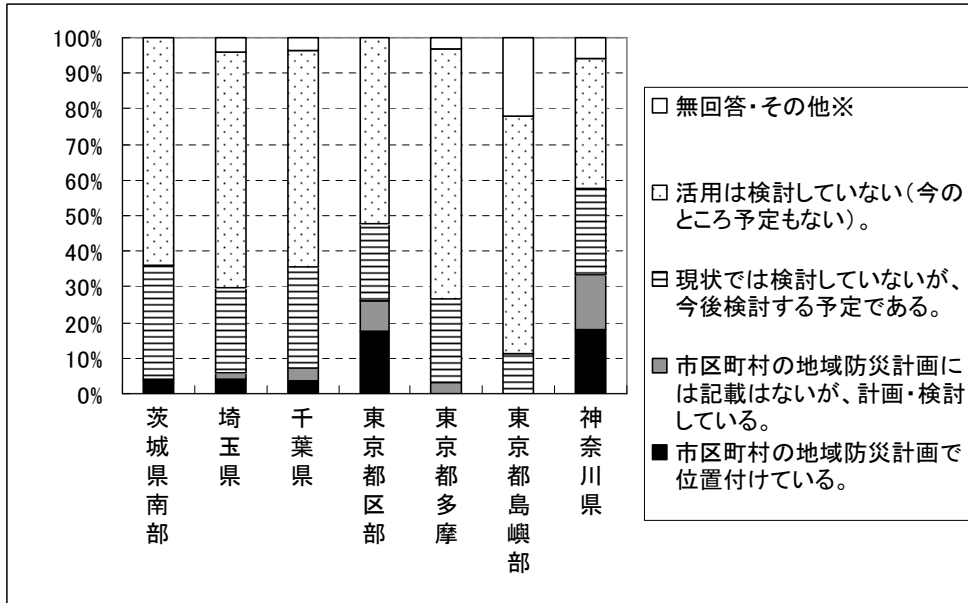
	回答欄
ホテル・旅館	
公的宿泊施設	
民間の研修所・保養所	
その他(ゴルフ場等)	

1. 市区町村の地域防災計画で位置付けている。
2. 市区町村の地域防災計画には記載はないが、計画・検討している。
3. 現状では検討していないが、今後検討する予定である。
4. 活用は検討していない(今のところ予定もない)。

1) ホテル・旅館の活用の地域防災計画への位置付け

・ホテル・旅館の活用を地域防災計画で位置付けている、または計画・検討している自治体は、神奈川県で33%、東京都区部で26%、その他では1割未満である。

(ホテル・旅館)



※「その他」として、「検討したが、難しいとの回答だった。」とのコメントあり

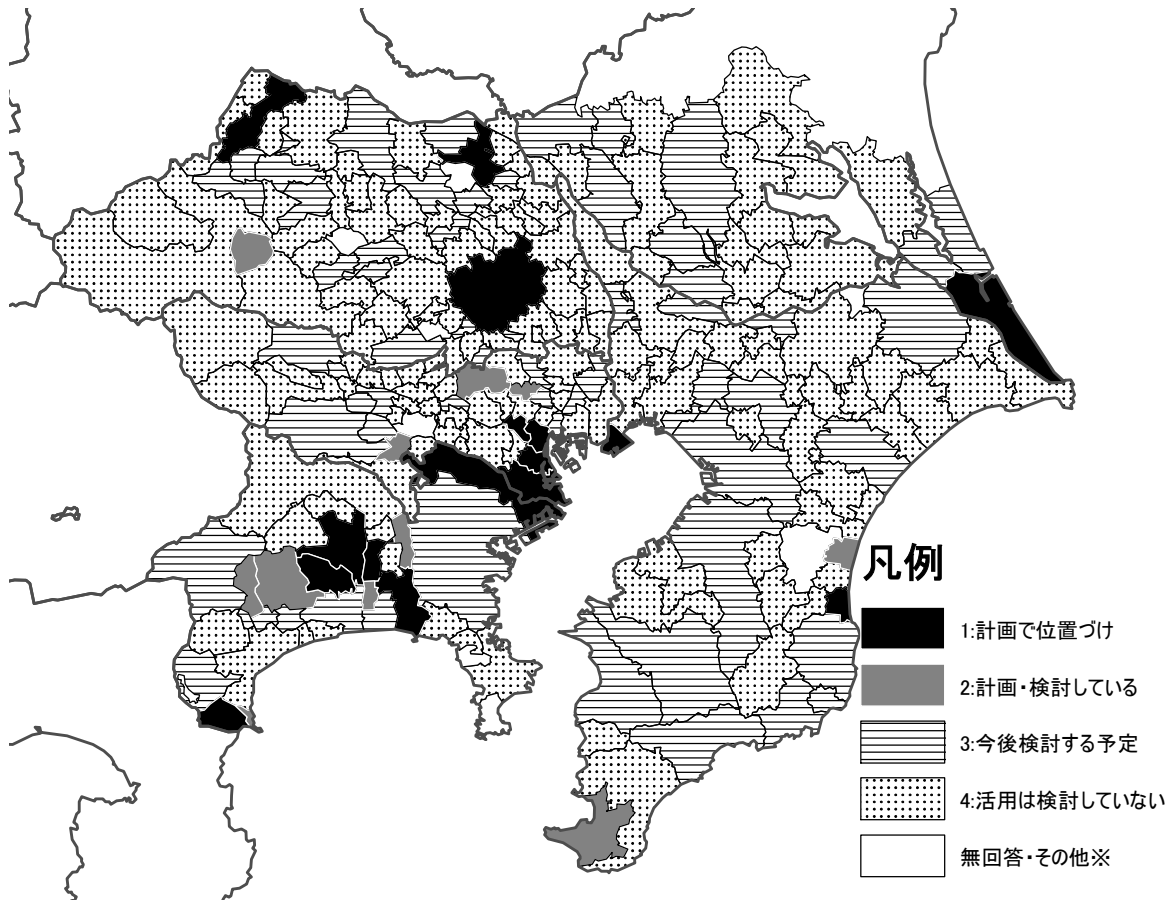


図 10-29 ホテル・旅館の活用の地域防災計画への位置付け

※「その他」として、「検討したが、難しいとの回答だった。」とのコメントあり

3. ③ホテル・旅館等の利用対象者

ホテル・旅館等を避難所等に活用する場合の避難対象者は誰ですか。各施設について該当するものを全て選び、回答欄に○を付けて下さい（①で3.あるいは4と回答した施設については「-」とご記入下さい）。

《ホテル・旅館について》

	回答欄
6. 高齢者	
7. 障害者	
8. 外国人	
9. 乳幼児及び保護者	
10. その他要援護者（具体的に：_____）	
11. 一般の被災者（上記の要援護者を除く）	
12. 災害対策活動への従事者（応援者含む）	
13. その他（具体的に：_____）	

3. ⑤ホテル・旅館等の宿泊以外のサービス提供

宿泊以外に入浴などのサービス提供について協定を結んだり、調整したりしていますか。各施設について該当するものを1つずつ選び、回答欄に○を付けて下さい（①で3.あるいは4と回答した施設については「-」とご記入下さい）。また、具体のサービス内容もご記入下さい。

	回答欄	(1.あるいは2.と回答の場合) 具体のサービス内容
ホテル・旅館		
公的宿泊施設		
民間の研修所・保養所		
その他（ゴルフ場等）		

1. 協定を締結している。
2. 相談・調整を行っている。
3. 今後話し合う予定
4. 検討の予定はない。

2) ホテル・旅館への避難の対象者

・ホテル・旅館の避難所としての活用を地域防災計画で位置付けている、あるいは計画・検討している1都4県の27市区町村において、対象者を高齢者、障害者としているのはそれぞれ16市区町村、乳幼児及び保護者としているのは15市区町村、外国人、災害対策活動への従事者としているのはそれぞれ11市区町村である。

表 10-22 ホテル・旅館への避難の対象者

	高齢者	障害者	外国人	乳幼児及び保護者	その他要援護者	一般の被災者(要援護者除く)	災害対策活動への従事者(応援者含む)	その他	回答対象市区町村数
茨城県南部	1	1	1	1	1	1	1	0	1
埼玉県	3	3	2	2	1	2	4	1	4
千葉県	4	4	3	4	1	2	1	1	4
東京都区部	3	3	1	3	1	1	1	2	6
東京都多摩	1	1	1	1	0	0	0	0	1
東京都島嶼部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神奈川県	4	4	3	4	4	4	4	3	11
1都4県の合計	16	16	11	15	8	10	11	7	27

※ホテル・旅館の避難所としての活用を地域防災計画で位置付けている、あるいは計画・検討している市区町村が回答対象

表 10-23 ホテル・旅館の利用対象者「その他」の内容

- ・対象については限定してはいない
- ・“被災者及び応援職員”とある他特に定めは無い。
- ・帰宅困難者
- ・警戒宣言発令時の帰宅困難者
- ・負傷者

3) ホテル・旅館における宿泊以外のサービス提供

・ホテル・旅館の避難所としての活用を地域防災計画で位置付けている、あるいは計画・検討している1都4県の27市区町村のうち、宿泊以外のサービス提供について協定を締結しているのは、東京都区部で4区、埼玉県で1市である。

表 10-24 ホテル・旅館における宿泊以外のサービス提供

	協定を締結している。	相談・調整を行っている。	今後話し合う予定	検討の予定はない。	無回答	回答対象市区町村数
茨城県南部	0	0	1	0	0	1
埼玉県	1	0	1	2	0	4
千葉県	0	0	1	3	0	4
東京都区部	4	0	0	2	0	6
東京都多摩	0	0	0	1	0	1
東京都島嶼部	0	0	0	0	0	0
神奈川県	0	1	5	4	1	11
1都4県の合計	5	1	8	12	1	27

※ホテル・旅館の避難所としての活用を地域防災計画で位置付けている、あるいは計画・検討している市区町村が回答対象

表 10-25 ホテル・旅館における宿泊以外のサービス提供内容

- ・給食、給水 (2)
- ・入浴 (2)

※ () 内は回答市町村数

3. ①計画の有無

ホテル・旅館等を避難所等として活用することを計画していますか。各施設について該当するものを1つずつ選び、回答欄に番号をご記入下さい。

	回答欄
ホテル・旅館	
公的宿泊施設	
民間の研修所・保養所	
その他（ゴルフ場等）	

1. 市区町村の地域防災計画で位置付けている。
2. 市区町村の地域防災計画には記載はないが、計画・検討している。
3. 現状では検討していないが、今後検討する予定である。
4. 活用は検討していない（今のところ予定もない）。

4) 公的宿泊施設の活用の地域防災計画への位置付け

・ 公的宿泊施設の活用を地域防災計画で位置付けている、または計画・検討している自治体は、神奈川県で18%、東京都多摩で10%、その他では数%程度である。

(公的宿泊施設)

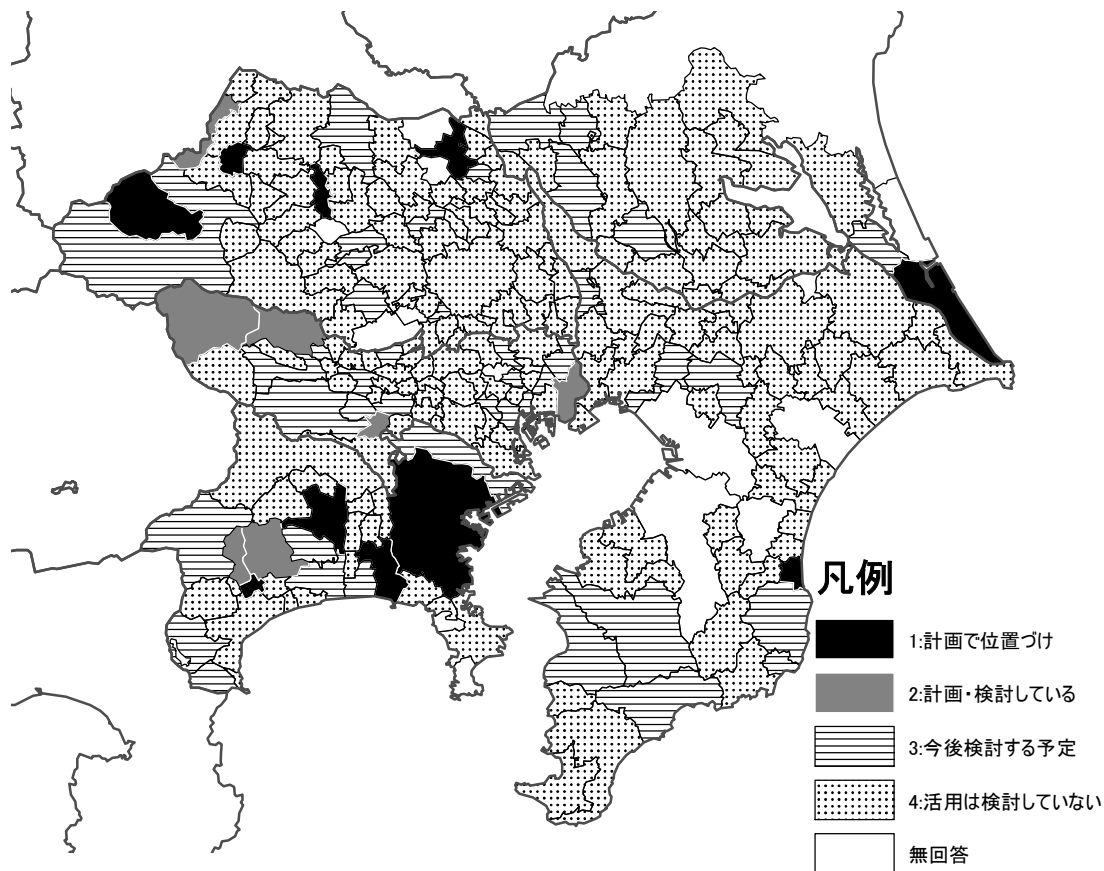
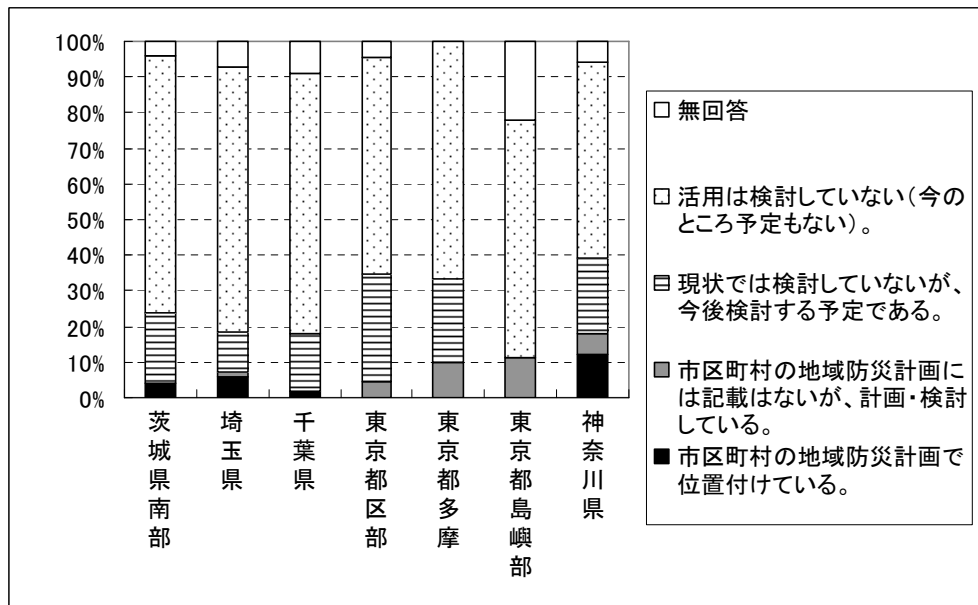


図 10-30 公的宿泊施設の活用の地域防災計画への位置付け

3. ③ホテル・旅館等の利用対象者

ホテル・旅館等を避難所等に活用する場合の避難対象者は誰ですか。各施設について該当するものを全て選び、回答欄に○を付けて下さい（①で3.あるいは4と回答した施設については「-」とご記入下さい）。

《公的宿泊施設について》

	回答欄
1. 高齢者	
2. 障害者	
3. 外国人	
4. 乳幼児及び保護者	
5. その他要援護者（具体的に：_____）	
6. 一般の被災者（上記の要援護者を除く）	
7. 災害対策活動への従事者（応援者含む）	
8. その他（具体的に：_____）	

3. ⑤ホテル・旅館等の宿泊以外のサービス提供

宿泊以外に入浴などのサービス提供について協定を結んだり、調整したりしていますか。各施設について該当するものを1つつ選び、回答欄に○を付けて下さい（①で3.あるいは4と回答した施設については「-」とご記入下さい）。また、具体のサービス内容もご記入下さい。

	回答欄	(1.あるいは2.と回答の場合) 具体のサービス内容
ホテル・旅館		
公的宿泊施設		
民間の研修所・保養所		
その他（ゴルフ場等）		

1. 協定を締結している。
2. 相談・調整を行っている。
3. 今後話し合う予定
4. 検討の予定はない。

5) 公的宿泊施設への避難の対象者

・公的宿泊施設の避難所としての活用を地域防災計画で位置付けている、あるいは計画・検討している1都4県の18市区町村において、対象者を高齢者、障害者としているのはそれぞれ10市区町村、乳幼児及び保護者、一般の被災者としているのはそれぞれ9市区町村、外国人としているのは8市区町村である。

表 10-26 公的宿泊施設への避難の対象者

	高齢者	障害者	外国人	乳幼児及び保護者	その他要援護者	一般の被災者(要援護者除く)	災害対策活動への従事者(応援者含む)	その他	回答対象市区町村数
茨城県南部	1	1	1	1	1	1	1	0	1
埼玉県	3	3	1	2	1	2	1	0	5
千葉県	1	1	1	1	0	1	0	0	1
東京都区部	1	1	1	1	0	1	0	0	1
東京都多摩	2	2	2	2	1	1	0	0	3
東京都島嶼部	0	0	0	0	0	0	0	1	1
神奈川県	2	2	2	2	2	3	4	0	6
1都4県の合計	10	10	8	9	5	9	6	1	18

※公的宿泊施設の避難所としての活用を地域防災計画で位置付けている、あるいは計画・検討している市区町村が回答対象

表 10-27 公的宿泊施設の利用対象者「その他」の内容

・縁故者がなく、避難者であることが優先

6) 公的宿泊施設における宿泊以外のサービス提供

・公的宿泊施設の避難所としての活用を地域防災計画で位置付けている、あるいは計画・検討している1都4県の18市区町村のうち、宿泊以外のサービス提供について協定を締結しているのは、東京都多摩の2市町である。

表 10-28 公的宿泊施設における宿泊以外のサービス提供

	協定を締結している。	相談・調整を行っている。	今後話し合う予定	検討の予定はない。	無回答	回答対象市区町村数
茨城県南部	0	0	1	0	0	1
埼玉県	0	1	1	3	0	5
千葉県	0	0	0	1	0	1
東京都区部	0	0	0	1	0	1
東京都多摩	2	0	0	1	0	3
東京都島嶼部	0	1	0	0	0	1
神奈川県	0	1	0	4	1	6
1都4県の合計	2	3	2	10	1	18

※公的宿泊施設の避難所としての活用を地域防災計画で位置付けている、あるいは計画・検討している市区町村が回答対象

表 10-29 公的宿泊施設における宿泊以外のサービス提供内容

・非常食、入浴場所の提供(1)
 ・温泉施設、福祉施設の風呂の提供(1)

※()内は回答市町村数

3. ①計画の有無

ホテル・旅館等を避難所等として活用することを計画していますか。各施設について該当するものを**1つずつ**選び、回答欄に番号をご記入下さい。

	回答欄
ホテル・旅館	
公的宿泊施設	
民間の研修所・保養所	
その他（ゴルフ場等）	

1. 市区町村の地域防災計画で位置付けている。
2. 市区町村の地域防災計画には記載はないが、計画・検討している。
3. 現状では検討していないが、今後検討する予定である。
4. 活用は検討していない（今のところ予定もない）。

7) 民間の研修所・保養所の活用の地域防災計画への位置付け

・民間の研修所・保養所の活用を地域防災計画で位置付けている、または計画・検討している自治体は、神奈川県で27%、その他では数%程度である。

(民間の研修所・保養所)

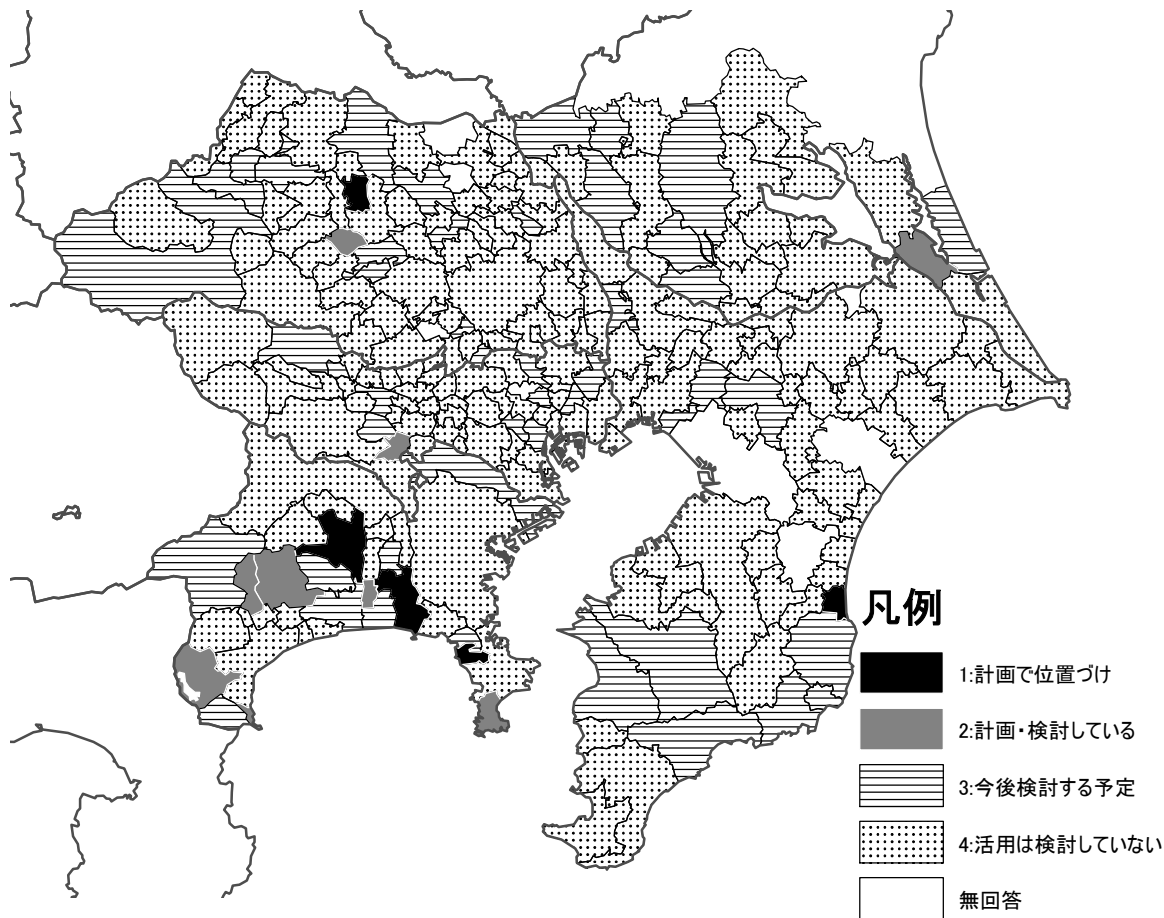
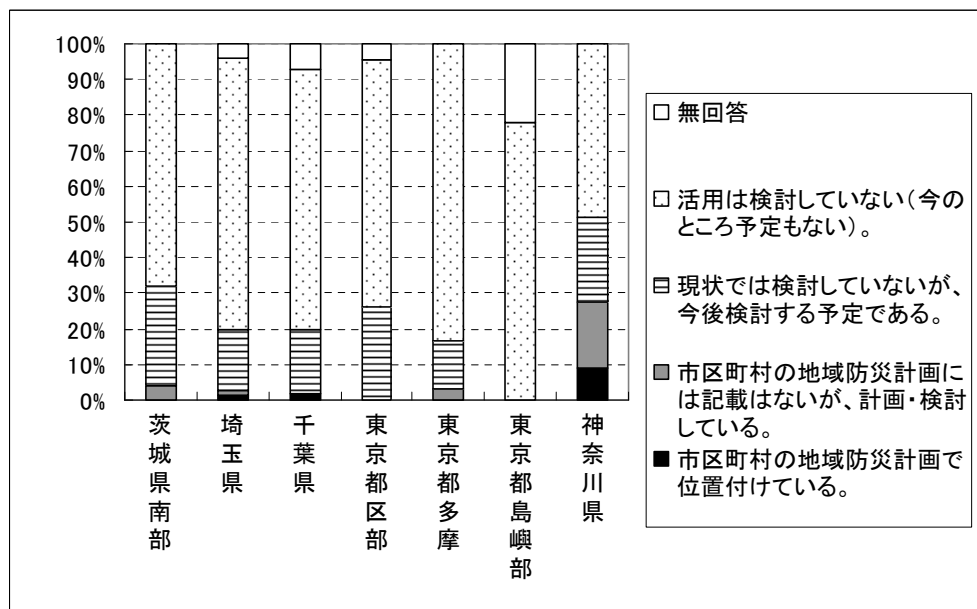


図 10-31 民間の研修所・保養所の活用の地域防災計画への位置付け

3. ③ホテル・旅館等の利用対象者

ホテル・旅館等を避難所等に活用する場合の避難対象者は誰ですか。各施設について該当するものを全て選び、回答欄に○を付けて下さい（①で3.あるいは4と回答した施設については「-」とご記入下さい）。

《民間の研修所・保養所について》

	回答欄
1. 高齢者	
2. 障害者	
3. 外国人	
4. 乳幼児及び保護者	
5. その他要援護者（具体的に：_____）	
6. 一般の被災者（上記の要援護者を除く）	
7. 災害対策活動への従事者（応援者含む）	
8. その他（具体的に：_____）	

3. ⑤ホテル・旅館等の宿泊以外のサービス提供

宿泊以外に入浴などのサービス提供について協定を結んだり、調整したりしていますか。各施設について該当するものを1つつつ選び、回答欄に○を付けて下さい（①で3.あるいは4と回答した施設については「-」とご記入下さい）。また、具体のサービス内容もご記入下さい。

	回答欄	(1.あるいは2.と回答の場合) 具体のサービス内容
ホテル・旅館		
公的宿泊施設		
民間の研修所・保養所		
その他（ゴルフ場等）		

1. 協定を締結している。
2. 相談・調整を行っている。
3. 今後話し合う予定
4. 検討の予定はない。

8) 民間の研修所・保養所への避難の対象者

・民間の研修所・保養所の避難所としての活用を地域防災計画で位置付けている、あるいは計画・検討している1都4県の14市区町村において、対象者を高齢者としているのは6市町村、障害者、外国人、乳幼児及び保護者、一般の被災者としているのはそれぞれ5市町村である。

表 10-30 民間の研修所・保養所への避難の対象者

	高齢者	障害者	外国人	乳幼児及び 保護者	その他 要援護者	一般の被災者 (要援護者除く)	災害対策活動 への従事者 (応援者含む)	その他	回答対象 市区町村数
茨城県南部	0	0	0	0	0	0	0	0	1
埼玉県	0	0	0	0	0	0	0	1	2
千葉県	1	1	1	1	0	1	0	0	1
東京都区部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京都多摩	1	1	1	1	0	0	0	0	1
東京都島嶼部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神奈川県	4	3	3	3	3	4	4	1	9
1都4県の合計	6	5	5	5	3	5	4	2	14

※民間の研修所・保養所の避難所としての活用を地域防災計画で位置付けている、あるいは計画・検討している市区町村が回答対象

表 10-31 民間の研修所・保養所の利用対象者「その他」の内容

・帰宅困難者

9) 民間の研修所・保養所における宿泊以外のサービス提供

・民間の研修所・保養所の避難所としての活用を地域防災計画で位置付けている、あるいは計画・検討している14市区町村のうち、宿泊以外のサービス提供について協定を締結している市区町村はない。

表 10-32 民間の研修所・保養所における宿泊以外のサービス提供

	協定を締結 している。	相談・調整を 行っている。	今後話し合う 予定	検討の予定 はない。	無回答	回答対象 市区町村数
茨城県南部	0	0	0	0	1	1
埼玉県	0	0	2	0	0	2
千葉県	0	0	0	1	0	1
東京都区部	0	0	0	0	0	0
東京都多摩	0	0	0	1	0	1
東京都島嶼部	0	0	0	0	0	0
神奈川県	0	1	4	3	1	9
1都4県の合計	0	1	6	5	2	14

※民間の研修所・保養所の避難所としての活用を地域防災計画で位置付けている、あるいは計画・検討している市区町村が回答対象

3. ①計画の有無

ホテル・旅館等を避難所等として活用することを計画していますか。各施設について該当するものを1つずつ選び、回答欄に番号をご記入下さい。

	回答欄
ホテル・旅館	
公的宿泊施設	
民間の研修所・保養所	
その他（ゴルフ場等）	

1. 市区町村の地域防災計画で位置付けている。
2. 市区町村の地域防災計画には記載はないが、計画・検討している。
3. 現状では検討していないが、今後検討する予定である。
4. 活用は検討していない（今のところ予定もない）。

10) その他施設の活用の地域防災計画への位置付け

・その他施設の活用を地域防災計画で位置付けている、または計画・検討している自治体は、茨城県南部で24%、神奈川県で18%、その他で1割以下である。

(その他施設)

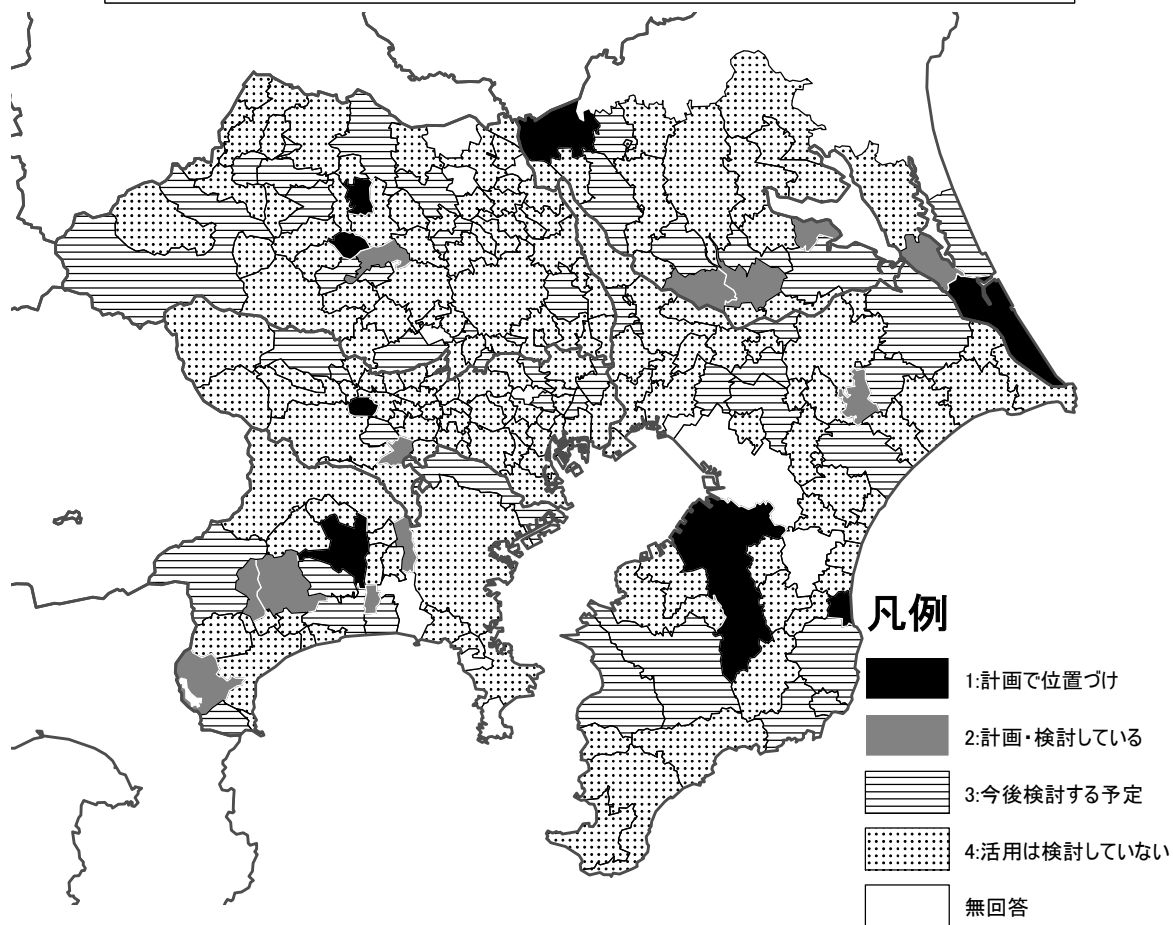
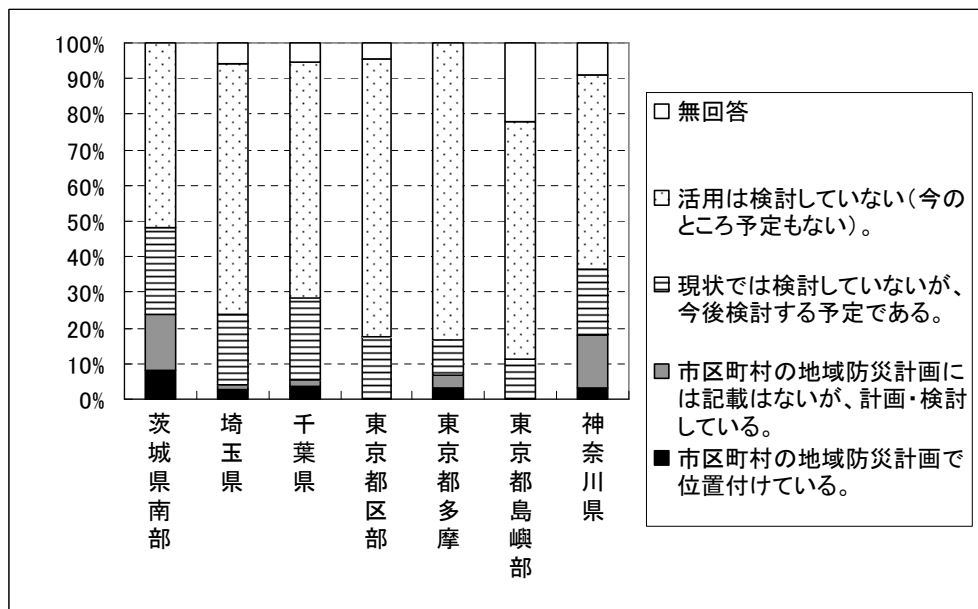


図 10-32 その他施設の活用の地域防災計画への位置付け

3. ③ホテル・旅館等の利用対象者

ホテル・旅館等を避難所等に活用する場合の避難対象者は誰ですか。各施設について該当するものを全て選び、回答欄に○を付けて下さい（①で3.あるいは4と回答した施設については「-」とご記入下さい）。

《その他（ゴルフ場等）について》

	回答欄
1. 高齢者	
2. 障害者	
3. 外国人	
4. 乳幼児及び保護者	
5. その他要援護者（具体的に：_____）	
6. 一般の被災者（上記の要援護者を除く）	
7. 災害対策活動への従事者（応援者含む）	
8. その他（具体的に：_____）	

3. ⑤ホテル・旅館等の宿泊以外のサービス提供

宿泊以外に入浴などのサービス提供について協定を結んだり、調整したりしていますか。各施設について該当するものを1つずつ選び、回答欄に○を付けて下さい（①で3.あるいは4と回答した施設については「-」とご記入下さい）。また、具体のサービス内容もご記入下さい。

	回答欄	(1.あるいは2.と回答の場合) 具体のサービス内容
ホテル・旅館		
公的宿泊施設		
民間の研修所・保養所		
その他（ゴルフ場等）		

1. 協定を締結している。
2. 相談・調整を行っている。
3. 今後話し合う予定
4. 検討の予定はない。

1 1) その他施設への避難の対象者

・その他施設の避難所としての活用を地域防災計画で位置付けている、あるいは計画・検討している1都4県の20市区町村において、対象者を一般の被災者としているのは9市町村、災害対策活動への従事者としているのは8市町村である。

表 10-33 その他施設への避難の対象者

	高齢者	障害者	外国人	乳幼児及び保護者	その他要援護者	一般の被災者(要援護者除く)	災害対策活動への従事者(応援者含む)	その他	回答対象市区町村数
茨城県南部	0	0	0	0	0	2	2	1	6
埼玉県	1	1	1	1	0	1	0	1	3
千葉県	2	2	2	2	1	2	2	0	3
東京都区部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京都多摩	1	1	1	1	0	0	0	1	2
東京都島嶼部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神奈川県	3	3	3	3	2	4	4	1	6
1都4県の合計	7	7	7	7	3	9	8	4	20

※その他施設の避難所としての活用を地域防災計画で位置付けている、あるいは計画・検討している市区町村が回答対象

表 10-34 その他施設の利用対象者「その他」の内容

- ・警戒宣言発令時の帰宅困難者
- ・災害時に入浴を必要とする人
- ・避難所の状況によって

1 2) その他施設における宿泊以外のサービス提供

・その他施設の避難所としての活用を地域防災計画で位置付けている、あるいは計画・検討している1都4県の20市区町村のうち、宿泊以外のサービス提供について協定を締結しているのは、神奈川県で2市、茨城県南部と千葉県でそれぞれ1市である。

表 10-35 その他施設における宿泊以外のサービス提供

	協定を締結している。	相談・調整を行っている。	今後話し合う予定	検討の予定はない。	無回答	回答対象市区町村数
茨城県南部	1	1	1	1	2	6
埼玉県	0	1	2	0	0	3
千葉県	1	0	0	2	0	3
東京都区部	0	0	0	0	0	0
東京都多摩	0	0	0	2	0	2
東京都島嶼部	0	0	0	0	0	0
神奈川県	2	1	2	1	0	6
1都4県の合計	4	3	5	6	2	20

※その他施設の避難所としての活用を地域防災計画で位置付けている、あるいは計画・検討している市区町村が回答対象

表 10-36 その他施設における宿泊以外のサービス提供内容

- ・防災情報提供 (1)
- ・トイレの使用 (1)
- ・入浴、シャワーの使用等 (5)
- ・食事・水の提供 (1)

※ () 内は回答市町村数

2. 3 屋外避難への支援

(1) 屋外でのテント等の活用

1) 現状での課題

- ① テントの調達方法、設置場所が限定的である。
- ・新潟県中越地震では、余震への恐怖や避難所生活の不便さ等の理由により、テント等屋外での生活や車中泊を選択する被災者が多かった。首都直下地震時においてもこのような状況が大規模に発生することが考えられる。一部自治体ではテント等の調達に関する協定を結んでいるところもあるが、テントや自衛隊の天幕等が屋外避難者数に見合う分量だけ調達できない可能性がある。また、テント等の設置可能場所も不足する可能性がある。

2) 市区町村照会結果から把握・確認した事項

4. ①計画の有無

野外に設置する天幕・テント等の活用を市区町村として計画していますか。該当するものを1つ選び、回答欄に番号をご記入下さい。

回答欄

1. 市区町村の地域防災計画で位置付けている。
2. 地域防災計画には記載はないが、計画・検討している。
3. 現状では検討していないが、今後検討する予定である。
4. 野外の受入れ施設の活用は検討していない（今のところ予定もない）。

1) 天幕・テント等の活用の地域防災計画への位置付け

・天幕・テント等の活用を地域防災計画で位置付けている、または計画・検討している自治体は、東京都区部で39%、東京都多摩で30%、埼玉県で29%、神奈川県で24%、その他は2割以下である。

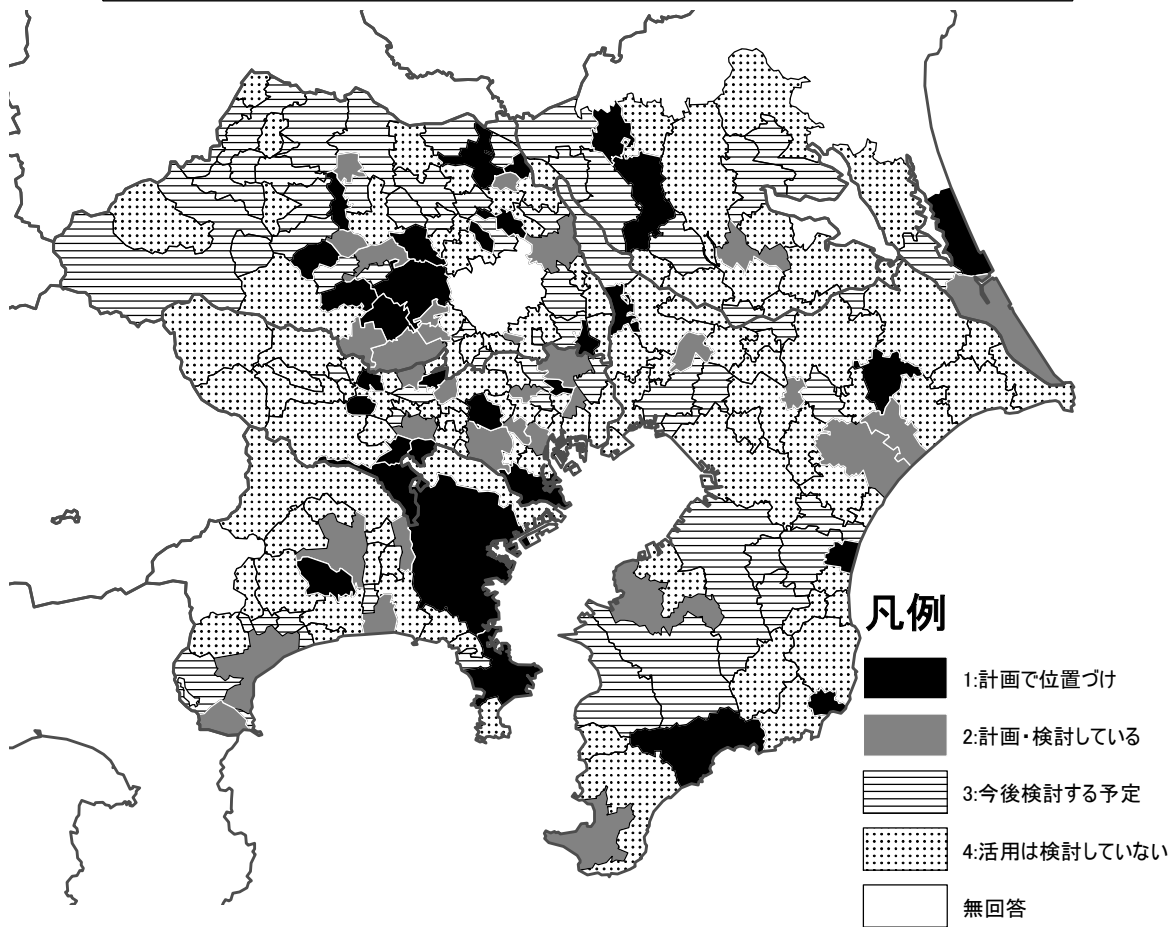
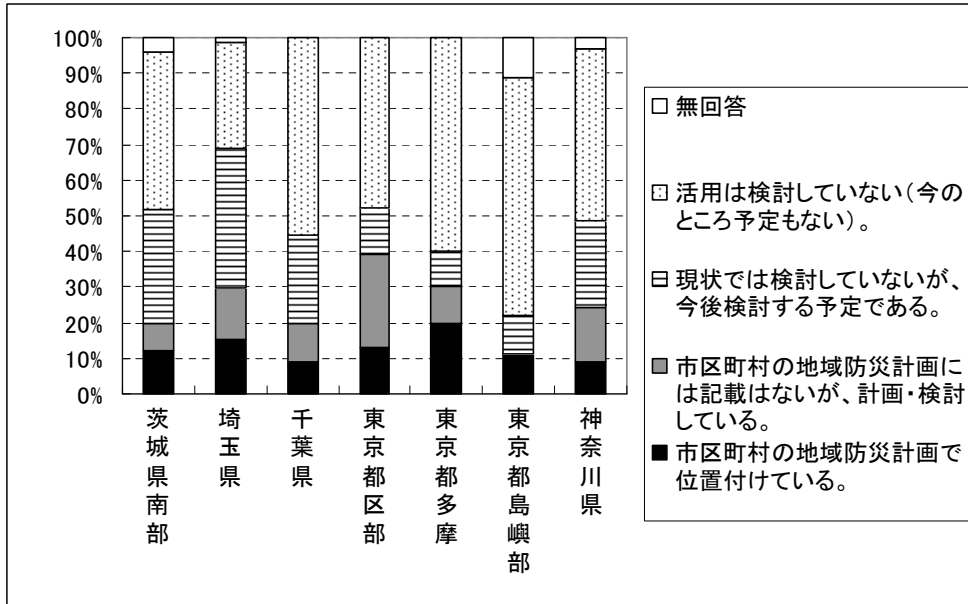


図 10-33 天幕・テント等の活用の地域防災計画への位置付け

4. ②天幕等の活用計画

どのような天幕・テント等の活用を計画していますか。該当するものを全て選び、回答欄に○を付けて下さい。

	回答欄
1. 市区町村所有の天幕・テント等	
2. 地域の小中学校などが所有している天幕・テント等	
3. 町内会など地域組織が保有している天幕・テント等	
4. 民間企業が保有している天幕・テント等	
5. 災害支援としてボランティアが持ち込むもの	
6. 災害支援として他市区町村から借り受けるもの	
7. 天幕・テント等を取り扱う事業者から調達	
8. その他 ()	

2) 屋外避難用に活用する天幕・テント等

・天幕・テント等の活用を地域防災計画で位置付けている、あるいは計画・検討している1都4県の64市区町村において、活用するものとして多いものは、市区町村所有の天幕・テント等が47市区町村、地域の小中学校などが所有している天幕・テント等が29市区町村、天幕・テント等を取り扱う事業者からの調達が23市区町村、町内会など地域組織が保有している天幕・テント等が22市区町村となっている。

表 10-37 屋外避難用に活用する天幕・テント等

	市区町村所有の天幕・テント等	地域の小中学校などが所有している天幕・テント等	町内会など地域組織が保有している天幕・テント等	民間企業が保有している天幕・テント等	災害支援としてボランティアが持ち込むもの	災害支援として他市区町村から借り受けるもの	天幕・テント等を取り扱う事業者から調達	その他	回答対象市区町村数
茨城県南部	4	4	4	1	3	1	2	0	5
埼玉県	14	9	8	4	5	6	11	3	21
千葉県	9	6	4	3	2	2	4	1	11
東京都区部	7	3	2	2	0	2	2	2	9
東京都多摩	5	4	2	1	1	1	2	4	9
東京都島嶼部	0	0	0	0	0	0	0	0	1
神奈川県	8	3	2	1	0	1	2	1	8
1都4県の合計	47	29	22	12	11	13	23	11	64

※天幕・テント等の活用を地域防災計画で位置付けている、あるいは計画・検討している市区町村が回答対象

4. ③天幕・テント等の確保に関する協定

天幕・テント等の確保のために、協定を結んでいますか。該当するものを全て選び、回答欄に○を付けて下さい。また、協定を結んでいる場合には、代表的な協定内容及びその具体的な仕組み（被災後における避難者収容までの手順等）が分かる資料のコピーを添付して下さい。

	回答欄
1. 市区町村で関連事業者（団体）と協定を結んでいる。	
2. 都県で関連事業者（団体）と協定を結んでいる。	
3. 協定は結んでいないが、関連事業者（団体）と話している。	
4. 協定による調達とは別に、市区町村で天幕・テント等を備蓄している。	

3) 天幕・テント等の確保に関する協定

・天幕・テント等の活用を地域防災計画で位置付けている、あるいは計画・検討している1都4県の64市区町村のうち、市区町村で関連事業者（団体）と協定を結んでいると回答した市区町村は、埼玉県で9市町、神奈川県で4市、東京都区部で3区、千葉県、東京都多摩でそれぞれ2市である。

表 10-38 天幕・テント等の確保に関する協定締結状況

	市区町村で関連事業者(団体)と協定を結んでいる。	都県で関連事業者(団体)と協定を結んでいる。	協定は結んでいないが、関連事業者(団体)と話している。	協定による調達とは別に、市区町村で天幕・テント等を備蓄している。	無回答	回答対象市区町村数
茨城県南部	0	0	0	1	4	5
埼玉県	9	1	3	8	0	21
千葉県	2	0	0	2	7	11
東京都区部	3	1	1	2	2	9
東京都多摩	2	0	0	3	4	9
東京都島嶼部	0	0	0	0	1	1
神奈川県	4	0	0	4	0	8
1都4県の合計	20	2	4	20	18	64

※天幕・テント等の活用を地域防災計画で位置付けている、あるいは計画・検討している市区町村が回答対象

2. 4 避難所不足地域から他地域への避難者の移動

(1) 近隣地域の避難所の利用

1) 現状での課題

- ① 避難後の家財の盗難等が心配で移動しにくい。
 - ・ 家財の盗難、放火等が心配で、自宅の様子が知りたい等の理由から自宅近くの避難先を選択するケースが多いと考えられ、自宅から離れた避難所には避難しない可能性がある。
- ② 避難先の受け入れ体制が具体化されていない。
 - ・ 被災市区町村内の避難所で被災者を受入れることが困難な場合、被災者の他地区（近隣の被害が小さな地域）への移送が計画されているケースがあるが、具体的な調整方法や移送手段の確保などの検討が十分とは言い切れない。
 - ・ 被災していない自治体では、他地区の住民を受け入れるという体制・意識が整っていない可能性もある。

2) 市区町村照会結果から把握・確認した事項

5. ①計画の有無

実際の災害発生時に貴市区町村の避難所が不足する場合に備えて、被害の少ない近隣市区町村への移送を計画していますか。該当するものを1つ選び、回答欄に番号をご記入下さい。

回答欄	
-----	--

1. 市区町村の地域防災計画で位置付けている。
2. 地域防災計画には記載していないが、検討している。
3. 現状では検討していないが、検討する予定である。
4. 他市区町村への移送は検討していない（今のところ予定もない）。

1) 近隣他地域の避難所利用の地域防災計画への位置付け

- ・ 近隣他地域の避難所利用を地域防災計画で位置付けている、または検討している自治体は、東京都区部で 57%、東京都多摩で 47%、埼玉県で 35%、神奈川県で 24%、その他で 2 割以下である。
- ・ 例えば、東京都では、近隣他地域の避難所利用を都が地域防災計画で位置付けているが、区部の約半数が地域防災計画で位置付けていない。

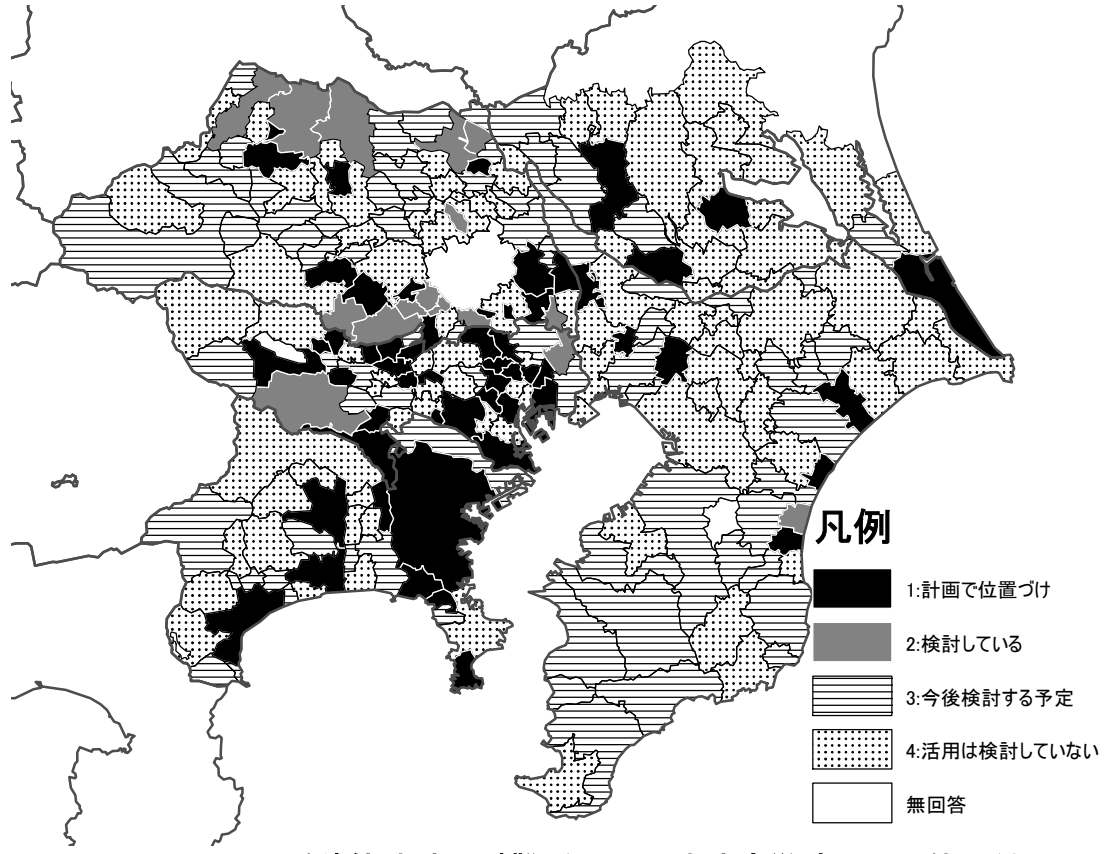
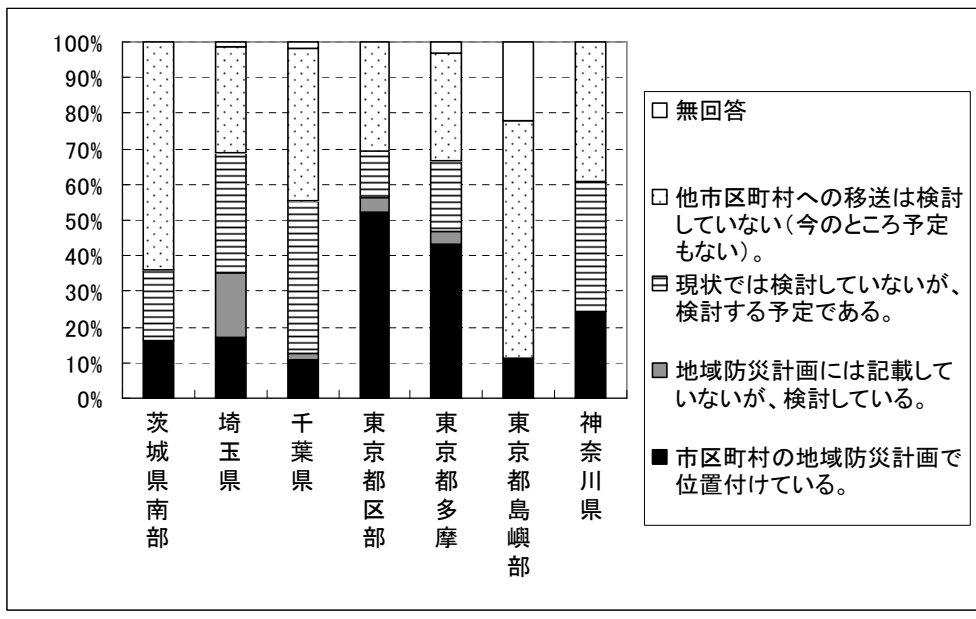


図 10-34 近隣他地域の避難所利用の地域防災計画への位置付け

5. ②移送の対象者

移送の対象者は誰ですか。該当するものを全て選び、回答欄に○を付けて下さい。

	回答欄
1. 高齢者	
2. 障害者	
3. その他要援護者（具体的に：_____）	
4. 一般の避難者（上記の要援護者を除く）	
5. その他（具体的に：_____）	

2) 移送の対象者

・近隣他地域の避難所利用を地域防災計画で位置付けている、または検討している1都4県の72市区町村において、対象者を障害者としているのは46市区町村、高齢者としているのは45市区町村、一般の避難者としているのは44市区町村、その他要援護者としているのは37市区町村である。

表 10-39 移送の対象者

	高齢者	障害者	その他 要援護者	一般の避難者 (要援護者除く)	その他	回答対象 市区町村数
茨城県南部	3	3	2	3	0	4
埼玉県	14	15	13	14	6	25
千葉県	4	4	4	3	2	7
東京都区部	7	7	5	8	3	13
東京都多摩	10	10	8	12	5	14
東京都島嶼部	1	1	1	1	0	1
神奈川県	6	6	4	3	2	8
1都4県の合計	45	46	37	44	18	72

※近隣地域の避難所の利用を地域防災計画で位置付けている、あるいは検討している市区町村が回答対象

表 10-40 移送の対象者「その他」の具体例

避難所に受入困難な者(2)
傷病者及び被災者(1)
隣接住民(1)
避難者全般を対象(1)

※ () 内は回答市区町村数

3) 避難者移送に関する工夫

5. ④避難者移送に関する工夫

何か他の市区町村の参考となる工夫がございましたら、併せてご記入下さい。

【工夫の内容】

表 10-41 避難者移送に関する工夫

- ・近隣各市と相互応援協定を締結している。この協定は、特に市境における応急対策、市境の居住者に対する避難対策等を想定したものとなっている。

2. 5 応急住宅需要の低減

(1) 応急修理等による従前住宅への復帰

1) 現状での課題

- ① 経済的負担が大きいことによる応急修理の遅れ
 - ・ 応急修理を実施しようとするとう経済的負担が伴うため、自らの資力では応急修理ができない者が発生する。
- ② 業者確保が困難で、修理着手までに時間がかかる可能性がある。
 - ・ 応急修理は、事前に自治体によって指定された業者が実施するため、需要が大きい場合には応急修理の業者確保が間に合わずに、応急修理が遅れる可能性がある。
 - ・ 業者の確保においては不良・不適格業者が混入するおそれもある。
- ③ 公費解体が先行すれば、応急修理による従前住宅への復帰が進まない可能性がある。
 - ・ 阪神・淡路大震災では、公費解体が先行したため、応急修理制度はあまり活用されなかった。震災時には、応急修理による個々の住宅復興及び応急仮設住宅需要の低減と、解体とのバランスが問題となるが、公費解体が先行すれば応急修理による従前住宅への復帰が進まない可能性がある。
- ④ 室内環境の悪化による従前住宅での継続居住困難
 - ・ 新潟県中越地震では、自宅はそれほど壊れてはいないが、屋内収容物の散乱、ガラスの飛散等を理由に避難所に避難した人も多かった。室内環境が地震により悪化すれば、特に高齢者世帯を中心に従前住宅での居住継続が難しくなる可能性がある。

2) 市区町村照会結果から把握・確認した事項

「避難者に係る市区町村等の対策現況(アンケート結果)と課題について〔量的な課題に関する事項〕」を参照のこと。

1) 公的な空き家・空き室への入居者の選定方法

・公的な空き家・空き室への入居者の選定方法については、未定が1都4県平均で26%と最も多く、次いで、高齢者のいる世帯を優先、障害者のいる世帯を優先がそれぞれ21%、病弱な人・被災により負傷した人を優先が17%である。

表 10-42 公的な空き家・空き室への入居者の選定方法

	高齢者のいる世帯を優先	障害者のいる世帯を優先	母子世帯を優先	乳幼児のいる世帯を優先	妊婦のいる世帯を優先	18歳未満の子供が3人以上いる世帯を優先	病弱な人・被災により負傷した人を優先	避難所に避難している世帯を優先	世帯収入を考慮	地域（町内会など）のまとまりを優先	地域性等について個人希望を優先した上で競争があれば抽選	一律に完全抽選（地域性なし）	その他	未定
茨城県南部	12%	12%	8%	12%	12%	4%	16%	8%	4%	0%	0%	0%	4%	16%
埼玉県	25%	25%	15%	21%	23%	6%	21%	11%	13%	6%	3%	0%	3%	23%
千葉県	14%	14%	16%	11%	11%	2%	14%	2%	11%	2%	0%	0%	7%	27%
東京都区部	26%	26%	17%	9%	9%	4%	17%	4%	4%	0%	0%	9%	30%	26%
東京都多摩	17%	17%	10%	10%	7%	0%	7%	3%	7%	0%	0%	0%	17%	40%
東京都島嶼部	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	22%
神奈川県	36%	36%	18%	27%	24%	9%	24%	21%	18%	0%	6%	0%	3%	24%
1都4県の平均	21%	21%	14%	15%	15%	4%	17%	8%	10%	2%	2%	1%	8%	26%

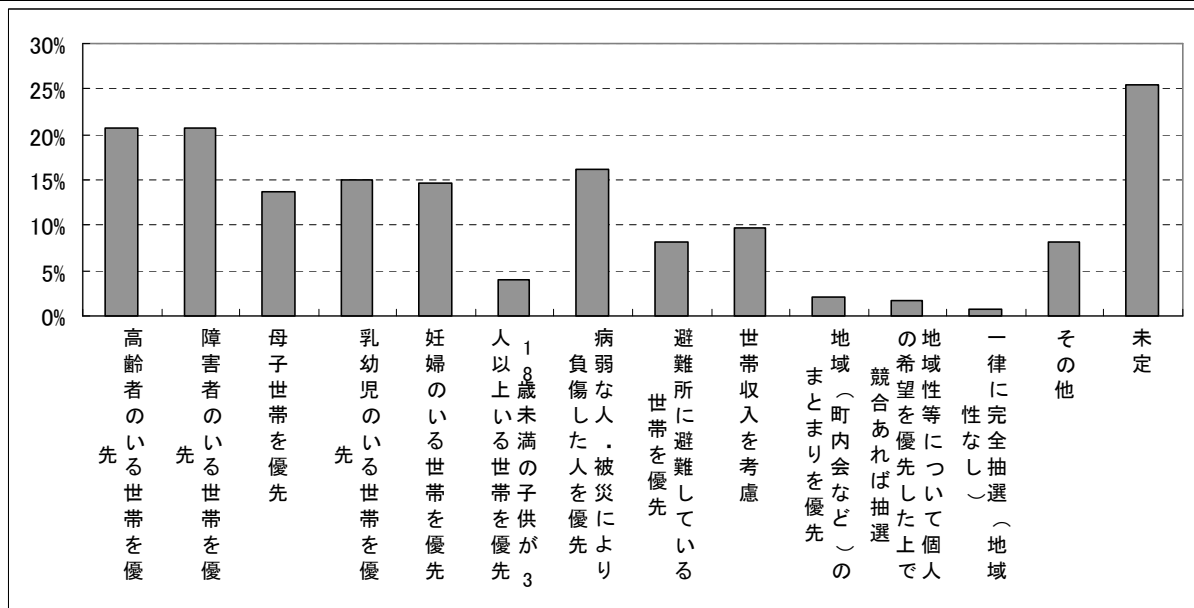


図 10-35 公的な空き家・空き室への入居者の選定方法(1都4県の平均)

表 10-43 選定方法「その他」の具体例

・被災者、特に災害弱者を優先的に
 ・住家が全焼・全壊又は流出した世帯、居住する住家がない世帯、自らの資力では住居を確保できない世帯
 ・仮設住宅対策実施上の基本指針として、甚大な被災地及び災害弱者等向けの措置を優先して実施することとなっている。その中で、入居者予定者の選考は、責任担当部長が責任担当部職員、関係各部職員、町内会会長(代表者)、民生委員等による協議会を開催しその意見を聞いて行う。

(2) 民間の空き家・空き室の活用（民間賃貸住宅等）

1) 現状での課題

- ① 民間からの提供が進まず、供給量が不足する可能性がある。
- ・「公的な空き室の活用（公営住宅等）」に同じ
 - ・例えば東京都では、（社）東京都宅地建物取引業協会等との協定を通じて、震災時に民間賃貸住宅を一時提供する制度を設けており、約1万3千（平成18年10月時点）の協力者（宅建業者・家主）が登録を行っている。提供戸数は概ね1万戸を目標としているが、それだけでは応急住宅の供給量が不足する可能性がある。また、発災時にどれだけこの制度が機能するかは未知数である。

2) 市区町村照会結果から把握・確認した事項

8. ①計画の有無

発災時に被災を免れた民間住宅（民間賃貸アパート等）を応急住宅として活用することについて、計画していますか。該当するものを1つ選び、回答欄に番号をご記入下さい。

回答欄	
-----	--

1. 市区町村の地域防災計画で位置付けている。
2. 市区町村の地域防災計画には記載していないが、計画・検討している。
3. 現状では検討していないが、今後検討する予定である。
4. 民間住宅の活用は検討していない（今のところ予定もない）。

1) 民間の空き家・空き室活用の地域防災計画への位置付け

・民間の空き家・空き室の活用を地域防災計画で位置付けている、または計画・検討している自治体は、東京都区部で 57%、神奈川県で 45%、東京都多摩で 37%、埼玉県で 30%、その他では 1 割以下である。

※宅地建物取引業協会等との協定は一般に都県が行っており、市区町村は都県経由で民間の空き家・空き室の提供を受けることが可能である。

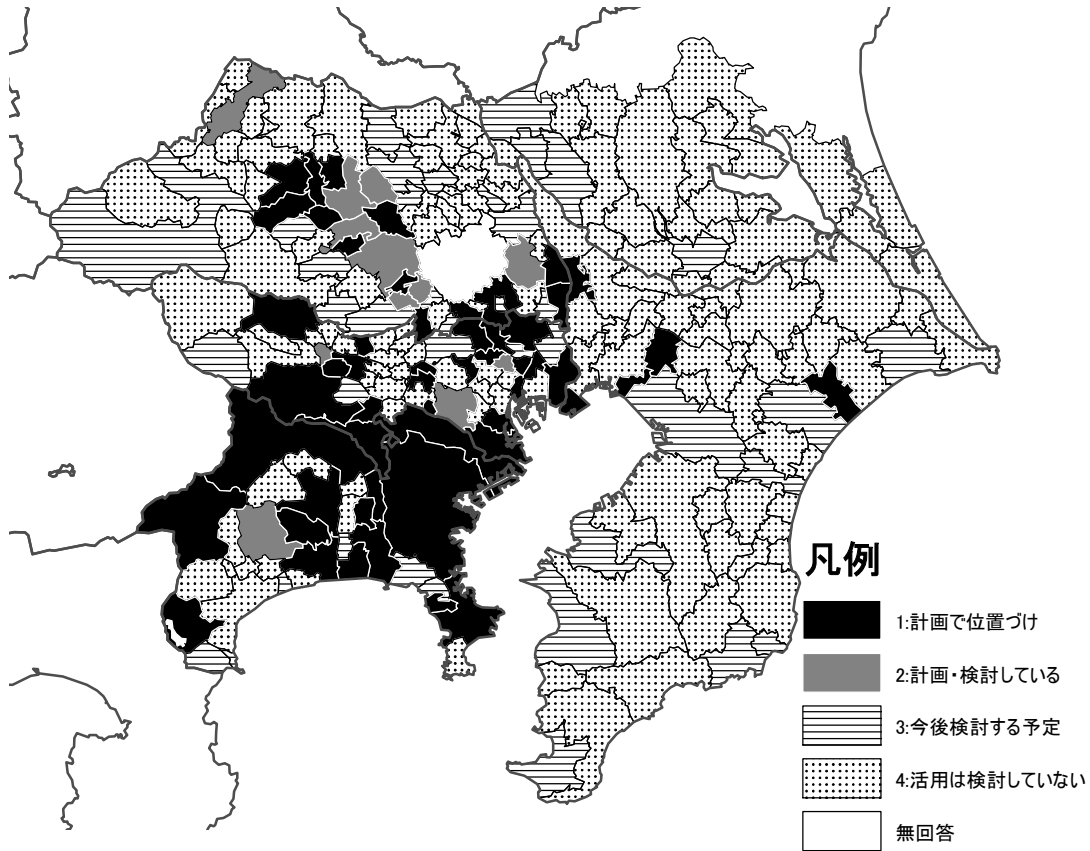
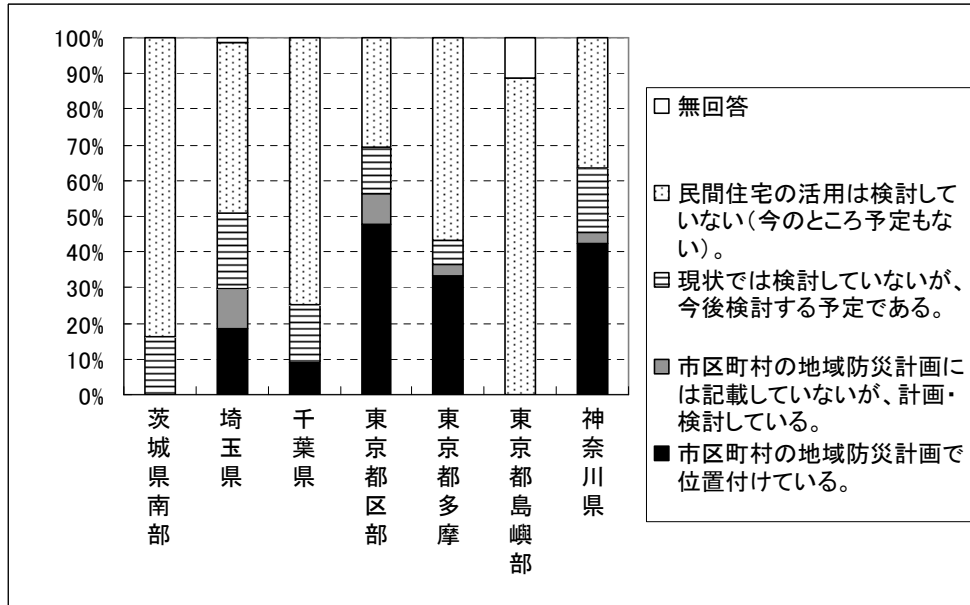


図 10-36 民間の空き家・空き室活用の地域防災計画への位置付け

8. ③入居者の選定方法

入居対象となる被災者の入居先の選定方法はどう考えていますか。該当するものを全て選び、回答欄に○を付けて下さい。

	回答欄
1. 高齢者のいる世帯を優先	
2. 障害者のいる世帯を優先	
3. 母子世帯を優先	
4. 乳幼児のいる世帯を優先	
5. 妊婦のいる世帯を優先	
6. 18歳未満の子供が3人以上いる世帯を優先	
7. 病弱な人・被災により負傷した人を優先	
8. 避難所に避難している世帯を優先	
9. 世帯収入を考慮	
10. 地域（町内会など）のまとまりを優先	
11. 地域性等について個人の希望を優先した上で競合あれば抽選	
12. 一律に完全抽選（地域性なし）	
13. その他（具体的に： _____）	
14. 未定	

2) 民間の空き家・空き室への入居者の選定方法

・民間の空き家・空き室活用を地域防災計画で位置付けている、あるいは計画・検討している市区町村における入居者の選定方法については、未定が1都4県平均で43%と最も多く、次いで、高齢者のいる世帯を優先、障害者のいる世帯を優先がそれぞれ29%である。

表 10-44 民間の空き家・空き室への入居者の選定方法

	高齢者のいる世帯を優先	障害者のいる世帯を優先	母子世帯を優先	乳幼児のいる世帯を優先	妊婦のいる世帯を優先	18歳未満の子供が3人以上いる世帯を優先	病弱な人・被災により負傷した人を優先	避難所に避難している世帯を優先	世帯収入を考慮	地域(町内会など)のまとまりを優先	地域性等について個人の希望を優先した上で競合があれば抽選	一律に完全抽選(地域性なし)	その他	未定	回答対象市区町村数
茨城県南部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
埼玉県	24%	24%	14%	19%	19%	0%	14%	19%	19%	5%	0%	0%	10%	52%	21
千葉県	40%	40%	40%	40%	40%	20%	40%	0%	20%	0%	0%	0%	20%	20%	5
東京都区部	38%	38%	23%	15%	15%	8%	23%	8%	8%	0%	0%	8%	46%	38%	13
東京都多摩	18%	18%	9%	9%	9%	0%	0%	0%	9%	0%	0%	0%	55%	27%	11
東京都島嶼部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
神奈川県	33%	33%	13%	20%	13%	13%	27%	20%	13%	0%	7%	0%	0%	53%	15
1都4県の平均	29%	29%	17%	18%	17%	6%	18%	12%	14%	2%	2%	2%	23%	43%	65

※民間の空き家・空き室活用について地域防災計画で位置付けている、あるいは計画・検討している市区町村が回答対象

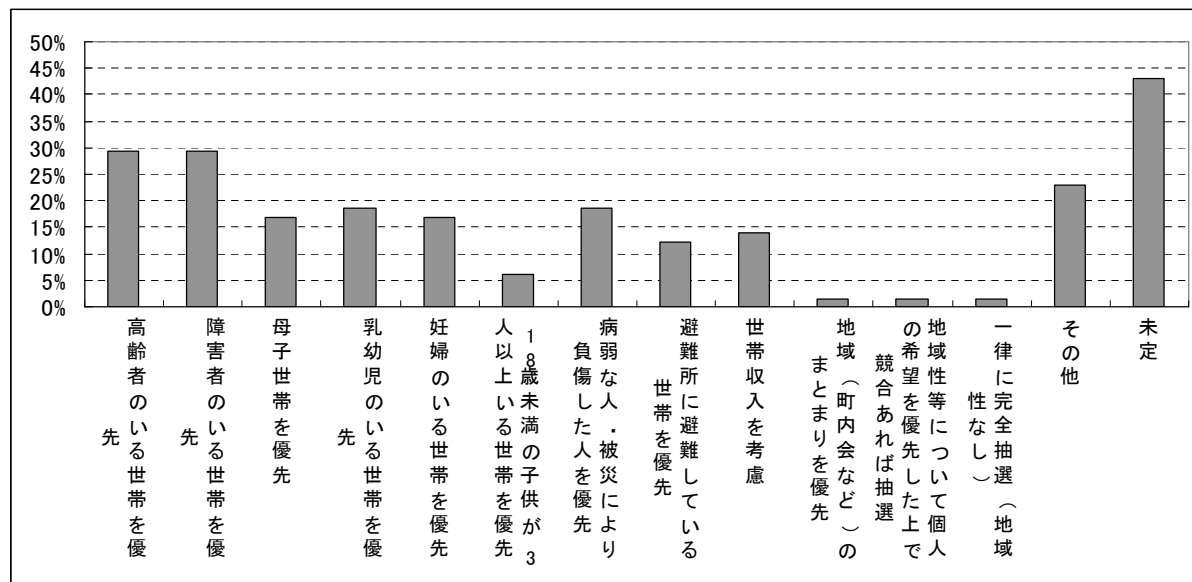


図 10-37 民間の空き家・空き室への入居者の選定方法 (1都4県の平均)

表 10-45 選定方法「その他」の具体例

- ・住家が全焼・全壊又は流出した世帯、居住する住家がない世帯、自らの資力では住居を確保できない世帯
- ・仮設住宅対策実施上の基本指針として、甚大な被災地及び災害弱者等向けの措置を優先して実施することとなっている。その中で、入居者予定者の選考は、責任担当部長が責任担当部職員、関係各部職員、町内会会長(代表者)、民生委員等による協議会を開催しその意見を聞いて行う。
- ・利用希望の被災者が町窓口申請

1) 応急仮設住宅への入居者の選定方法

・ 応急仮設住宅への入居者の選定方法については、障害者のいる世帯を優先が1都4県平均で48%と最も多く、次いで、高齢者のいる世帯を優先が47%、母子世帯を優先が36%、病弱な人・被災により負傷した人を優先が35%、乳幼児のいる世帯を優先、未定がそれぞれ30%となっている。

表 10-46 応急仮設住宅への入居者の選定方法

	高齢者のいる世帯を優先	障害者のいる世帯を優先	母子世帯を優先	乳幼児のいる世帯を優先	妊婦のいる世帯を優先	18歳未満の子供が3人以上いる世帯を優先	病弱な人・被災により負傷した人を優先	避難所に避難している世帯を優先	世帯収入を考慮	地域（町内会など）のまとまりを優先	地域性等について個人希望を優先した上で競争があれば抽選	一律に完全抽選（地域性なし）	その他	未定
茨城県南部	60%	60%	44%	44%	36%	16%	60%	20%	20%	0%	0%	0%	4%	32%
埼玉県	56%	58%	41%	41%	39%	13%	42%	17%	28%	14%	3%	0%	18%	24%
千葉県	46%	46%	46%	23%	23%	9%	39%	11%	34%	2%	0%	0%	21%	32%
東京都区部	48%	48%	30%	13%	9%	0%	22%	9%	9%	4%	4%	4%	57%	22%
東京都多摩	17%	17%	10%	10%	7%	0%	7%	7%	10%	3%	0%	0%	47%	37%
東京都島嶼部	44%	44%	33%	22%	33%	11%	22%	33%	11%	0%	0%	0%	11%	33%
神奈川県	48%	48%	27%	39%	30%	9%	30%	24%	30%	3%	6%	0%	12%	36%
1都4県の平均	47%	48%	36%	30%	27%	9%	35%	15%	24%	6%	2%	0%	23%	30%

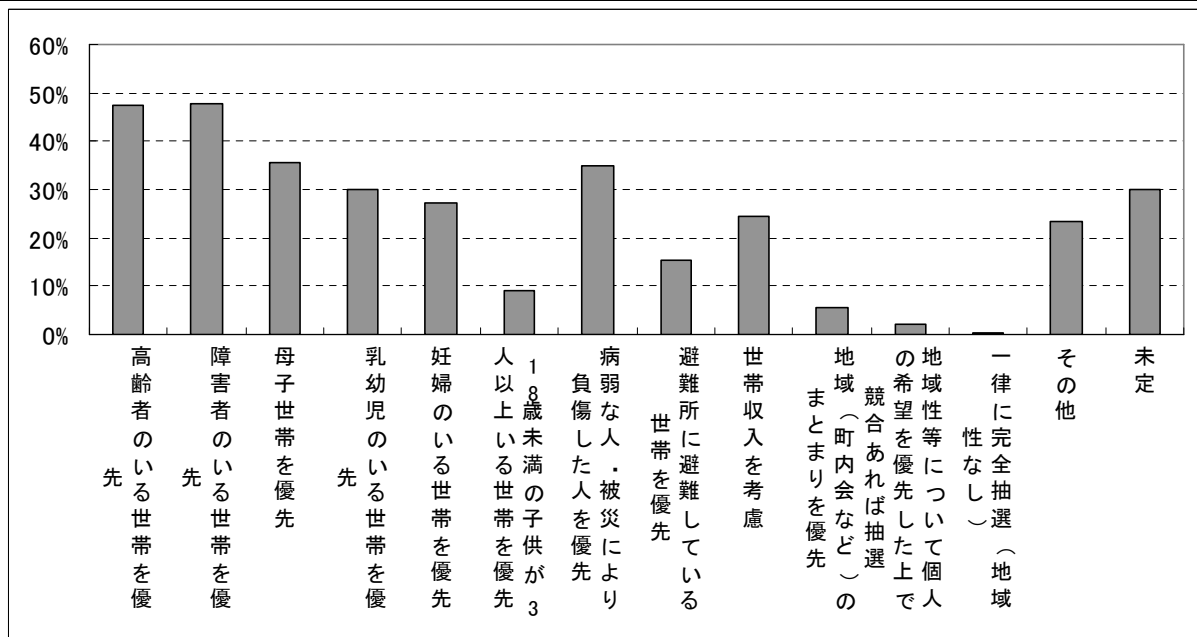


図 10-38 応急仮設住宅への入居者の選定方法 (1都4県の平均)

表 10-47 応急仮設住宅への入居者の選定方法

・生活保護法の被保護者・要保護者、特定の資産のない高齢者等、生活保護法の被保護者並びに要保護者、特定の資産のない失業者、特定の資産のない未亡人並びに母子世帯、特定の資産のない老人・病弱者並びに身体障害者、特定の資産のない勤労者、特定の資産のない小企業者、前各号に準ずる経済的弱者
 ・選考委員会を設けて選定
 ・全焼・全壊又は流出し、現に居住する住家がないもので、かつ自己の資力によって住宅を確保できない者

2. 7 避難者対策への意見・要望等について（市区町村への照会結果）

10. 避難者対策についての意見・要望等

首都直下地震時における避難者対策について意見・要望等ございましたらご記入下さい。

1) 避難者対策についての意見・要望等

表 10-48 避難者対策についての意見・要望等

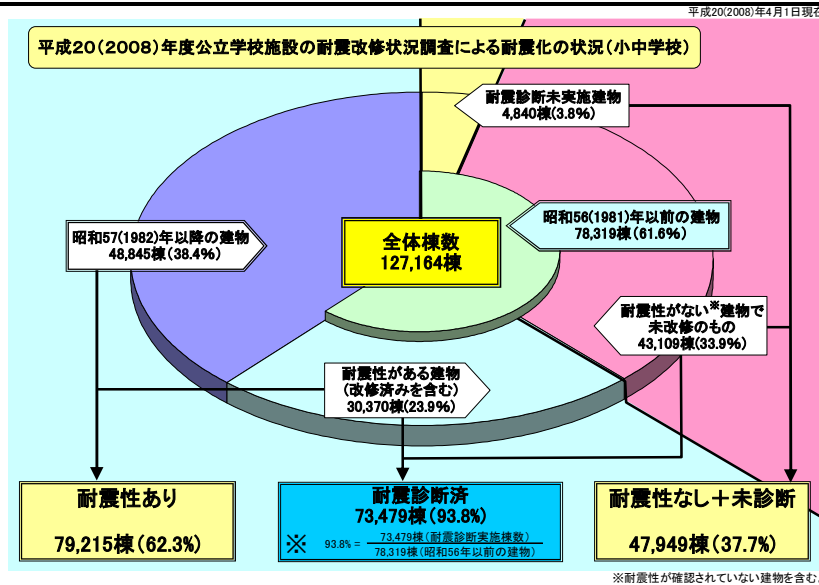
<p>・地元住民の避難者のみならず、昼間都県民の避難者いわゆる「帰宅困難者」について都県と連携した訓練、計画等の対策を今後充実させていく必要があると考えます。</p>
<p>・居住者の多くが市区町村内の高層及び超高層住宅に居住し、高齢者や独居が考えられる。現在の建築基準に基づき建設されていることから安全性はある程度確保されており、居住自体に問題はないと思われる。災害時に、ライフラインが遮断された場合、これらの住民は孤立してしまう。これら住民の把握とその後の情報収集や提供、肉体面及び精神面から医療の実施とケアをどうするか？また、居室や住宅全体の衛生状態の悪化などが心配である。</p>
<p>・これまでの想定と比べて、被害最大ケースの場合、避難者の大幅な増加が想定されており、既存の避難所運営計画では、対応が困難であるため、民間施設の避難所指定等を含む避難者対応を検討している。しかし、民間施設を避難所として利用する場合には、施設所有者の業務を一時中断してもらう必要や、使用に伴う施設損壊の可能性があり、また、これにより、以降の業務継続に支障を来すことも考えられ、避難所に該当し得る全ての施設所有者からの理解を得るのは、困難であると考えられる。そのため、国からの、避難所施設の提供を含む、災害対応目的の地域貢献について、モデルの提示など更なる周知徹底と、参加企業への優遇措置を創設して欲しい。</p>
<p>・「住家の倒壊はしていないが、ライフラインがストップしてしまって生活に困っている」と言う状況の住民が多く出てくる可能性があるため、啓発活動や配布用の備蓄品整備(携帯用トイレなど)を進める必要がある。</p>
<p>・現在、地域防災計画の修正を行っており、具体的な避難者対策については、今後検討し、実行することとなるので、当該現況把握調査の結果を踏まえ、調整を進めていきたい。また、今回の修正で新たに記載した空き家の供給、応急危険度判定等の幾つかの項目については、詳細に検討する必要がある。</p>
<p>・災害時要援護者の避難支援に関する都県の具体的な取り組みを確立していただきたい。</p> <p>・ペットの避難対策について、都県の具体的な取り組みを確立していただきたい。</p> <p>・帰宅困難者とならないような、具体的な対策のPR、啓発をしていただきたい。</p>
<p>・首都がマヒした場合に、離島への避難等は考えていないのかどうか？</p> <p>・地震があった場合に、電力供給がストップすることが考えられます。その場合の都民等への情報伝達手段は？</p>
<p>・帰宅困難者対策にあつては、広域的な相互連携が絶対不可欠であり、特に情報共有に必用となる資機材、環境の整備が喫緊の課題である。</p>
<p>・地震発生確率が高いのであれば、全市町村に避難者対策を含めた防災・応急対策マニュアルの作成を義務付けてはどうか。</p> <p>・マニュアル作成に当たっては、モデルマニュアルを国が作成し、都県と市町村がワーキンググループを組織して、各機関と調整した後に各市町村の実情や地域特性を加味したものとする。</p> <p>・マニュアル作成費用の補助制度</p>
<p>・隣接する都県との災害情報の相互提供を実施する必要があるのではないかと。「都県災害時災害情報交換マニュアル」を策定し、発受信する情報を管下の市町村に提供をいただきたい。</p>
<p>・ハード的な避難所の整備は、逐次市が検討を行なってきたが、避難所の運営に関して、地域住民やボランティアが行なうと地域防災計画上ではなっているが、地域住民への周知や訓練などといったソフト面での戦略が必要不可欠になると思われる中で、地域</p>

のコミュニティの低下などがありどのような方法でこれらを行なうべきか色々問題がある。

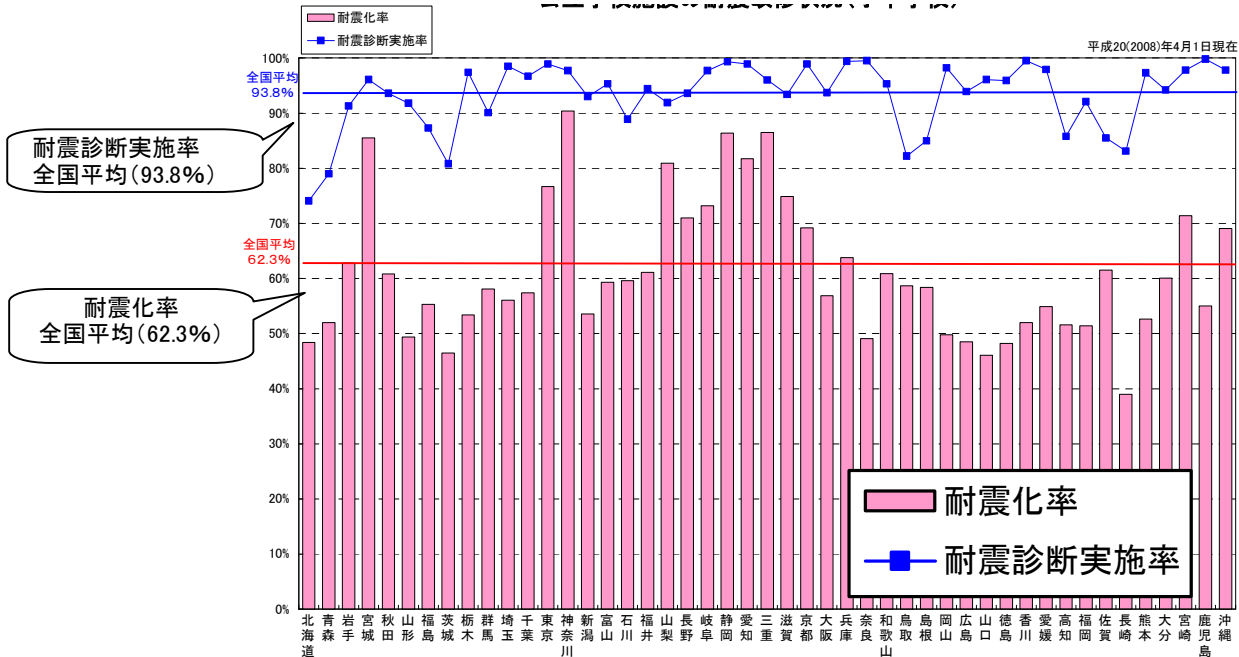
- 当市の避難者対策も重要であるが、他市から入ってくる避難者の対策も検討する必要がある。

参考資料 1 1 公立小中学校施設の耐震化等の状況

- ・ 震災時に多くが避難所となる公立小中学校施設の耐震化率〔全建物のうち、耐震性がある棟数（昭和 57 年以降建築の棟及び、昭和 56 年以前建築で耐震性がある棟と耐震補強済みの棟）の割合〕は 62%（全国平均、平成 20 年 4 月 1 日現在）である。なお、埼玉県は 56%、千葉県は 57%、東京都は 77%、神奈川県は 90%である。
- ・ 数はそれほど多くはないが、耐震診断も行っていない施設もあり、耐震診断実施率〔旧耐震基準建物（昭和 56 年以前建築）のうち耐震診断実施済棟数の割合〕は 94%（全国平均、平成 20 年 4 月 1 日現在）である。なお、千葉県は 97%、埼玉県・東京都は 99%、神奈川県は 98%である。
- ・ 学校ごとの耐震診断の結果を公表している設置者の割合（平成 20 年度中の公表予定含む）は 65%（全国平均、平成 20 年 4 月 1 日現在）である。なお、埼玉県は 58%、千葉県は 76%、東京都 83%、神奈川県は 65%である。



図表11-1 公立小中学校施設の耐震化の状況(平成20年4月1日現在)



図表 1 1-2 公立小中学校施設の耐震改修状況(平成20年4月1日現在)

(以上、「公立学校施設の耐震改修状況調査の結果について」(文部科学省、平成 20 年 6 月 20 日))

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/06/08061608.htm

参考資料 1 2 避難所及び応急住宅に関する需給バランスの試算結果

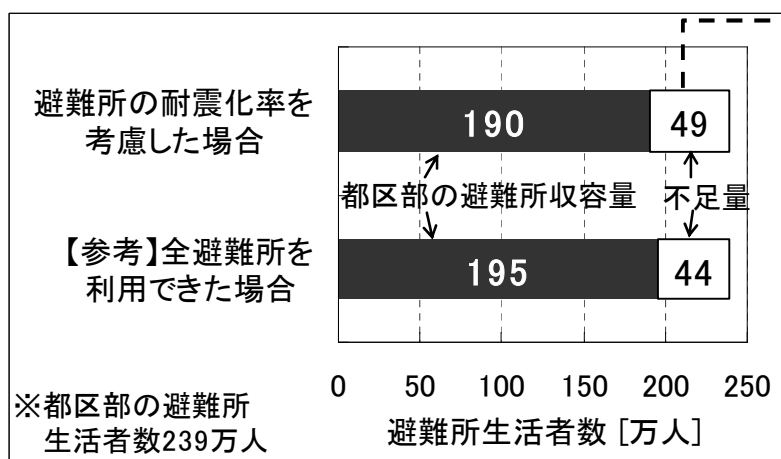
首都直下地震（東京湾北部地震）の被害想定結果に基づく避難需要・応急住宅需要と、現状での対策現況との比較により、避難所及び応急住宅に関する需給バランスを試算した。

【避難所生活期】

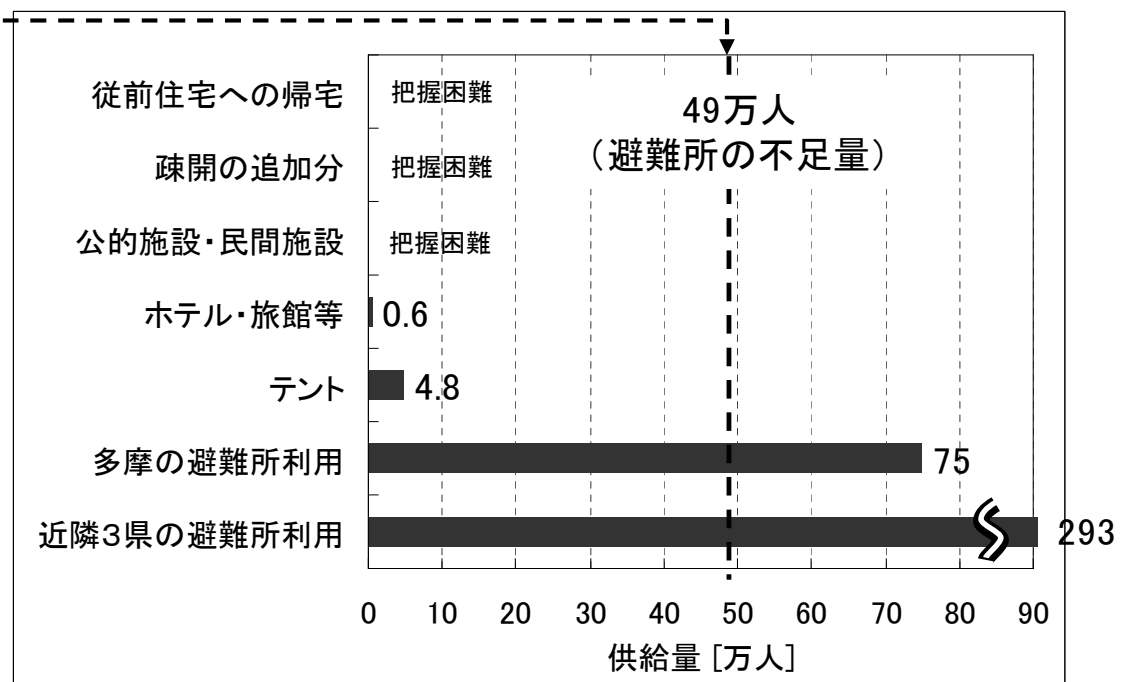
避難所の不足量（東京都区部）と、その不足量に対する供給可能量の推計

（東京湾北部地震、M7.3、冬 18 時、風速 15m/s、発災 1 日後）

		推定 [万人]	推定根拠
避難所の不足量*1	避難所の耐震化率を考慮した場合	49	東京都区部の避難所生活者数(239 万人 *2)から一次避難所の収容可能人数(耐震化率を考慮した場合 190 万人、全避難所を利用できた場合 195 万人 *3)を引いた値
	【参考】全避難所を利用できた場合	44	
不足量に対する供給可能量	従前住宅への帰宅	—	(把握困難)
	疎開の追加分 (※親類・知人宅等への避難は既に考慮されており、さらなる疎開を意味する)	—	(把握困難)
	公的施設・民間施設	—	(把握困難)
	ホテル・旅館等	0.6	≒5,814 人 *3
	テント	4.8	≒1.2 万人(区保有分 *3)+3.6 万人(都調達分 *4)
	多摩の避難所利用	75	≒74.9 万人(耐震化率を考慮した多摩地区の避難所の余剰 *2,*3)
	近隣 3 県の避難所利用	293	≒292.6 万人(耐震化率を考慮した埼玉県、千葉県、神奈川県)の避難所の余剰 *3,*5)



～東京都区部で発生する避難所の不足量～



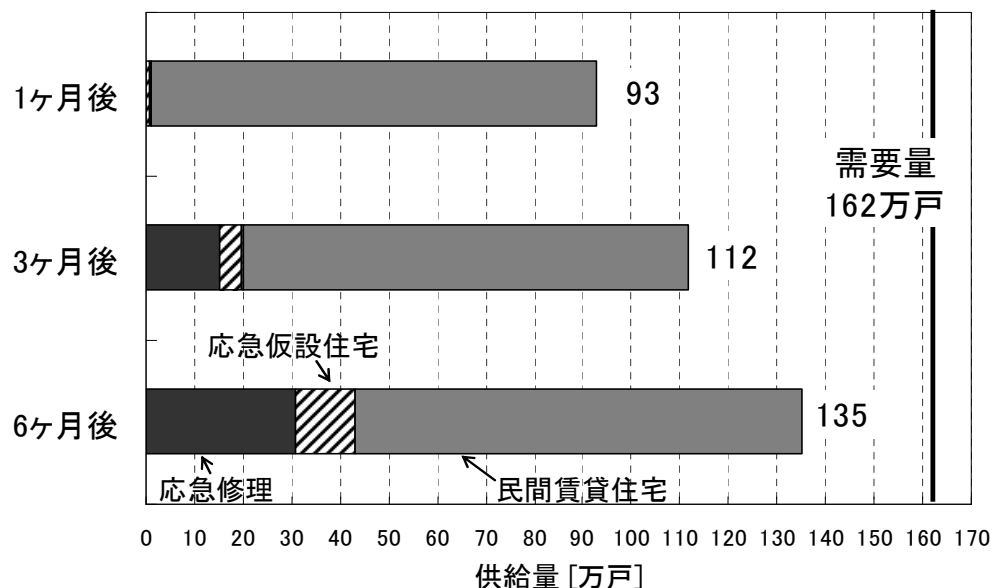
- *1: 「耐震化率を考慮した場合」では、耐震化されていない建物の全半壊率を区市町村平均震度が震度 6 強の場合 20%、震度 6 弱の場合 5%として利用困難となる収容量を算出し、元の総収容量（全避難所を利用できた場合）から除外している。
- *2: 「首都直下地震による東京の被害想定」（東京都、平成 18 年 5 月）の結果（東京湾北部地震、M7.3、冬 18 時、風速 15m/s、発災 1 日後）を引用
- *3: 市区町村へのアンケート結果を踏まえた数値。避難所の 1 人あたりの収容面積は各市区町村で決めており、市区町村によって異なる。
- *4: 東京都へのアンケート結果を踏まえた数値。都全体の数値であるが、不足の大きい都区部に全量割り当てると仮定
- *5: 埼玉県、千葉県、神奈川県)の避難所生活者数は、中央防災会議「首都直下地震被害想定」（平成 17 年 2 月 25 日）（東京湾北部地震、M7.3、冬 18 時、風速 15m/s、発災 1 日後）の値

【応急住宅生活期】

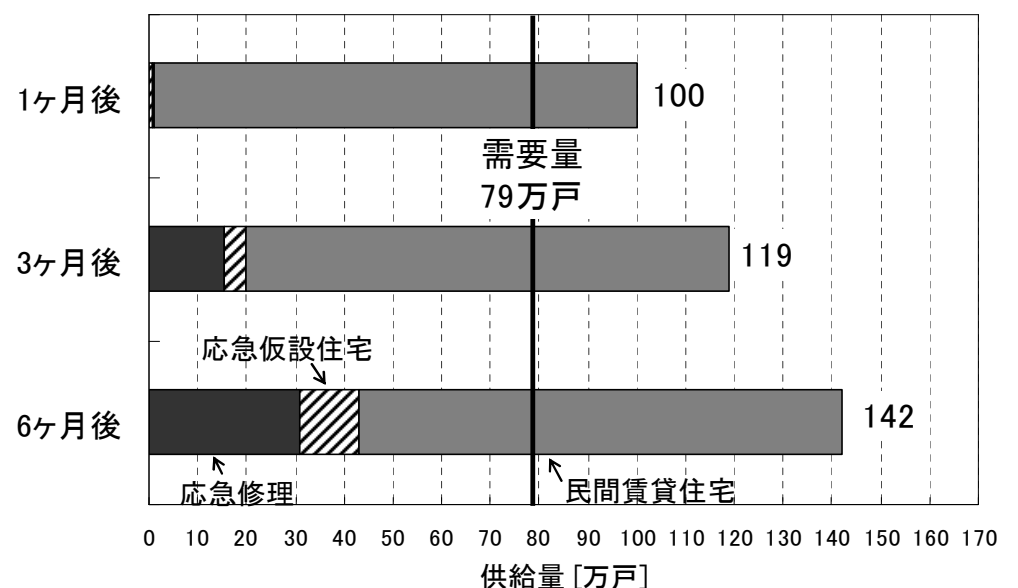
応急住宅の需要量と供給可能量の推計（1都3県）

（東京湾北部地震、M7.3）

		推定 [万世帯、万戸]		推定根拠
		風速 15m/s (冬 18 時)	風速 3m/s (冬 5 時)	
応急住宅 の需要量	住宅を失った 世帯数	162	79	162 万世帯 = {(風速 15m/s の場合の建物被災が要因の都県別 避難者数 *1) × (都県別の世帯数 ÷ 人口)} の 1 都 3 県 合計 79 万世帯 = {(風速 3m/s の場合の建物被災が要因の都県別 避難者数 *1) × (都県別の世帯数 ÷ 人口)} の 1 都 3 県 合計
応急住宅 の供給可 能量	応急修理	0.0	(1 ヶ月後)	半年後における応急修理戸数 = 0.5 × 木造半壊戸数 *2
		15.4	(3 ヶ月後)	
		30.8	(6 ヶ月後)	
	応急仮設住宅	0.88	(1 ヶ月後)	「平成 18 年度災害対策業務関連資料集」 ((社) プレハブ建築協会) *3
		4.4	(3 ヶ月後)	
		12.2	(6 ヶ月後)	
公営住宅等	0.18	0.19	≒ 提供可能数(約 2,000 戸 *4) × (1 - 被災率) 被災率 = 全壊・焼失率 *1 + 0.5 × 半壊率 *1	
民間賃貸住宅	91.9	98.9	≒ 提供可能数(105 万戸 *5) × (1 - 被災率) 被災率 = 全壊・焼失率 *1 + 0.5 × 半壊率 *1	



冬18時・風速15m/sのケース



冬5時・風速3m/sのケース

※なお、1都3県の周辺県（茨城、栃木、群馬、山梨、静岡）では、約33万戸の賃貸用住宅の空き家・空き室がある。

- *1：中央防災会議「首都直下地震被害想定」（平成17年2月25日）（東京湾北部地震、M7.3、15m/s（冬18時発災）または風速3m/s（冬5時発災））の値
- *2：半壊戸数に対する応急修理戸数の比は、阪神・淡路大震災で4%、新潟県中越地震で66%であり、今回は比を50%とし、木造半壊戸数の半分が最終的には応急修理されるものとした。なお、木造半壊戸数は、木造住宅半壊棟数×木造住宅1棟当たり平均戸数（＝木造住宅戸数／木造住宅棟数）により求めた。また、応急危険度判定に約1ヶ月以上要する可能性もあり、発災1ヶ月後では応急修理はほとんど行われぬものとし、6ヶ月後には対象となる全ての建物の修理が完了し、3ヶ月後はその半分が終了するものと仮定した。
- *3：「平成18年度災害対策業務関連資料集」（(社)プレハブ建築協会）によれば、関東ブロックを対象とした建設要請受諾後の供給（建設）戸数は、1ヶ月以内が8,800戸、3ヶ月以内が44,000戸、6ヶ月以内が122,000戸となっている。なお、市区町村アンケート結果によれば、1都3県における応急仮設住宅建設可能用地は約1,600ヘクタールであり、応急仮設住宅1戸あたり約80㎡（阪神・淡路大震災の実績）と仮定すると、応急仮設住宅の建設可能用地は20万戸分ある計算となる。
- *4：市区町村・都県へのアンケート結果
- *5：平成15年住宅・土地統計調査及び*4より算定。なお、住宅・土地統計調査では、市場に出ていない物件や高額物件も含まれている可能性がある。

